

2.3 海岸改変状況調査

1) 海岸の現況

(1) 全 国

全国の海岸(汀線)区分別延長と構成比を、表Ⅲ－２－13、図Ⅲ－２－53に示す。

全国の海岸の総延長は 32,799.02km、そのうち本土域は 19,297.54km (58.84%)、島しょ域は 13,501.48km (41.16%) である。

全国では自然海岸が 17,413.94km (53.09%)、半自然海岸が 4,252.79km (12.97%)、人工海岸が 10,821.58km (32.99%)、本土域では自然海岸が 8,156.47km (42.27%)、半自然海岸が 2,937.46km (15.22%)、人工海岸が 7,920.60km (41.04%)、島しょ域では自然海岸が 9,257.47km (68.57%)、半自然海岸が 1,315.33km (9.74%)、人工海岸が 2,900.98km (21.49%) となっている。

表Ⅲ－２－13 全国の海岸(汀線)区分別延長と構成比

(km,%)

区 分	海岸延長	構 成 比		
		全国比	本土域比	島しょ域比
全 国	32,799.02	100.00	—	—
自然海岸	17,413.94	53.09	—	—
半自然海岸	4,252.79	12.97	—	—
人工海岸	10,821.58	32.99	—	—
河口部	310.71	0.95	—	—
本土域海岸	19,297.54	58.84	100.00	—
自然海岸	8,156.47	24.87	42.27	—
半自然海岸	2,937.46	8.96	15.22	—
人工海岸	7,920.60	24.15	41.04	—
河口部	283.01	0.86	1.47	—
島しょ域海岸	13,501.48	41.16	—	100.00
自然海岸	9,257.47	28.22	—	68.57
半自然海岸	1,315.33	4.01	—	9.74
人工海岸	2,900.98	8.84	—	21.49
河口部	27.70	0.08	—	0.21

注) 本年度(第5回)未調査の兵庫県を含まない。

① 自然海岸

自然海岸区分別延長と構成比を、図Ⅲ－２－５４に示す。

全国、本土域、島しょ域ともに、「海岸に浜が発達していない海岸」が最も多い。

全国では、「砂浜海岸」が 3,491.92km (20.05%)、「礫浜海岸」が 1,011.24km (5.81%)、「磯浜海岸」が 4,001.31km (22.98%) となっている。

本土域では、「砂浜海岸」が 2,168.67km (26.59%)、「礫浜海岸」が 456.35km (5.59%)、「磯浜海岸」が 1,599.50km (19.61%) となっている。

島しょ域では、「砂浜海岸」が 1,323.25km (14.29%)、「礫浜海岸」が 554.89km (5.99%)、「磯浜海岸」が 2,401.81km (25.49%) となっている。

② 半自然海岸

半自然海岸区分別延長と構成比を、図Ⅲ－２－５５に示す。

全国、本土域、島しょ域ともに、「砂浜海岸」が最も多い。

全国では、「砂浜海岸」が 2,364.99km (55.61%)、「礫浜海岸」が 203.11km (4.78%)、「磯浜海岸」が 895.80km (21.06%) となっている。

本土域では、「砂浜海岸」が 1,739.98km (59.23%)、「礫浜海岸」が 147.78km (5.03%)、「磯浜海岸」が 557.78km (18.99%) となっている。

島しょ域では、「砂浜海岸」が 625.01km (47.52%)、「礫浜海岸」が 55.33km (4.21%)、「磯浜海岸」が 338.02km (25.70%) となっている。

③ 人工海岸

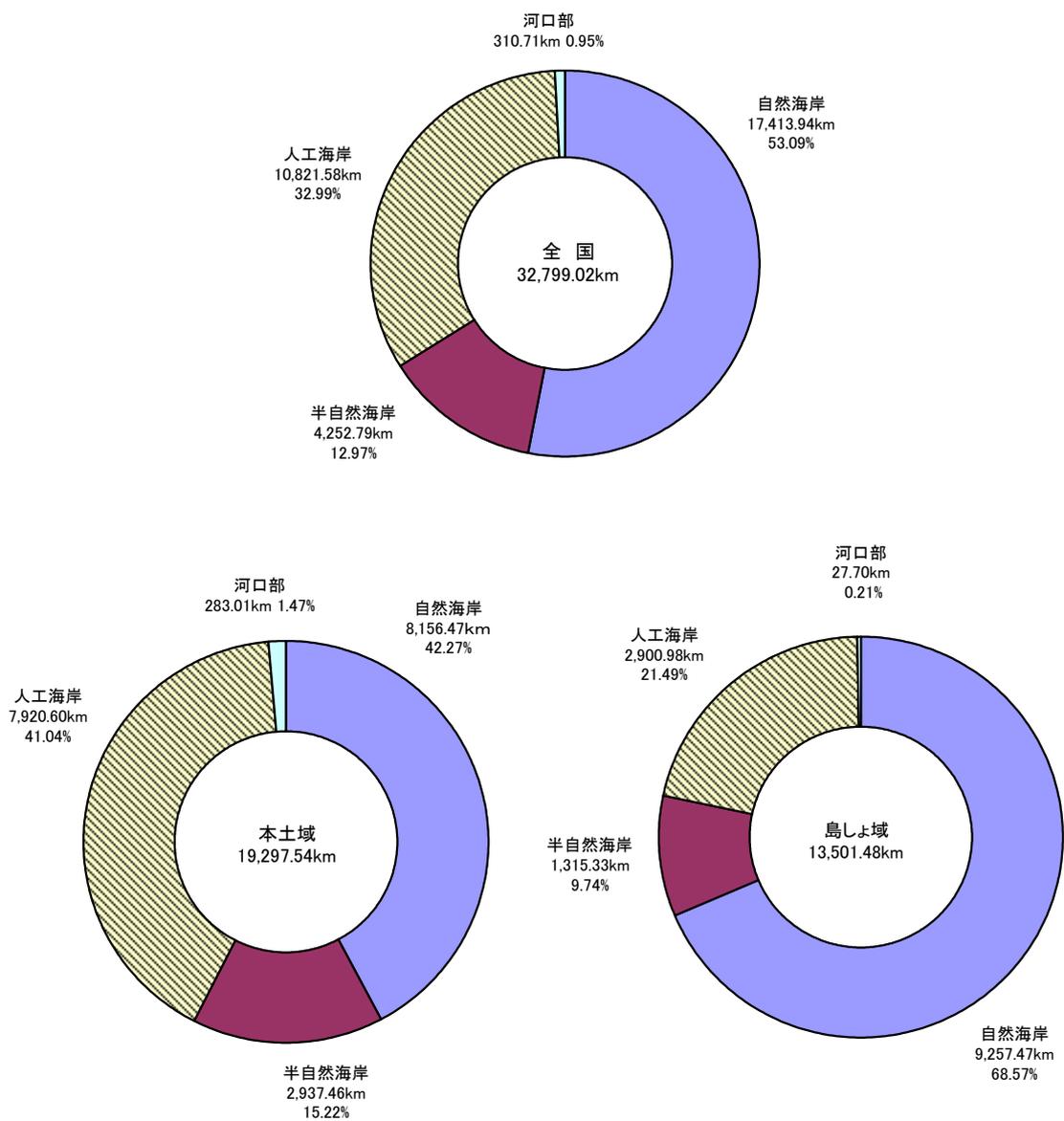
人工海岸区分別延長と構成比を、図Ⅲ－２－５６に示す。

全国、本土域、島しょ域ともに、「埋立直立護岸」、「その他の直立護岸」が多く、人工海岸のほとんどはこれらの海岸で占められている。

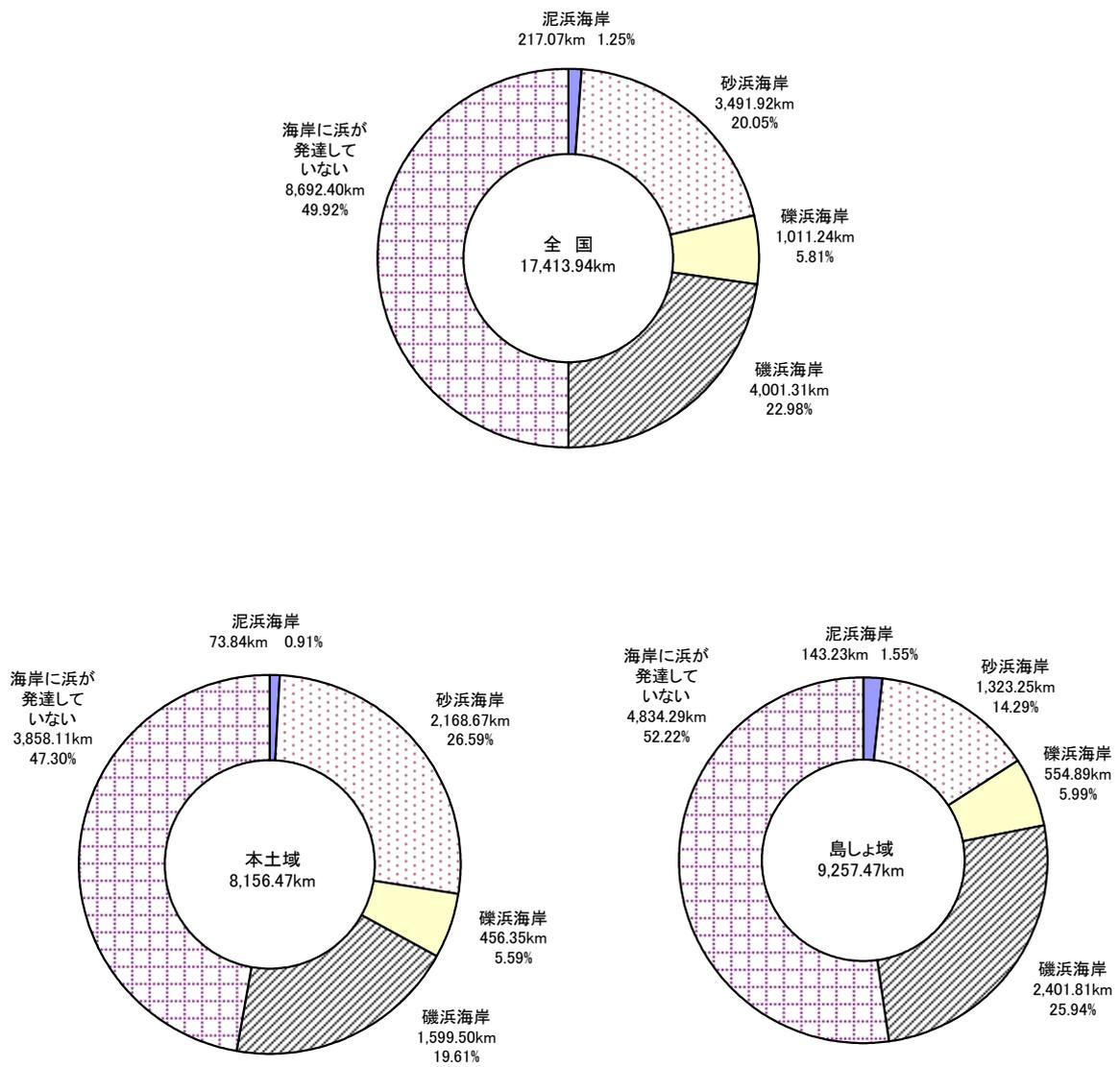
全国では、「埋立直立護岸」が 5,663.52km (52.34%)、「その他の直立護岸」が 4,235.77km (39.14%) となっている。

本土域では、「埋立直立護岸」が 4,197.54km (53.00%)、「その他の直立護岸」が 2,952.99km (37.28%) となっている。

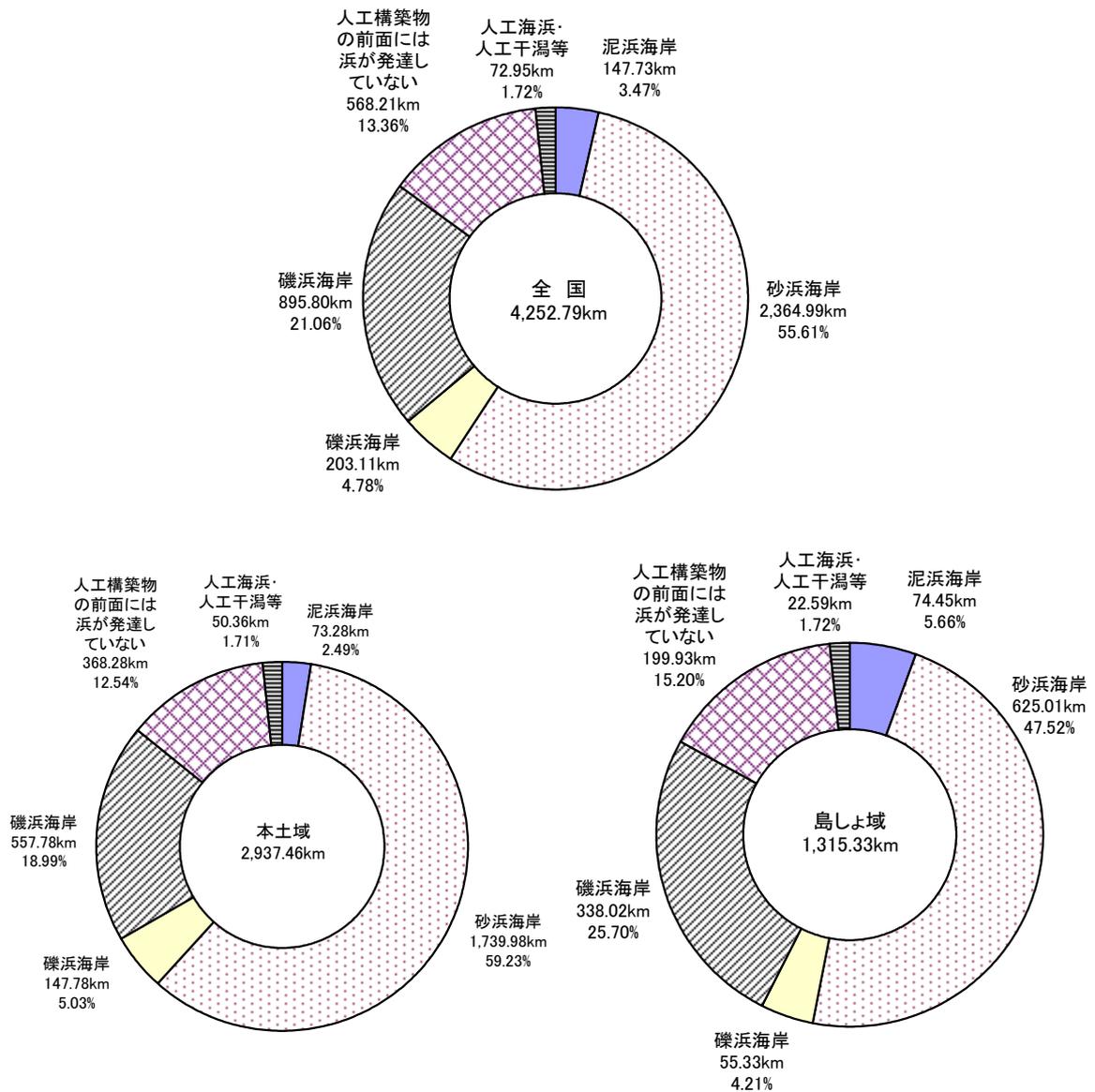
島しょ域では、「埋立直立護岸」が 1,465.98km (50.53%)、「その他の直立護岸」が 1,282.78km (44.22%) となっている。



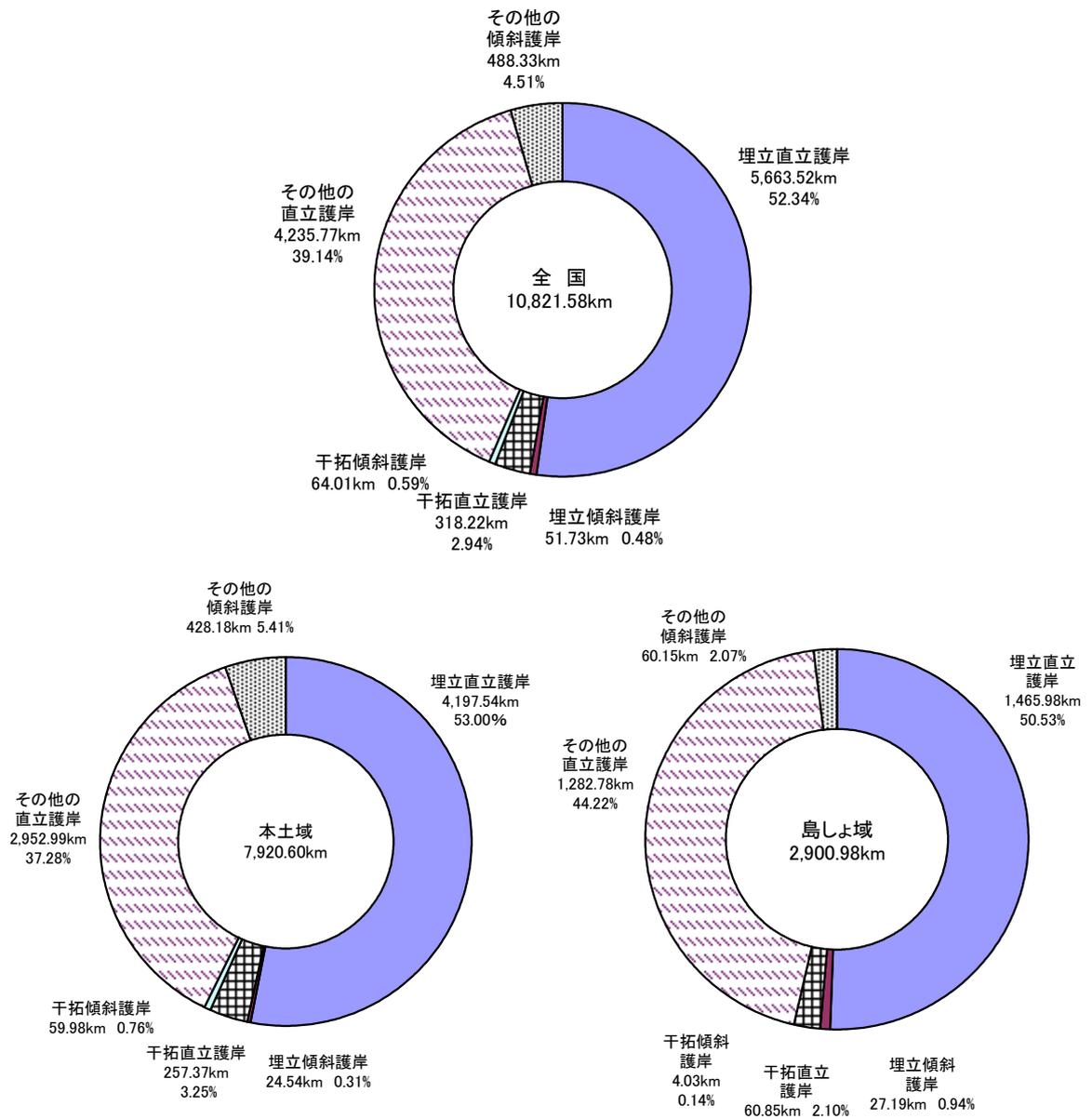
図Ⅲ-2-53 海岸(汀線)区別延長と構成比



図Ⅲ-2-54 自然海岸区別延長と構成比



図Ⅲ-2-55 半自然海岸区分別延長と構成比



図Ⅲ-2-56 人工海岸区別延長と構成比

(2) 都道府県

都道府県別海岸(汀線)区分別延長を、図Ⅲ－２－５７に示す。

長崎県の海岸延長が 4,299.71km (全国の海岸延長の 13.11%) と最も長く、次いで北海道 (3,142.68km 同 9.58%)、鹿児島県 (2,809.13km 同 9.56%)、沖縄県 (1,756.85km 同 5.36%)、愛媛県 (1,564.07km 同 4.77%) となっている。

海岸延長が最も短いのは山形県 (102.68km 全国の海岸延長の 0.31%) で、次いで富山県 (136.38km 同 0.42%)、鳥取県 (155.06km 同 0.47%)、福島県 (187.38km 同 0.57%)、茨城県 (199.64km 同 0.61%) となっている。

都道府県別海岸(汀線)区分別延長の構成比を、図Ⅲ－２－５８に示す。

島根県、岩手県、鹿児島県、長崎県、沖縄県などが自然海岸延長の割合が高く (人工海岸の割合が低い)、大阪府、愛知県、富山県、茨城県、神奈川県などが自然海岸延長の割合が低い (人工海岸延長の割合が高い)。

① 自然海岸

都道府県別自然海岸区分別延長を、図Ⅲ－２－５９に示す。

長崎県の自然海岸延長が 2,962.32km (全国の自然海岸延長の 17.01%) と最も長く、次いで鹿児島県 (2,071.63km 同 11.90%)、北海道 (1,766.26km 同 10.14%)、沖縄県 (1,203.08km 同 6.91%) となっている。

自然海岸延長が最も短いのは大阪府 (1.89km 全国の自然海岸延長の 0.01%) で、次いで富山県 (7.15km 同 0.04%)、茨城県 (26.75km 同 0.15%)、愛知県 (31.70km 同 0.18%)、福島県 (36.88km 同 0.21%) となっている。

都道府県別自然海岸延長と構成比を、図Ⅲ－２－６０に示す。

島根県の自然海岸延長の割合が 77.17% と最も高く、次いで岩手県 (77.00%)、鹿児島県 (73.75%)、長崎県 (68.90%)、沖縄県 (68.48%) となっている。

自然海岸延長の割合が最も低いのは大阪府 (0.78%) で、次いで愛知県 (5.10%)、富山県 (5.24%)、茨城県 (13.40%)、神奈川県 (19.30%) となっている。

長崎県、鹿児島県は、自然海岸延長が長く、自然海岸延長の割合も高い。

② 半自然海岸

都道府県別半自然海岸区分別延長を、図Ⅲ－２－６１に示す。

北海道の半自然海岸延長が 580.17km (全国の半自然海岸延長の 13.64%) と最も長く、次いで長崎県 (544.71km 同 12.81%)、愛媛県 (349.47km 同 8.22%)、鹿児島県 (271.19km 同 6.38%)、沖縄県 (225.11km 同 5.29%) となっている。

半自然海岸延長が最も短いのは佐賀県 (7.62km 全国の半海岸延長の 0.18%) で、次いで大阪府 (10.94km 同 0.26%)、山形県 (11.71km 同 0.28%)、岩手県 (13.47km 同 0.32%)、富山県 (14.88km 同 0.35%) となっている。

都道府県別半自然海岸延長と構成比を、図Ⅲ－２－62 に示す。

福島県の半自然海岸延長の割合が 37.19%と最も高く、次いで秋田県 (33.61%)、鳥取県 (25.11%)、高知県 (24.66%)、愛媛県 (22.34%) となっている。

半自然海岸延長の割合が最も低いのは岩手県 (2.01%) で、次いで佐賀県 (2.09%)、東京都 (2.84%)、大阪府 (4.50%)、山口県 (4.70%) となっている。

③ 人工海岸

都道府県別人工海岸区分別延長を、図Ⅲ－２－63 に示す。

長崎県の人工海岸延長が 777.93km (全国の人工海岸延長の 7.19%) と最も長く、次いで北海道 (761.25km 同 7.03%)、広島県 (692.88km 同 6.40%)、山口県 (629.49km 同 5.82%)、熊本県 (524.54km 同 4.85%) となっている。

人工海岸延長が最も短いのは山形県 (34.49km 全国の人工海岸延長の 0.32%) で、次いで鳥取県 (47.07km 同 0.43%)、秋田県 (75.61km 同 0.70%)、福島県 (78.63km 同 0.73%)、富山県 (107.54km 同 0.99%) となっている。

都道府県別人工海岸延長と構成比を、図Ⅲ－２－64 に示す。

大阪府の人工海岸延長の割合が 92.57%と最も高く、次いで愛知県 (82.31%)、富山県 (78.85%)、茨城県 (77.74%)、神奈川県 (70.49%) となっている。

人工海岸延長の割合が最も低いのは島根県 (15.15%) であり、次いで鹿児島県 (15.92%)、沖縄県 (18.07%)、長崎県 (18.09%)、岩手県 (20.22%) となっている。

④ 自然海岸の長い市町村

自然海岸延長の長い市町村 (上位 30 位) を、図Ⅲ－２－65 に示す。

自然海岸延長は、長崎県美津島町 (356.80km)、鹿児島県瀬戸内町 (302.49km)、東京都小笠原村 (298.92km)、長崎県福江市 (222.64km)、沖縄県竹富町 (203.38km) が特に長く、これらの市町村は海岸総延長に対する占有率も 80% 以上と高い。

自然海岸(砂浜)延長の長い市町村 (上位 10 位) を、表Ⅲ－２－14 に示す。

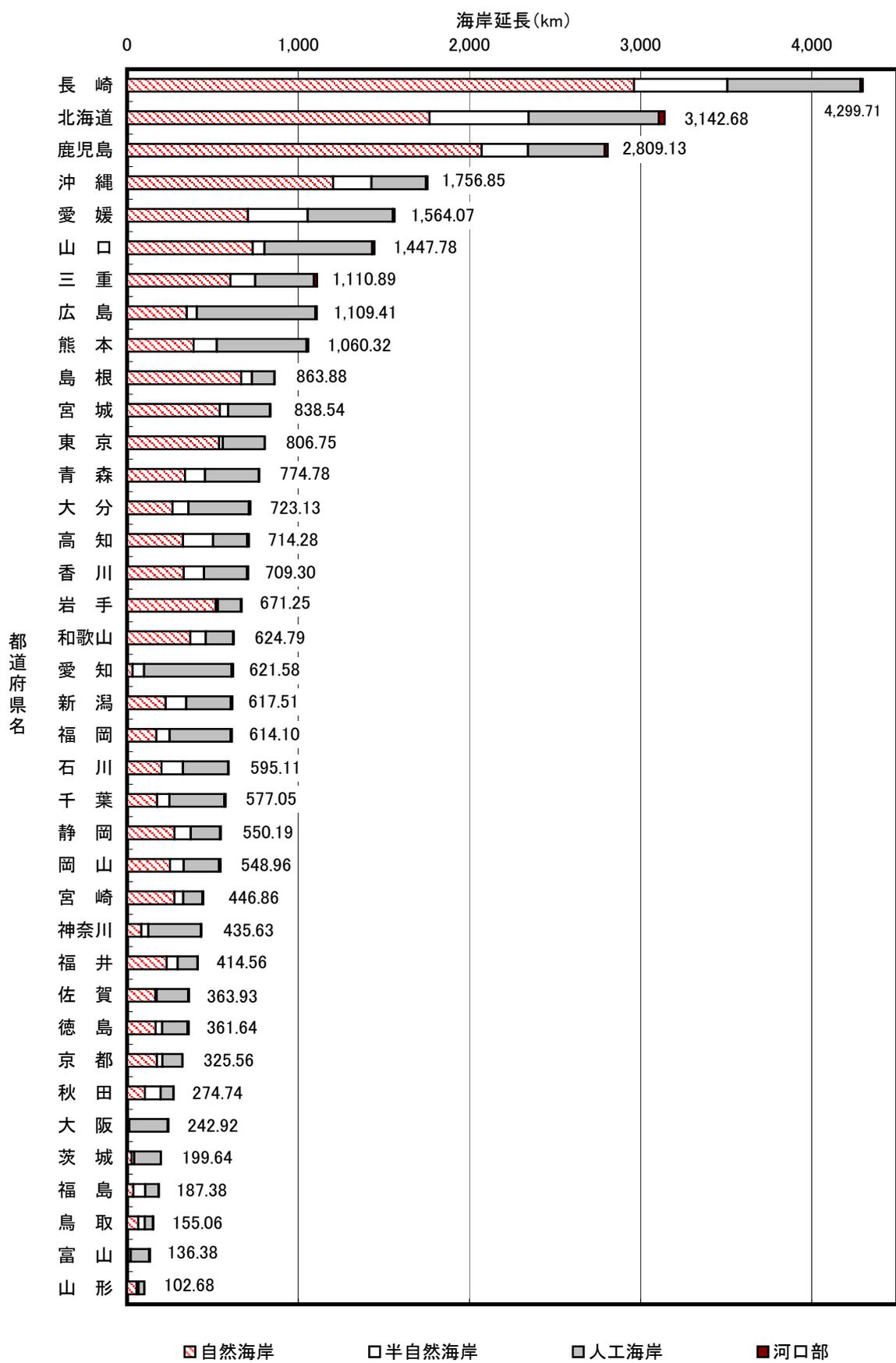
砂浜海岸の延長が最も長いのは沖縄県竹富町の 94.58km で、全海岸延長に占める砂浜海岸の割合が最も高いのは北海道常呂町の 77.33%である。

これらの市町村はいずれも全海岸延長に占める自然海岸の割合が高く、沖縄県渡嘉敷村は 93.18%に達する。

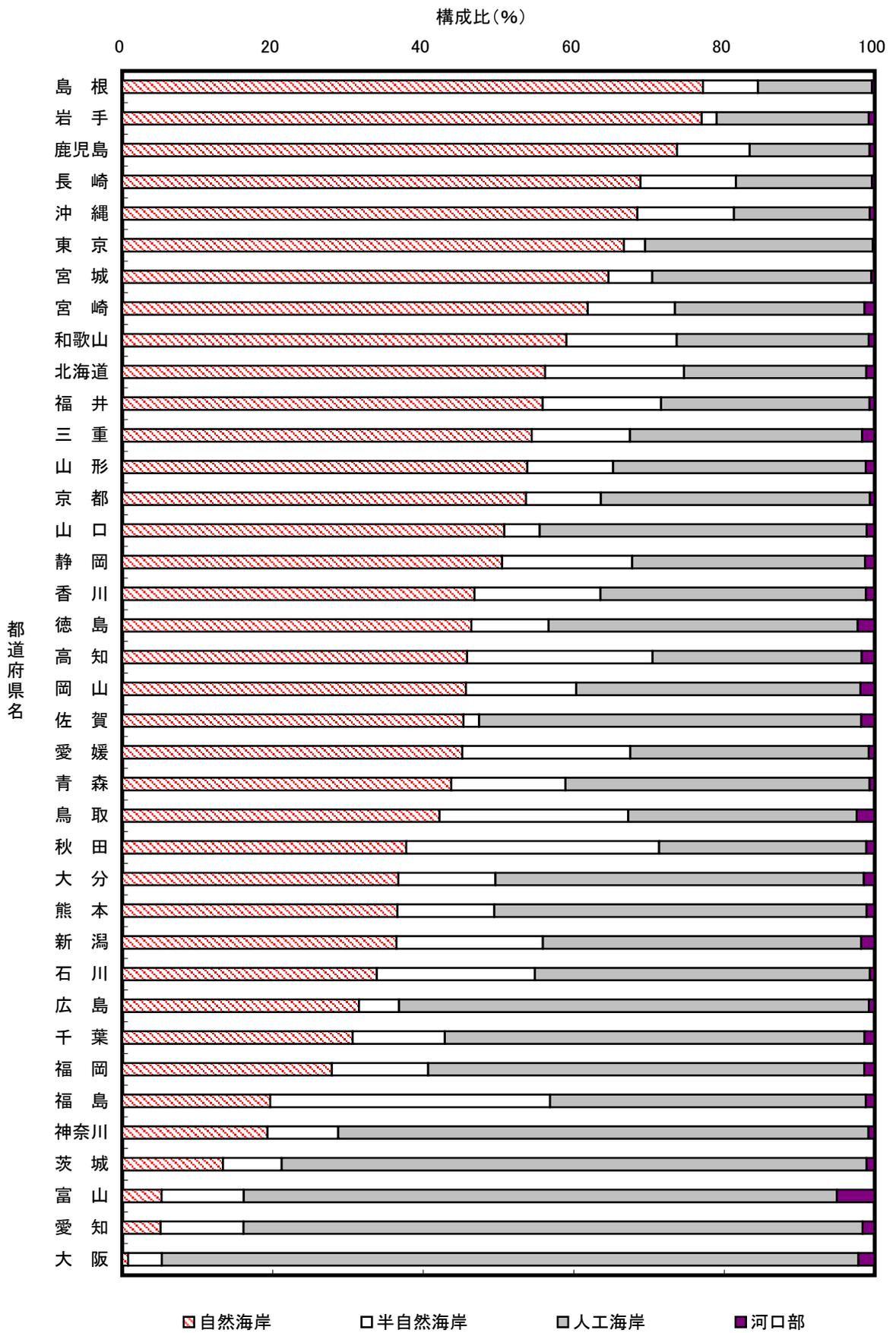
表Ⅲ－２－１４ 自然海岸(砂浜)延長の長い市町村（上位 10 位）
(km,%)

都道府県名	市町村名	項 目	砂質(砂浜) 海岸	自然海岸計	全 海 岸
沖縄県	竹富町	海岸延長 (構成比)	94.58 (41.01)	203.38 (88.18)	230.65 (100.00)
沖縄県	石垣市	海岸延長 (構成比)	88.32 (46.65)	161.76 (85.43)	189.34 (100.00)
北海道	別海町	海岸延長 (構成比)	64.52 (50.05)	102.16 (79.25)	128.91 (100.00)
鹿児島県	瀬戸内町	海岸延長 (構成比)	43.97 (12.33)	302.49 (84.85)	356.52 (100.00)
北海道	稚内町	海岸延長 (構成比)	47.99 (48.95)	52.33 (53.38)	98.03 (100.00)
沖縄県	渡嘉敷村	海岸延長 (構成比)	34.75 (33.72)	96.01 (93.18)	103.04 (100.00)
北海道	常呂町	海岸延長 (構成比)	34.62 (77.33)	39.26 (87.69)	44.77 (100.00)
青森県	東通村	海岸延長 (構成比)	30.06 (48.42)	42.15 (67.90)	62.08 (100.00)
沖縄県	名護市	海岸延長 (構成比)	29.63 (29.93)	52.52 (53.05)	99.01 (100.00)
北海道	根室市	海岸延長 (構成比)	29.30 (17.24)	128.73 (75.72)	170.00 (100.00)

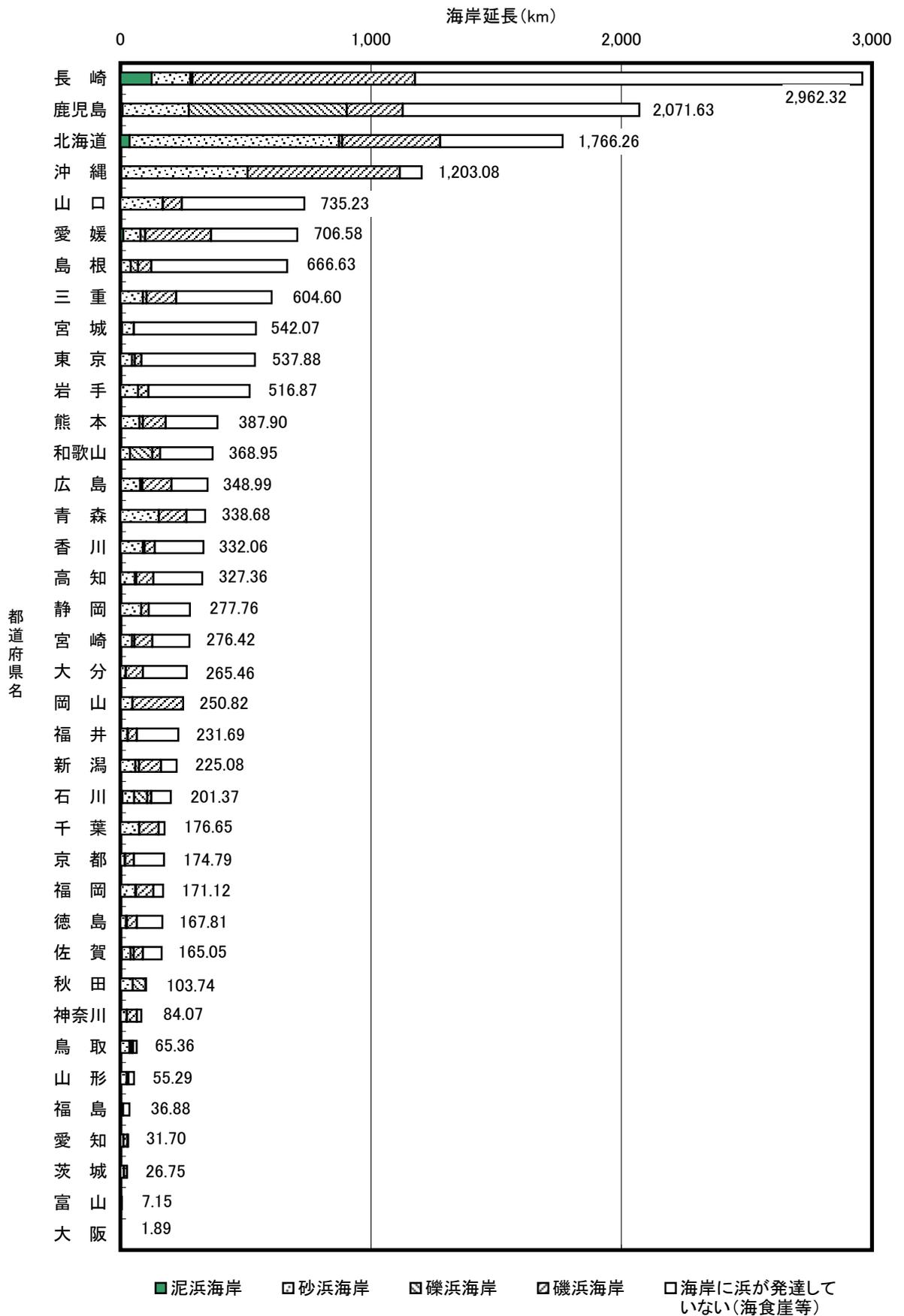
注) 本年度(第5回)未調査の兵庫県は対象外。



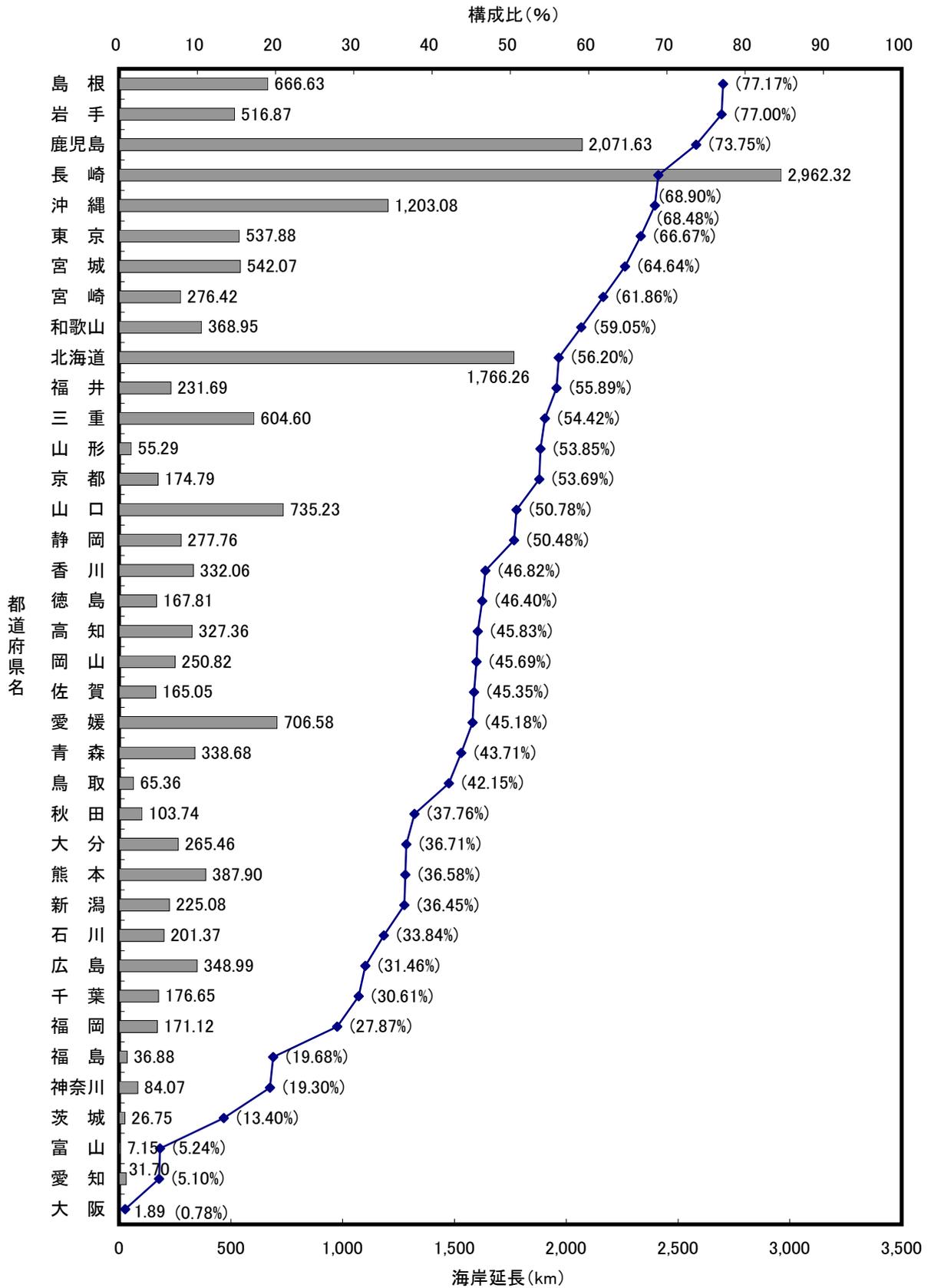
図Ⅲ-2-57 都道府県別海岸(汀線)区分別延長



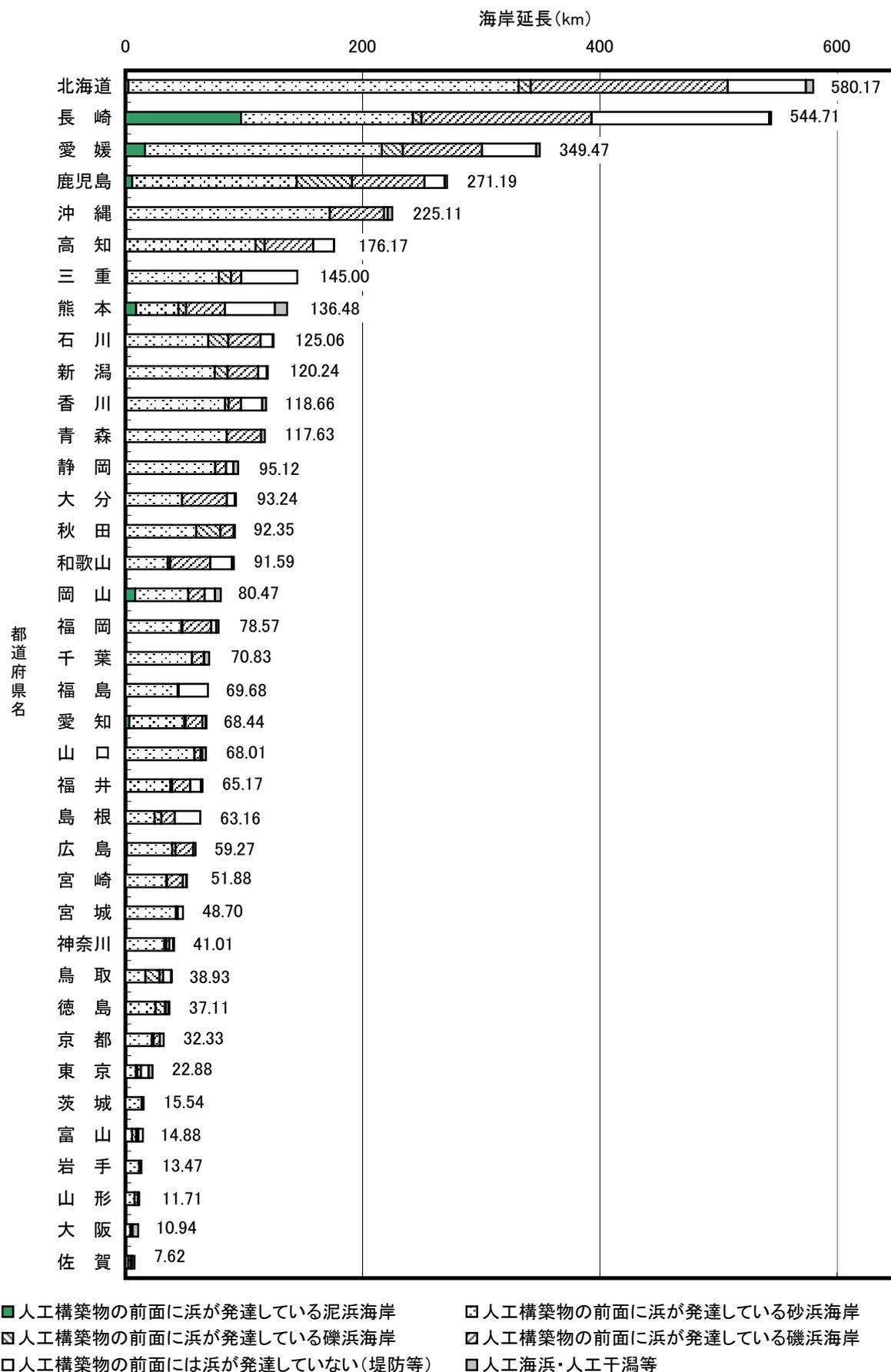
図Ⅲ-2-58 都道府県別海岸(汀線)区分別延長の構成比



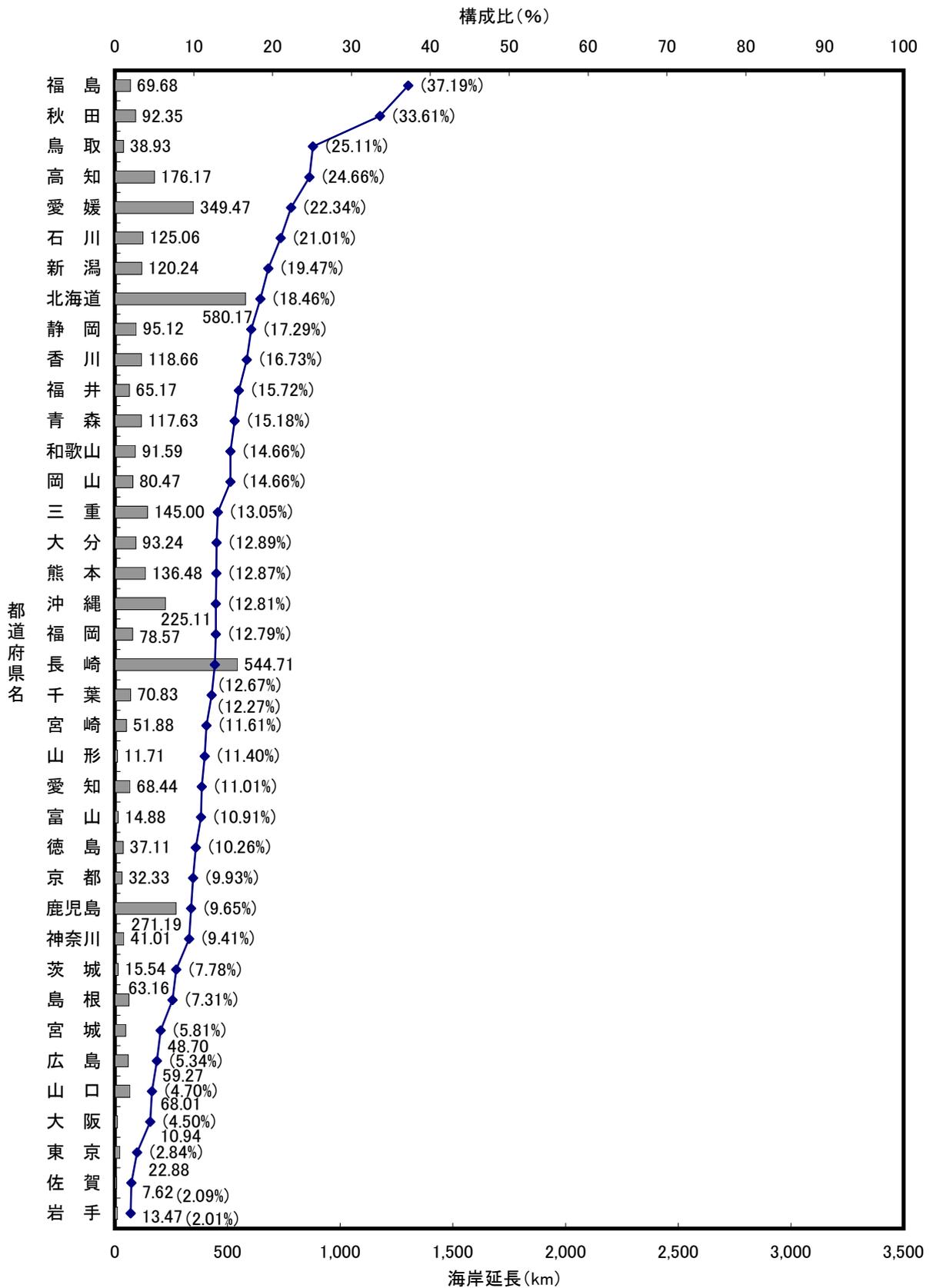
図Ⅲ-2-59 都道府県別自然海岸区分別延長



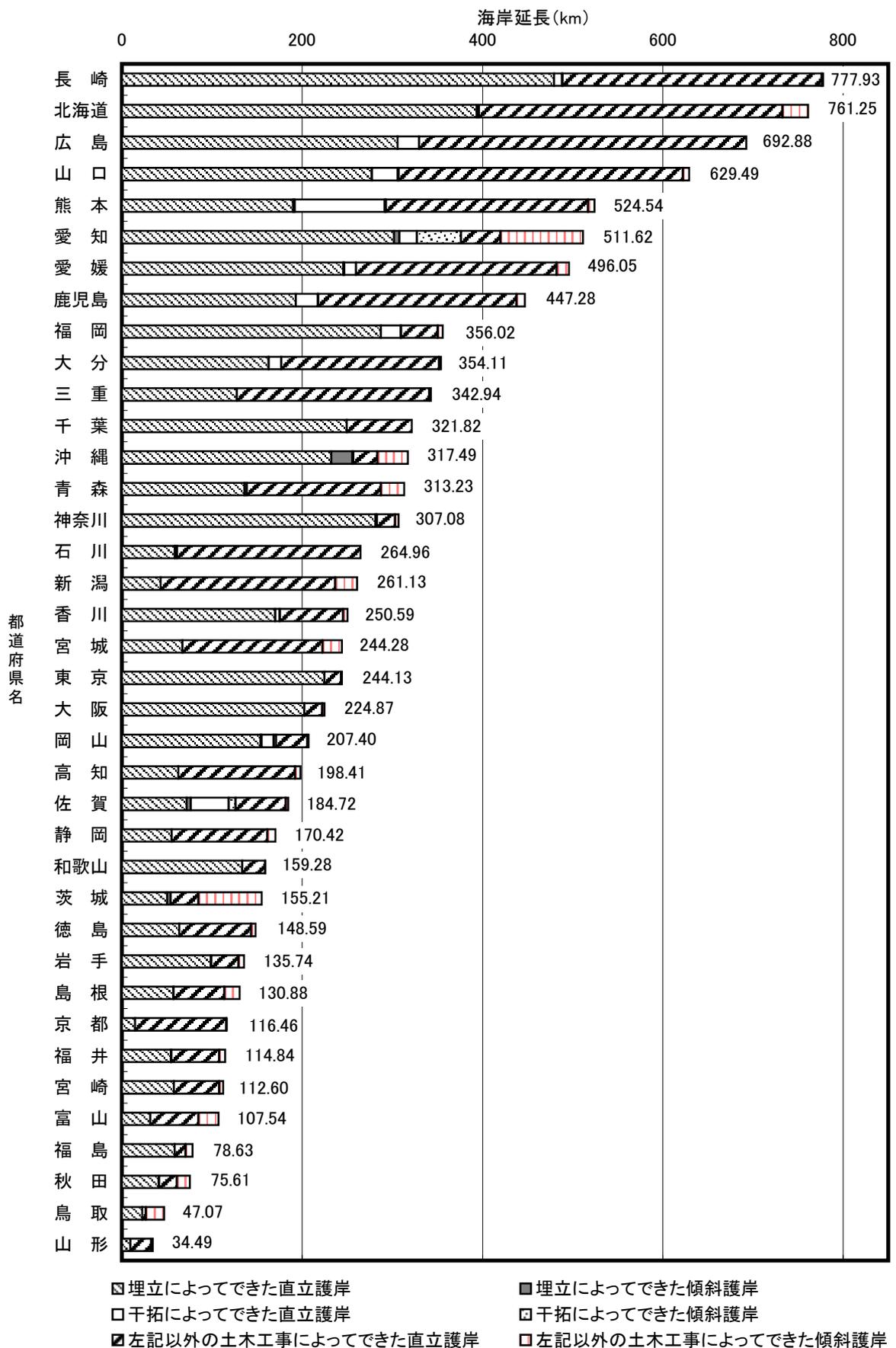
図Ⅲ-2-60 都道府県別自然海岸延長と構成比



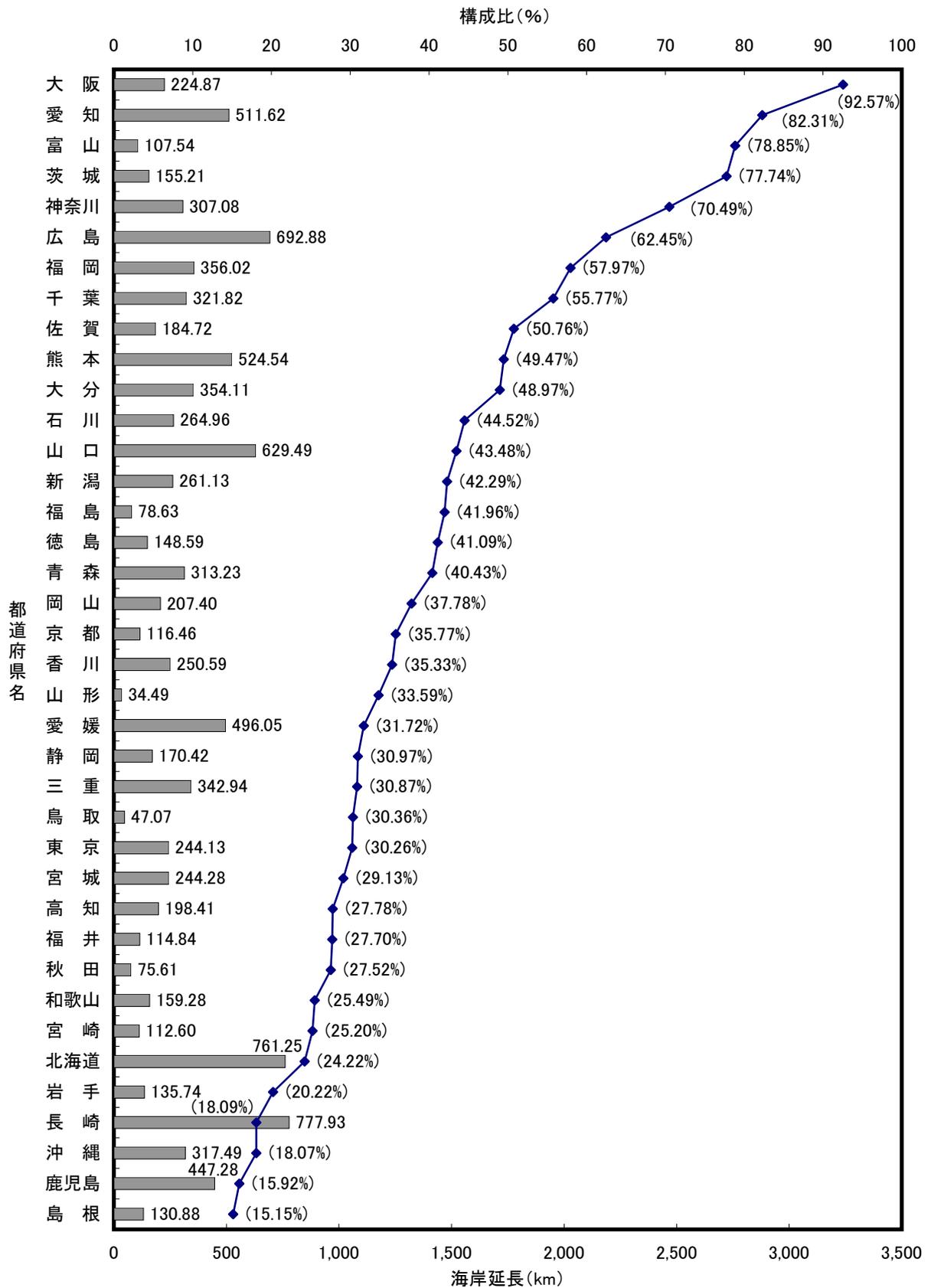
図Ⅲ-2-61 都道府県別半自然海岸区別延長



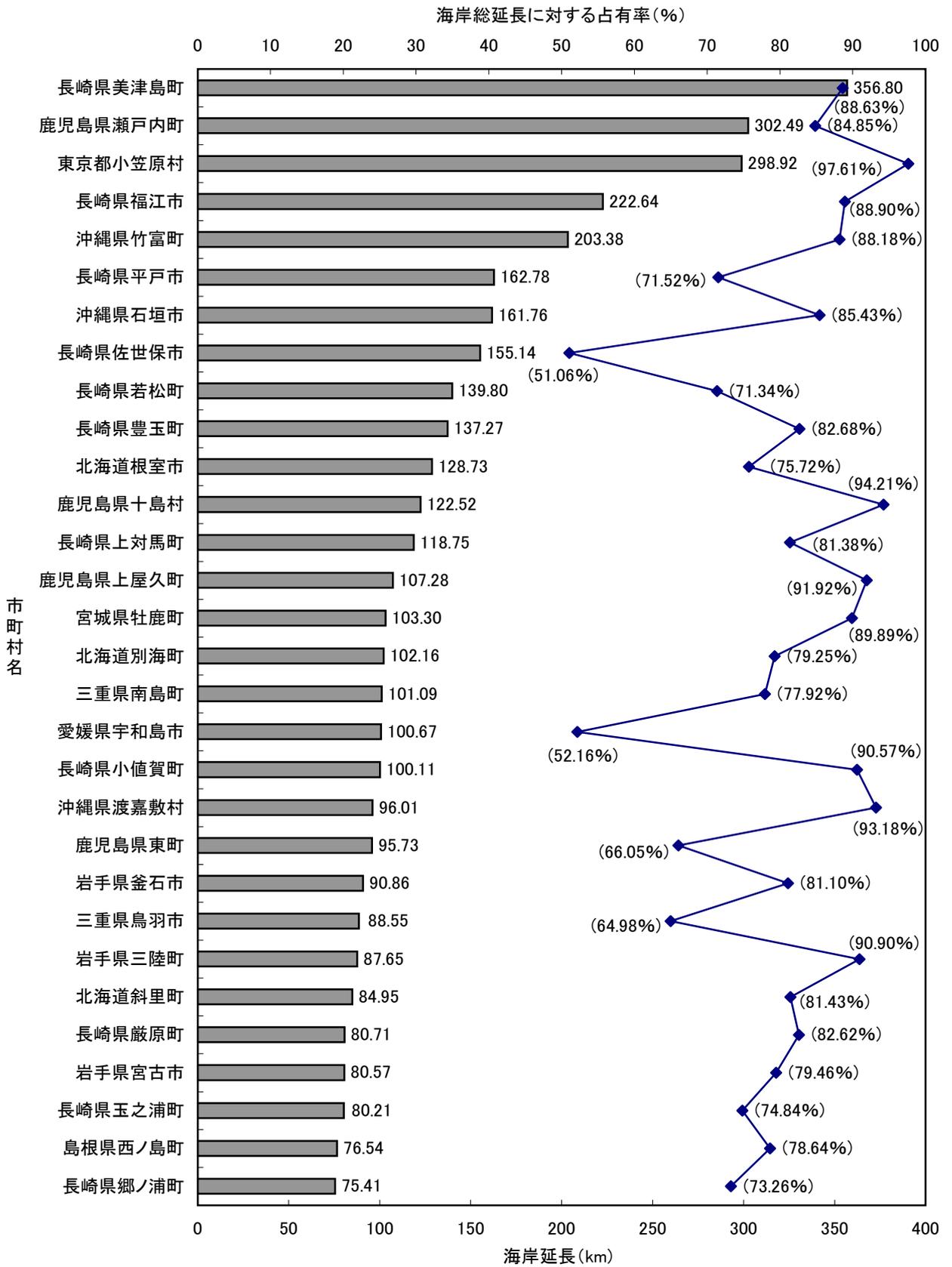
図Ⅲ-2-62 都道府県別半自然海岸延長と構成比



図Ⅲ-2-63 都道府県別人工海岸区分別延長



図Ⅲ-2-64 都道府県別人工海岸延長と構成比



図Ⅲ-2-65 自然海岸延長の長い市町村(上位30位)

(3) 海区・海域

① 海区

a. 海岸区分別延長

海區別海岸(汀線)区分別延長と構成比を、表Ⅲ－２－１５に示す。

東シナ海区の海岸延長が11,044.70km(全国の海岸延長の33.67%)と最も長く、太平洋南区の海岸延長が1,830.25km(同5.58%)ともっとも短い。

自然海岸延長が最も長いのは東シナ海区(7,097.16km 全国の自然海岸の40.76%)で、最も短いのは日本海北区(687.39km 同3.95%)である。

半自然海岸延長が最も長いのは東シナ海区(1,267.90km 全国の半自然海岸延長の29.81%)で、最も短いのは日本海西区(207.32km 同4.87%)である。

人工海岸延長が最も長いのは瀬戸内海区(2,918.27km 全国の人工海岸の26.97%)で、最も短いのは太平洋南区(449.82km 同4.16%)である。

b. 海岸区分別延長の構成比

海區別海岸(汀線)区分別延長の構成比を、図Ⅲ－２－６６に示す。

自然海岸延長の割合が最も高いのは日本海西区(65.72%)、次いで東シナ海区(64.26%)、太平洋南区(57.60%)となっており、これらの海区はいずれも人工海岸延長の割合が低い。

人工海岸延長の割合が最も高いのは瀬戸内海区(48.13%)、次いで太平洋中区(45.21%)、日本海北区(41.36%)となっており、これらの海区はいずれも自然海岸延長の割合が低い。

半自然海岸延長の割合が高いのは日本海北区(21.15%)、北海道区(18.46%)である。

② 海域

海域別海岸(汀線)区分別延長を、図Ⅲ－２－６７に示す。

五島の海岸延長が1,254.24km(全国の海岸延長の3.82%)と最も長く、次いで沖縄島(1,044.45km 同3.18%)、熊野灘(1,029.85km 同3.14%)、大村湾(1,008.58km 同3.07%)、奄美諸島(949.34km 同2.89%)となっている。

海岸延長が最も短いのは尖閣列島(24.87km 全国の海岸延長の0.08%)で、次いで大東諸島(39.62km 同0.12%)、火山列島(50.61km 同0.15%)、大阪湾南(69.11km 同0.21%)、伊豆七島南(81.63km 同0.25%)となっている。

海域別海岸(汀線)区分別延長の構成比を、図Ⅲ－２－６８に示す。

尖閣列島、火山列島、大東諸島、小笠原群島、トカラ列島などが自然海岸延長の割合が高く(人工海岸の割合が低い)、大阪湾北、富山湾、三河湾、東京湾、周防灘西などが自然海岸延長の割合が低い(人工海岸延長の割合が高い)。

a. 自然海岸

海域別自然海岸区分別延長を、図Ⅲ－２－69 に示す。

五島の自然海岸延長が 994.11km (全国の自然海岸延長の 5.71%) と最も長く、次いで対馬 (799.74km 同 4.59%)、奄美諸島 (730.88km 同 4.20%)、熊野灘 (643.14km 同 3.69%)、沖縄島 (598.81km 同 3.44%) となっており、ほとんどの海域が東シナ海区である。

自然海岸延長が最も短いのは大阪湾北 (0.00km 全国の自然海岸延長の 0.00%) で、次いで富山湾 (7.15km 同 0.04%)、大阪湾南 (21.93km 同 0.13%)、尖閣列島 (24.87km 同 0.14%)、鹿島灘 (26.75km 同 0.15%) となっている。

海域別自然海岸延長と構成比を、図Ⅲ－２－70 に示す。

自然海岸延長の割合が最も高いのは尖閣列島 (100.00%) と火山列島 (100.00%) で、次いで大東諸島 (97.60%)、小笠原群島 (97.14%)、トカラ列島 (94.21%) となっている。

自然海岸延長の割合が最も低いのは大阪湾北 (0.00%) で、次いで富山湾 (5.24%)、三河湾 (7.49%)、東京湾 (7.91%)、周防灘西 (12.34%) となっている。

b. 半自然海岸

海域別半自然海岸区分別延長を、図Ⅲ－２－71 に示す。

大村湾の半自然海岸延長が 186.18km (全国の半自然海岸延長の 4.38%) と最も長く、次いで土佐湾 (185.87km 同 4.37%)、沖縄島 (176.47km 同 4.15%)、安芸湾 (132.42km 同 3.11%)、五島 (126.83km 同 2.98%) となっている。

半自然海岸延長が最も短いのは尖閣列島 (0.00km 全国の半自然海岸延長の 0.00%) と火山列島 (0.00km 同 0.00%) で、次いで大東諸島 (0.26km 同 0.01%)、小笠原群島 (1.02km 同 0.02%)、大阪湾北 (1.38km 同 0.03%) となっている。

海域別半自然海岸延長と構成比を、図Ⅲ－２－72 に示す。

半自然海岸延長の割合が最も高いのは遠州灘 (46.85%) で、次いで日高 (37.54%)、福島 (37.19%)、秋田 (33.61%)、鳥取 (25.11%) となっている。

半自然海岸延長の割合が最も低いのは、火山列島 (0.00%) と尖閣列島 (0.00%) で、次いで小笠原群島 (0.40%)、大東諸島 (0.66%)、大阪湾北 (0.71%) となっている。

c. 人工海岸

海域別人工海岸区分別延長を、図Ⅲ－２－73 に示す。

東京湾の人工海岸延長が 707.48km (全国の人工海岸延長の 6.54%) と最も長く、次いで八代海 (333.08km 同 3.08%)、備後灘 (331.95km 同 3.07%)、広島湾 (329.87km 同 3.05%)、豊後水道 (317.61km 同 2.93%) となってい

る。

人工海岸延長が最も短いのは尖閣列島（0.00km 全国の人工海岸延長の0.00%）と火山列島（0.00km 同 0.00%）で、次いで大東諸島（0.69km 同 0.01%）、トカラ列島（4.23km 同 0.04%）、小笠原群島（6.29km 同 0.06%）となっている。

海域別人工海岸延長と構成比を、図Ⅲ－2－74に示す。

人工海岸延長の割合が最も高いのは大阪湾北（96.82%）で、次いで東京湾（86.24%）、三河湾（80.36%）、富山湾（78.85%）、鹿島灘（77.74%）となっている。

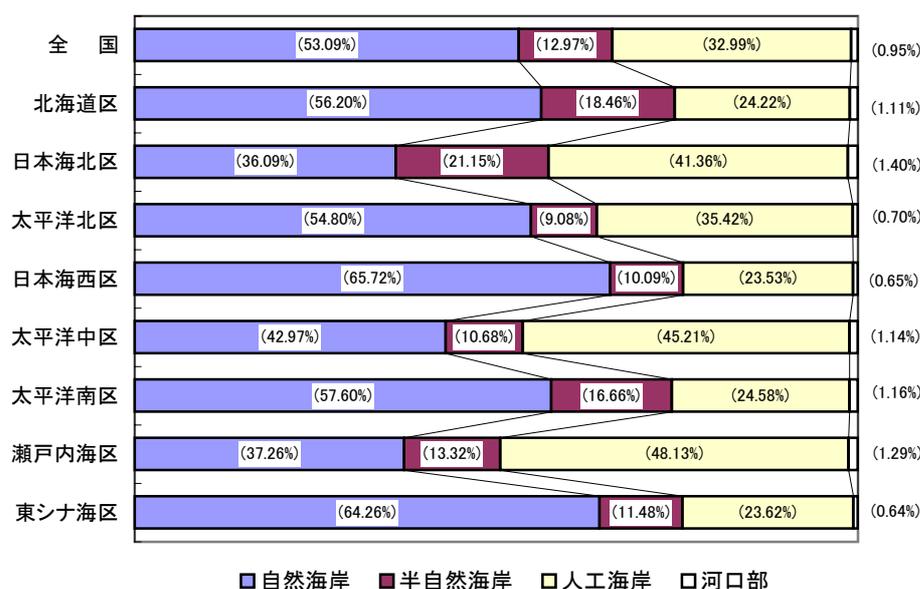
人工海岸延長の割合が最も低いのは火山列島（0.00%）と尖閣列島（0.00%）で、次いで大東諸島（1.74%）、小笠原群島（2.46%）、トカラ列島（3.25%）となっている。

表Ⅲ－２－１５ 海区别海岸(汀線)区分別延長と構成比

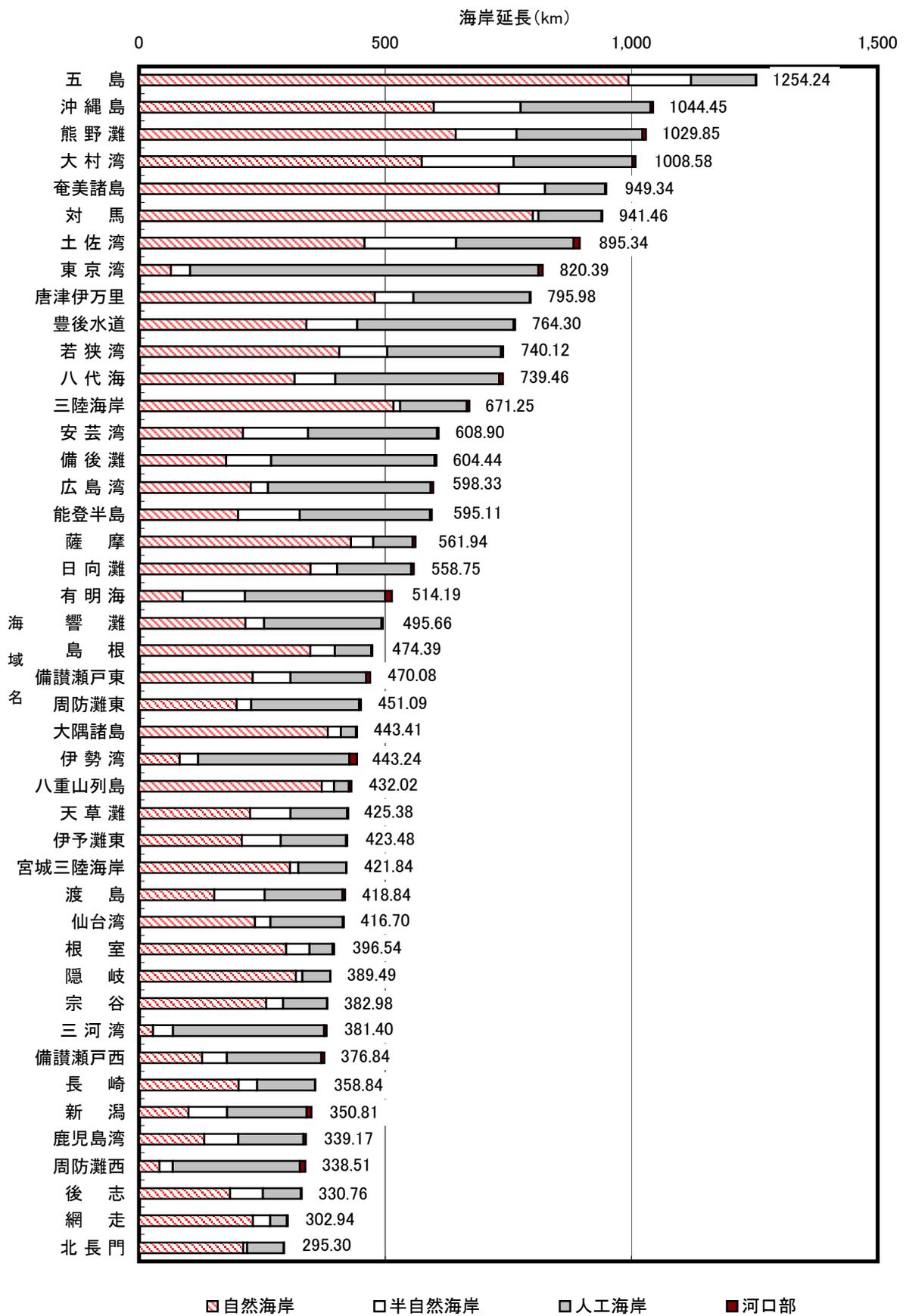
(km,%)

海 区 名	自然海岸	半自然海岸	人工海岸	河口部	合 計
全 海 区	17,413.94 (53.09)	4,252.79 (12.97)	10,821.58 (32.99)	310.71 (0.95)	32,799.02 (100.00)
北海道区	1,766.26 (56.20)	580.17 (18.46)	761.25 (24.22)	35.00 (1.11)	3,142.68 (100.00)
日本海北区	687.39 (36.09)	402.81 (21.15)	787.74 (41.36)	26.63 (1.40)	1,904.57 (100.00)
太平洋北区	1,366.49 (54.80)	226.45 (9.08)	883.08 (35.42)	17.42 (0.70)	2,493.44 (100.00)
日本海西区	1,350.22 (65.72)	207.32 (10.09)	483.49 (23.53)	13.33 (0.65)	2,054.36 (100.00)
太平洋中区	1,833.40 (42.97)	455.59 (10.68)	1,928.72 (45.21)	48.53 (1.14)	4,266.24 (100.00)
太平洋南区	1,054.24 (57.60)	304.97 (16.66)	449.82 (24.58)	21.22 (1.16)	1,830.25 (100.00)
瀬戸内海区	2,258.78 (37.26)	807.58 (13.32)	2,918.27 (48.13)	78.15 (1.29)	6,062.78 (100.00)
東シナ海区	7,097.16 (64.26)	1,267.90 (11.48)	2,609.21 (23.62)	70.43 (0.64)	11,044.70 (100.00)

注) 本年度(第5回)未調査の兵庫県を含まない。

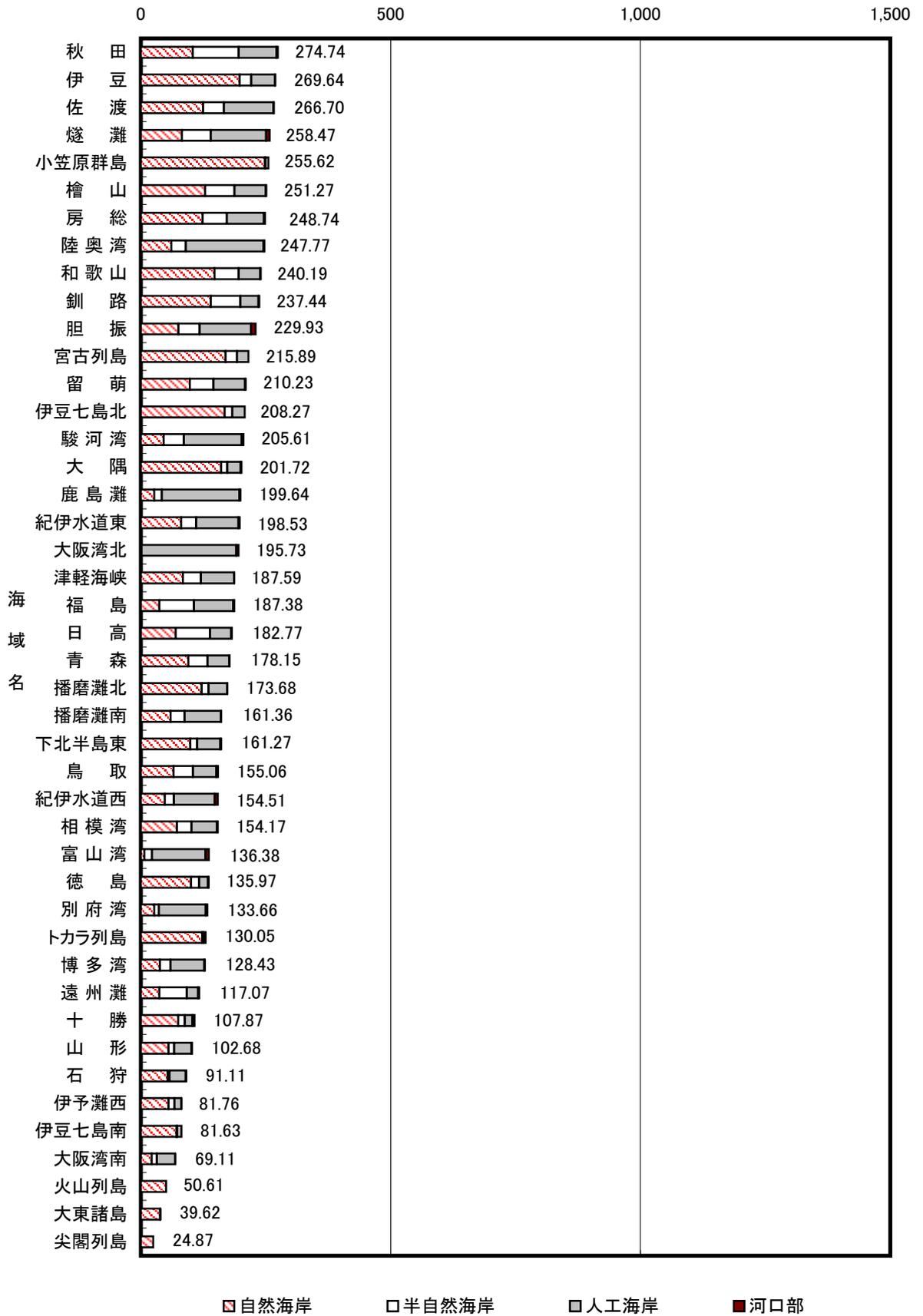


図Ⅲ-2-66 海区别海岸(汀線)区分別構成比

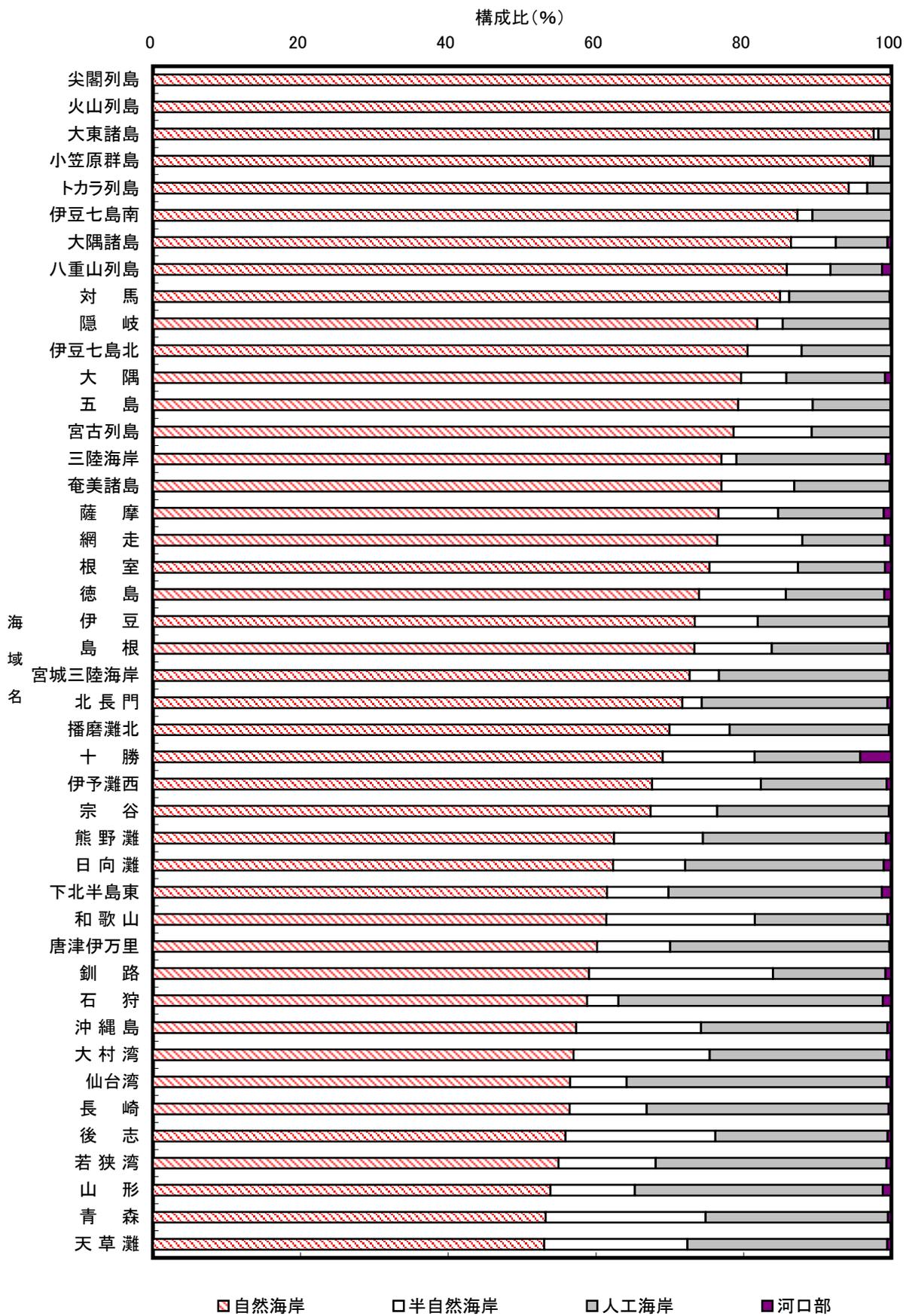


図Ⅲ-2-67(1) 海域別海岸(汀線)区分別延長(1)

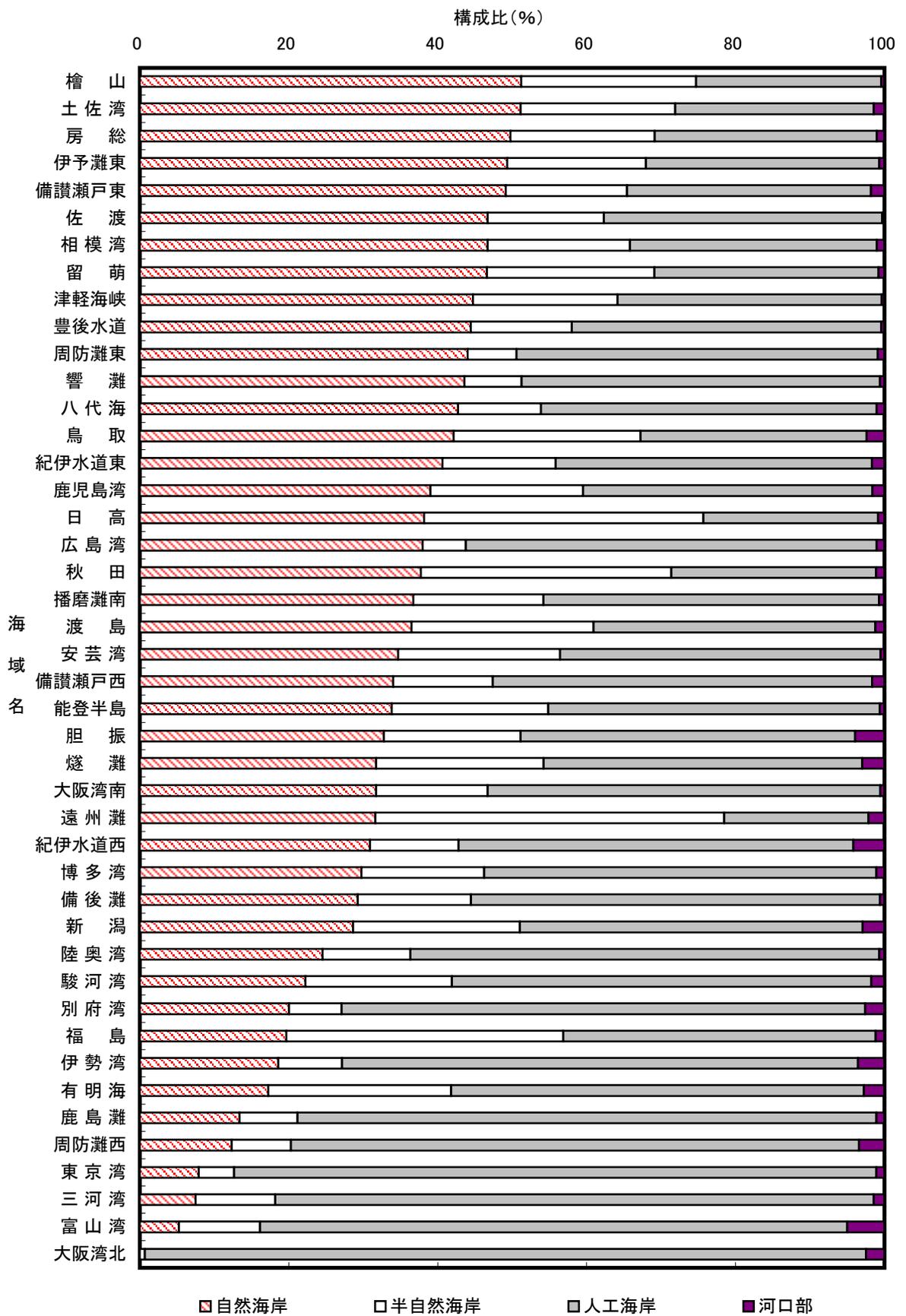
海岸延長(km)



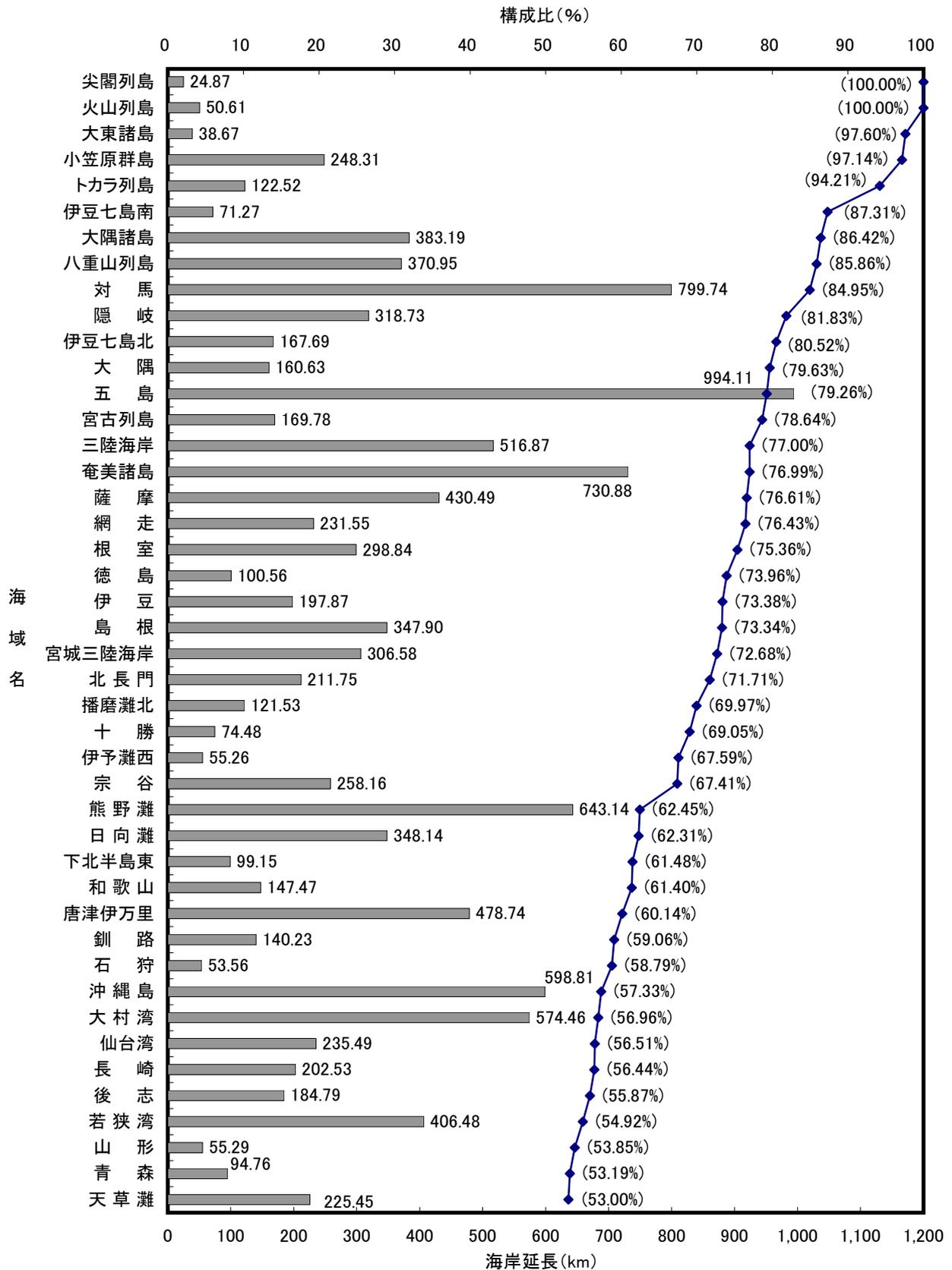
図Ⅲ-2-67(2) 海域別海岸(汀線)区分別延長(2)



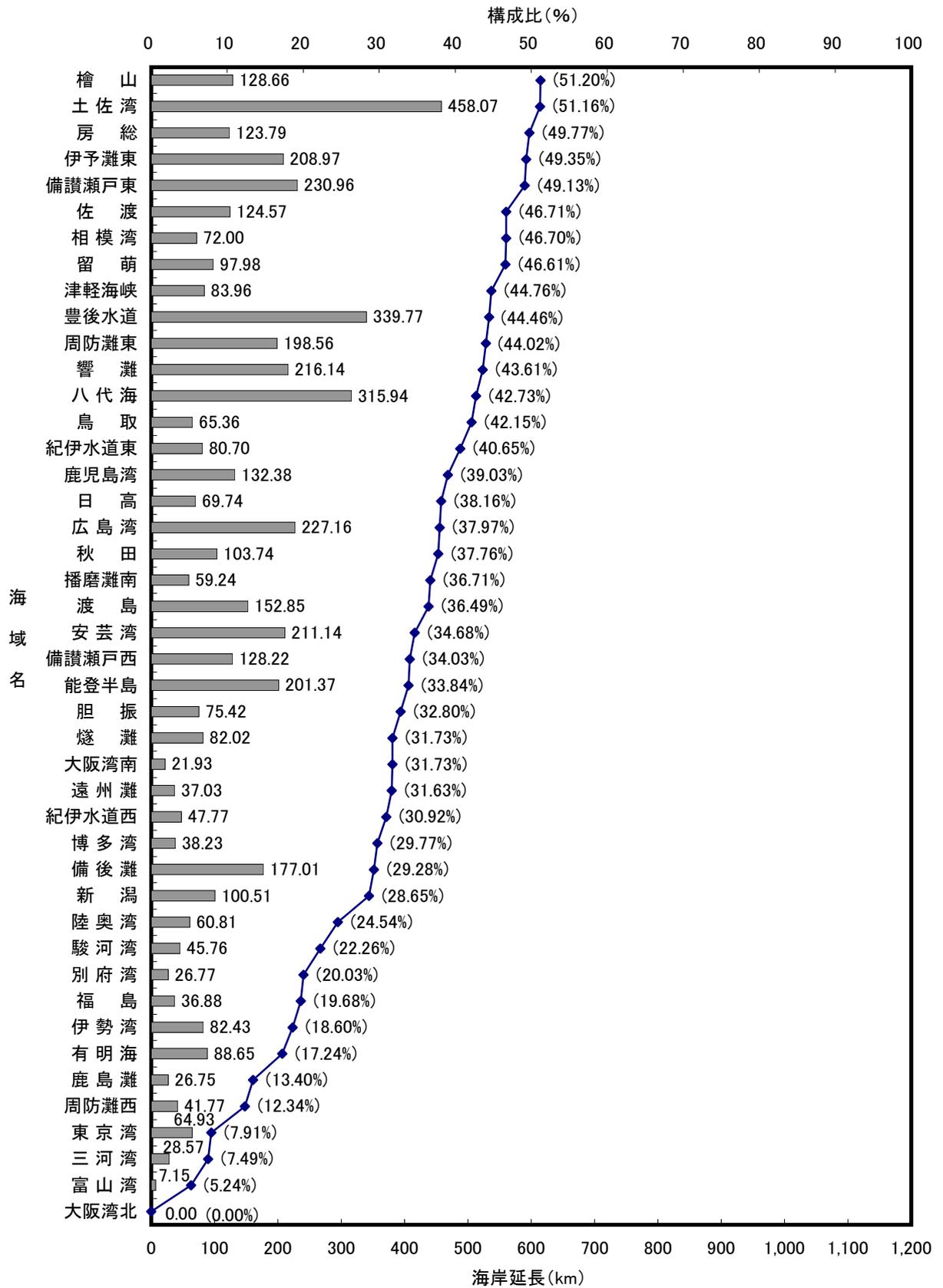
図Ⅲ-2-68(1) 海域別海岸(汀線)区分別延長の構成比(1)



図Ⅲ-2-68(2) 海域別海岸(汀線)区分別延長の構成比(2)

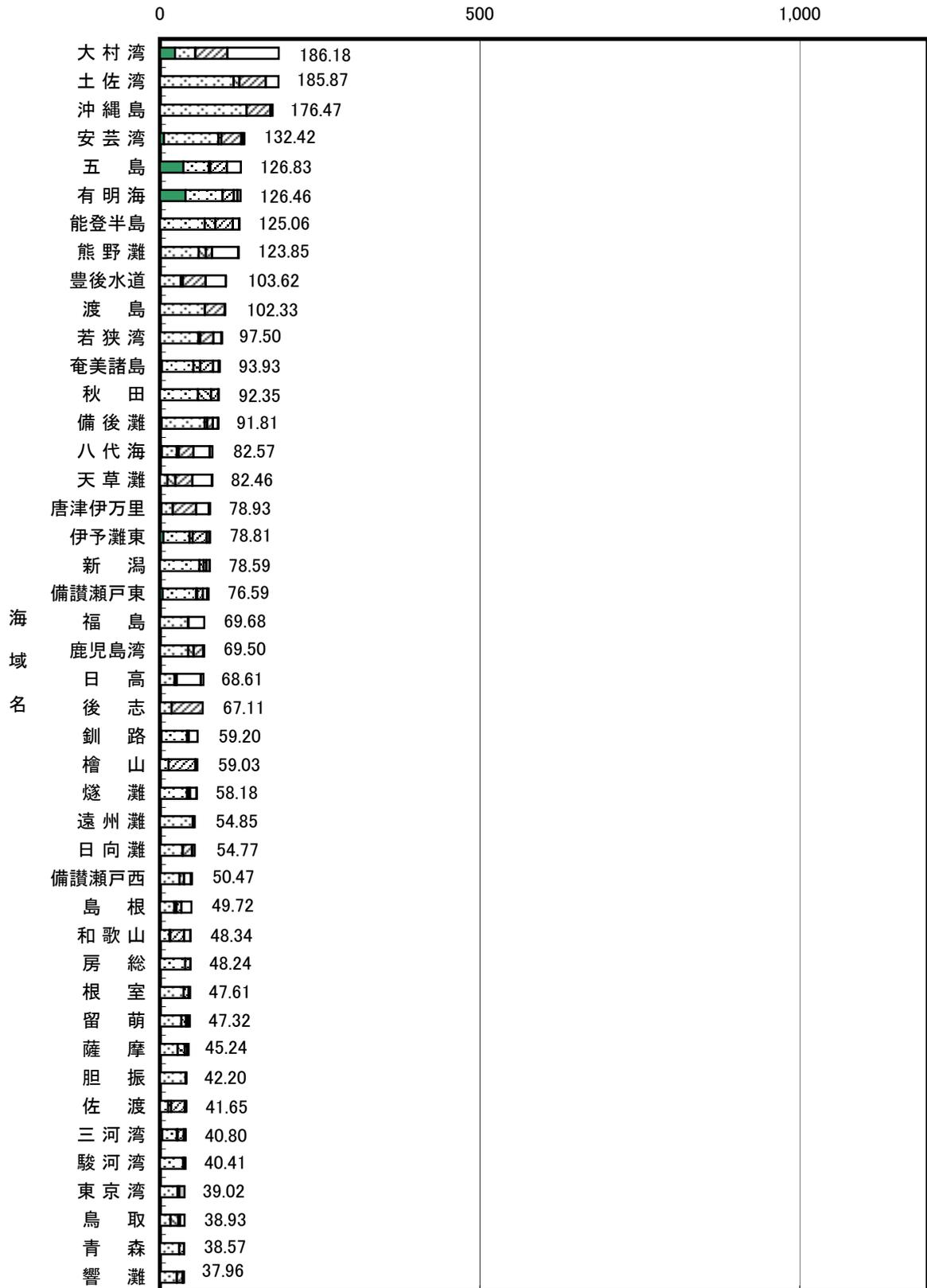


図Ⅲ-2-70(1) 海域別自然海岸延長と構成比(1)



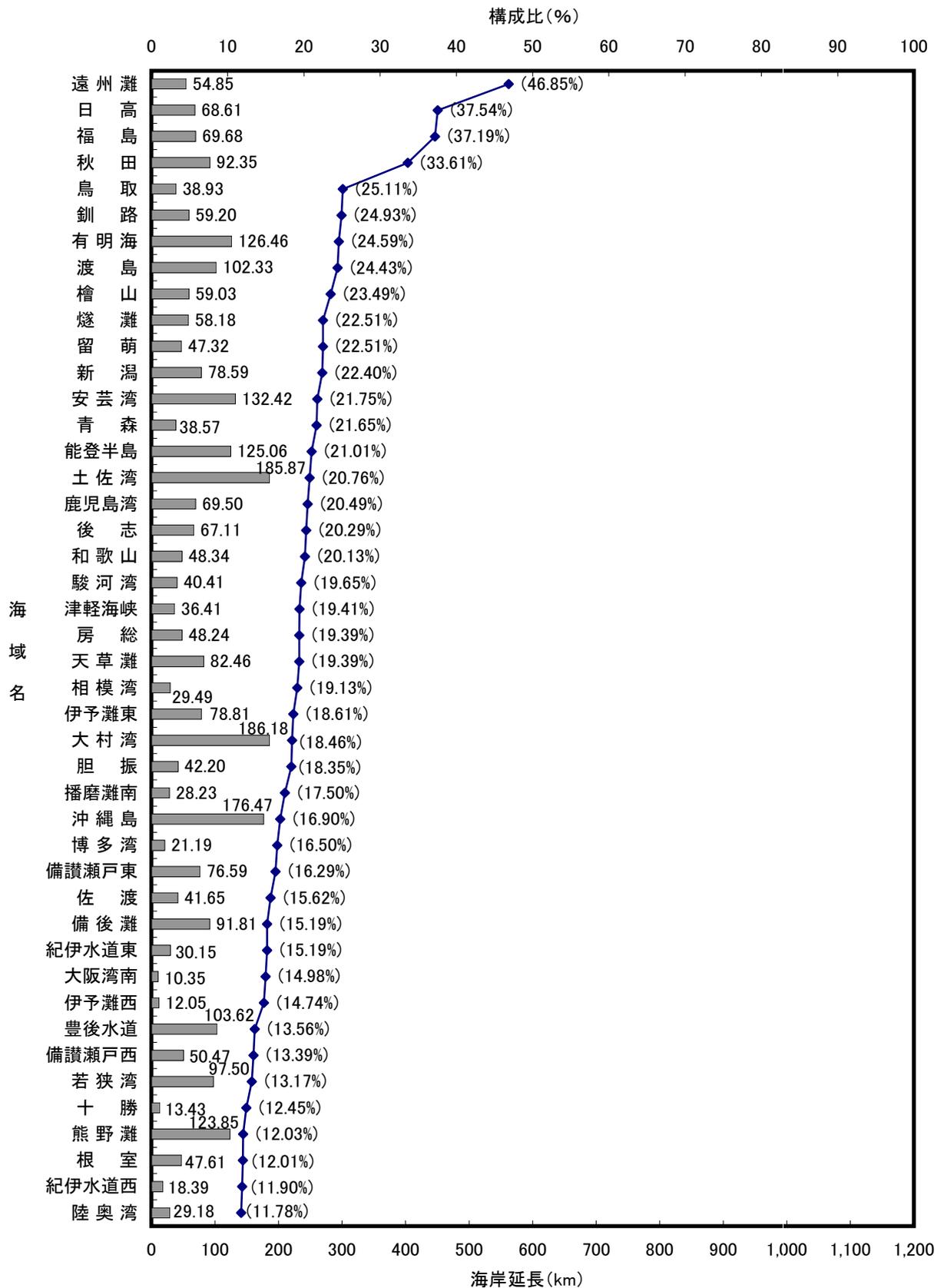
図Ⅲ-2-70(2) 海域別自然海岸延長と構成比(2)

海岸延長(km)

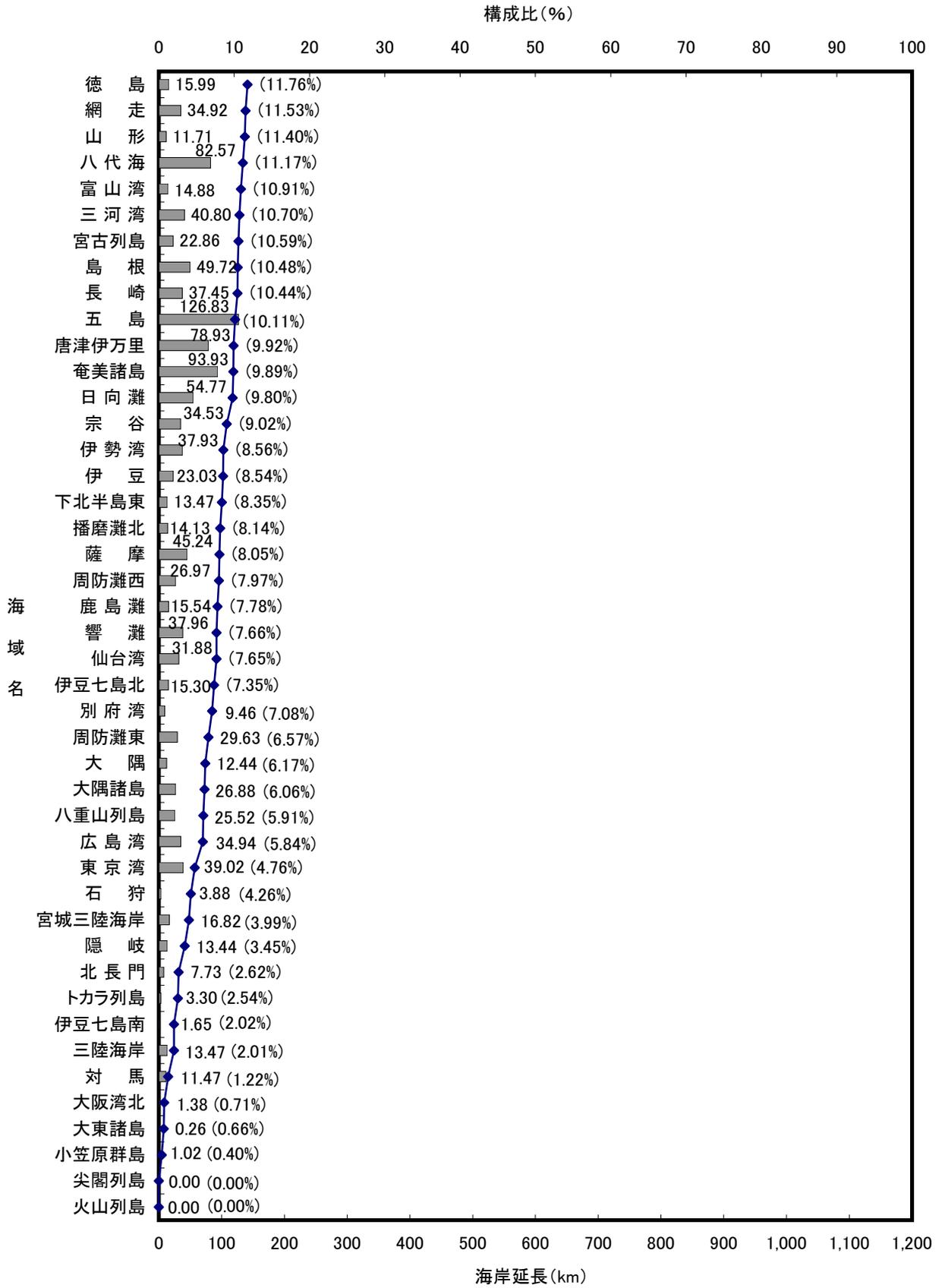


■人工構築物の前面に浜が発達している泥浜海岸 □人工構築物の前面に浜が発達している砂浜海岸
 ▨人工構築物の前面に浜が発達している礫浜海岸 ▩人工構築物の前面に浜が発達している磯浜海岸
 □人工構築物の前面には浜が発達していない(堤防等) □人工海浜・人工干潟等

図Ⅲ-2-71(1) 海域別半自然海岸区分別延長(1)

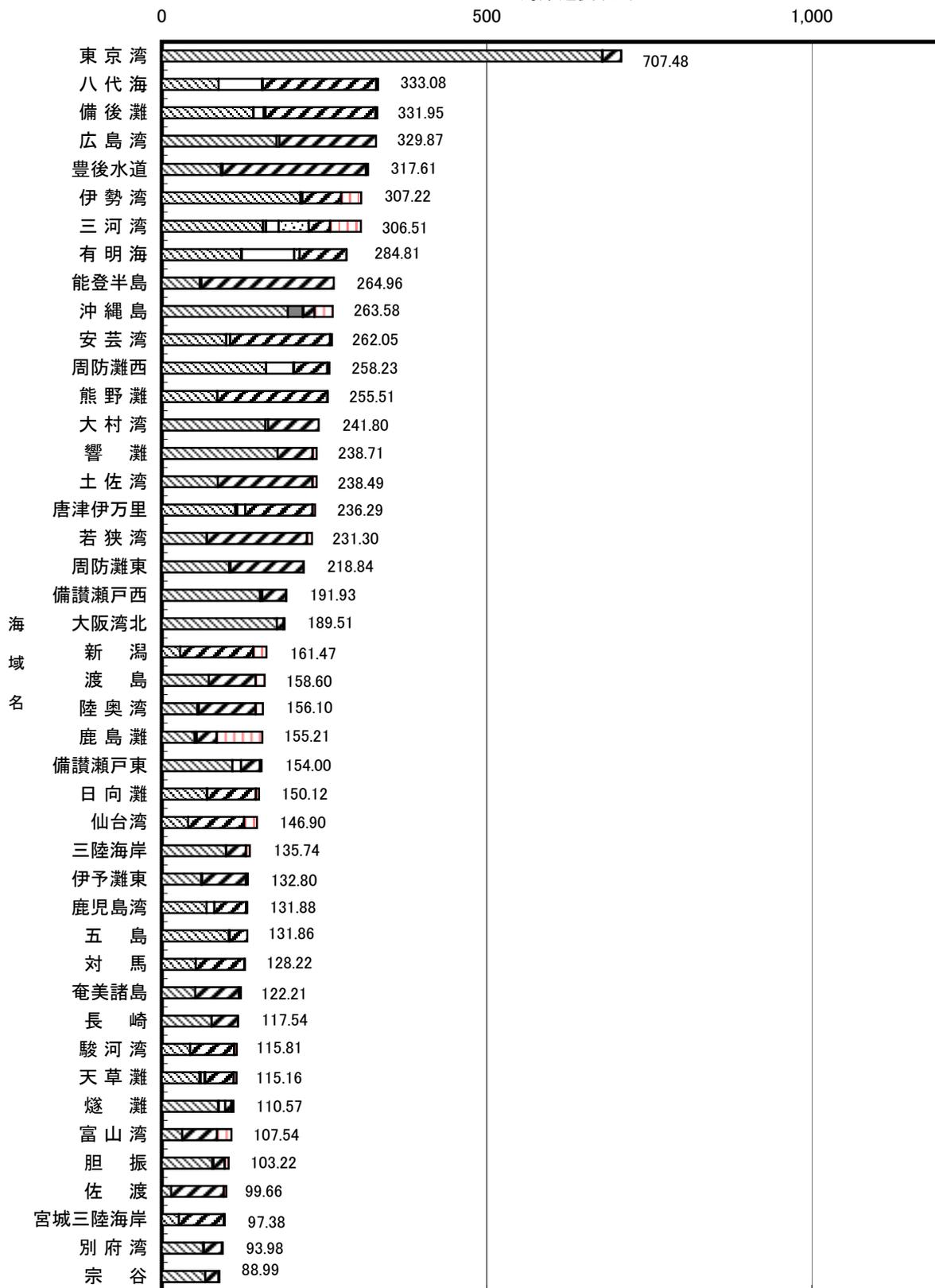


図Ⅲ-2-72(1) 海域別半自然海岸延長と構成比(1)



図Ⅲ-2-72(2) 海域別半自然海岸延長と構成比(2)

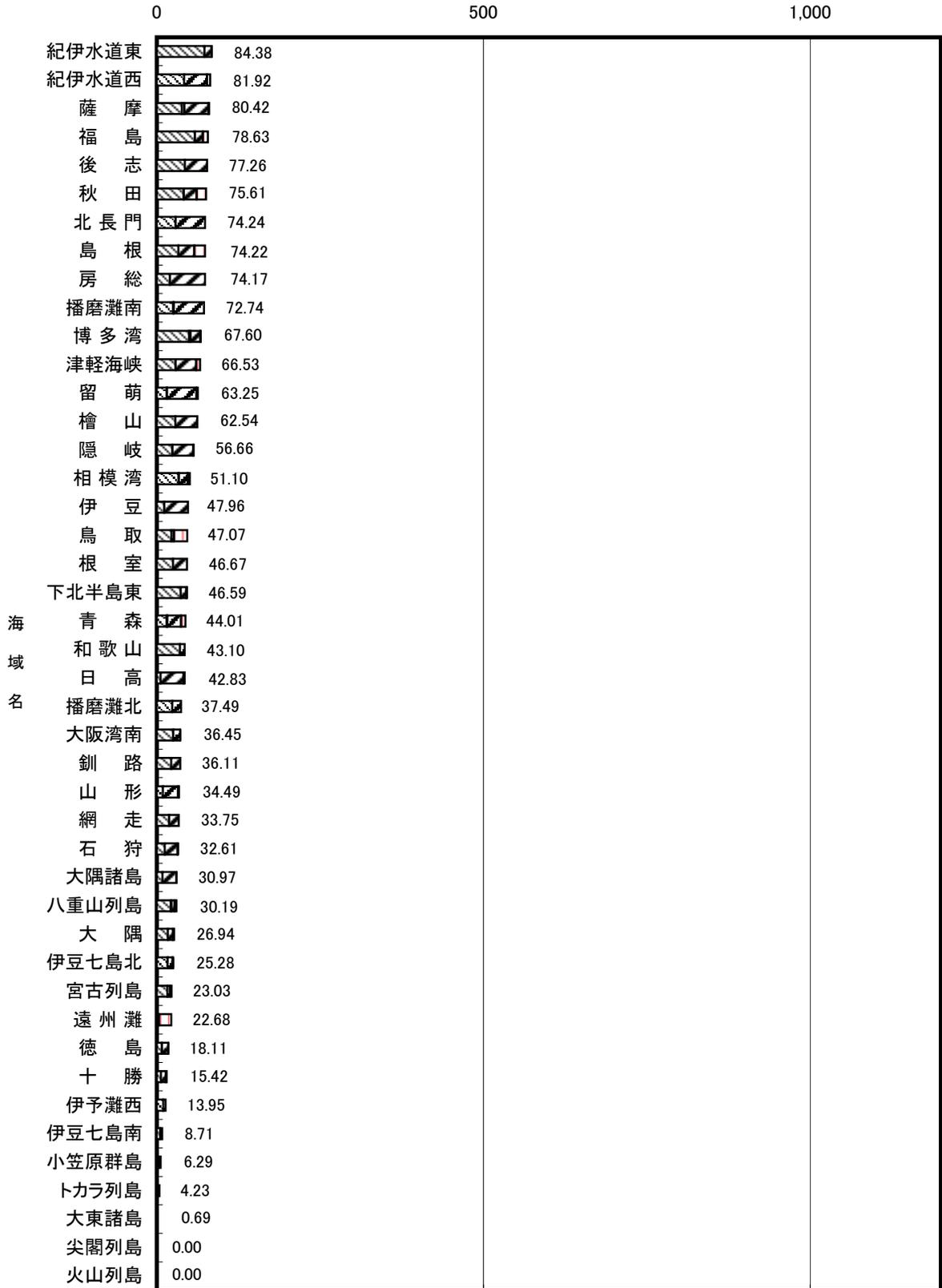
海岸延長(km)



- ▨ 埋立によってできた直立護岸
- 干拓によってできた直立護岸
- ▩ 左記以外の土木工事によってできた直立護岸
- ▨ 埋立によってできた傾斜護岸
- 干拓によってできた傾斜護岸
- ▩ 左記以外の土木工事によってできた傾斜護岸

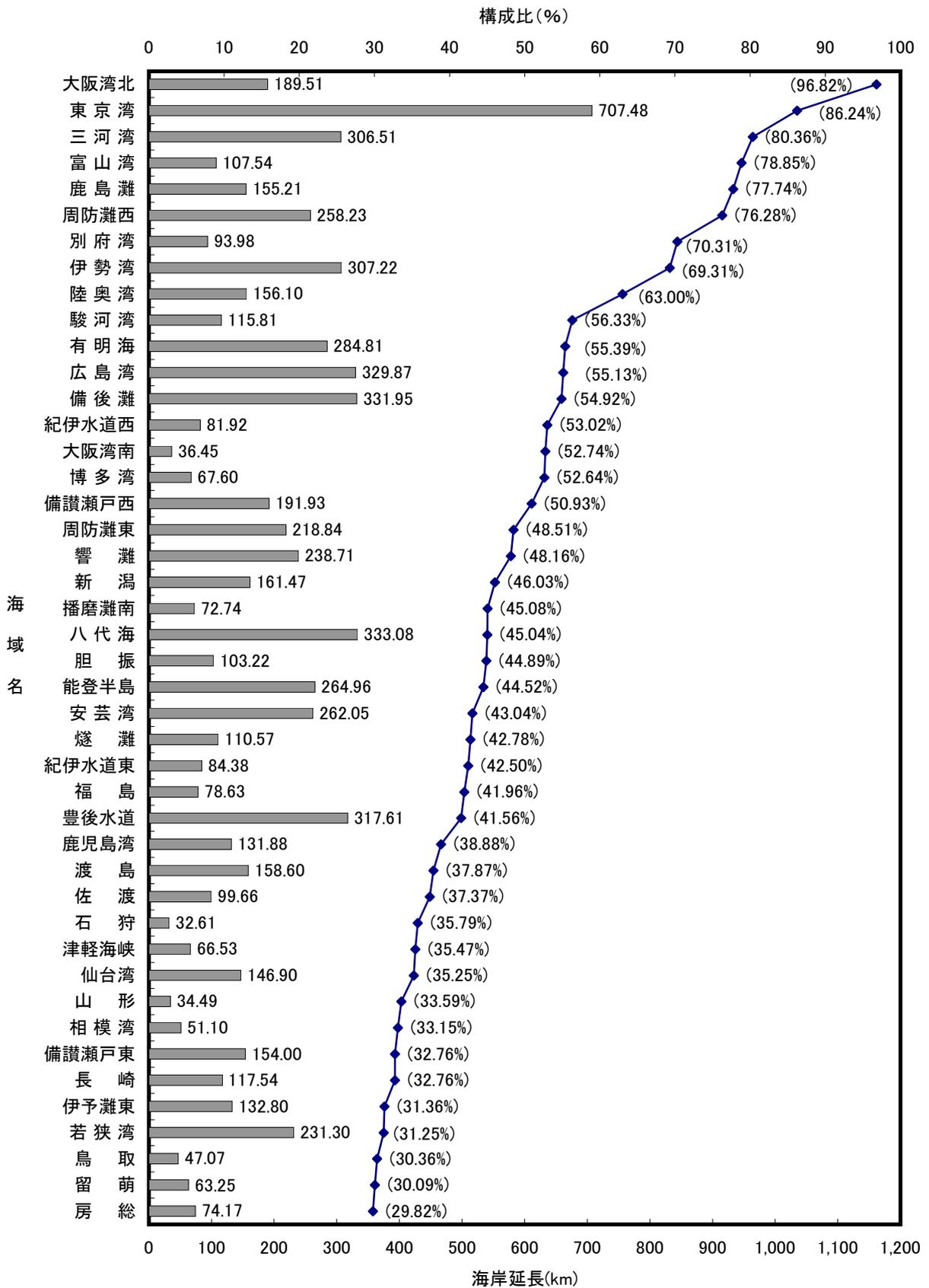
図Ⅲ-2-73(1) 海域別人工海岸区分別延長(1)

海岸延長(km)

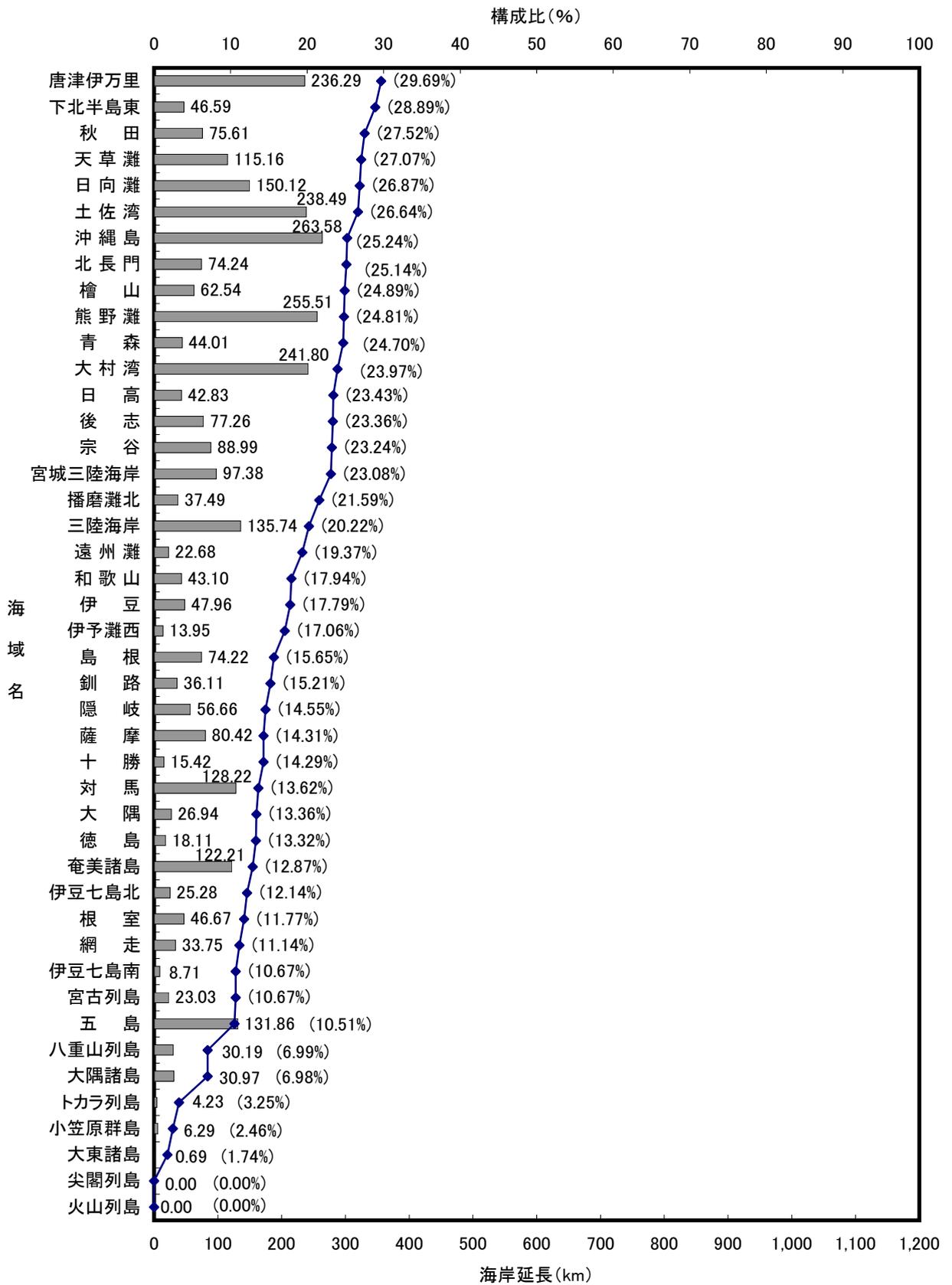


- 埋立によってできた直立護岸
- 干拓によってできた直立護岸
- 埋立によってできた傾斜護岸
- 干拓によってできた傾斜護岸
- 左記以外の土木工事によってできた直立護岸
- 左記以外の土木工事によってできた傾斜護岸

図Ⅲ-2-73(2) 海域別人工海岸区分別延長(2)



図Ⅲ-2-74(1) 海域別人工海岸延長と構成比(1)



図Ⅲ-2-74(2) 海域別人工海岸延長と構成比(2)

(4) 自然公園及び自然環境保全地域

① 全国の海岸延長に占める割合

自然公園及び自然環境保全地域の海岸延長が全国の海岸延長に占める割合を、図Ⅲ－２－75に示す。

全国の海岸延長に占める割合は、国立公園が27.67%と最も高く、次いで国定公園(17.65%)、都道府県立自然公園(10.27%)、都道府県自然環境保全地域(0.38%)、原生自然環境保全地域(0.02%)となっている。

全国の自然海岸延長に占める割合も、全国の海岸延長に占める割合と同様に、国立公園が32.70%と最も高く、次いで国定公園(21.97%)、都道府県立自然公園(11.94%)、都道府県自然環境保全地域(0.51%)、原生自然環境保全地域(0.04%)となっている。

② 海岸(汀線)区分別延長と構成比

a. 海岸(汀線)区分別延長

自然公園及び自然環境保全地域の海岸(汀線)区分別延長を、表Ⅲ－２－16に示す。

自然公園(国立公園、国定公園、都道府県立自然公園)の自然海岸延長は11,600.20km(全国の自然海岸延長の66.61%)、自然環境保全地域(原生自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域)の自然海岸延長は96.40km(同0.55%)となっている。

自然海岸延長は国立公園が5,694.75km(全国の自然海岸延長の32.70%)と最も長く、次いで国定公園(3,826.19km 同21.97%)、都道府県立自然公園(2,079.26km 同11.94%)、都道府県自然環境保全地域(89.15km 同0.51%)、原生自然環境保全地域(7.25km 同0.04%)となっている。

半自然海岸、人工海岸も同様な傾向を示しているが、原生自然環境保全地域には半自然海岸、人工海岸はみられない。

表Ⅲ－２－１６ 自然公園及び自然環境保全地域の海岸(汀線)区分別延長
(km,%)

区 分	項 目	自然海岸	半自然海岸	人工海岸	河口部	合 計
合 計	海岸延長	11,696.60	2,182.19	4,411.19	75.39	18,365.37
	(構成比)	(63.69)	(11.88)	(24.02)	(0.41)	(100.00)
自然公園	海岸延長	11,600.20	2,167.15	4,393.25	74.22	18,234.82
	(構成比)	(63.62)	(11.88)	(24.09)	(0.41)	(100.00)
	国立公園	5,694.75	964.06	2,384.26	32.95	9,076.02
	(構成比)	(62.75)	(10.62)	(26.27)	(0.36)	(100.00)
	国定公園	3,826.19	716.88	1,224.49	21.43	5,788.99
(構成比)	(66.09)	(12.38)	(21.15)	(0.37)	(100.00)	
都道府県立 自然公園	2,079.26	486.21	784.50	19.84	3,369.81	
(構成比)	(61.70)	(14.43)	(23.28)	(0.59)	(100.00)	
自然環境保全地域	海岸延長	96.40	15.04	17.94	1.17	130.55
	(構成比)	(73.84)	(11.52)	(13.74)	(0.90)	(100.00)
	原生自然環境 保全地域	7.25	0.00	0.00	0.00	7.25
(構成比)	(100.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(100.00)	
都道府県自然 環境保全地域	89.15	15.04	17.94	1.17	123.30	
(構成比)	(72.30)	(12.20)	(14.55)	(0.95)	(100.00)	

b. 海岸(汀線)区分別延長の構成比

自然公園及び自然環境保全地域の海岸(汀線)区分別延長と構成比を、図Ⅲ－２－76 に示す。

自然海岸延長の割合が最も高いのは原生自然環境保全地域(100.00%)で、次いで都道府県自然環境保全地域(72.30%)、国定公園(66.09%)、国立公園(62.75%)、都道府県立自然公園(61.70%)となっている。

人工海岸延長の割合が最も高いのは国立公園(26.27%)で、次いで都道府県立自然公園(23.28%)、国定公園(21.15%)、都道府県自然環境保全地域(14.55%)、原生自然環境保全地域(0.00%)となっている。

③ 地種区分別海岸延長と構成比

自然公園及び自然環境保全地域の地種区分別海岸延長と構成比を、図Ⅲ－２－77 に示す。

国立公園では、特別保護地区 521.28km(国立公園全体の 5.74%)、特別地域 4,491.56km(同 49.49%)、普通地域 4,061.33km(同 44.75%)、海中公園地区 1.85km(同 0.02%)となっている。

国定公園では、特別保護地区 271.05km(国定公園全体の 4.68%)、特別地域 4,145.83km(同 71.62%)、普通地域 1,369.60km(同 23.66%)、海中公園地区

2.51km（同 0.04%）となっている。

都道府県立自然公園では、特別地域 1,453.30km（都道府県立自然公園全体の 43.13%）、普通地域 1,916.51km（同 56.87%）となっている。

都道府県自然環境保全地域では、特別地域 47.39km（都道府県自然環境保全地域全体の 38.43%）、普通地域 75.91km（同 61.57%）となっている。

④ 自然海岸延長と構成比

a. 国立公園

国立公園別自然海岸延長と構成比を、図Ⅲ－２－78 に示す。

a) 自然海岸延長

瀬戸内海の自然海岸延長が 1,565.07km と最も長く、次いで西海（825.93km）、陸中海岸（481.69km）、大山隠岐（421.93km）、富士箱根伊豆（418.58km）となっている。

自然海岸延長が最も短いのは山陰海岸（51.29km）で、次いで西表（56.86km）、知床（83.33km）、利尻礼文サロベツ（88.77km）、霧島屋久（148.48km）となっている。

b) 自然海岸延長の構成比

小笠原の自然海岸延長の構成比が 97.79% と最も高く、次いで知床（96.83%）、西表（92.50%）、利尻礼文サロベツ（85.88%）、陸中海岸（85.08%）となっている。

自然海岸延長の構成比が最も低いのは瀬戸内海（43.09%）で、次いで雲仙天草（52.95%）、伊勢志摩（58.91%）、山陰海岸（68.85%）、足摺宇和海（73.13%）となっている。

b. 国定公園

国定公園別自然海岸延長と構成比を、図Ⅲ－２－79 に示す。

a) 自然海岸延長

壱岐対馬の自然海岸延長が 734.80km と最も長く、次いで若狭湾（309.97km）、奄美群島（306.74km）玄海（305.72km）、日豊海岸（300.96km）となっている。

自然海岸延長が最も短いのは水郷筑波（5.96km）で、次いで沖縄戦跡（6.85km）、鳥海（22.14km）、三河湾（27.83km）、日高山脈襟裳（33.92km）となっている。

b) 自然海岸延長の構成比

網走の自然海岸延長の構成比が 89.14% と最も高く、次いで南三陸金華山（87.25%）、壱岐対馬（86.89%）、奄美群島（85.72%）、沖縄戦跡（84.78%）となっている。

自然海岸延長の構成比が最も低いのは三河湾（17.75%）で、次いで水郷筑波（28.37%）、能登半島（44.61%）、日高山脈襟裳（45.80%）、越前加賀海岸（46.63%）となっている。

c. 都道府県立自然公園

都道府県立自然公園別自然海岸延長と構成比を、図Ⅲ－2－80 に示す。

a) 自然海岸延長

野付風連の自然海岸延長が 113.88km と最も長く、次いで松島(112.62km)、大村湾（109.58km）、坊野間（96.30km）、甌島（91.94km）となっている。

自然海岸延長が最も短いのは、魚梁瀬、大麻山、水郷、渥美半島、南知多、朝日で、いずれも 0.00km である。

b) 自然海岸延長の構成比

トカラ列島及び川内川流域の自然海岸延長の構成比がいずれも 100.00% と最も高く、次いで大隅南部（99.31%）、甌島（98.93%）、浜田海岸（93.99%）となっている。

自然海岸延長の構成比が最も低いのは、魚梁瀬、大麻山、水郷、渥美半島、南知多、朝日で、いずれも 0.00% である。

久比岐(1.68%)で、次いで松川浦(4.73%)、大洗(16.18%)、磐城海岸(19.12%)、手結住吉（21.08%）となっている。

d. 原生自然環境保全地域

原生自然環境保全地域は南硫黄島のみであり、自然海岸延長は 7.25km で全て自然海岸となっている。

e. 都道府県自然環境保全地域

都道府県自然環境保全地域別自然海岸延長と構成比を、図Ⅲ－2－81 に示す。

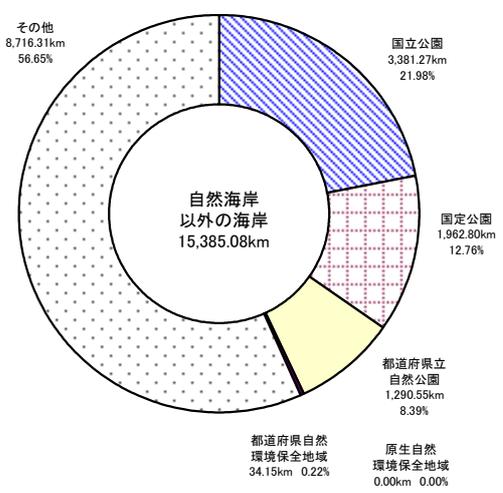
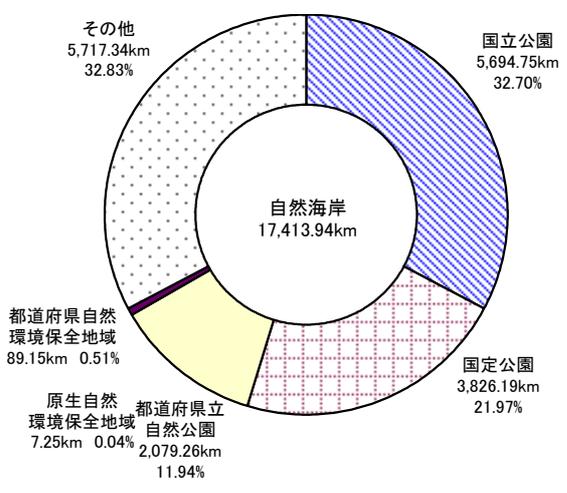
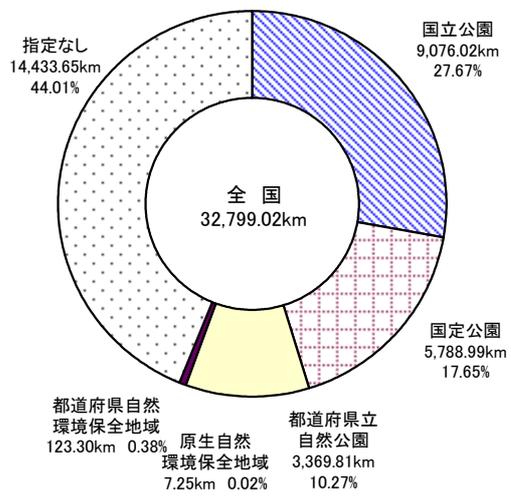
a) 自然海岸延長

錦の自然海岸延長が 15.86km と最も長く、次いで静狩礼文華（11.68km）、仙台湾海浜（8.00km）、ユルリ島（7.30km）、矢堅崎西海岸（7.23km）となっている。

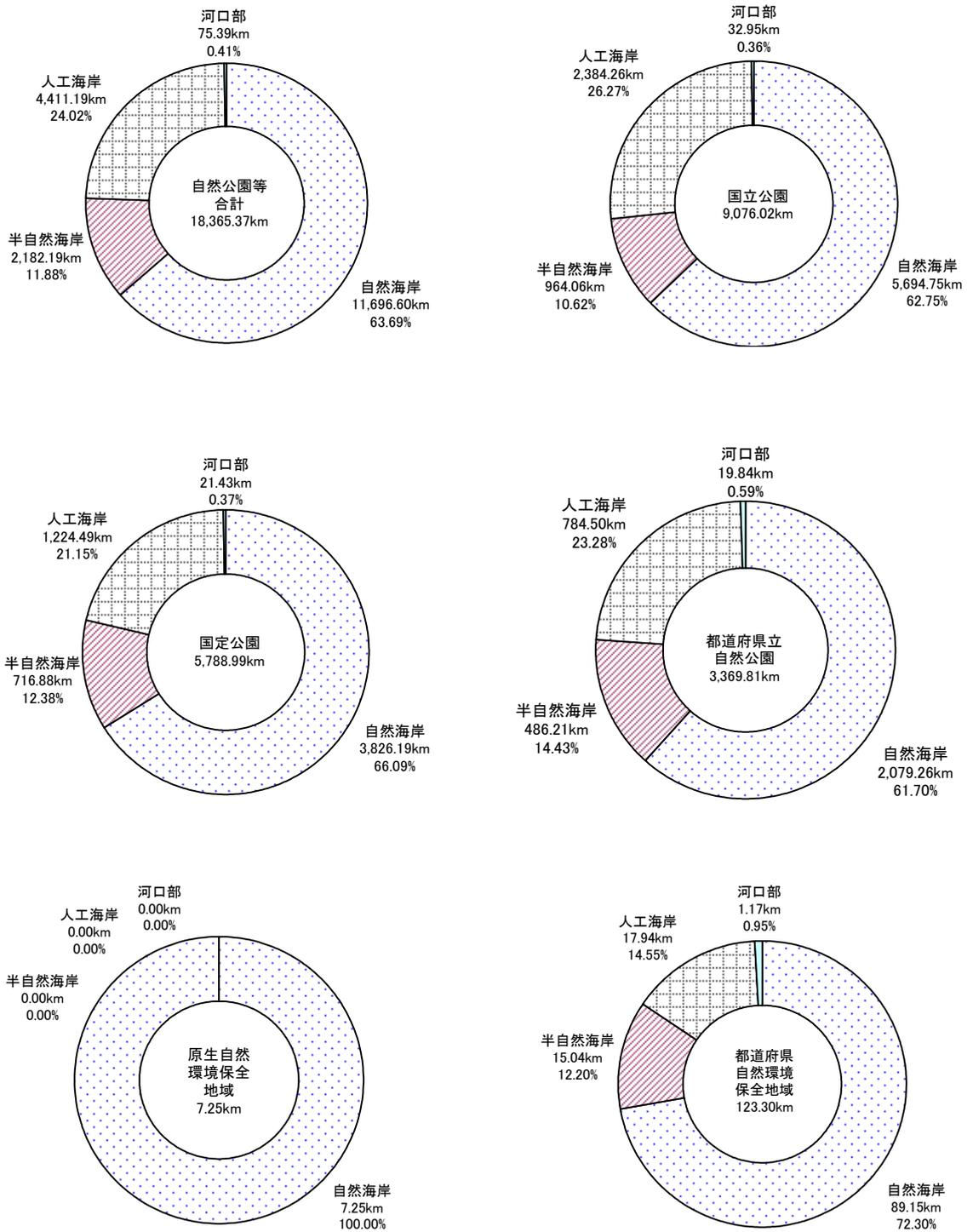
自然海岸延長が最も短いのは沖ノ島、桃崎浜でいずれも 0.00km、次いで唐島（0.46km）、比川地先（0.69km）、妙見（0.85km）となっている。

b) 自然海岸延長の構成比

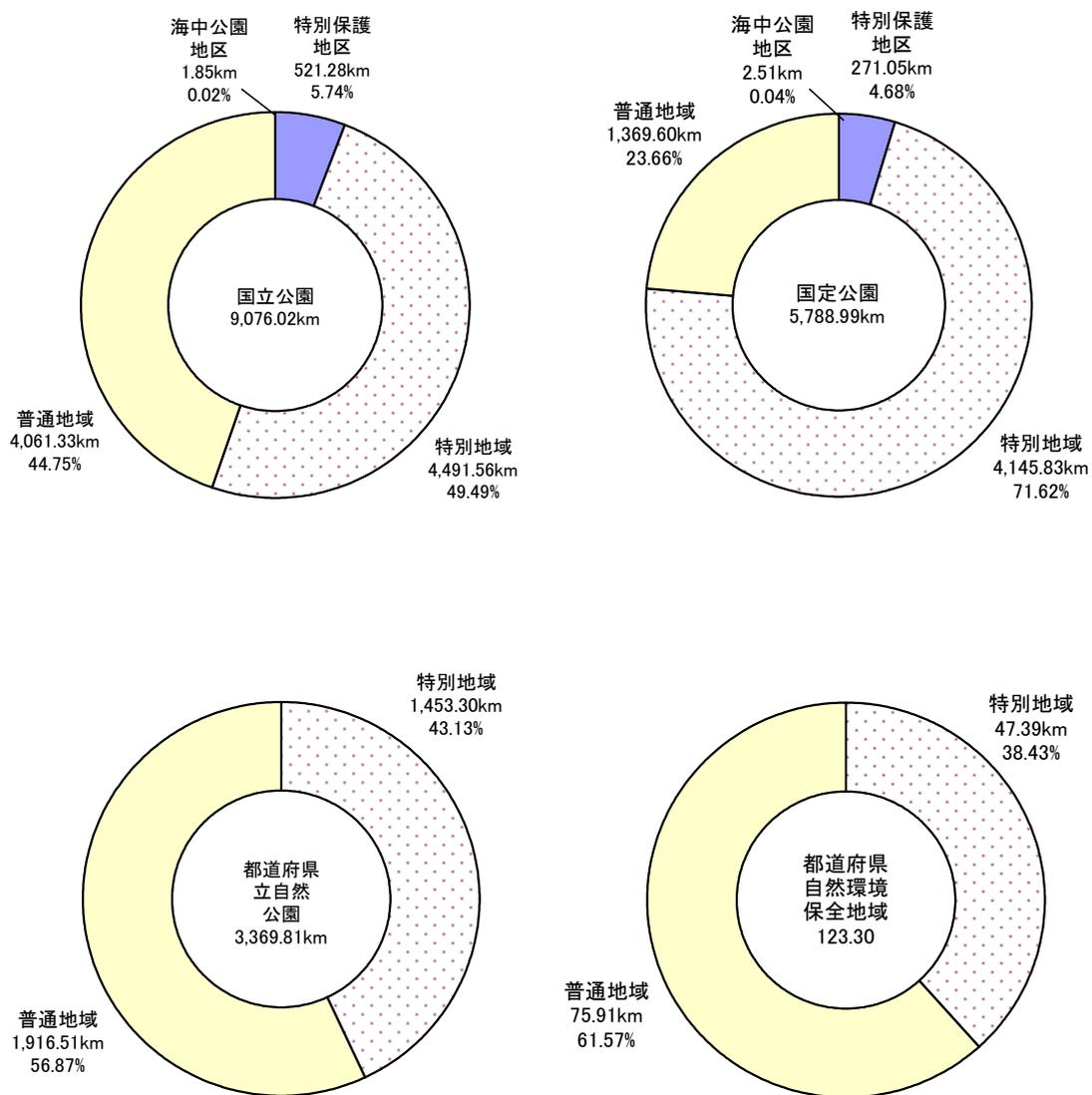
沖ノ島、桃崎浜の自然海岸延長の構成比がいずれも 0.00% で最も低く、次いで仙台湾海浜（21.27%）、静狩礼文華（84.76%）、舅ヶ島・奈木崎海岸（91.97%）、末津島・前島（94.08%）、島勝浦（98.14%）であり、これらを除く都道府県自然環境保全地域は自然海岸延長の構成比がいずれも 100.00% となっている。



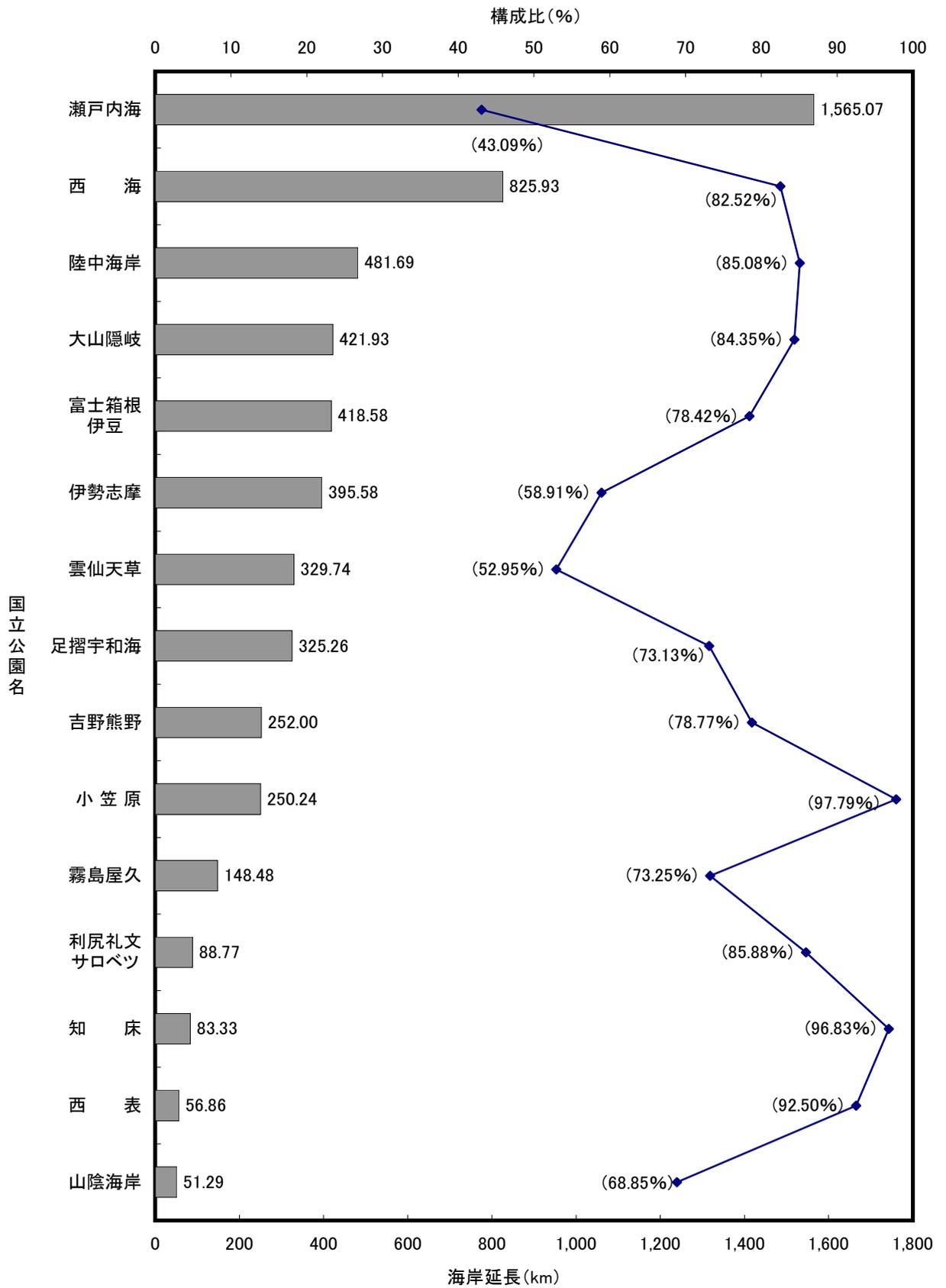
図Ⅲ-2-75 自然公園及び自然環境保全地域の海岸延長が全国の海岸延長に占める割合



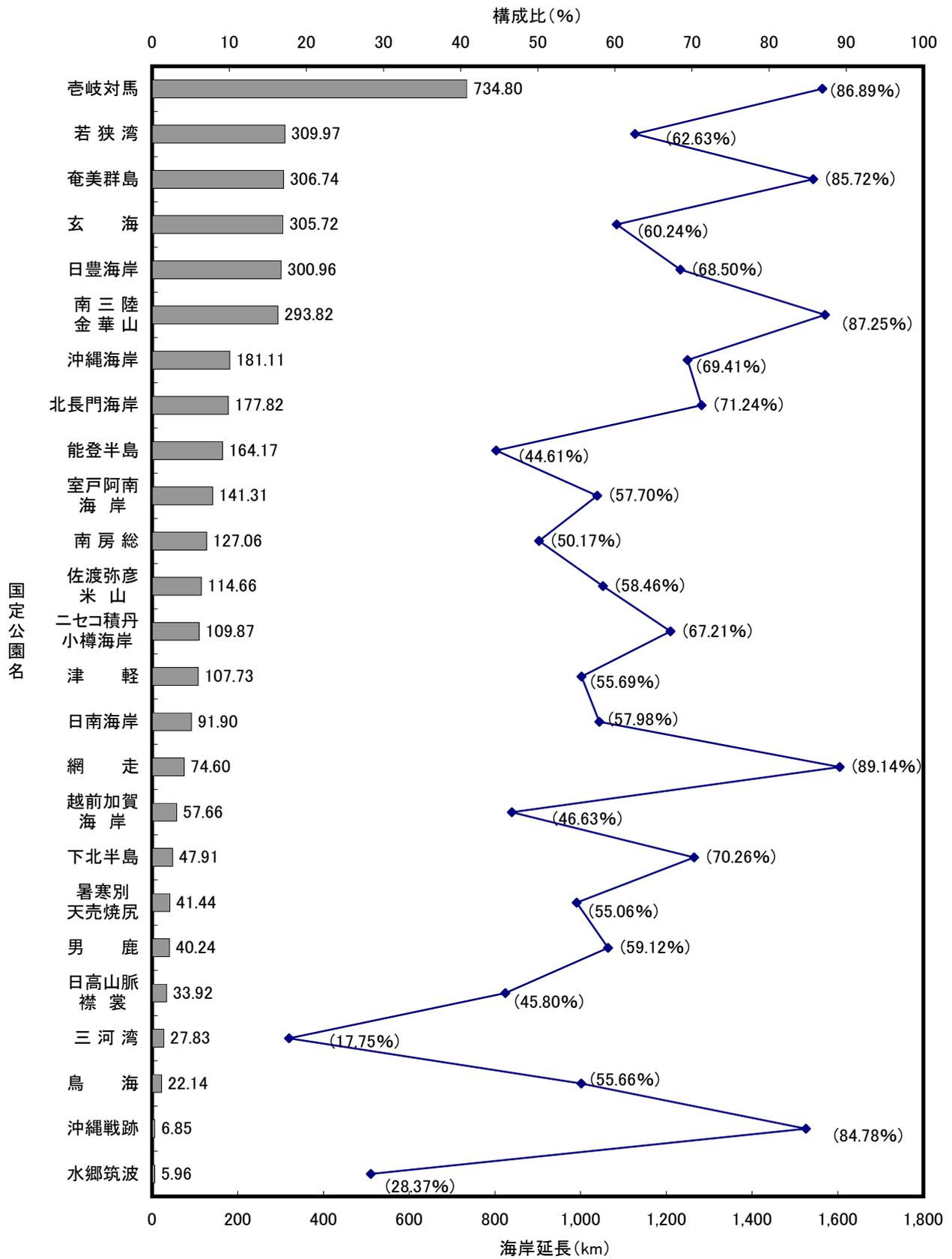
図Ⅲ-2-76 自然公園及び自然環境保全地域の海岸(汀線)区分別延長と構成比



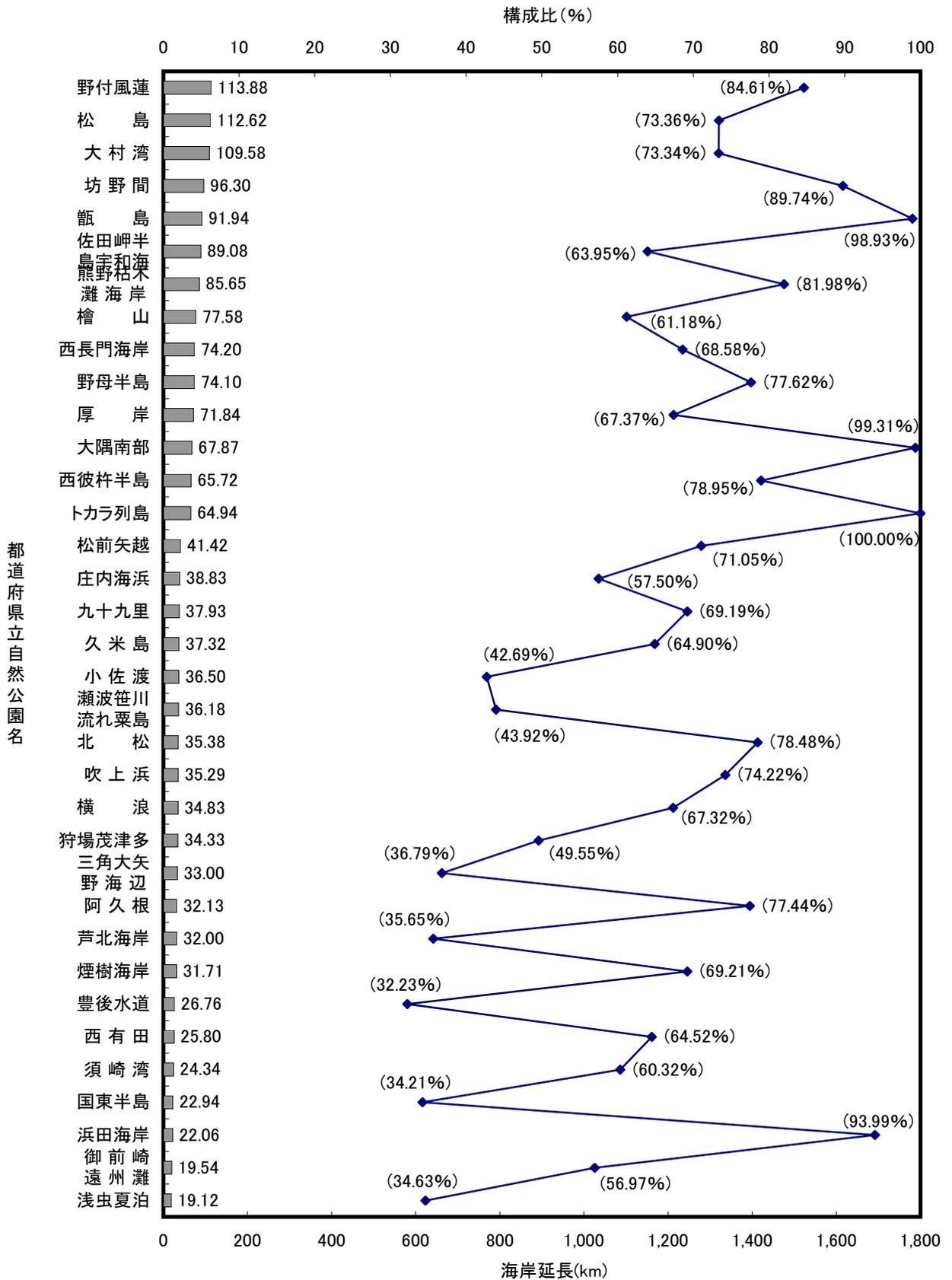
図Ⅲ-2-77 自然公園及び自然環境保全地域の地種区分別海岸延長と構成比



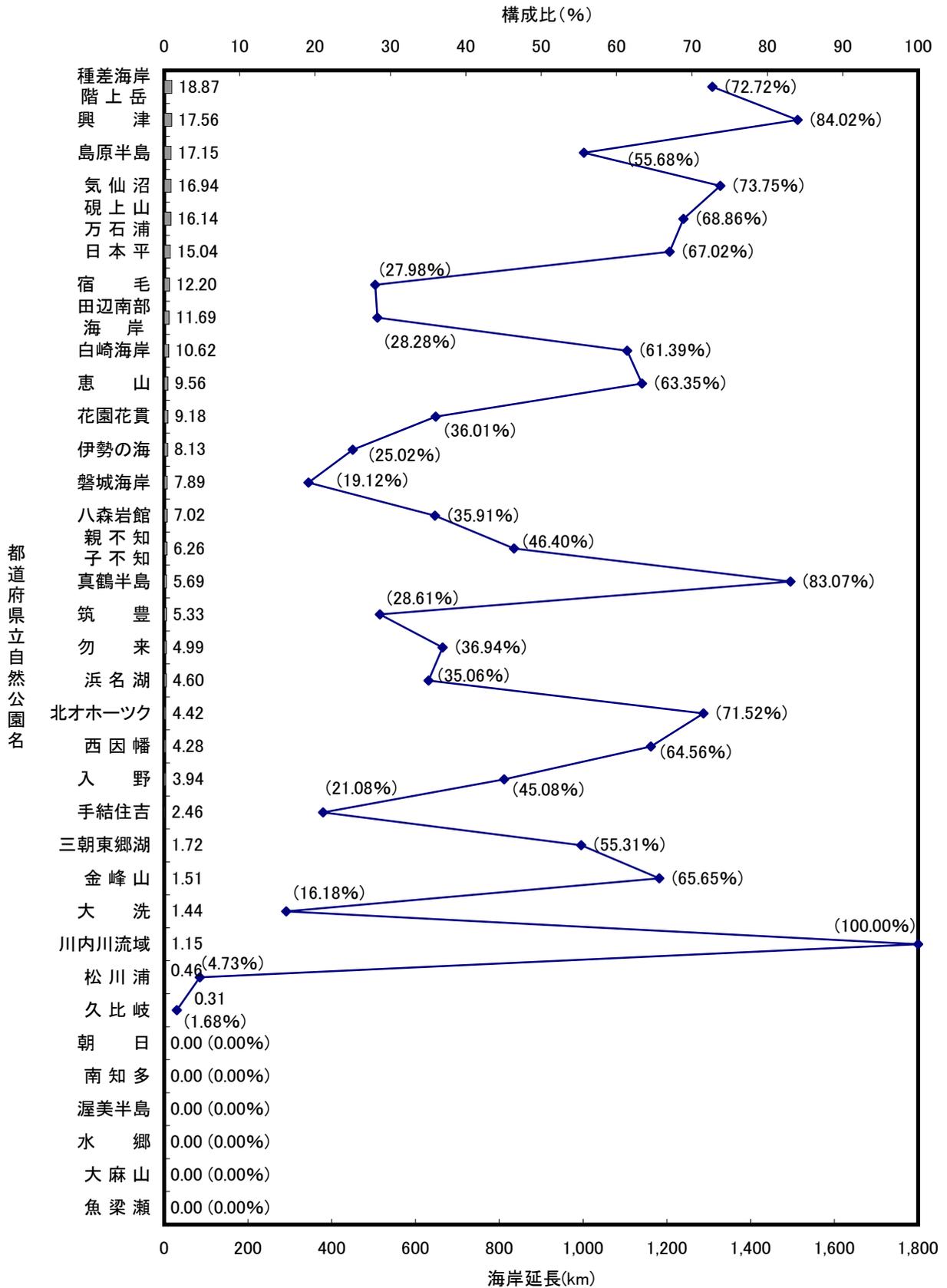
図Ⅲ-2-78 国立公園別自然海岸延長と構成比



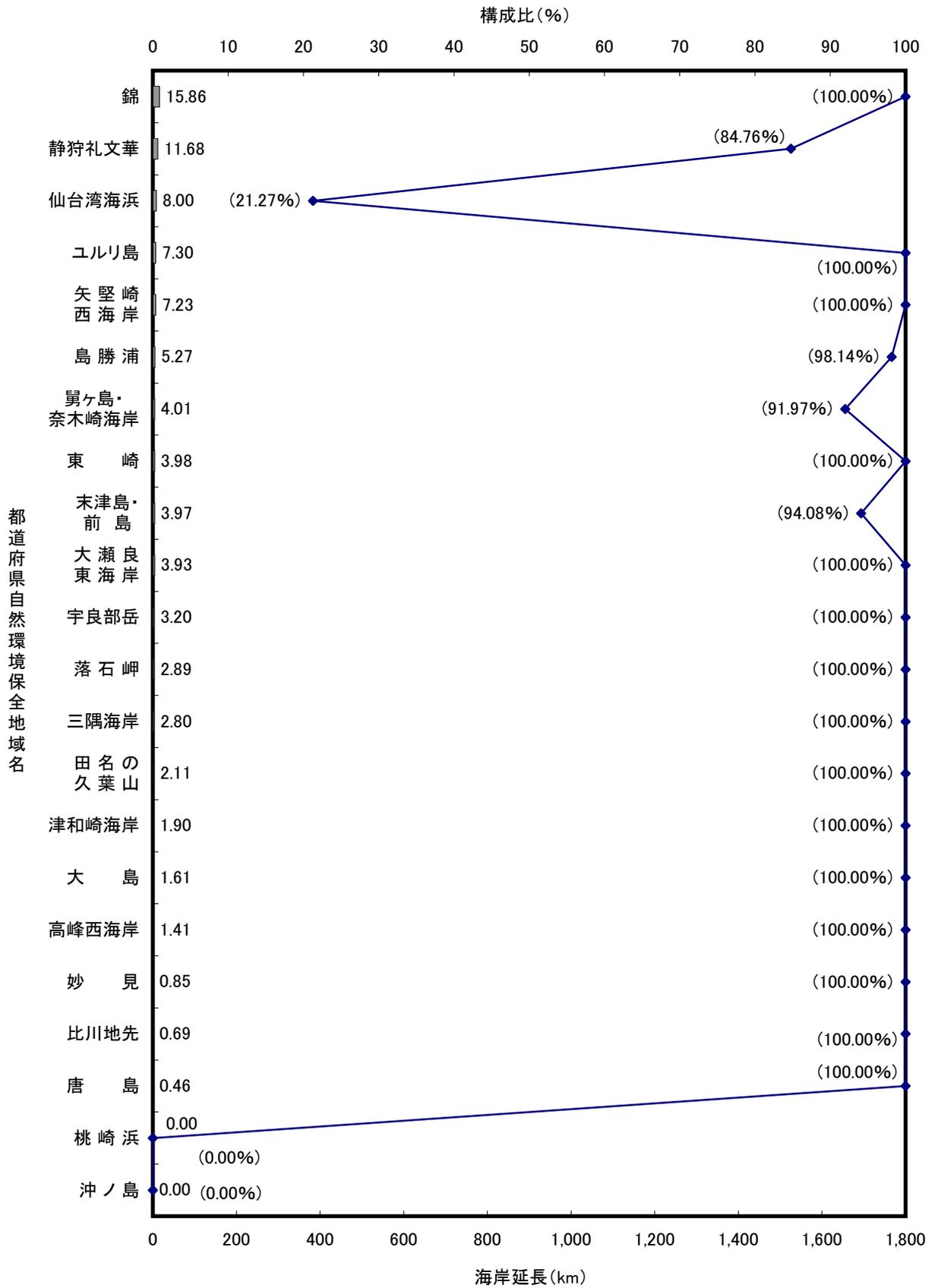
図Ⅲ-2-79 国定公園別自然海岸延長と構成比



図Ⅲ-2-80(1) 都道府県立自然公園別自然海岸延長と構成比(1)



図Ⅲ-2-80(2) 都道府県立自然公園別自然海岸延長と構成比(2)



図Ⅲ-2-81 都道府県自然環境保全地域別自然海岸延長と構成比

2) 海岸の経年変化

(1) 全 国

第2回自然環境保全基礎調査海岸調査(1978年 以下第2回と称す)、第3回自然環境保全基礎調査海岸調査(1984年 同第3回)、第4回自然環境基礎調査海岸調査(1993年 同第4回)、第5回自然環境保全基礎調査海岸改変状況調査(1996年、1997年 同第5回)の海岸(汀線)区分別延長の経年変化を、表Ⅲ-2-17、図Ⅲ-2-82に示す。

海岸延長は、全国、本土域、島しょ域ともに、海岸の埋立等により第2回～第5回まで増加傾向を示している。

海岸(汀線)区分別にみると、全国、本土域、島しょ域ともに、第2回～第5回まで、自然海岸が減少し、人工海岸が増加している。

① 海岸延長(総延長)

a. 全 国

全国の海岸延長(総延長)は、第3回と第2回との経年変化(以下第3回-第2回と称す。他の調査回数についても同様)では279.34km(改変率0.89%)増加、第4回-第3回では288.74km(同0.91%)増加、第5回-第4回では794.93km(同2.48%)増加している。

b. 本土域

本土域の海岸延長(総延長)は、第3回-第2回では216.73km(改変率1.19%)の増加、第4回-第3回では171.28km(同0.93%)増加、第5回-第4回では672.64km(同3.61%)増加している。

c. 島しょ域

島しょ域の海岸延長(総延長)は、第3回-第2回では62.61km(改変率0.47%)増加、第4回-第3回では117.46km(同0.89%)増加、第5回-第4回では122.29km(同0.91%)増加している。

② 海岸(汀線)区分別延長

a. 自然海岸延長

a) 全 国

全国自然海岸延長は、第3回-第2回では562.48km(改変率-3.01%)減少、第4回-第3回では295.74km(同-1.63%)減少、第5回-第4回では445.32km(同-2.49%)減少している。

b) 本土域

本土域自然海岸延長は、第3回-第2回では445.38km(改変率-4.94%)減少、第4回-第3回では172.35km(同-2.01%)減少、第5回-第4回では244.02km(同-2.90%)減少している。

c) 島しょ域

島しょ域の自然海岸延長は、第3回－第2回では117.10km(改変率-1.21%)減少、第4回－第3回では123.39km(同-1.29%)減少、第5回－第4回では201.30km(-2.13%)減少している。

b. 半自然海岸延長

a) 全 国

全国の半自然海岸延長は、第3回－第2回では176.44km(改変率4.20%)増加、第4回－第3回では43.20km(同-0.99%)減少、第5回－第4回では82.42km(同-1.90%)減少している。

b) 本土域

本土域の半自然海岸延長は、第3回－第2回では164.89km(改変率5.76%)増加、第4回－第3回では4.68km(同0.15%)増加、第5回－第4回では93.70km(同-3.09%)減少している。

c) 島しょ域

島しょ域の半自然海岸延長は、第3回－第2回では11.55km(改変率0.86%)増加、第4回－第3回では47.88km(同-3.54%)減少、第5回－第4回では11.28km(同0.86%)増加している。

c. 人工海岸延長

a) 全 国

全国的人工海岸延長は、第3回－第2回では665.32km(改変率8.06%)増加、第4回－第3回では627.51km(同7.03%)増加、第5回－第4回では1,270.44km(同13.30%)増加している。

b) 本土域

本土域的人工海岸延長は、第3回－第2回では497.24km(改変率8.12%)増加、第4回－第3回では338.78km(同5.12%)増加、第5回－第4回では961.82km(同13.82%)増加している。

c) 島しょ域

島しょ域的人工海岸延長は、第3回－第2回では168.08km(改変率7.87%)増加、第4回－第3回では288.73km(同12.53%)増加、第5回－第4回では308.62km(同11.90%)増加している。

③ 第4回海岸(汀線)区分別延長と第5回海岸(汀線)区分別延長

第4回海岸(汀線)区分別延長と第5回海岸(汀線)区分別延長を、図Ⅲ－2－83に示す。

a. 全 国

自然海岸は、第4回－第3回に比べて、第5回－第4回では「砂浜海岸」が

減少 (-382.45km) している。

半自然海岸は、第4回-第3回に比べて、第5回-第4回では「人工構築物の前面に浜が発達している砂浜海岸」が減少 (-217.33km) し、「人工構築物の前面に浜が発達している磯浜海岸」が増加 (131.17km) している。

人工海岸は、第4回-第3回、第5回-第4回ともに、「埋立によってできた海岸」が増加 (各々547.02km、887.96km) している。その他、第5回-第4回では、「上記以外の土木工事によってできた海岸 (埋め立てまたは干拓以外によってできた海岸)」も増加 (413.15km) している。

b. 本土域

自然海岸は、第4回-第3回に比べて、第5回-第4回では「砂浜海岸」が減少 (-272.38km) している。

半自然海岸は、第4回-第3回に比べて、第5回-第4回では「人工構築物の前面に浜が発達している砂浜海岸」が減少 (-175.17km) している。

人工海岸は、第4回-第3回、第5回-第4回ともに、「埋立によってできた海岸」が増加 (各々325.85km、610.37km) している。その他、第5回-第4回では、「上記以外の土木工事によってできた海岸 (埋め立てまたは干拓以外によってできた海岸)」も増加 (388.62km) している。

c. 島しょ域

自然海岸は、第4回-第3回に比べて、第5回-第4回では「砂浜海岸」が減少 (-110.07km) している。

半自然海岸は、第4回-第3回、第5回-第4回ともに、大きな増減はみられない。

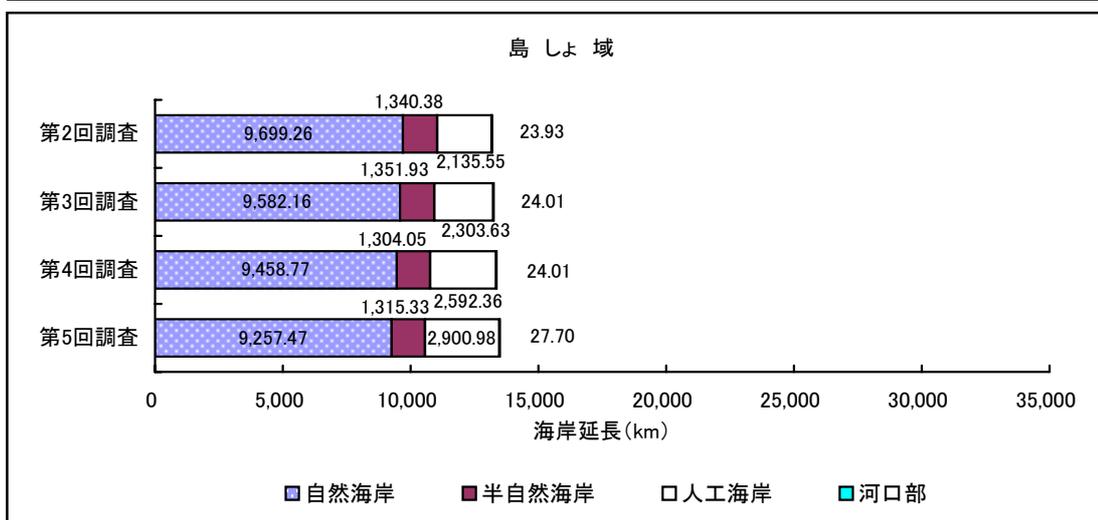
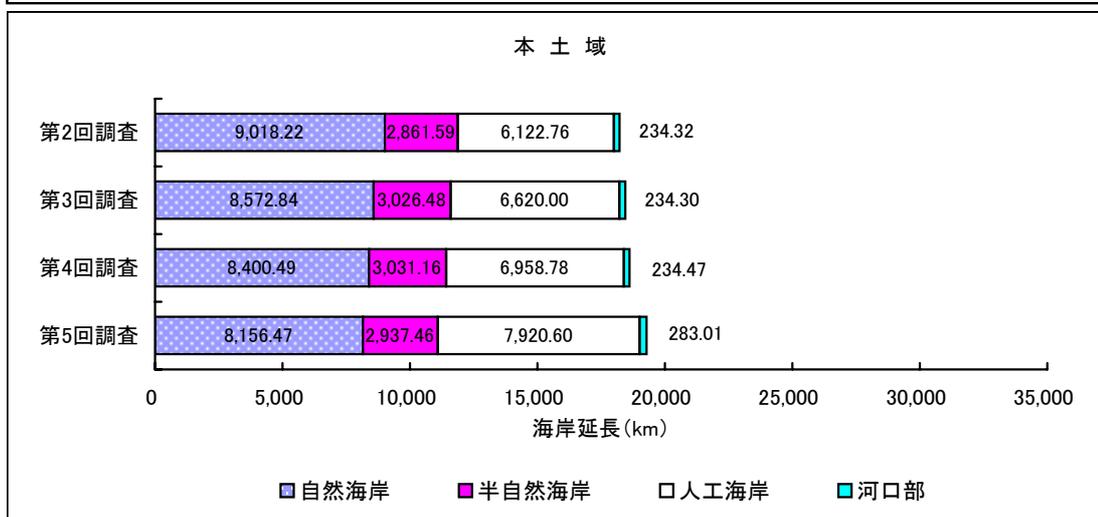
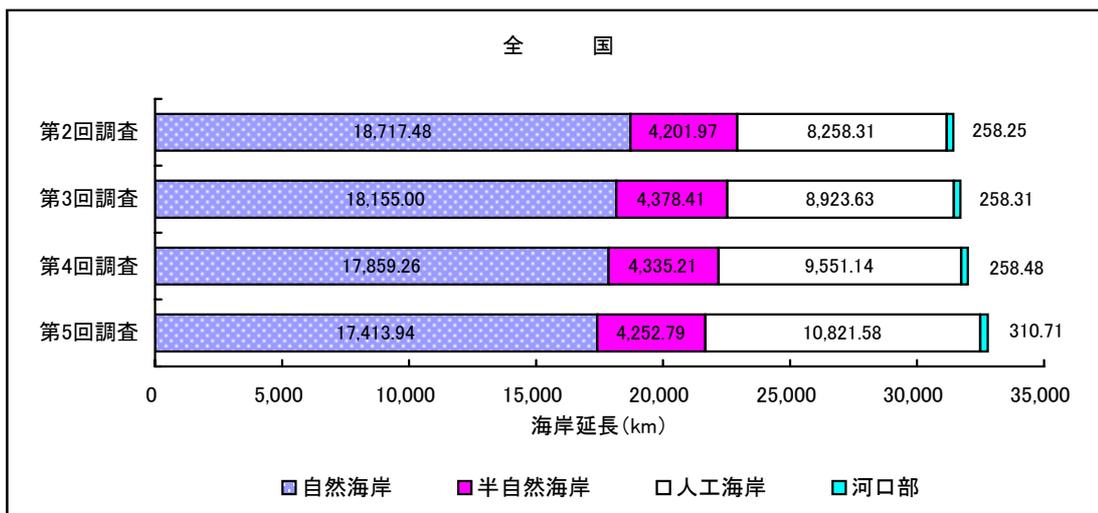
人工海岸は、第4回-第3回、第5回-第4回ともに、「埋立によってできた海岸」が増加 (各々221.17km、277.59km) している。

表Ⅲ－２－１７ 海岸(汀線)区分別延長の経年変化

区 分	項 目		自然海岸	半自然海岸	人工海岸	河口部	合 計
全 国	海岸延長 (km)	第5回	17,413.94	4,252.79	10,821.58	310.71	32,799.02
		第4回	17,859.26	4,335.21	9,551.14	258.48	32,004.09
		第3回	18,155.00	4,378.41	8,923.63	258.31	31,715.35
		第2回	18,717.48	4,201.97	8,258.31	258.25	31,436.01
	構 成 比 (%)	第5回	53.09	12.97	32.99	0.95	100.00
		第4回	55.80	13.55	29.84	0.81	100.00
		第3回	57.24	13.81	28.14	0.81	100.00
		第2回	59.54	13.37	26.27	0.82	100.00
	経年変化延長 (km)	第5回-第4回	△ 445.32	△ 82.42	1,270.44	52.23	794.93
		第4回-第3回	△ 295.74	△ 43.20	627.51	0.17	288.74
		第3回-第2回	△ 562.48	176.44	665.32	0.06	279.34
	変化ポイント	第5回-第4回	△ 2.71	△ 0.58	3.15	0.14	—
		第4回-第3回	△ 1.44	△ 0.26	1.71	△ 0.01	—
		第3回-第2回	△ 2.30	△ 0.44	1.87	△ 0.01	—
	改 変 率 (%)	第5回-第4回	△ 2.49	△ 1.90	13.30	20.21	2.48
第4回-第3回		△ 1.63	△ 0.99	7.03	0.07	0.91	
第3回-第2回		△ 3.01	4.20	8.06	0.02	0.89	
本 土 域	海岸延長 (km)	第5回	8,156.47	2,937.46	7,920.60	283.01	19,297.54
		第4回	8,400.49	3,031.16	6,958.78	234.47	18,624.90
		第3回	8,572.84	3,026.48	6,620.00	234.30	18,453.62
		第2回	9,018.22	2,861.59	6,122.76	234.32	18,236.89
	構 成 比 (%)	第5回	42.27	15.22	41.04	1.47	100.00
		第4回	45.10	16.27	37.36	1.26	100.00
		第3回	46.46	16.40	35.87	1.27	100.00
		第2回	49.45	15.69	33.57	1.28	100.00
	経年変化延長 (km)	第5回-第4回	△ 244.02	△ 93.70	961.82	48.54	672.64
		第4回-第3回	△ 172.35	4.68	338.78	0.17	171.28
		第3回-第2回	△ 445.38	164.89	497.24	△ 0.02	216.73
	変化ポイント	第5回-第4回	△ 2.84	△ 1.05	3.68	0.21	—
		第4回-第3回	△ 1.35	△ 0.13	1.49	△ 0.01	—
		第3回-第2回	△ 2.99	0.71	2.30	△ 0.02	—
	改 変 率 (%)	第5回-第4回	△ 2.90	△ 3.09	13.82	20.70	3.61
第4回-第3回		△ 2.01	0.15	5.12	0.07	0.93	
第3回-第2回		△ 4.94	5.76	8.12	△ 0.01	1.19	
島 しょ 域	海岸延長 (km)	第5回	9,257.47	1,315.33	2,900.98	27.70	13,501.48
		第4回	9,458.77	1,304.05	2,592.36	24.01	13,379.19
		第3回	9,582.16	1,351.93	2,303.63	24.01	13,261.73
		第2回	9,699.26	1,340.38	2,135.55	23.93	13,199.12
	構 成 比 (%)	第5回	68.57	9.74	21.49	0.21	100.00
		第4回	70.70	9.75	19.38	0.18	100.00
		第3回	72.25	10.19	17.37	0.18	100.00
		第2回	73.48	10.16	16.18	0.18	100.00
	経年変化延長 (km)	第5回-第4回	△ 201.30	11.28	308.62	3.69	122.29
		第4回-第3回	△ 123.39	△ 47.88	288.73	0.00	117.46
		第3回-第2回	△ 117.10	11.55	168.08	0.08	62.61
	変化ポイント	第5回-第4回	△ 2.13	△ 0.00	2.11	0.03	—
		第4回-第3回	△ 1.56	△ 0.45	2.01	△ 0.00	—
		第3回-第2回	△ 1.23	0.04	1.19	△ 0.00	—
	改 変 率 (%)	第5回-第4回	△ 2.13	0.86	11.90	15.37	0.91
第4回-第3回		△ 1.29	△ 3.54	12.53	0.00	0.89	
第3回-第2回		△ 1.21	0.86	7.87	0.33	0.47	

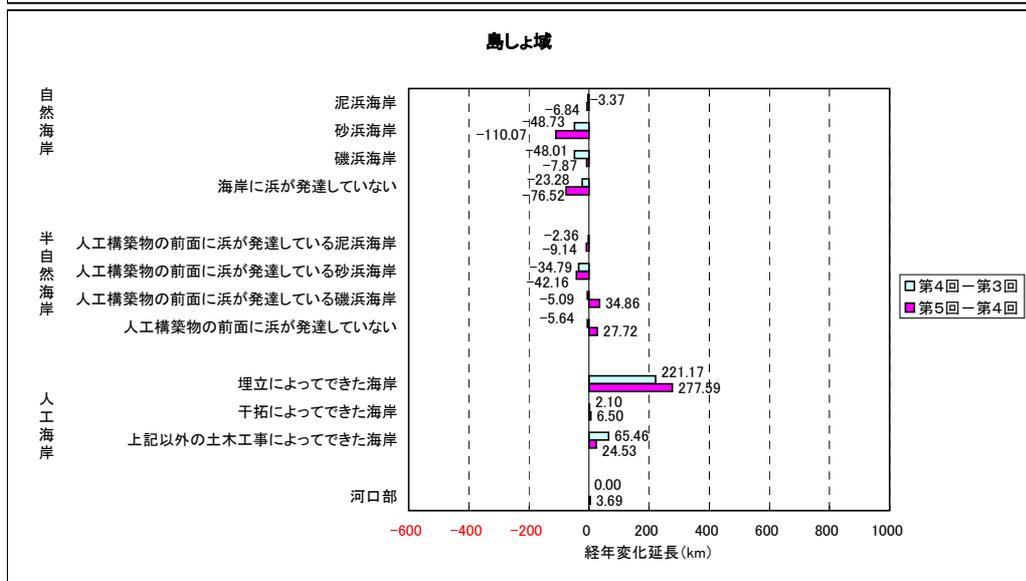
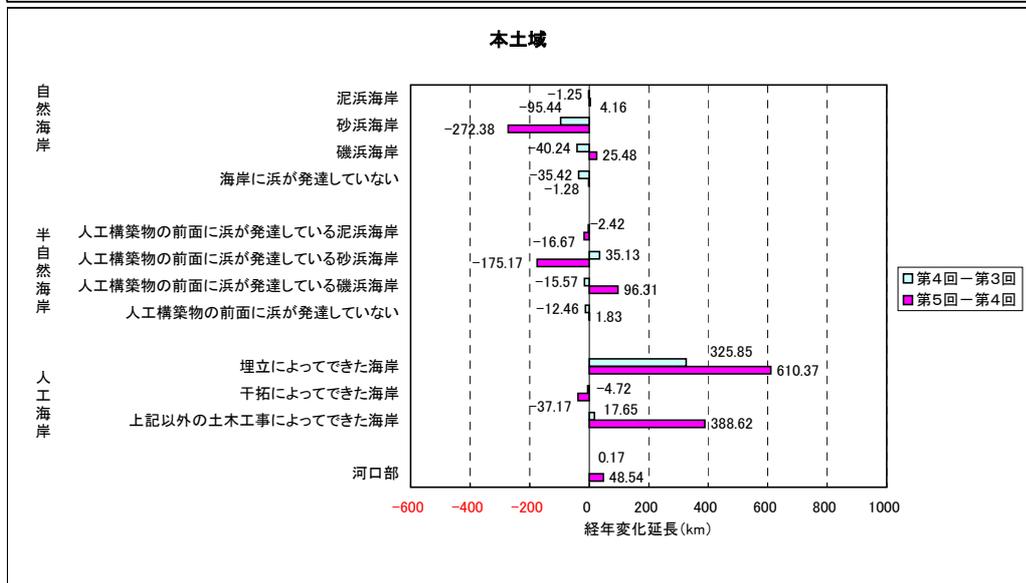
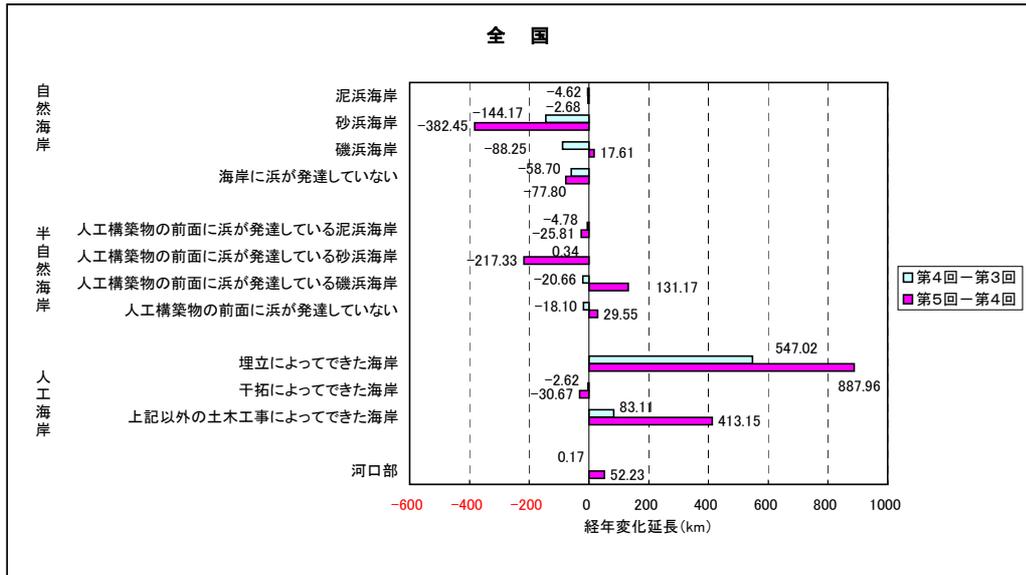
注1) 本年度(第5回)未調査の兵庫県を含まない。

2) △は負の値を示す。



注) 第2回～第5回調査ともに本年度(第5回)未調査の兵庫県を含まない。

図Ⅲ-2-82 海岸(汀線)区分別延長の比較



注) 第3回、第4回ともに本年度(第5回)未調査の兵庫県を含まない。

図Ⅲ-2-83 第4回海岸(汀線)区分別延長と第5回海岸(汀線)区分別延長の比較

(2) 都道府県

① 自然海岸

都道府県別自然海岸延長の経年変化を、図Ⅲ－２－84～86に示す。

a. 全国

38都道府県のうち、自然海岸が減少したのは32都道府県、自然海岸が増加したのは6都道府県である。

自然海岸の減少率が最も大きいのは茨城県(-30.27%)で、次いで富山県(-29.90%)、愛知県(-23.67%)、福島県(-20.91%)、鳥取県(-19.90%)となっている。

自然海岸の減少が最も大きいのは北海道(-96.58km)で、次いで青森県(-47.53km)、沖縄県(-39.37km)、岩手県(-37.36km)、熊本県(-29.52km)となっている。

自然海岸が増加したのは和歌山県(増加率7.20% 増加延長24.79km)、岡山県(同5.60% 同13.29km)、長崎県(同2.03% 同58.84km)、京都府(同1.42%同2.45km)、愛媛県(同1.33% 同9.26km)、三重県(同1.31% 同7.79km)である。

b. 本土域

38都道府県のうち、自然海岸が減少したのは26都道府県、自然海岸が増加したのは10都道府県、変化のないのが2都道府県である。変化のない都道府県のうち、沖縄県は本土域を持たない。

自然海岸の減少率が最も大きいのは茨城県(-30.27%)で、次いで富山県(-29.90%)、愛知県(-27.65%)、福島県(-20.91%)、鳥取県(-19.90%)となっている。

自然海岸の減少が最も大きいのは北海道(-80.85km)で、次いで青森県(-45.71km)、岩手県(-36.58km)、秋田県(-20.39km)、宮崎県(-17.43km)となっている。

自然海岸が増加したのは鹿児島県(増加率11.66% 増加延長56.00km)、和歌山県(同7.87% 同20.51km)、神奈川県(同7.33% 同5.49km)、岡山県(同7.23% 同5.33km)、福岡県(同3.55% 同3.91km)などである。

c. 島しょ域

38都道府県のうち、自然海岸が減少したのは27都道府県、自然海岸が増加したのは6都道府県、変化のないのが5都道府県である。変化のない都道府県のうち、富山県、鳥取県は島しょ域を持たない。

自然海岸の減少率が最も大きいのは山形県(-89.78%)で、次いで神奈川県(-69.19%)、千葉県(-51.58%)、石川県(-32.43%)、愛知県(-19.65%)となっている。

自然海岸の減少が最も大きいのは鹿児島（-69.13km）で、次いで沖縄県（-39.37km）、熊本県（-21.52km）、北海道（-15.73km）、福岡県（-12.17km）となっている。

自然海岸が増加したのは和歌山県（増加率 5.12% 増加延長 4.28km）、岡山県（同 4.86% 同 7.96km）、京都府（同 4.62% 同 0.85km）、愛媛県（同 2.11% 同 6.62km）、長崎県（同 1.97% 同 48.63km）、新潟県（同 0.38% 同 0.56km）である。

② 人工海岸

都道府県別人工海岸延長の経年変化を、図Ⅲ-2-87~89に示す。

a. 全国

38都道府県のうち、人工海岸が増加したのは37都道府県、人工海岸が減少したのは1都道府県である。

人工海岸の増加率が最も高いのは鳥取県（127.91%）で、次いで茨城県（114.58%）、富山県（48.47%）、福島県（48.30%）、沖縄県（47.99%）となっている。

人工海岸の増加が最も大きいのは沖縄県（102.95km）で、次いで愛知県（101.29km）、北海道（98.61km）、茨城県（82.87km）、長崎県（79.61km）となっている。

人工海岸が減少したのは京都府（減少率-0.94% 減少延長-1.11km）のみである。

b. 本土域

38都道府県のうち、人工海岸が増加したのは34都道府県、人工海岸が減少したのは3都道府県、変化のないのは本土域を持たない沖縄県のみである。

人工海岸の増加率が最も高いのは鳥取県（127.91%）で、次いで茨城県（124.43%）、福島県（49.71%）、富山県（48.47%）、島根県（43.34%）となっている。

人工海岸の増加が最も大きいのは愛知県（96.56km）で、次いで北海道（86.48km）、茨城県（85.72km）、青森県（62.15km）、石川県（49.44km）となっている。

人工海岸が減少したのは熊本県（減少率-2.68% 減少延長-5.36km）、京都府（同-1.33% 同-1.54km）、神奈川県（同-0.05% 同-0.12km）である。

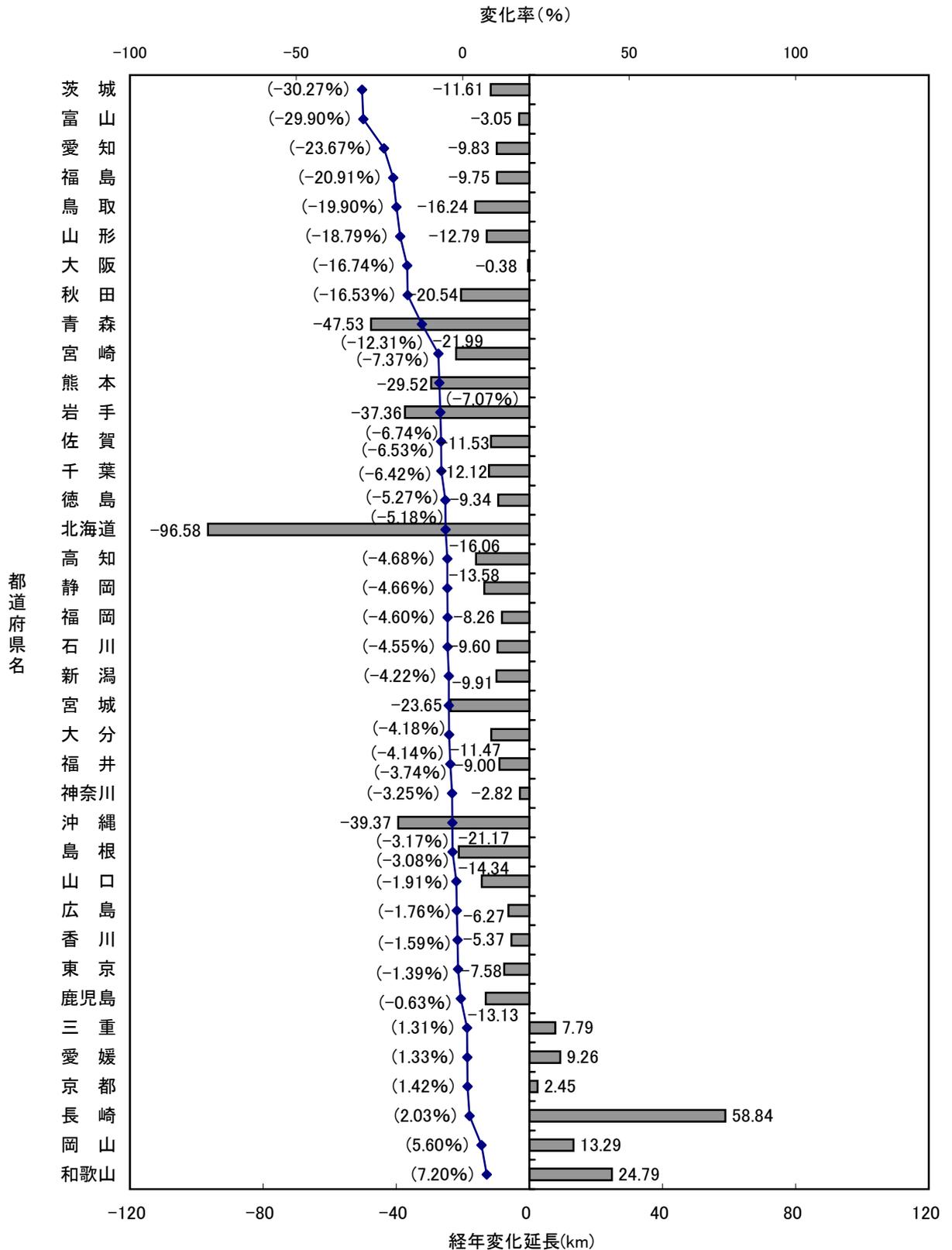
c. 島しょ域

38都道府県のうち、人工海岸が増加したのは26都道府県、人工海岸が減少したのは8都道府県、変化のないのが4都道府県である。変化のない都道府県のうち、富山県、鳥取県は島しょ域を持たない。

人工海岸の増加率が最も高いのは青森県（428.57%）で、次いで和歌山県（172.31%）、岡山県（94.93%）、高知県（50.70%）、沖縄県（47.99%）となっている。

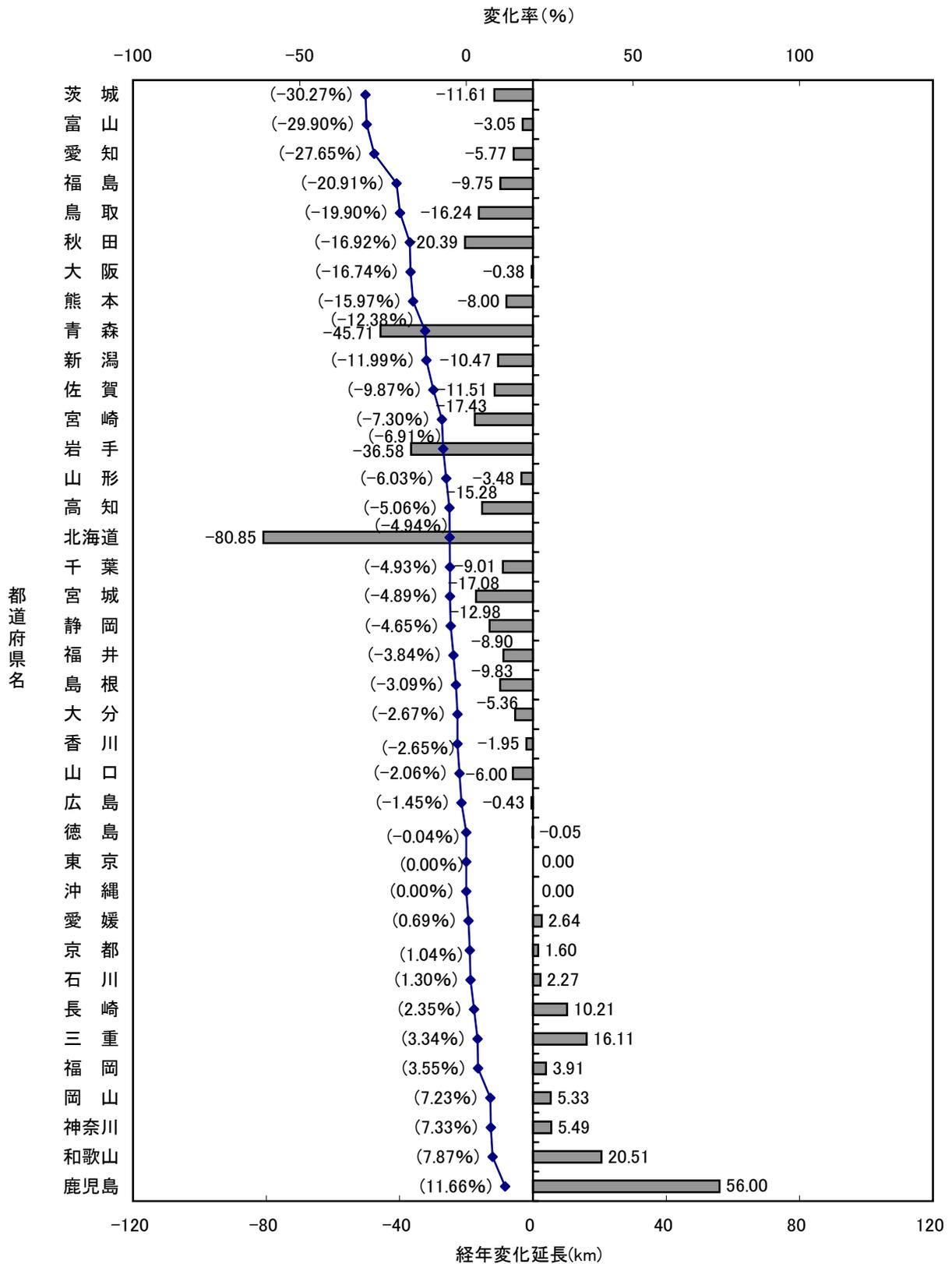
人工海岸の増加が最も大きいのは沖縄県（102.95km）で、次いで長崎県（50.04km）、鹿児島県（34.93km）、熊本県（22.12km）、愛媛県（19.41km）となっている。

人工海岸が減少したのは福島県（減少率-100.00% 減少延長-0.50km）、山形県（同-100.00% 同-2.93km）、茨城県（同-82.61% 同-2.85km）、石川県（同-55.91% 同-28.58km）、宮崎県（同-22.15% 同-1.73km）、大分県（同-7.50% 同-2.21km）、東京都（同-3.68% 同-6.75km）、宮城県（同-0.35% 同-0.17km）である。



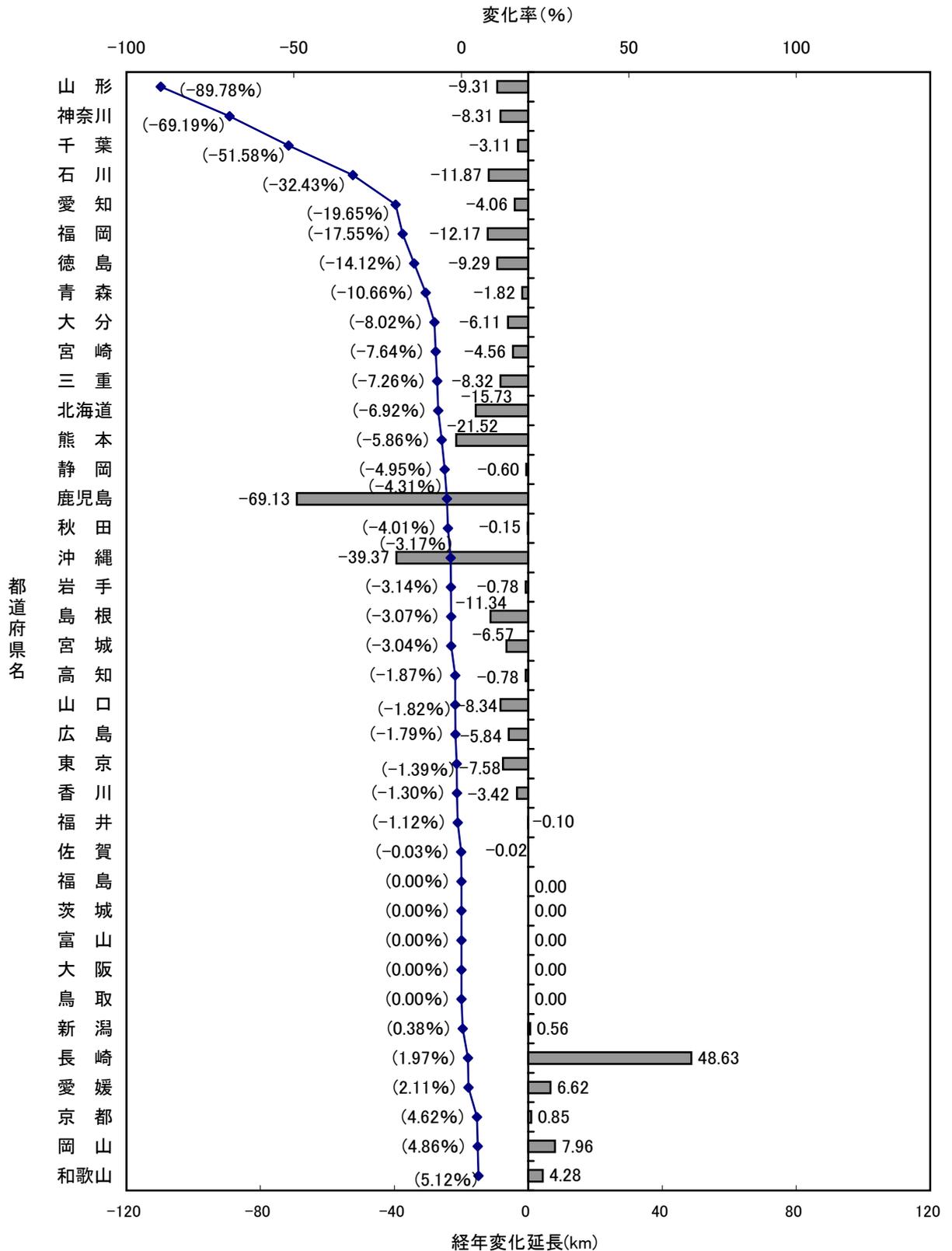
注1) 変化率=(第5回自然海岸延長-第4回自然海岸延長)÷第4回自然海岸延長×100
 2) 経年変化延長=第5回自然海岸延長-第4回自然海岸延長

図Ⅲ-2-84 都道府県別自然海岸延長の経年変化



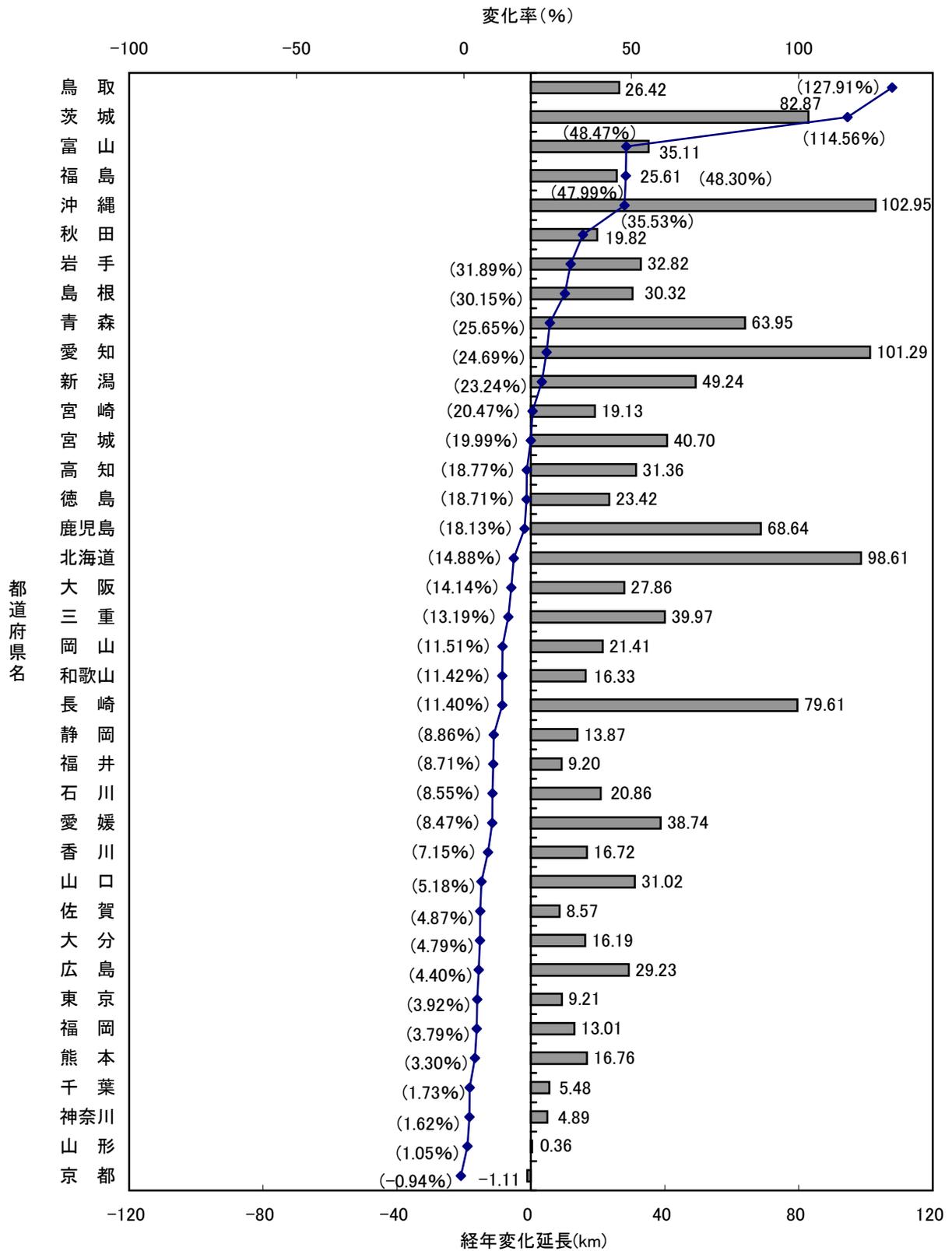
注1) 変化率=(第5回自然海岸延長-第4回自然海岸延長)÷第4回自然海岸延長×100
 2) 経年変化延長=第5回自然海岸延長-第4回自然海岸延長

図Ⅲ-2-85 都道府県別自然海岸延長の経年変化(本土域)



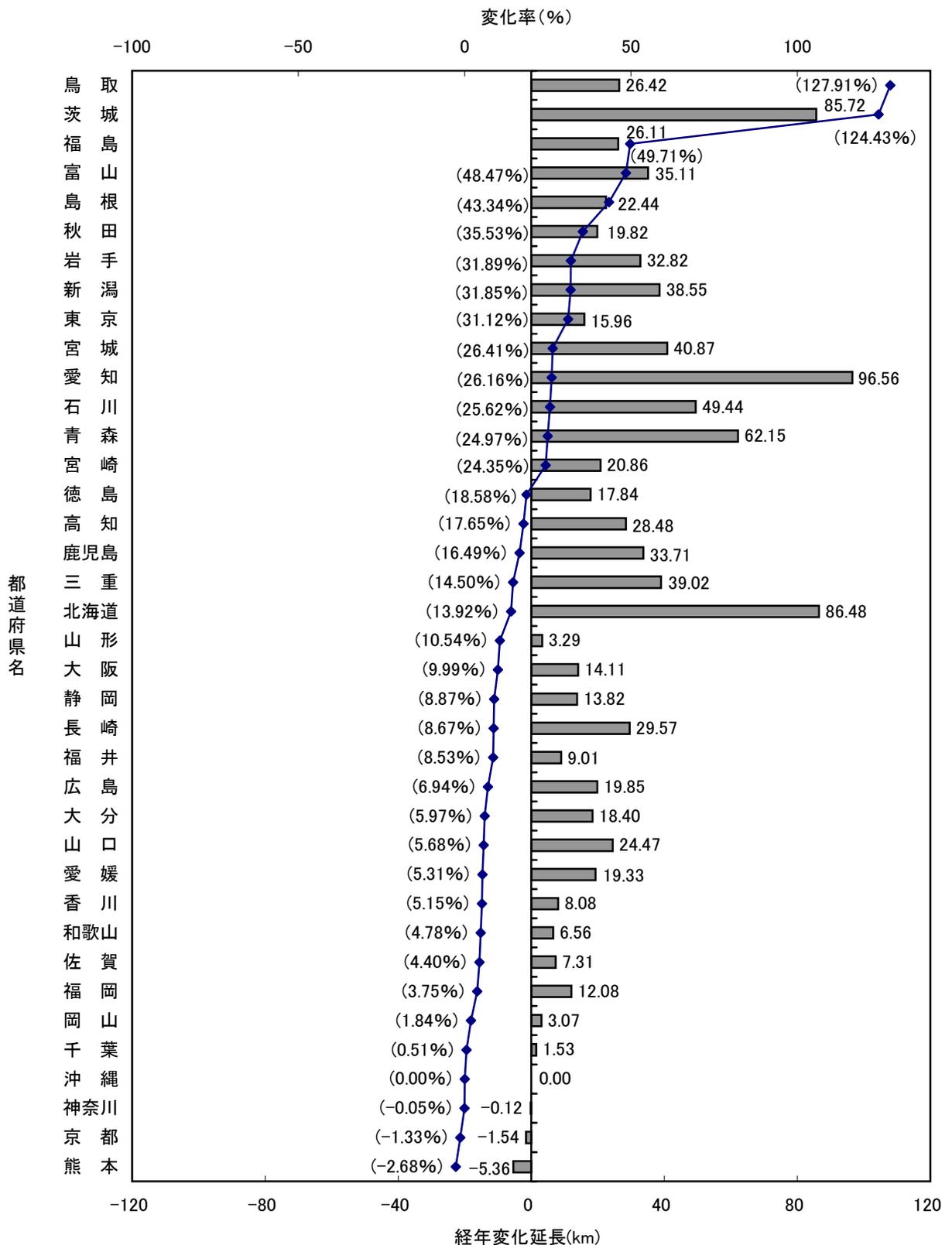
注1) 変化率=(第5回自然海岸延長-第4回自然海岸延長)÷第4回自然海岸延長×100
 2) 経年変化延長=第5回自然海岸延長-第4回自然海岸延長

図Ⅲ-2-86 都道府県別自然海岸延長の経年変化(島しょ域)



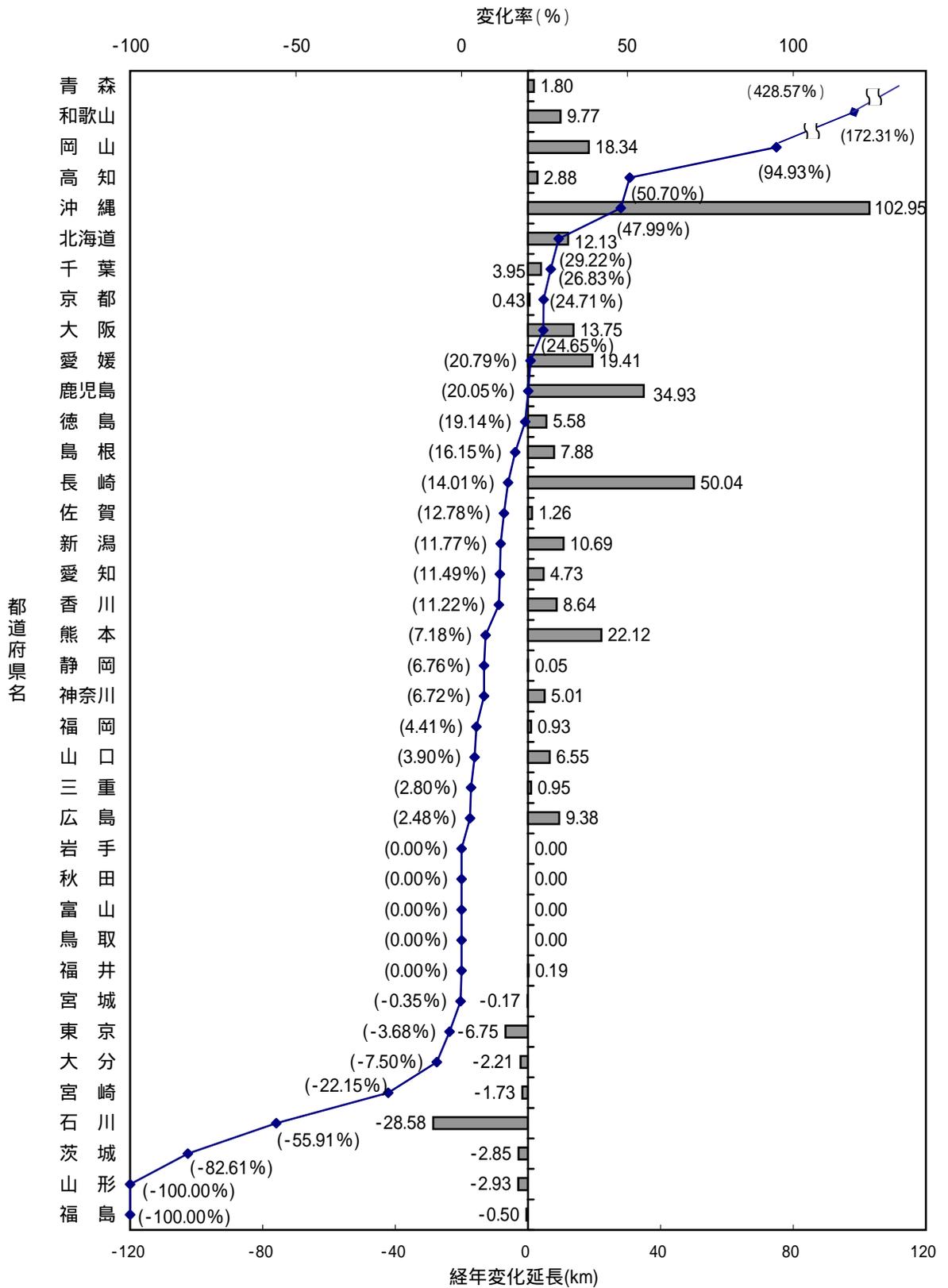
注1) 変化率=(第5回人工海岸延長-第4回人工海岸延長)÷第4回人工海岸延長×100
 2) 経年変化延長=第5回人工海岸延長-第4回人工海岸延長

図Ⅲ-2-87 都道府県別人工海岸延長の経年変化



注1) 変化率 = (第5回人工海岸延長 - 第4回人工海岸延長) / 第4回人工海岸延長 × 100
 2) 経年変化延長 = 第5回人工海岸延長 - 第4回人工海岸延長

図Ⅲ-2-88 都道府県別人工海岸延長の経年変化(本土域)



注1) 変化率 = (第5回人工海岸延長 - 第4回人工海岸延長) / 第4回人工海岸延長 × 100
 2) 経年変化延長 = 第5回人工海岸延長 - 第4回人工海岸延長

図 -2 89 都道府県別人工海岸延長の経年変化(島しょ域)

(3) 海区・海域

① 海区

第5回と第4回の海区别海岸(汀線)区分別延長の経年変化を、表Ⅲ-2-18に示す。

全ての海区で自然海岸延長が減少し、人工海岸が増加している。半自然海岸は、北海道区、東シナ海区で増加し、日本海北区、太平洋北区、太平洋中区、太平洋南区で減少している。

表Ⅲ-2-18 海区别海岸(汀線)区分別延長の経年変化 (km)

海区名	項目	自然海岸	半自然海岸	人工海岸	河口部	合計
全 国	第5回	13,804.94	3,237.89	7,419.82	219.23	24,681.88
	第4回	14,171.01	3,308.23	6,415.40	174.34	24,068.98
	経年変化	△ 366.07	△ 70.34	1,004.42	44.89	612.90
北海道区	第5回	1,766.26	580.17	761.25	35.00	3,142.68
	第4回	1,862.84	514.33	662.64	11.44	3,051.25
	経年変化	△ 96.58	65.84	98.61	23.56	91.43
日本海北区	第5回	687.39	402.81	787.74	26.63	1,904.57
	第4回	754.63	414.05	650.76	16.09	1,835.53
	経年変化	△ 67.24	△ 11.24	136.98	10.54	69.04
太平洋北区	第5回	1,366.49	226.45	883.08	17.42	2,493.44
	第4回	1,485.04	303.38	648.72	9.21	2,446.35
	経年変化	△ 118.55	△ 76.93	234.36	8.21	47.09
太平洋中区	第5回	1,833.40	455.59	1,928.72	48.53	4,266.24
	第4回	1,855.13	507.64	1,756.98	72.07	4,191.82
	経年変化	△ 21.73	△ 52.05	171.74	△ 23.54	74.42
太平洋南区	第5回	1,054.24	304.97	449.82	21.22	1,830.25
	第4回	1,076.34	309.73	381.12	13.20	1,780.39
	経年変化	△ 22.10	△ 4.76	68.70	8.02	49.86
東シナ海区	第5回	7,097.16	1,267.90	2,609.21	70.43	11,044.70
	第4回	7,137.03	1,259.10	2,315.18	52.33	10,763.64
	経年変化	△ 39.87	8.80	294.03	18.10	281.06

注1) 本年度(第5回)未調査の兵庫県を含む日本海西区、瀬戸内海区は除いた。

2) △は負の値を示す。

a. 自然海岸

海区別自然海岸延長の経年変化を、図Ⅲ－２－90 に示す。

全ての海区で、自然海岸延長が減少している。

自然海岸の減少率が最も大きいのは日本海北区 (-8.91%) で、次いで太平洋北区 (-7.98%)、北海道区 (-5.18%)、太平洋南区 (-2.05%)、太平洋中区 (-1.17%)、東シナ海区 (-0.56%) となっている。

自然海岸の減少が最も大きいのは太平洋北区 (-118.55km) で、次いで北海道区 (-96.58km)、日本海北区 (-67.24km)、東シナ海区 (-39.87km)、太平洋南区 (-22.10km)、太平洋中区 (-21.73%) となっている。

b. 人工海岸

海区別人工海岸延長の経年変化を、図Ⅲ－２－91 に示す。

全ての海区で、人工海岸延長が増加している。

人工海岸の増加率が最も高いのは太平洋北区 (36.13%) で、次いで日本海北区 (21.05%)、太平洋南区 (18.03%)、北海道区 (14.88%)、東シナ海区 (12.70%)、太平洋中区 (9.77%) となっている。

人工海岸の増加が最も大きいのは東シナ海区 (294.03km) で、次いで太平洋北区 (234.36km)、太平洋中区 (171.74km)、日本海北区 (136.98km)、北海道区 (98.61km)、太平洋南区 (68.70km) となっている。

② 海 域

a. 自然海岸

海域別自然海岸延長の経年変化を、図Ⅲ－２－92 に示す。

82 海域のうち、自然海岸が減少したのは 64 海域、自然海岸が増加したのは 18 海域である。

自然海岸の減少率が最も大きいのは陸奥湾 (-32.93%) で、次いで鹿島灘 (-30.27%)、富山湾 (-29.90%)、遠州灘 (-29.88%)、福島 (-20.91%) となっている。

自然海岸の減少が最も大きいのは沖縄島 (-49.37km) で、次いで後志 (-46.84km)、三陸海岸 (-37.36km)、陸奥湾 (-29.86km)、日向灘 (-23.03km) となっている。

自然海岸が増加したのは火山列島 (増加率 17.37% 増加延長 7.49km)、伊豆七島南 (同 17.36% 同 10.54km)、津軽海峡 (同 8.06% 同 6.26km)、和歌山 (同 7.99% 同 10.91km)、八重山列島 (同 7.91% 同 27.19km) などである。

b. 人工海岸

海域別人工海岸延長の経年変化を、図Ⅲ－２－93 に示す。

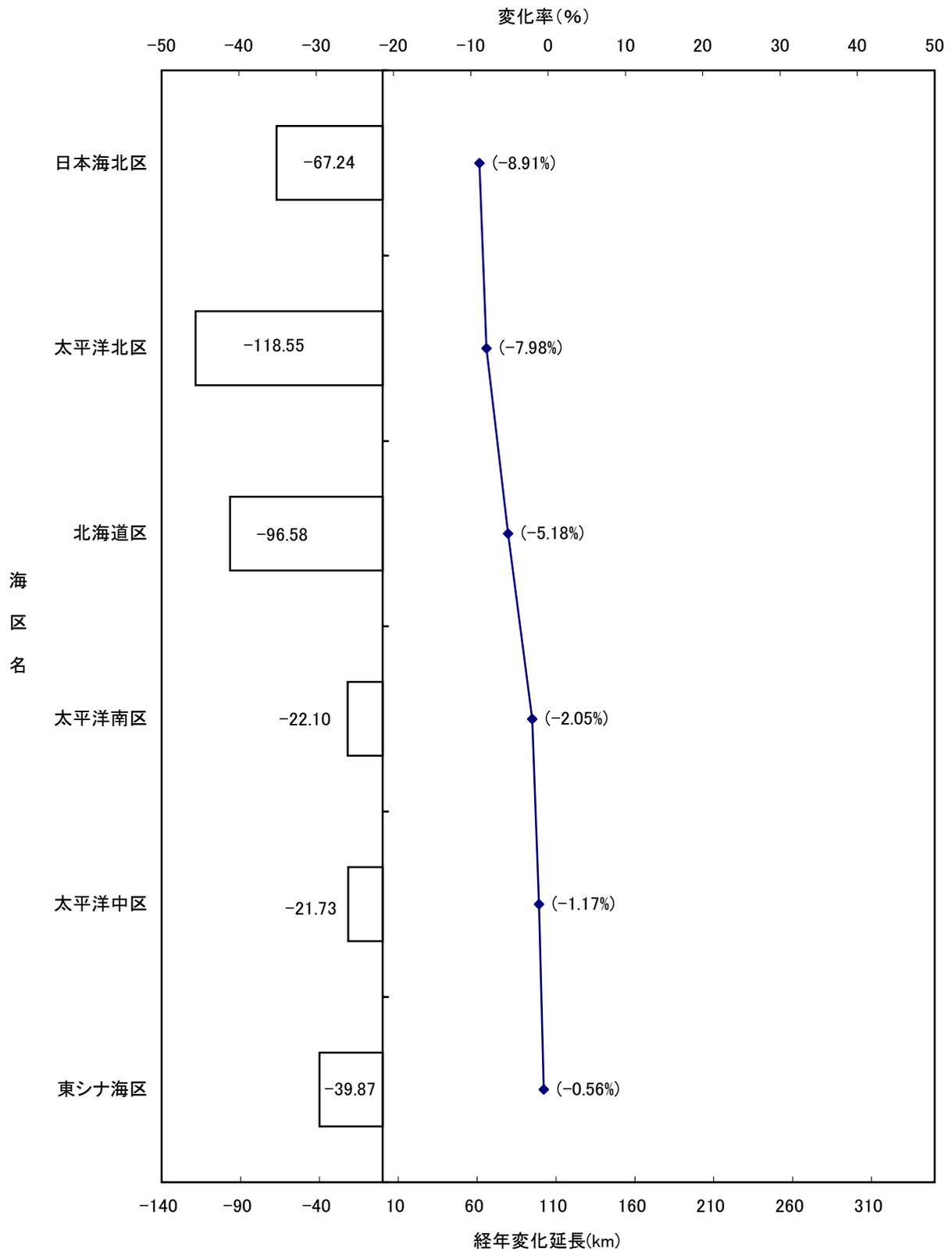
82 海域のうち、人工海岸が増加したのは 75 海域、人工海岸が減少したのは 7

海域、変化のないのが2海域である。

人工海岸の増加率が最も高いのは遠州灘（1,925.00%）で、次いで鳥取（127.94%）、鹿島灘（114.56%）、徳島（64.34%）、伊豆七島南（60.41%）となっている。

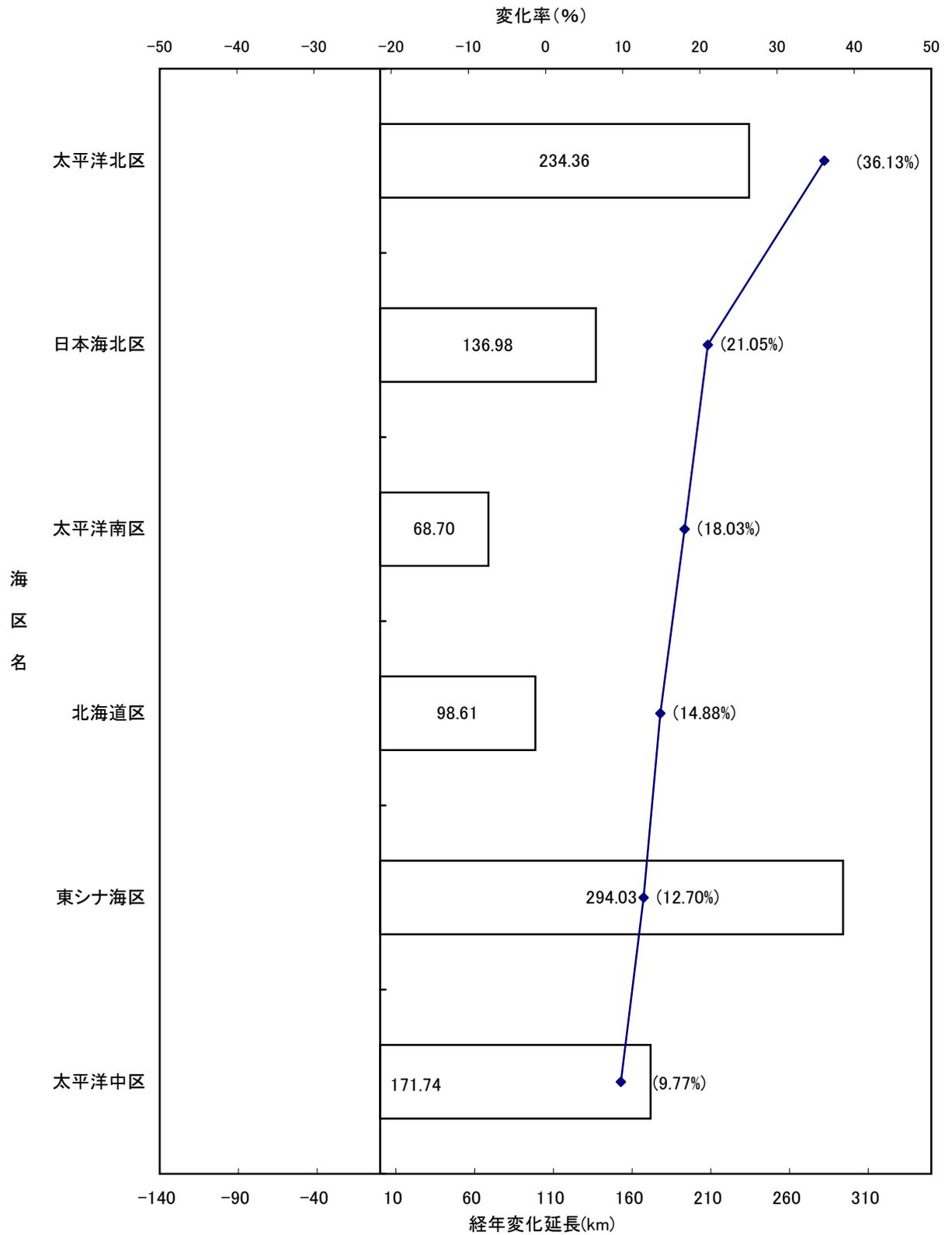
人工海岸の増加が最も大きいのは沖縄島（92.33km）で、次いで鹿島灘（82.87km）、伊勢湾（51.12km）、三河湾（47.91km）、新潟（38.89km）となっている。

人工海岸が減少したのは伊予灘西（減少率 28.17% 減少延長-5.47km）、伊豆（同-23.78% 同-14.96km）、燧灘（同-7.01% 同-8.33km）、周防灘東（同-3.63% 同-8.24km）、博多湾（同-3.54% 同-2.48km）、十勝（同-2.84% 同-0.45km）、房総（同-1.63% 同-1.23km）である。



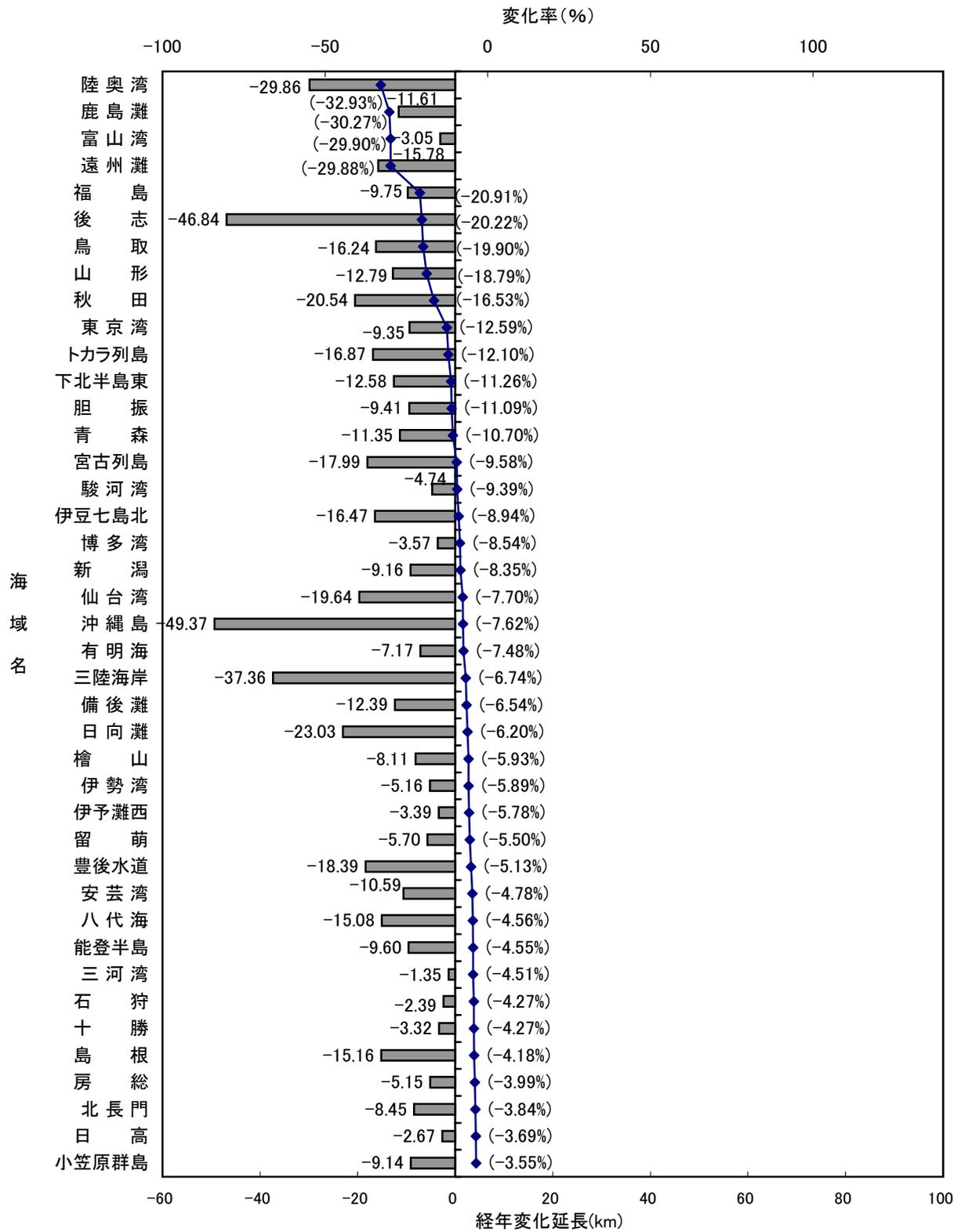
- 注1) 変化率 = (第5回自然海岸延長 - 第4回自然海岸延長) / 第4回自然海岸延長 × 100
 2) 経年変化延長 = 第5回自然海岸延長 - 第4回自然海岸延長
 3) 本年度(第5回)未調査の兵庫県を含む日本海西区と瀬戸内海区は除いた。

図Ⅲ-2-90 海区別自然海岸延長の経年変化



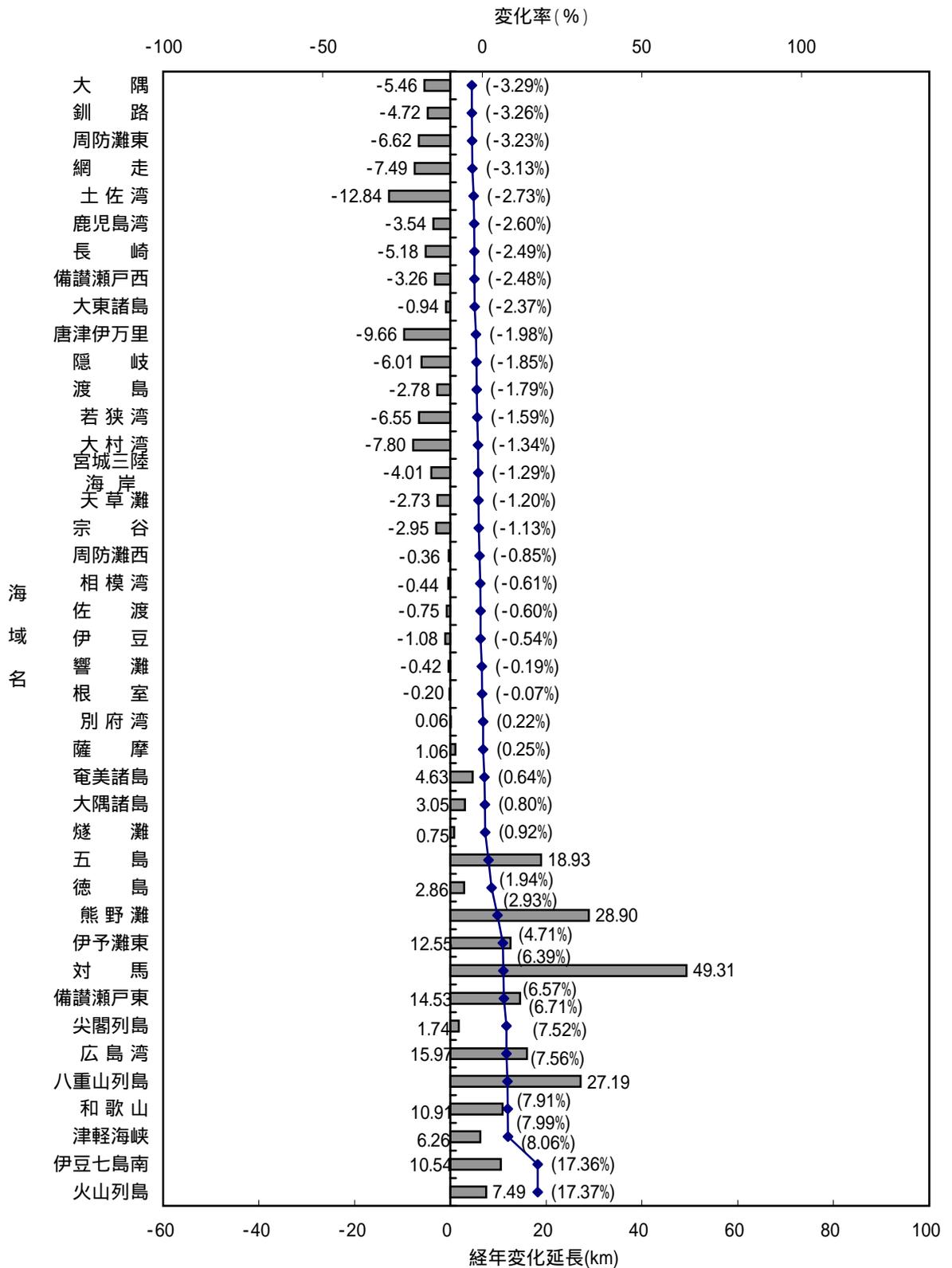
- 注1) 変化率 = (第5回人工海岸延長 - 第4回人工海岸延長) / 第4回人工海岸延長 × 100
 注2) 経年変化延長 = 第5回人工海岸延長 - 第4回人工海岸延長
 注3) 本年度(第5回)未調査の兵庫県を含む日本海西区と瀬戸内海区は除いた。

図Ⅲ-2-91 海区別人工海岸延長の経年変化



注1) 変化率=(第5回自然海岸延長-第4回自然海岸延長)÷第4回自然海岸延長×100
 2) 経年変化延長=第5回自然海岸延長-第4回自然海岸延長
 3) 本年度(第5回)未調査の兵庫県を含む海域: 日本海西区の兵庫、瀬戸内海区の播磨灘北、播磨灘南、大阪湾北、大阪湾南、紀伊水道西、紀伊水道東は除いた。

図Ⅲ-2-92(1) 海域別自然海岸延長の経年変化(1)

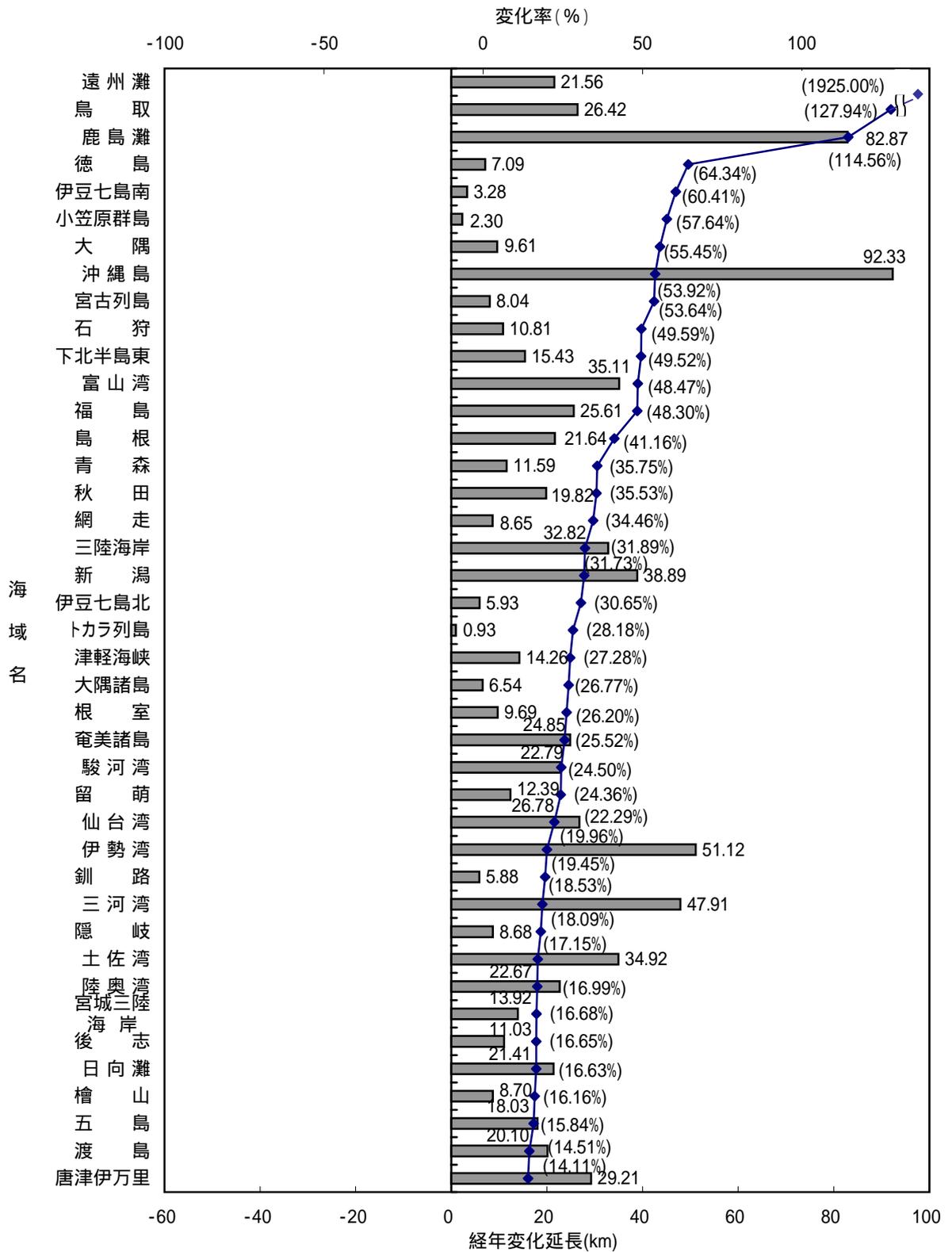


注1) 変化率 = (第5回自然海岸延長 - 第4回自然海岸延長) / 第4回自然海岸延長 × 100

注2) 経年変化延長 = 第5回自然海岸延長 - 第4回自然海岸延長

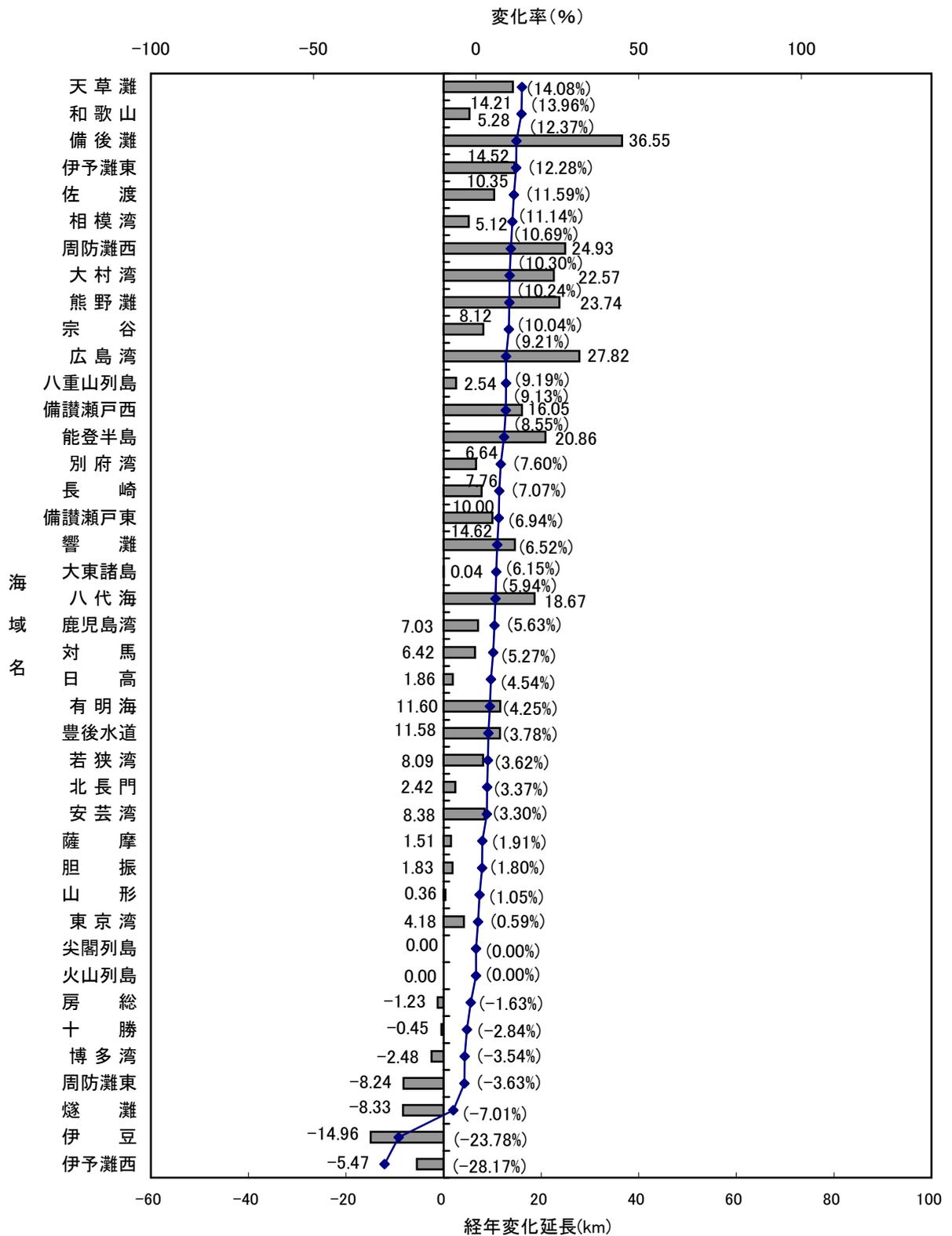
注3) 本年度(第5回)未調査の兵庫県を含む海域: 日本海西区の兵庫、瀬戸内海区の播磨灘北、播磨灘南、大阪湾北、大阪湾南、紀伊水道西、紀伊水道東は除いた。

図 -2 92(2) 海域別自然海岸延長の経年変化(2)



注1) 変化率 = (第5回人工海岸延長 - 第4回人工海岸延長) / 第4回人工海岸延長 × 100
 注2) 経年変化延長 = 第5回人工海岸延長 - 第4回人工海岸延長
 注3) 本年度(第5回)未調査の兵庫県を含む海域: 日本海西区の兵庫、瀬戸内海区の播磨灘北、播磨灘南、大阪湾北、大阪湾南、紀伊水道西、紀伊水道東は除いた。

図 -2 93(1) 海域別人工海岸延長の経年変化(1)



注1) 変化率=(第5回人工海岸延長-第4回人工海岸延長)÷第4回人工海岸延長×100

2) 経年変化延長=第5回人工海岸延長-第4回人工海岸延長

3) 本年度(第5回)未調査の兵庫県を含む海域:日本海西区の兵庫、瀬戸内海区の播磨灘北、播磨灘南、大阪湾北、大阪湾南、紀伊水道西、紀伊水道東は除いた。

図Ⅲ-2-93(2) 海域別人工海岸延長の経年変化(2)

(4) 自然公園及び自然環境保全地域

① 海岸(汀線)区分別延長

a. 自然公園

自然公園の海岸(汀線)区分別延長の経年変化を、表Ⅲ－２－19に示す。

国立公園、国定公園、都道府県立自然公園を合わせた自然公園の海岸延長(総延長)は、第3回－第2回では529.54km(改変率3.93%)増加、第4回－第3回では105.90km(同0.76%)増加、第5回－第4回では415.09km(同2.94%)増加している。

自然海岸延長は、第3回－第2回では259.50km(同2.65%)増加、第4回－第3回では8.42km(同0.08%)増加、第5回－第4回では70.42km(同-0.70%)減少している。

半自然海岸延長は、第3回－第2回では54.83km(同3.55%)増加、第4回－第3回では29.22km(同-1.83%)減少、第5回－第4回では84.63km(同5.39%)増加している。

人工海岸延長は、第3回－第2回では213.53km(同10.20%)増加、第4回－第3回では122.41km(同5.31%)増加、第5回－第4回では410.05km(同16.88%)増加している。

a) 国立公園

海岸延長(総延長)は、第3回－第2回では35.61km(改変率0.70%)増加、第4回－第3回では83.35km(同1.63%)増加、第5回－第4回では178.98km(同3.45%)増加している。

自然海岸延長は、第3回－第2回では11.36km(改変率-0.28%)減少、第4回－第3回では13.76km(同0.34%)増加、第5回－第4回では61.32km(同1.53%)増加している。

半自然海岸延長は、第3回－第2回では1.44km(同0.35%)増加、第4回－第3回では4.65km(同1.11%)増加、第5回－第4回では28.16km(同6.66%)増加している。

人工海岸延長は、第3回－第2回では45.35km(7.28%)増加、第4回－第3回では61.30km(9.17%)増加、第5回－第4回では101.26km(13.88%)増加している。

b) 国定公園

海岸延長(総延長)は、第3回－第2回では422.00km(改変率8.18%)増加、第4回－第3回では42.93km(同0.77%)増加、第5回－第4回では162.50km(同2.89%)増加している。

自然海岸延長は、第3回－第2回では244.39km(改変率6.61%)増加、第4回－第3回では9.42km(同0.24%)増加、第5回－第4回では122.16km

(同-3.09%) 減少している。

半自然海岸延長は、第3回-第2回では 60.97km (同 9.59%) 増加、第4回-第3回では 18.82km (同-2.70%) 減少、第5回-第4回では 38.64km (同 5.70%) 増加している。

人工海岸延長は、第3回-第2回では 115.48km (同 14.15%) 増加、第4回-第3回では 52.56km (同 5.64%) 減少、第5回-第4回では 240.51km (同 24.44%) 増加している。

c) 都道府県立自然公園

海岸延長(総延長)は、第3回-第2回では 71.93km (改変率 2.22%) 増加、第4回-第3回では 20.29km (同-0.61%) 減少、第5回-第4回では 74.01km (同 2.25%) 増加している。

自然海岸延長は、第3回-第2回では 26.47km (改変率 1.27%) 増加、第4回-第3回では 14.76km (同-0.70%) 減少、第5回-第4回では 9.58km (同-0.46%) 減少している。

半自然海岸延長は、第3回-第2回では 7.58km (同-1.54%) 減少、第4回-第3回では 15.05km (同-3.11%) 減少、第5回-第4回では 17.83km (同 3.81%) 増加している。

人工海岸延長は、第3回-第2回では 52.70km (同 8.05%) 増加、第4回-第3回では 8.55km (同 1.21%) 増加、第5回-第4回では 68.28km (同 9.53%) 増加している。

b. 自然環境保全地域

自然環境保全地域の海岸(汀線)区分別延長の経年変化を、表Ⅲ-2-20 に示す。

原生自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域を合わせた自然環境保全地域の海岸延長(総延長)は、第3回-第2回では 17.57km (改変率 11.43%) 増加、第4回-第3回では 1.67km (同-0.97%) 減少、第5回-第4回では 39.13km (同-23.06%) 減少している。

自然海岸延長は、第3回-第2回では 7.76km (同 5.89%) 増加、第4回-第3回では 1.83km (同-1.31%) 減少、第5回-第4回では 41.32km (同-30.00%) 減少している。

半自然海岸延長は、第3回-第2回では 8.01km (同 65.12%) 増加、第4回-第3回では 0.24km (同 1.18%) 増加、第5回-第4回では 5.51km (同 -26.81%) 減少している。

人工海岸延長は、第3回-第2回では 0.82km (同 8.85%) 増加、第4回-第3回では 0.08km (同-0.79%) 減少、第5回-第4回では 7.93km (同 79.22%) 増加している。

a) 原生自然環境保全地域

海岸延長（総延長）は、第3回－第2回、第4回－第3回ともに増減はなく、第5回－第4回では0.30km（同4.32%）増加している。

自然海岸延長は、第3回－第2回、第4回－第3回ともに増減はなく、第5回－第4回では0.30km（同4.32%）増加している。

半自然海岸延長、人工海岸ともに、第3回－第2回、第4回－第3回、第5回－第4回いずれも増減はない。

b) 都道府県自然環境保全地域

海岸延長（総延長）は、第3回－第2回では17.57km（改変率11.97%）増加、第4回－第3回では1.67km（同-1.02%）減少、第5回－第4回では39.43km（同-24.23%）減少している。

自然海岸延長は、第3回－第2回では7.76km（改変率6.22%）増加、第4回－第3回では1.83km（同-1.38%）減少、第5回－第4回では41.62km（同-31.83%）減少している。

半自然海岸延長は、第3回－第2回では8.01km（同65.12%）増加、第4回－第3回では0.24km（同1.18%）増加、第5回－第4回では5.51km（同-26.81%）減少している。

人工海岸延長は、第3回－第2回では0.82km（同8.85%）増加、第4回－第3回では0.08km（同-0.79%）減少、第5回－第4回では7.93km（同79.22%）増加している。

② 第4回海岸(汀線)区分別延長と第5回海岸(汀線)区分別延長

a. 自然公園及び自然環境保全地域

自然公園及び自然環境保全地域の海岸(汀線)区分別延長の経年変化を、図Ⅲ－2－94に示す。

自然海岸延長は、国立公園、原生自然環境保全地域で各々61.32km、0.30km増加し、国定公園、都道府県立自然公園、都道府県自然環境保全地域で各々122.16km、9.58km、41.62km減少している。

半自然海岸延長は、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園で各々28.16km、38.64km、17.83km増加し、都道府県自然環境保全地域で5.51km減少している。

人工海岸延長は、原生自然環境保全地域以外で増加しており、特に国定公園の増加が240.51kmと大きい。

b. 国立公園

国立公園別海岸(汀線)区分別延長の経年変化を、図Ⅲ－2－95に示す。

自然海岸延長の増加が最も大きいのは西海（70.63km）、次いで足摺宇和海

(34.78km)、吉野熊野(22.89km)、減少が最も大きいのは雲仙天草(-21.75km)、次いで西表(-17.01km)、陸中海岸(-16.80km)である。

半自然海岸延長の増加が最も大きいのは足摺宇和海(22.02km)、次いで西海(9.53km)、富士箱根伊豆(5.53km)、減少が最も大きいのは伊勢志摩(-8.07km)、次いで吉野熊野(-4.36km)である。

人工海岸延長の増加が最も大きいのは足摺宇和海(33.13km)、次いで陸中海岸(20.48km)、富士箱根伊豆(9.63km)、人工海岸延長が減少しているのは霧島屋久(-1.73km)、西表(-0.05km)である。

c. 国定公園

国定公園別海岸(汀線)区分別延長の経年変化を、図Ⅲ-2-96に示す。

自然海岸延長の増加が最も大きいのは能登半島(17.98km)、次いで南三陸金華山(2.96km)、減少が最も大きいのは沖縄海岸(-33.60km)、次いで若狭湾(-19.51km)、ニセコ積丹小樽海岸(-16.11km)である。

半自然海岸延長の増加が最も大きいのは能登半島(20.69km)、次いでニセコ積丹小樽海岸(12.84km)、減少が最も大きいのは三河湾(-31.55km)である。

人工海岸延長の増加が最も大きいのは能登半島(96.61km)、次いで日豊海岸(42.60km)、三河湾(27.17km)、玄海(26.49km)、減少が最も大きいのは壱岐対馬(-31.31km)、次いで若狭湾(-19.86km)である。

表Ⅲ－２－１９ 自然公園の海岸(汀線)区分別延長の経年変化

区 分	項 目	自然海岸	半自然海岸	人工海岸	河口部	合 計	
自然公園	海岸延長 (km)	第5回	9,983.84	1,654.32	2,839.70	50.42	14,528.28
		第4回	10,054.26	1,569.69	2,429.65	59.19	14,112.79
		第3回	10,045.84	1,598.91	2,307.24	54.81	14,006.80
		第2回	9,786.34	1,544.08	2,093.71	53.13	13,477.26
	構 成 比 (%)	第5回	68.72	11.39	19.55	0.35	100.00
		第4回	71.24	11.12	17.22	0.42	100.00
		第3回	71.72	11.42	16.47	0.39	100.00
		第2回	72.61	11.46	15.54	0.39	100.00
	経年変化延長 (km)	第5回-第4回	△ 70.42	84.63	410.05	△ 8.77	415.49
		第4回-第3回	8.42	△ 29.22	122.41	4.38	105.99
		第3回-第2回	259.50	54.83	213.53	1.68	529.54
	変化ポイント	第5回-第4回	△ 2.52	0.26	2.33	△ 0.07	—
		第4回-第3回	△ 0.48	△ 0.29	0.74	0.03	—
		第3回-第2回	△ 0.89	△ 0.04	0.94	△ 0.00	—
	改 変 率 (%)	第5回-第4回	△ 0.70	5.39	16.88	△ 14.82	2.94
		第4回-第3回	0.08	△ 1.83	5.31	7.99	0.76
		第3回-第2回	2.65	3.55	10.20	3.16	3.93
	国立公園	海岸延長 (km)	第5回	4,078.39	451.23	830.71	9.15
第4回			4,017.07	423.07	729.45	20.91	5,190.50
第3回			4,003.31	418.42	668.15	17.27	5,107.15
第2回			4,014.67	416.98	622.80	17.09	5,071.54
構 成 比 (%)		第5回	75.96	8.40	15.47	0.17	100.00
		第4回	77.39	8.15	14.05	0.40	100.00
		第3回	78.39	8.19	13.08	0.34	100.00
		第2回	79.16	8.22	12.28	0.34	100.00
経年変化延長 (km)		第5回-第4回	61.32	28.16	101.26	△ 11.76	178.98
		第4回-第3回	13.76	4.65	61.30	3.64	83.35
		第3回-第2回	△ 11.36	1.44	45.35	0.18	35.61
変化ポイント		第5回-第4回	△ 1.44	0.25	1.42	△ 0.23	—
		第4回-第3回	△ 0.99	△ 0.04	0.97	0.06	—
		第3回-第2回	△ 0.77	△ 0.03	0.80	0.00	—
改 変 率 (%)		第5回-第4回	1.53	6.66	13.88	△ 56.24	3.45
		第4回-第3回	0.34	1.11	9.17	21.08	1.63
		第3回-第2回	△ 0.28	0.35	7.28	1.05	0.70
国定公園		海岸延長 (km)	第5回	3,826.19	716.88	1,224.49	21.43
	第4回		3,948.35	678.24	983.98	15.92	5,626.49
	第3回		3,938.93	697.06	931.42	16.15	5,583.56
	第2回		3,694.54	636.09	815.94	14.99	5,161.56
	構 成 比 (%)	第5回	66.09	12.38	21.15	0.37	100.00
		第4回	70.17	12.05	17.49	0.28	100.00
		第3回	70.55	12.48	16.68	0.29	100.00
		第2回	71.58	12.32	15.81	0.29	100.00
	経年変化延長 (km)	第5回-第4回	△ 122.16	38.64	240.51	5.51	162.50
		第4回-第3回	9.42	△ 18.82	52.56	△ 0.23	42.93
		第3回-第2回	244.39	60.97	115.48	1.16	422.00
	変化ポイント	第5回-第4回	△ 4.08	0.33	3.66	0.09	—
		第4回-第3回	△ 0.37	△ 0.43	0.81	△ 0.01	—
		第3回-第2回	△ 1.03	0.16	0.87	0.00	—
	改 変 率 (%)	第5回-第4回	△ 3.09	5.70	24.44	34.61	2.89
		第4回-第3回	0.24	△ 2.70	5.64	△ 1.42	0.77
		第3回-第2回	6.61	9.59	14.15	7.74	8.18
	都道府県立 自然公園	海岸延長 (km)	第5回	2,079.26	486.21	784.50	19.84
第4回			2,088.84	468.38	716.22	22.36	3,295.80
第3回			2,103.60	483.43	707.67	21.39	3,316.09
第2回			2,077.13	491.01	654.97	21.05	3,244.16
構 成 比 (%)		第5回	61.70	14.43	23.28	0.59	100.00
		第4回	63.38	14.21	21.73	0.68	100.00
		第3回	63.44	14.58	21.34	0.65	100.00
		第2回	64.03	15.14	20.19	0.65	100.00
経年変化延長 (km)		第5回-第4回	△ 9.58	17.83	68.28	△ 2.52	74.01
		第4回-第3回	△ 14.76	△ 15.05	8.55	0.97	△ 20.29
		第3回-第2回	26.47	△ 7.58	52.70	0.34	71.93
変化ポイント		第5回-第4回	△ 1.68	0.22	1.55	△ 0.09	—
		第4回-第3回	△ 0.06	△ 0.37	0.39	0.03	—
		第3回-第2回	△ 0.59	△ 0.56	1.15	0.00	—
改 変 率 (%)		第5回-第4回	△ 0.46	3.81	9.53	△ 11.27	2.25
		第4回-第3回	△ 0.70	△ 3.11	1.21	4.53	△ 0.61
		第3回-第2回	1.27	△ 1.54	8.05	1.62	2.22

注1) 本年度(第5回)未調査の兵庫県を含む山陰海岸国立公園、瀬戸内海国立公園は除いた。

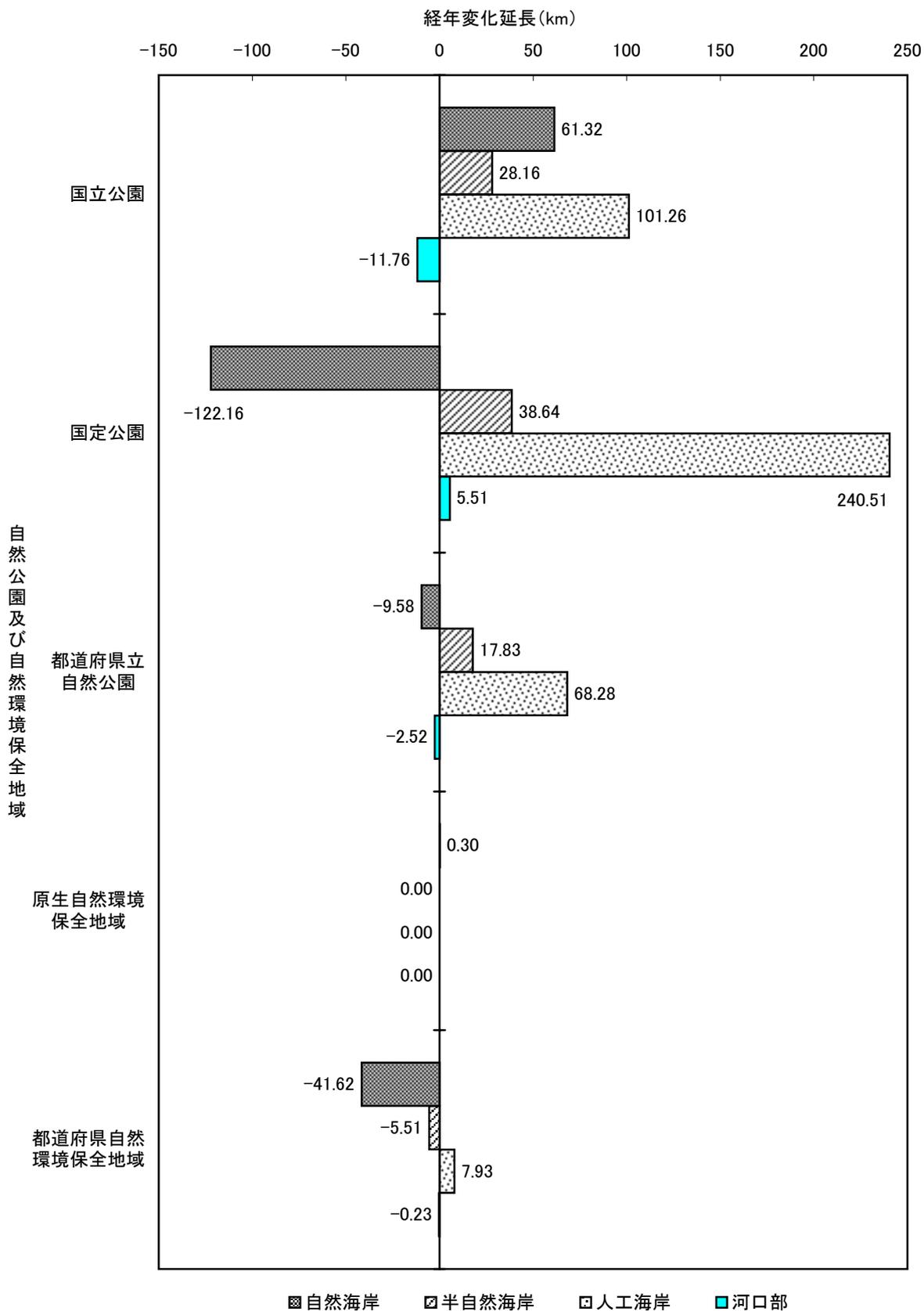
2) △は負の値を示す。

表Ⅲ－２－２０ 自然環境保全地域の海岸(汀線)区分別延長の経年変化

区 分	項 目		自然海岸	半自然海岸	人工海岸	河口部	合 計
自然環境 保全地域	海岸延長 (km)	第5回	96.40	15.04	17.94	1.17	130.55
		第4回	137.72	20.55	10.01	1.40	169.68
		第3回	139.55	20.31	10.09	1.40	171.35
		第2回	131.79	12.30	9.27	0.42	153.78
	構 成 比 (%)	第5回	73.84	11.52	13.74	0.90	100.00
		第4回	81.16	12.11	5.90	0.83	100.00
		第3回	81.44	11.85	5.89	0.82	100.00
		第2回	85.70	8.00	6.03	0.27	100.00
	経年変化延長 (km)	第5回-第4回	△ 41.32	△ 5.51	7.93	△ 0.23	△ 39.13
		第4回-第3回	△ 1.83	0.24	△ 0.08	0.00	△ 1.67
		第3回-第2回	7.76	8.01	0.82	0.98	17.57
	変化ポイント	第5回-第4回	△ 7.32	△ 0.59	7.84	0.07	—
		第4回-第3回	△ 0.28	0.26	0.01	0.01	—
		第3回-第2回	△ 4.26	3.85	△ 0.14	0.54	—
	改 変 率 (%)	第5回-第4回	△ 30.00	△ 26.81	79.22	△ 16.43	△ 23.06
		第4回-第3回	△ 1.31	1.18	△ 0.79	0.00	△ 0.97
		第3回-第2回	5.89	65.12	8.85	233.33	11.43
	原生自然環境 保全地域	海岸延長 (km)	第5回	7.25	0.00	0.00	0.00
第4回			6.95	0.00	0.00	0.00	6.95
第3回			6.95	0.00	0.00	0.00	6.95
第2回			6.95	0.00	0.00	0.00	6.95
構 成 比 (%)		第5回	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
		第4回	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
		第3回	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
		第2回	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
経年変化延長 (km)		第5回-第4回	0.30	0.00	0.00	0.00	0.30
		第4回-第3回	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		第3回-第2回	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
変化ポイント		第5回-第4回	0.00	0.00	0.00	0.00	—
		第4回-第3回	0.00	0.00	0.00	0.00	—
		第3回-第2回	0.00	0.00	0.00	0.00	—
改 変 率 (%)		第5回-第4回	4.32	0.00	0.00	0.00	4.32
		第4回-第3回	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		第3回-第2回	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
都道府県自然 環境保全地域		海岸延長 (km)	第5回	89.15	15.04	17.94	1.17
	第4回		130.77	20.55	10.01	1.40	162.73
	第3回		132.60	20.31	10.09	1.40	164.40
	第2回		124.84	12.30	9.27	0.42	146.83
	構 成 比 (%)	第5回	72.30	12.20	14.55	0.95	100.00
		第4回	80.36	12.63	6.15	0.86	100.00
		第3回	80.66	12.35	6.14	0.85	100.00
		第2回	85.02	8.38	6.31	0.29	100.00
	経年変化延長 (km)	第5回-第4回	△ 41.62	△ 5.51	7.93	△ 0.23	△ 39.43
		第4回-第3回	△ 1.83	0.24	△ 0.08	0.00	△ 1.67
		第3回-第2回	7.76	8.01	0.82	0.98	17.57
	変化ポイント	第5回-第4回	△ 8.06	△ 0.43	8.40	0.09	—
		第4回-第3回	△ 0.30	0.27	0.01	0.01	—
		第3回-第2回	△ 4.37	3.98	△ 0.18	0.57	—
	改 変 率 (%)	第5回-第4回	△ 31.83	△ 26.81	79.22	△ 16.43	△ 24.23
		第4回-第3回	△ 1.38	1.18	△ 0.79	0.00	△ 1.02
		第3回-第2回	6.22	65.12	8.85	233.33	11.97

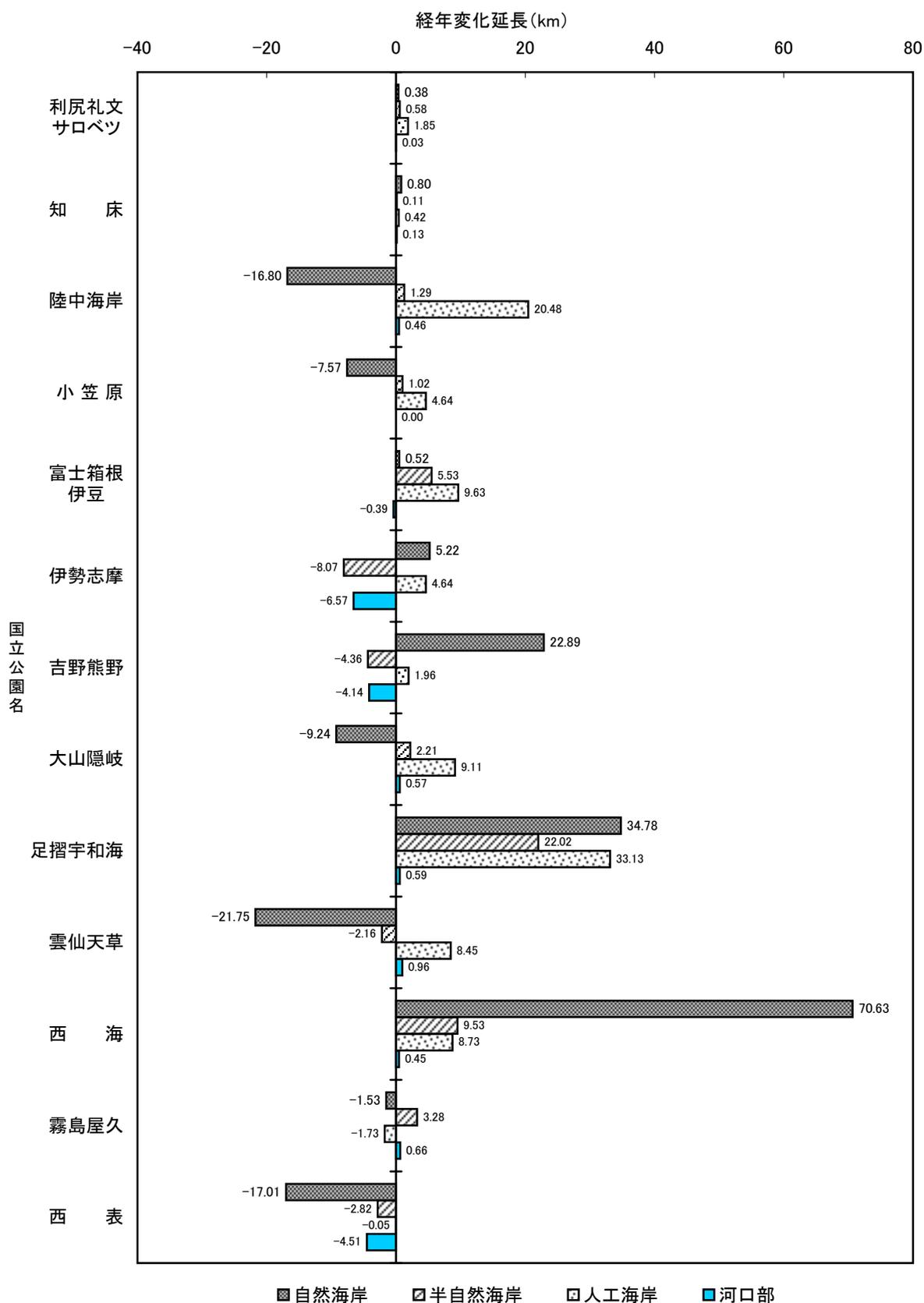
注1) 本年度(第5回)未調査の兵庫県を含む山陰海岸国立公園、瀬戸内海国立公園は除いた。

2) △は負の値を示す。



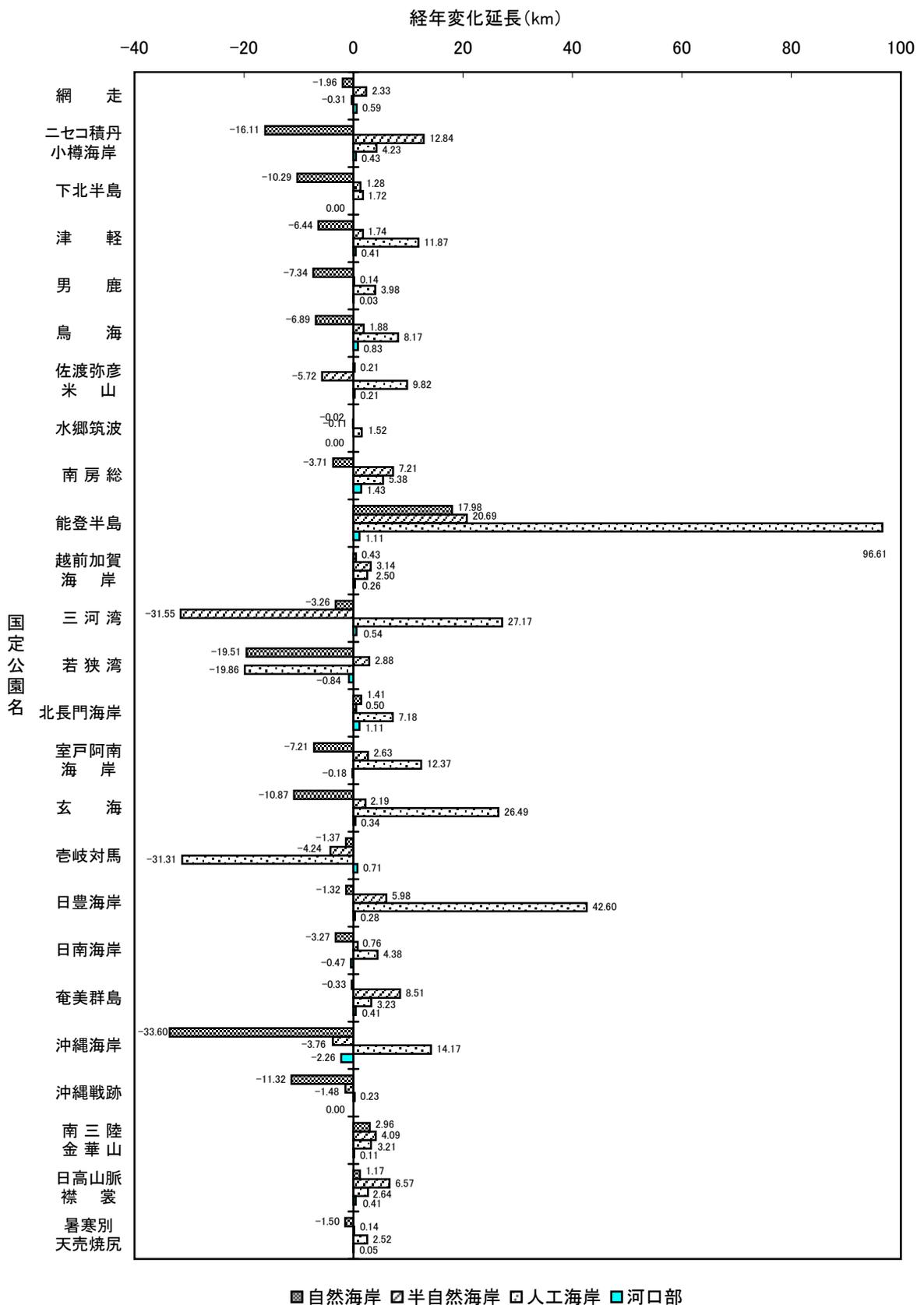
注1) 経年変化延長=第5回経年変化-第4回経年変化
 注2) 本年度(第5回)未調査の兵庫県を含む山陰海岸国立公園、瀬戸内海国立公園は除いた。

図Ⅲ-2-94 自然公園及び自然環境保全地域の海岸(汀線)区分別延長の経年変化



注1) 経年変化延長=第5回経年変化-第4回経年変化
 2) 本年度(第5回)未調査の兵庫県を含む山陰海岸国立公園、瀬戸内海国立公園は除いた。

図Ⅲ-2-95 国立公園別海岸(汀線)区別延長の経年変化



図Ⅲ-2-96 国定公園別海岸(汀線)区分別延長の経年変化

2.4 海辺環境総合解析

1) 自然公園及び自然環境保全地域と浅海域環境

(1) 地形条件（干潟）

① 全国

全国の自然公園及び自然環境保全地域の干潟延長（干潟が分布する計測区間の海岸(汀線)延長）を表Ⅲ－２－21、地種区分別干潟延長を図Ⅲ－２－97 に示す。

自然公園の干潟延長は 992.74km（全国の干潟延長の 43.00%）、自然環境保全地域の干潟延長は 2.68km（同 0.12%）となっている。

自然公園では、国立公園の干潟延長が 517.05km（同 22.40%）と最も長く、次いで都道府県立自然公園（352.14km 同 15.25%）、国定公園（123.55km 同 5.35%）となっている。

自然環境保全地域では、都道府県自然環境保全地域が 2.68km（同 0.12%）で、原生自然環境保全地域には干潟はみられない。

表Ⅲ－２－21 全国の自然公園及び自然環境保全地域の干潟延長
(km,%)

区 分	干潟延長	割 合
合 計	2,308.48	100.00
自然公園	992.74	43.00
国立公園	517.05	22.40
国定公園	123.55	5.35
都道府県立自然公園	352.14	15.25
自然環境保全地域	2.68	0.12
原生自然環境保全地域	0.00	0.00
都道府県自然環境保全地域	2.68	0.12
自然公園・自然環境保全地域外	1,313.06	56.88

注) 本年度（第5回）未調査の兵庫県、徳島県を含まない。

自然公園及び自然環境保全地域地種区分別の干潟延長は、国立公園普通地域が最も長く 410.71 km（全国の干潟延長の 17.79%）、次いで都道府県立自然公園普通地域（218.35km 同 9.46%）、都道府県立自然公園特別地域（133.79km 同 5.80%）となっており、干潟の種類としては前浜がほとんどである。

② 都道府県別

a. 国立公園

国立公園における干潟延長を、図Ⅲ－２－98 に示す。

広島県の干潟延長が 203.40km（県内干潟延長の 99.40%）と最も長く、次いで香川県（82.52km 同 92.15%）、岡山県（48.76km 同 76.61%）となっており、これらの県はいずれも瀬戸内海国立公園を擁する。その他、長崎県（44.35km 同 9.11%）、愛媛県（43.98km 同 62.72%）の干潟延長も長い。

これらのうち、広島県、香川県、岡山県、長崎県は前浜、愛媛県は前浜と河口が多い。

b. 国定公園

国定公園における干潟延長を、図Ⅲ－２－99 に示す。

長崎県の干潟延長が 29.14km（県内干潟延長の 5.98%）と最も長く、次いで佐賀県（27.42km 同 25.14%）であり、これらの県は有明海に面している。その他、沖縄県（24.14km 同 13.26%）、藤前干潟を擁する愛知県（19.38km 同 22.65%）の干潟延長が長い。

これらのうち、長崎県、佐賀県、愛知県は前浜、沖縄県は前浜と河口が多い。

c. 都道府県立自然公園

都道府県立自然公園における干潟延長を、図Ⅲ－２－100 に示す。

長崎県の干潟延長が 88.03km（県内干潟延長の 18.08%）と最も長く、次いで北海道（70.65km 同 76.09%）、熊本県（53.10km 同 22.78%）、大分県（38.89km 同 29.85%）となっており、これらで全国の干潟延長の大部分を占めている。

これらのいずれも、前浜が多い。

d. 原生自然環境保全地域

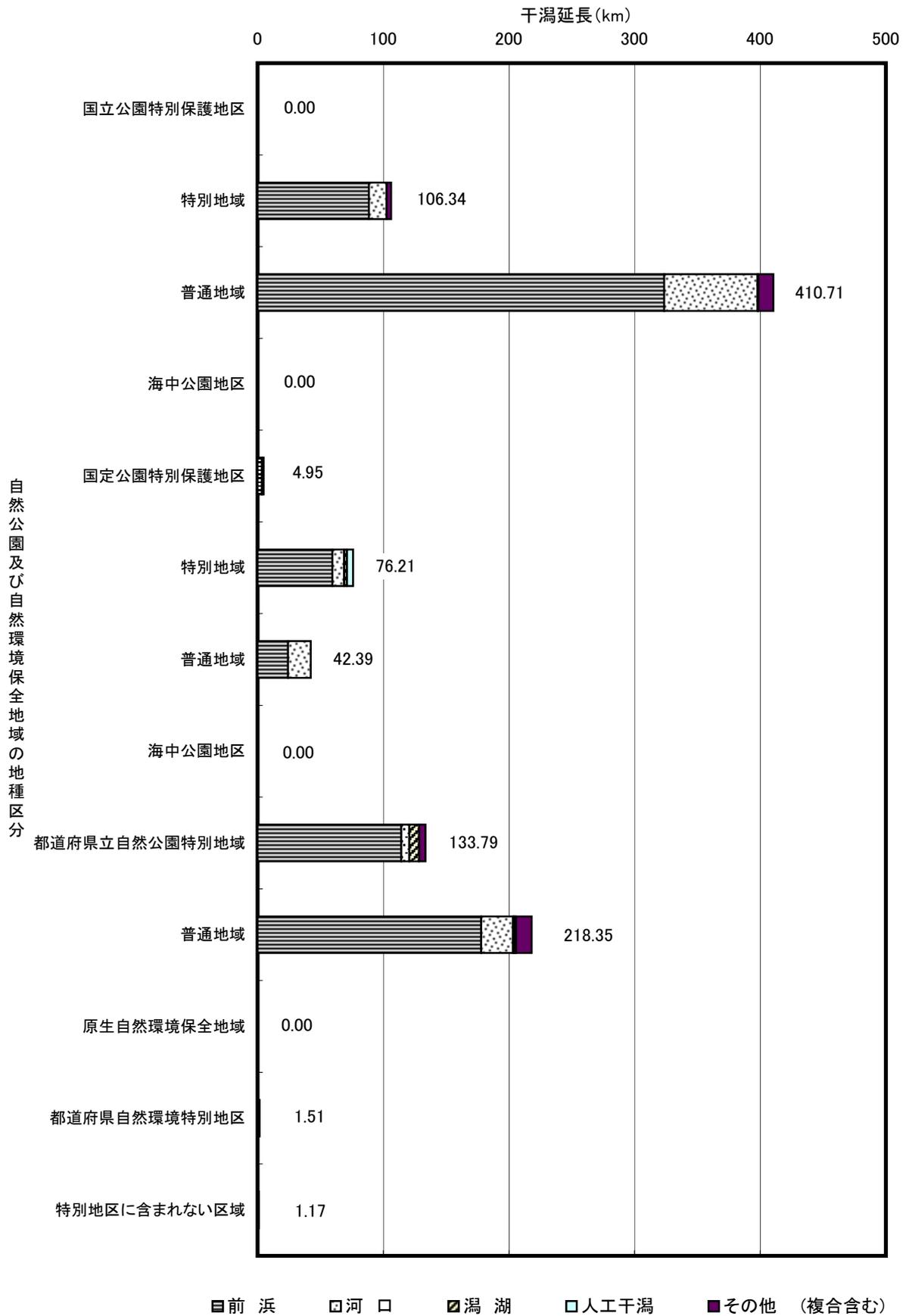
原生自然環境保全地域は沖縄県の南硫黄島のみであるが、干潟はみられない。

e. 都道府県自然環境保全地域

都道府県自然環境保全地域における干潟延長を、図Ⅲ－２－101 に示す。

長崎県（1.86km 県内干潟延長の 0.38%）、宮城県（0.82km 同 8.28%）のみに干潟が分布する。

長崎県はすべて前浜、宮城県は全て潟湖である。



図Ⅲ-2-97 自然公園及び自然環境保全地域地種区分別干潟延長

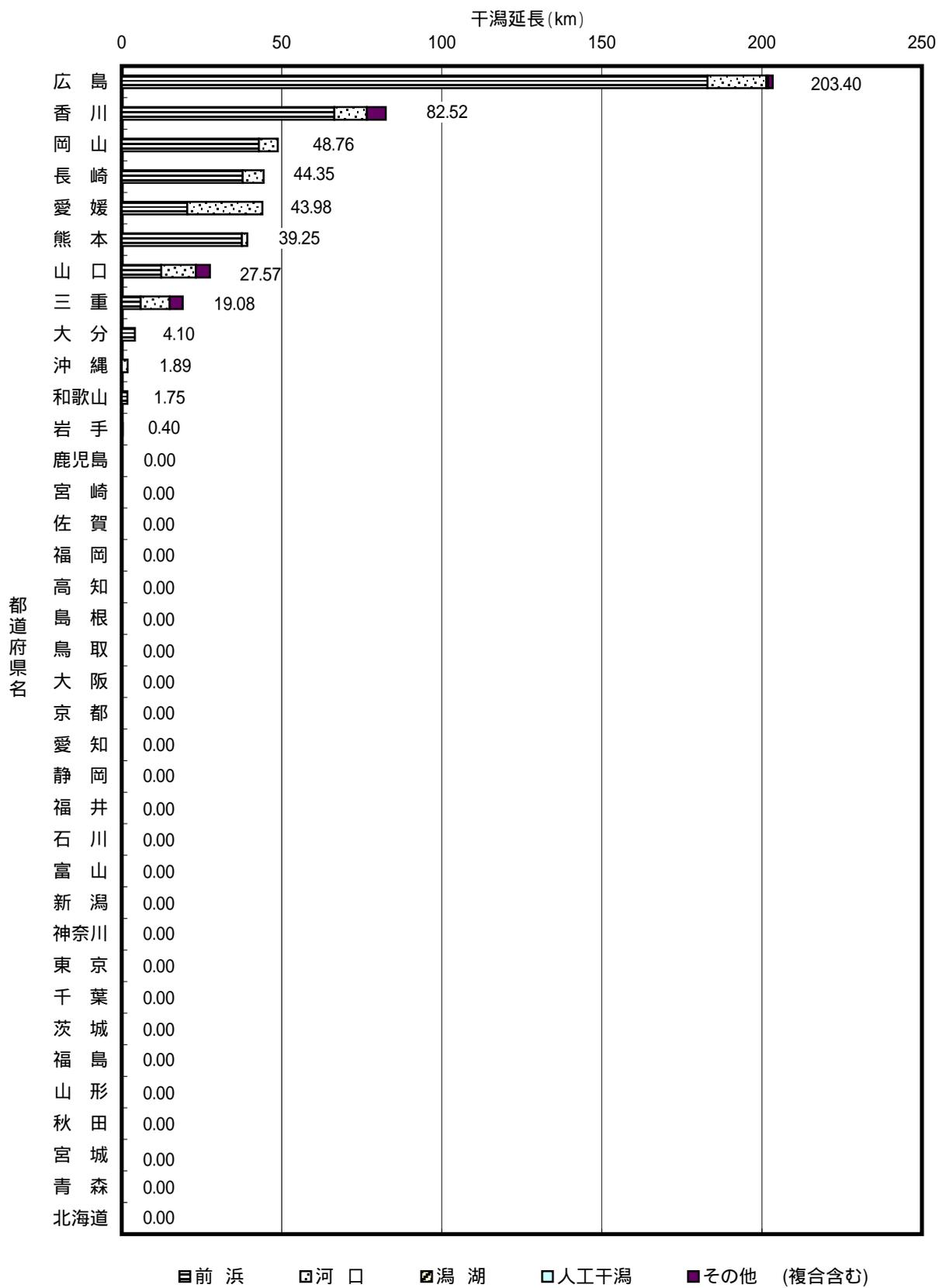


図 -2-98 都道府県別国立公園の干潟延長

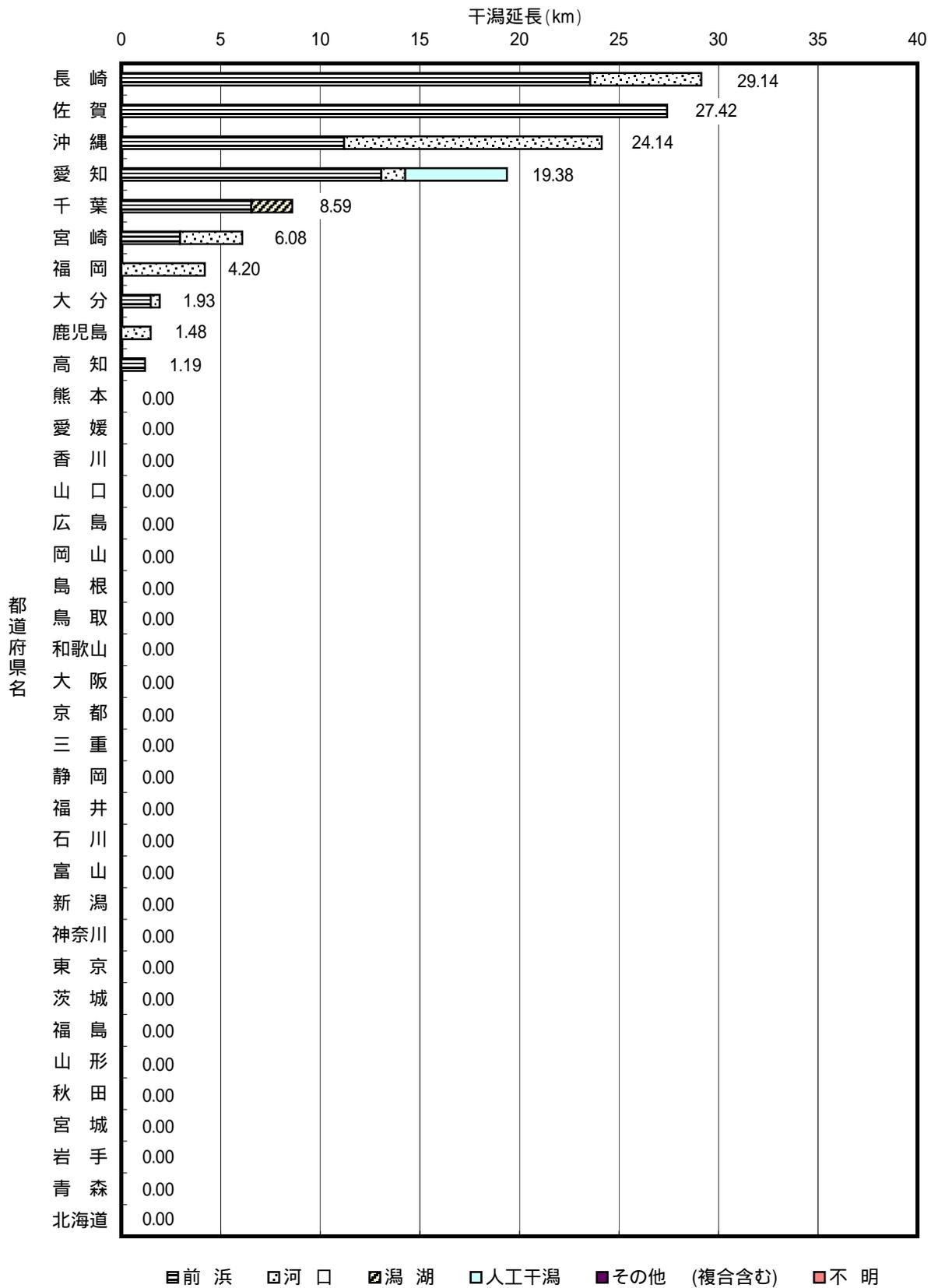


図 -2-99 都道府県別国立公園の干潟延長

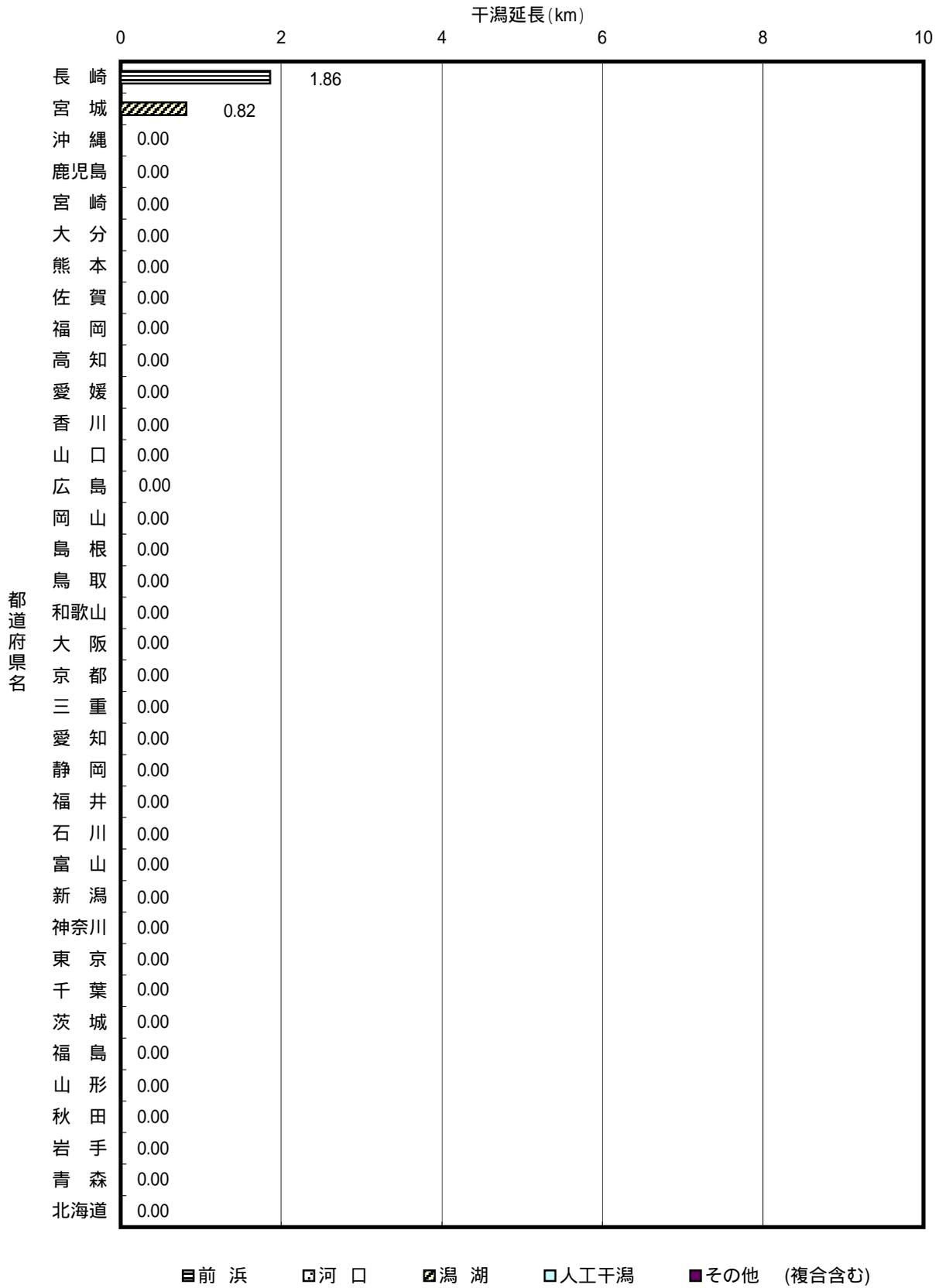


図 -2-101 都道府県別都道府県自然環境保全地域の干潟延長

(2) 生物相条件

① 藻場

a. 全国

全国の自然公園及び自然環境保全地域の藻場延長（藻場が分布する計測区間の海岸(汀線)延長)を表Ⅲ－２－22、地種区分別の藻場延長を図Ⅲ－２－102に示す。

自然公園の藻場延長は 8,809.33km（全国の藻場延長の 68.61%）、自然環境保全地域の藻場延長は 65.76km（同 0.51%）となっている。

自然公園では、国立公園の藻場延長が 4,483.55km（同 34.92%）と最も長く、次いで国定公園（2,890.18km 同 22.51%）、都道府県立自然公園（1,435.60km 同 11.18%）となっている。

自然環境保全地域では、都道府県自然環境保全地域が 65.76km（同 0.51%）で、原生自然環境保全地域には藻場はみられない。

表Ⅲ－２－22 全国の自然公園及び自然環境保全地域の藻場延長 (km,%)

区 分	藻場延長	割 合
合 計	12,839.35	100.00
自然公園	8,809.33	68.61
国立公園	4,483.55	34.92
国定公園	2,890.18	22.51
都道府県立自然公園	1,435.60	11.18
自然環境保全地域	65.76	0.51
原生自然環境保全地域	0.00	0.00
都道府県自然環境保全地域	65.76	0.51
自然公園・自然環境保全地域外	3,964.26	30.88

注) 本年度（第5回）未調査の兵庫県、徳島県を含まない。

自然公園及び自然環境保全地域地種区分別の藻場延長は、国立公園特別地域が 2,457.83 km（全国の藻場延長の 19.14%）と最も長く、次いで国定公園特別地域（2,144.52km 同 16.70%）、国立公園普通地域（1,844.13km 同 14.36%）となっており、藻場の種類としては、複数種の海藻・海草が生育する区域を含む「その他」、アマモ場、ガラモ場が多くみられる。

b. 都道府県別

a) 国立公園

国立公園における藻場延長を、図Ⅲ－２－103に示す。

山口県（532.82km 県内藻場延長の 55.42%）、愛媛県（531.56km 同 62.53%）の藻場延長が長く、次いで三重県（434.64km 同 80.70%）、広島県（434.81km 同 97.28%）、香川県（397.99km 同 98.61%）となっている。

これらはいずれも、県内藻場延長に占める国立公園内藻場延長の割合が高い。

山口県、三重県は複数種の海藻・海草が生育する区域を含む「その他」、香川県はガラモ場が多い。

b) 国定公園

国定公園における藻場延長を、図Ⅲ－２－104 に示す。

石川県（303.10km 県内藻場延長の 67.89%）、長崎県（301.23km 同 20.84%）、福井県（300.15km 同 97.79%）、北海道（289.89km 同 16.51%）、宮城県（268.16km 同 54.62%）の藻場延長が長い。

石川県はガラモ場、北海道はワカメ場、長崎県、福井県、宮城県は複数種の海藻・海草が生育する区域を含む「その他」が多い。

c) 都道府県立自然公園

都道府県立自然公園における藻場延長を、図Ⅲ－２－105 に示す。

北海道の藻場延長が 360.81km（道内藻場延長の 20.55%）と最も長く、次いで長崎県（153.51km 県内藻場延長の 10.62%）、新潟県（148.38km 同 38.80%）、宮城県（124.28km 同 25.32%）、鹿児島県（115.02km 同 33.94%）となっている。

北海道はコンブ場、長崎県、新潟県はガラモ場、宮城県、鹿児島県は複数種の海藻・海草が生育する区域を含む「その他」が多い。

d) 原生自然環境保全地域

原生自然環境保全地域は沖縄県の南硫黄島のみであるが、藻場はみられない。

e) 都道府県自然環境保全地域

都道府県自然環境保全地域における藻場延長を、図Ⅲ－２－106 に示す。

北海道（23.41km 道内藻場延長の 1.33%）、三重県（21.14km 県内藻場延長の 3.93%）、長崎県（18.64km 同 1.29%）、福岡県（1.42km 同 1.02%）、沖縄県（0.69km 同 0.19%）、石川県（0.46km 同 0.10%）で藻場がみられる。

北海道はコンブ場、ワカメ場、三重県は複数種の海藻・海草が生育する区域を含む「その他」、長崎県はアラメ・カジメ場、複数種の海藻・海草が生育する区域を含む「その他」が多い。

② 造礁サンゴ

a. 全国

全国の自然公園及び自然環境保全地域の造礁サンゴ延長（造礁サンゴが分布する計測区間の海岸(汀線)延長）を表Ⅲ－２－23、地種区分別の造礁サンゴ延長を図Ⅲ－２－107に示す。

自然公園の造礁サンゴ延長は883.62km(全国の造礁サンゴ延長の41.70%)、自然環境保全地域の造礁サンゴ延長は10.00km(同0.47%)となっている。

自然公園では、国定公園の造礁サンゴ延長が442.33km(同20.87%)と最も長く、次いで国立公園(381.10km 同17.98%)、都道府県立自然公園(60.19km 同2.84%)となっている。

自然環境保全地域では、都道府県自然環境保全地域が10.00km(同0.47%)で、原生自然環境保全地域には藻場はみられない。

表Ⅲ－２－23 全国の自然公園及び自然環境保全地域の造礁サンゴ延長(km,%)

区 分	サンゴ延長	割 合
合 計	2,119.14	100.00
自然公園	883.62	41.70
国立公園	381.10	17.98
国定公園	442.33	20.87
都道府県立自然公園	60.19	2.84
自然環境保全地域	10.00	0.47
原生自然環境保全地域	0.00	0.00
都道府県自然環境保全地域	10.00	0.47
自然公園・自然環境保全地域外	1,225.52	57.83

注) 本年度(第5回)未調査の兵庫県、徳島県を含まない。

自然公園及び自然環境保全地域地種区分別の造礁サンゴ延長は、国定公園特別地域が346.20km(全国の造礁サンゴ延長の16.34%)と最も長く、次いで国立公園特別地域(185.58km 同8.76%)、国立公園特別保護地区(127.53km 同6.02%)となっており、造礁サンゴの種類としては、複数種が生育する藻場を含む「その他」、卓状サンゴ、塊状サンゴが多くみられる。

b. 都道府県別

a) 国立公園

国立公園における造礁サンゴ延長を、図Ⅲ－２－108に示す。

小笠原諸島を含む東京都の造礁サンゴ延長が 138.72km (都内造礁サンゴ延長の 100.00%) と最も長く、次いで和歌山県 (53.96km 県内造礁サンゴ延長の 72.77%)、沖縄県 (52.79km 同 4.96%)、愛媛県 (38.19km 同 97.27%) となっている。

東京都は塊状サンゴ、和歌山県、沖縄県は複数種の造礁サンゴが生育する区域を含む「その他」、愛媛県は卓状サンゴが多い。

b) 国定公園

国定公園における造礁サンゴ延長を、図Ⅲ-2-109 に示す。

鹿児島県 (184.90km 県内藻場延長の 31.66%)、沖縄県 (163.13km 同 15.32%) の造礁サンゴ延長が長い。

これらはいずれも、複数種の造礁サンゴが生育する区域を含む「その他」が多い。

その他、宮崎県、大分県、長崎県、千葉県、高知県、京都府でも造礁サンゴがみられる。

c) 都道府県立自然公園

都道府県立自然公園における造礁サンゴ延長を、図Ⅲ-2-110 に示す。

沖縄県 (23.04km 県内造礁サンゴ延長の 2.16%)、和歌山県 (19.58km 同 26.41%)、鹿児島県 (10.75km 同 1.84%)、高知県 (6.82km 同 23.25%) で造礁サンゴがみられる。

沖縄県は複数種の造礁サンゴが生育する区域を含む「その他」、和歌山県、鹿児島県、高知県は卓状サンゴが多い。

d) 原生自然環境保全地域

原生自然環境保全地域は沖縄県の南硫黄島のみであるが、造礁サンゴはみられない。

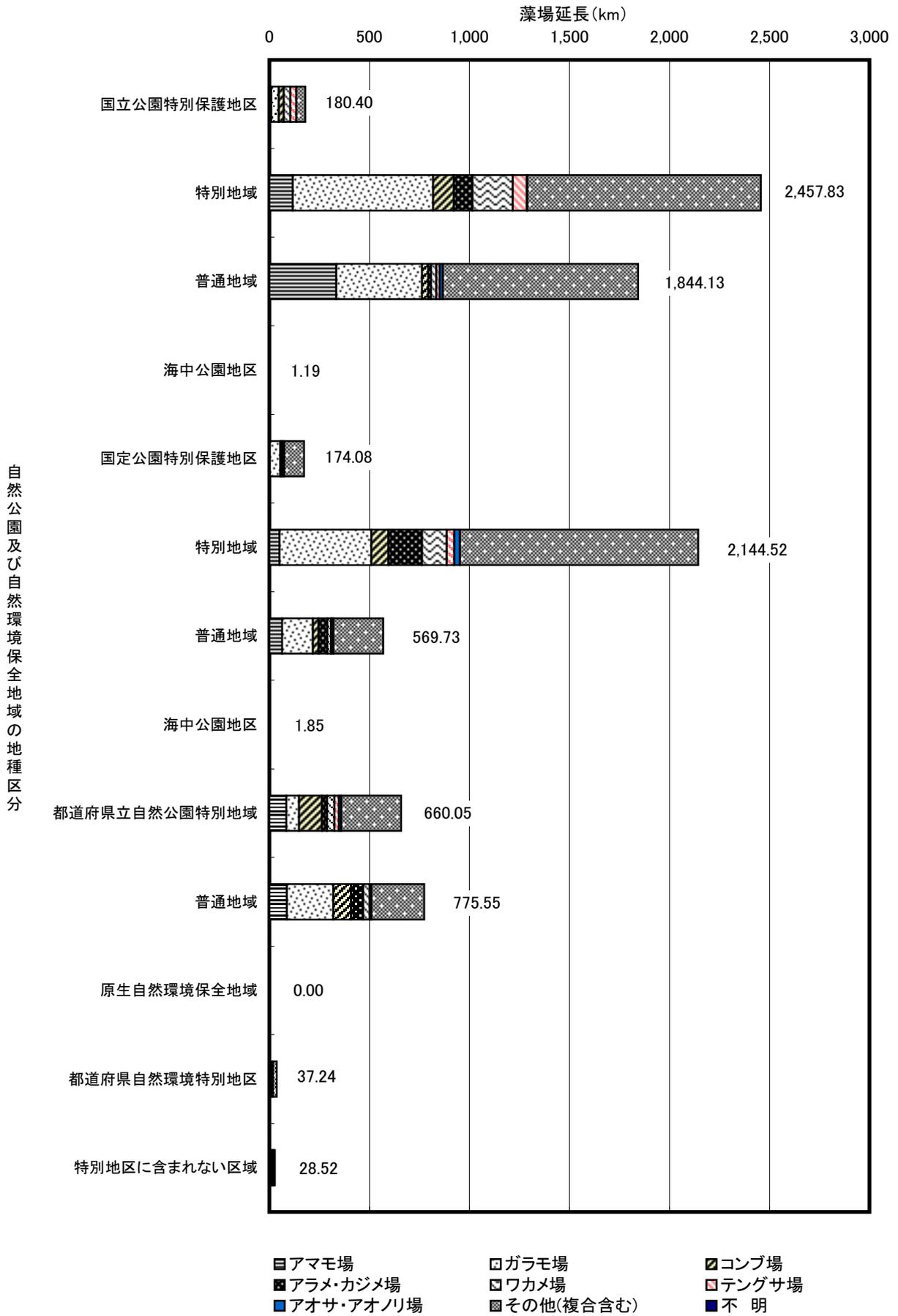
e) 都道府県自然環境保全地域

都道府県自然環境保全地域における造礁サンゴ延長を、図Ⅲ-2-111 に示す。

造礁サンゴは沖縄県 (10.00km 県内造礁サンゴ延長の 0.94%) のみに分布し、全て複数種の造礁サンゴが分布する区域を含む「その他」である。

③ マングローブ林

国立公園特別地域に 0.88km (沖縄県)、国定公園特別保護地区に 0.68km (鹿児島県)、国定公園特別地域に 1.60km (沖縄県)、国定公園普通地域に 0.38km (沖縄県) みられ、マングローブ林の種類は複数種のマングローブ林が生育する区域を含む「その他」、ニッパヤシである。



図Ⅲ-2-102 自然公園及び自然環境保全地域地種区分別藻場延長

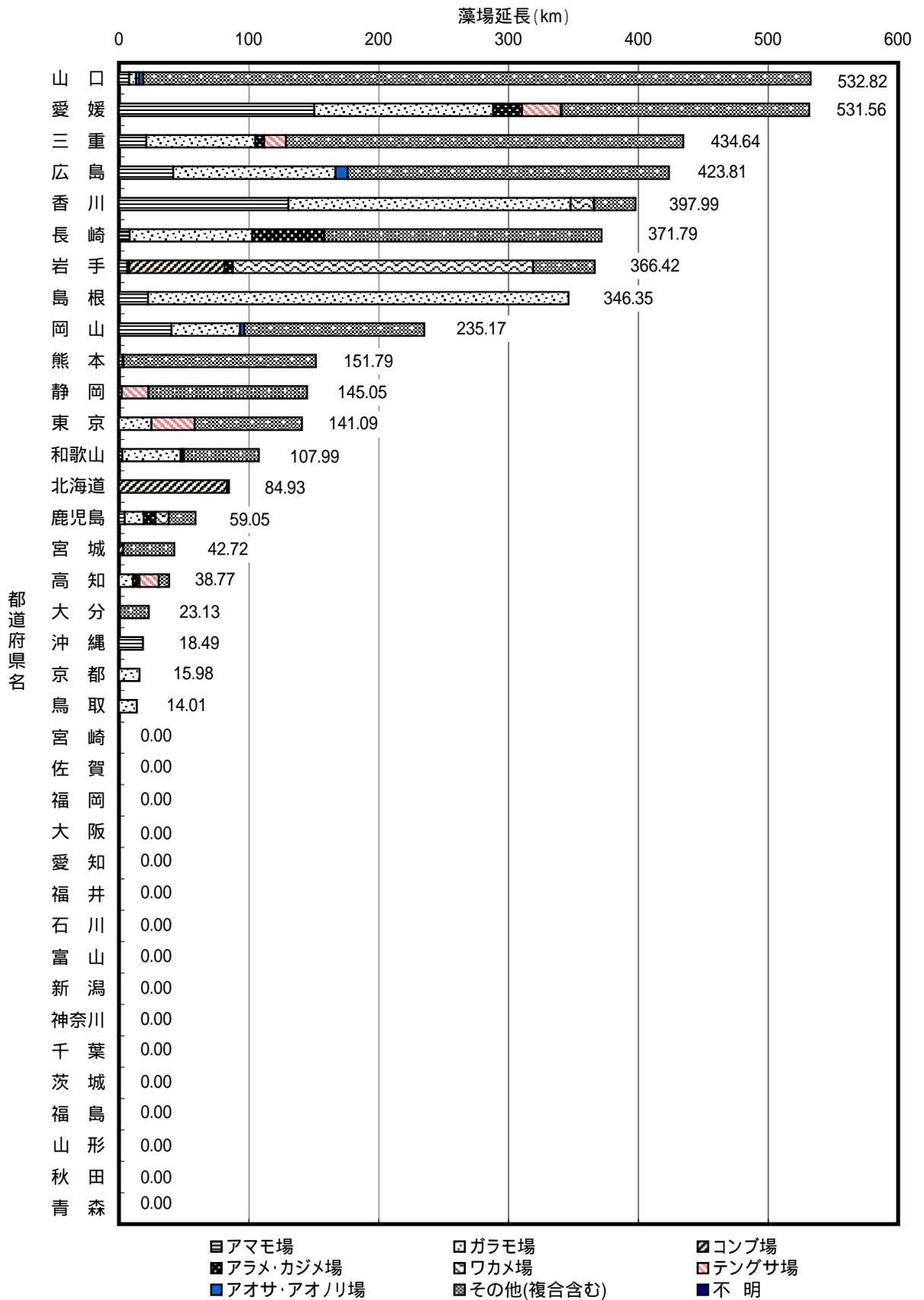
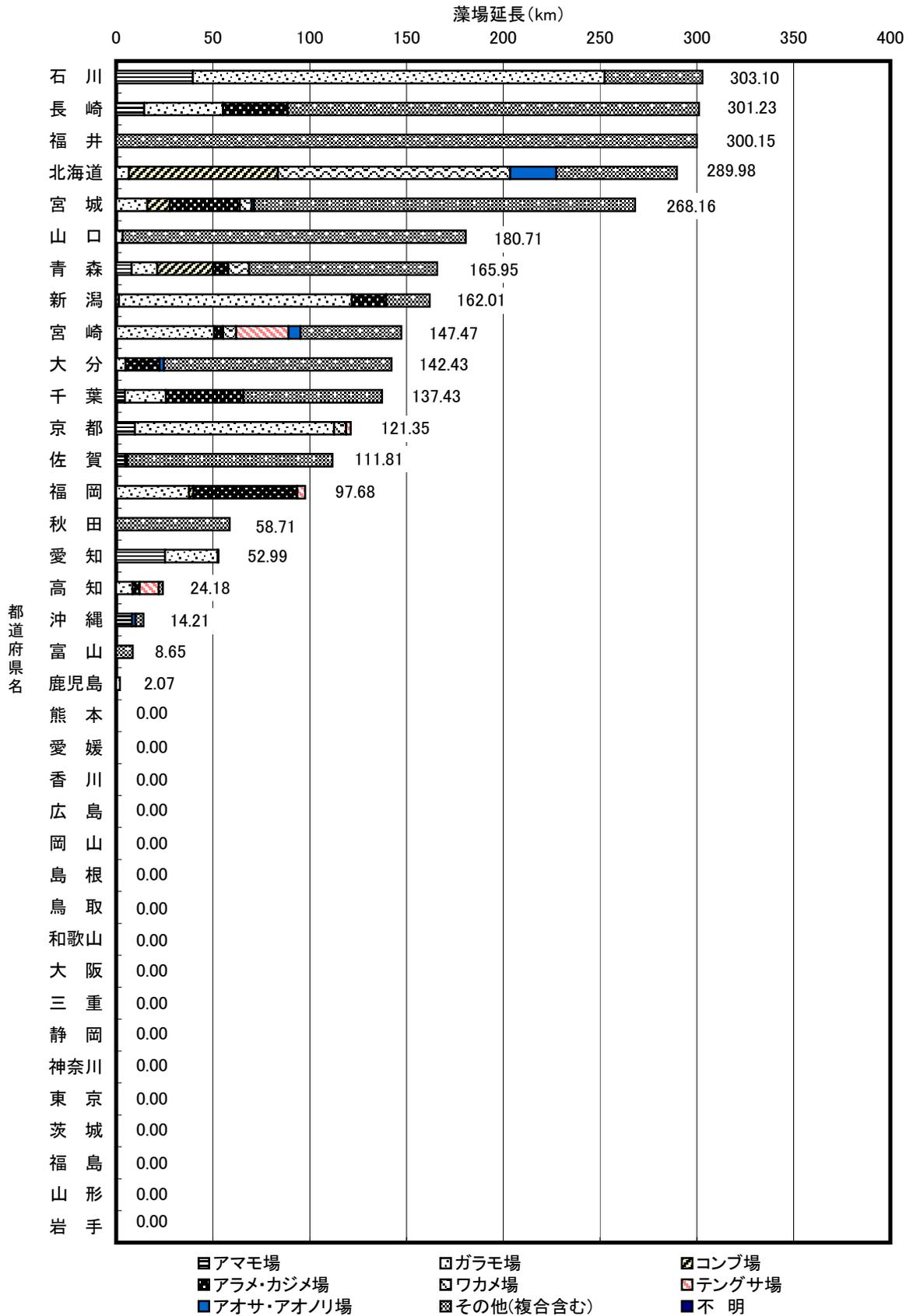


図 -2-103 都道府県別国立公園の藻場延長



図Ⅲ-2-104 都道府県別国定公園の藻場延長

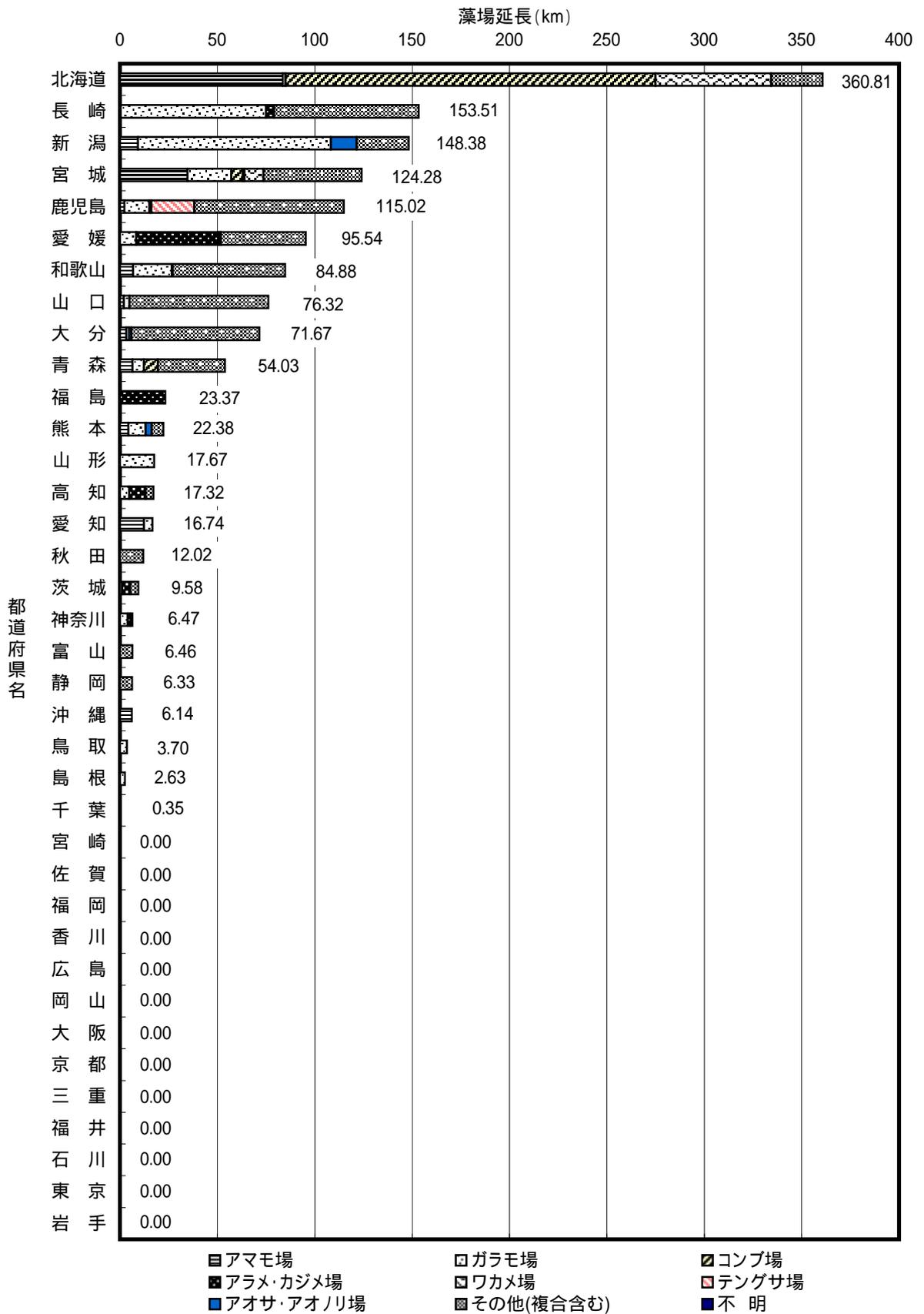
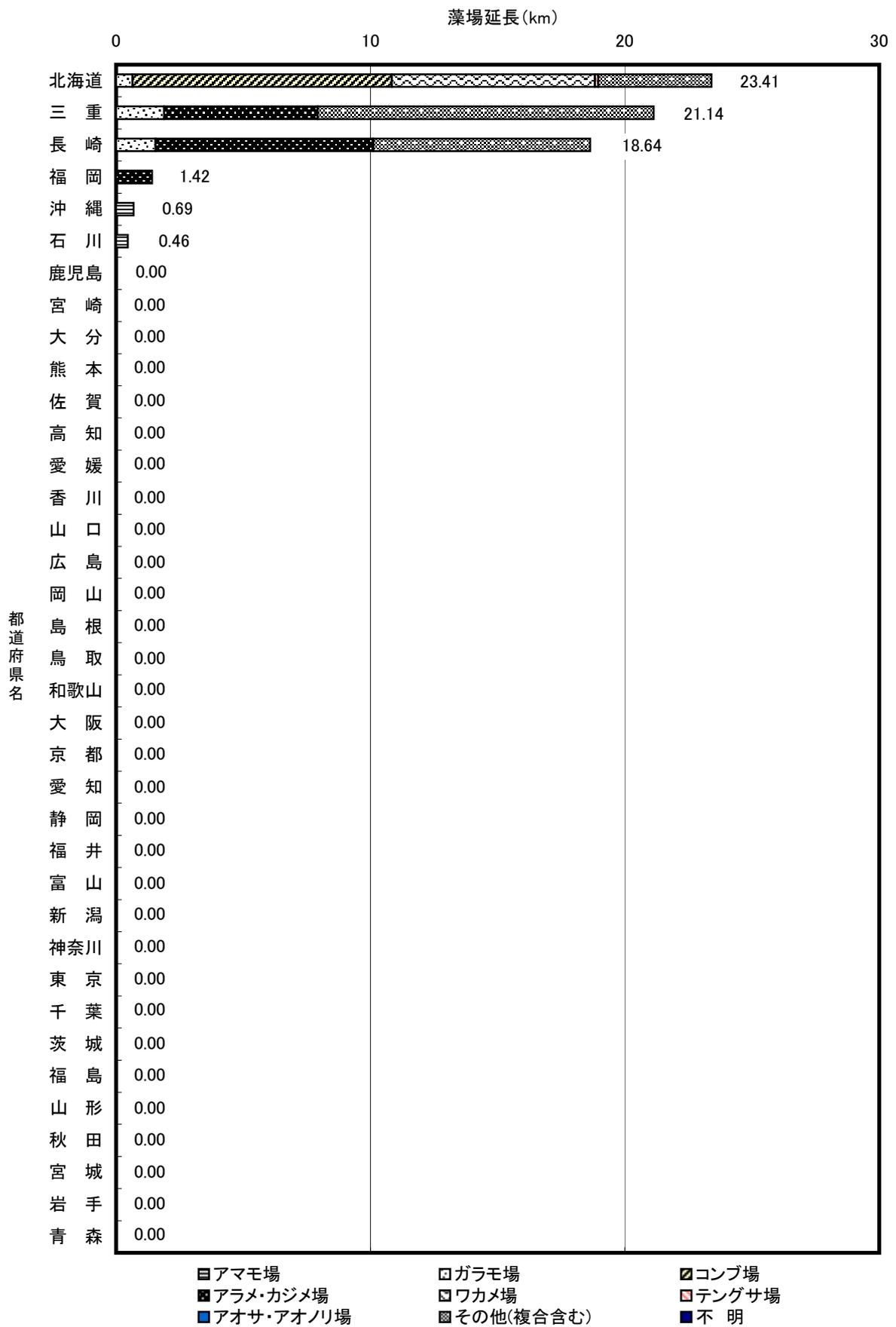
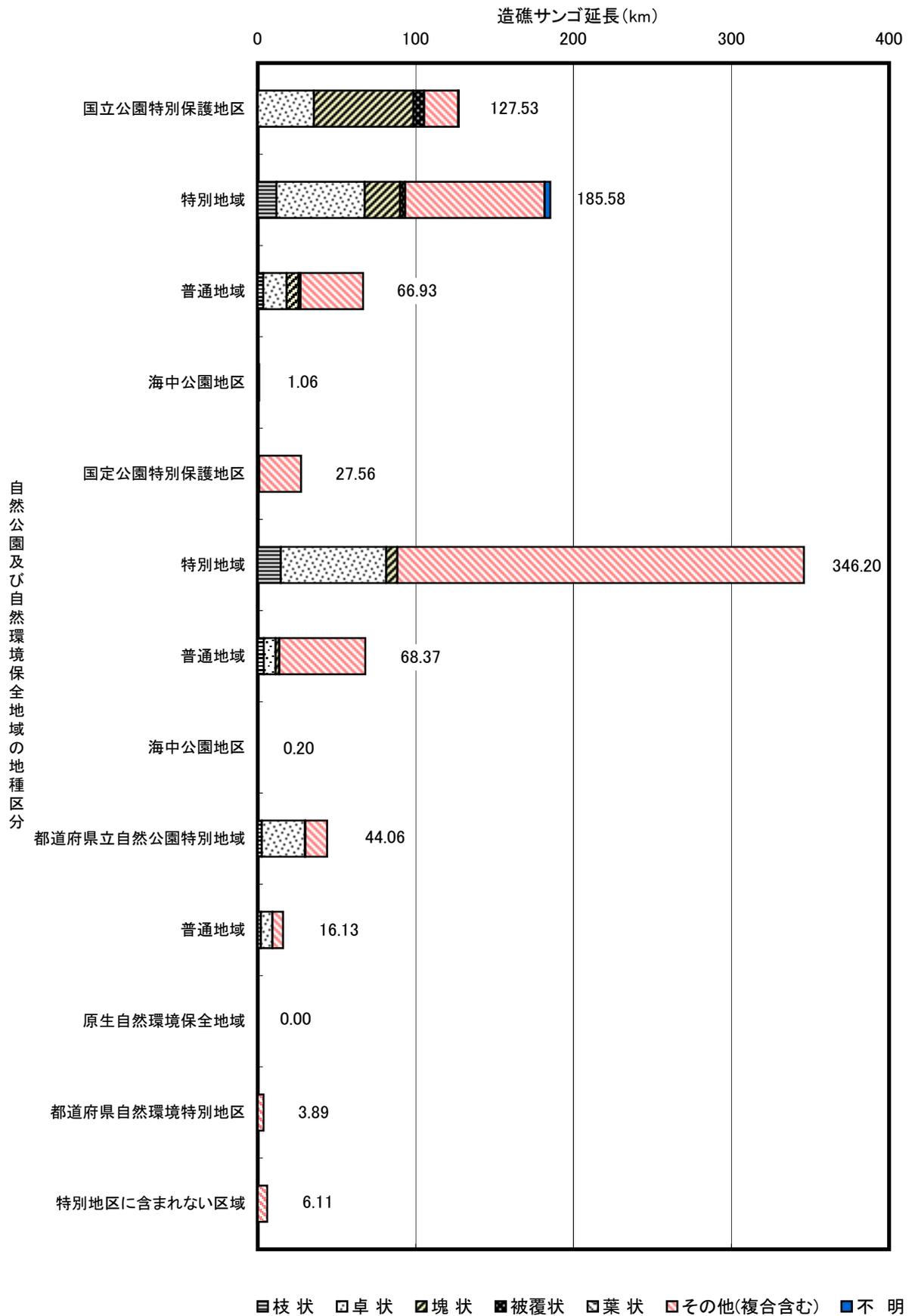


図 -2-105 都道府県別都道府県立自然公園の藻場延長



図Ⅲ-2-106 都道府県別都道府県自然環境保全地域の藻場延長



図Ⅲ-2-107 自然公園及び自然環境保全地域地種区分別造礁サンゴ延長

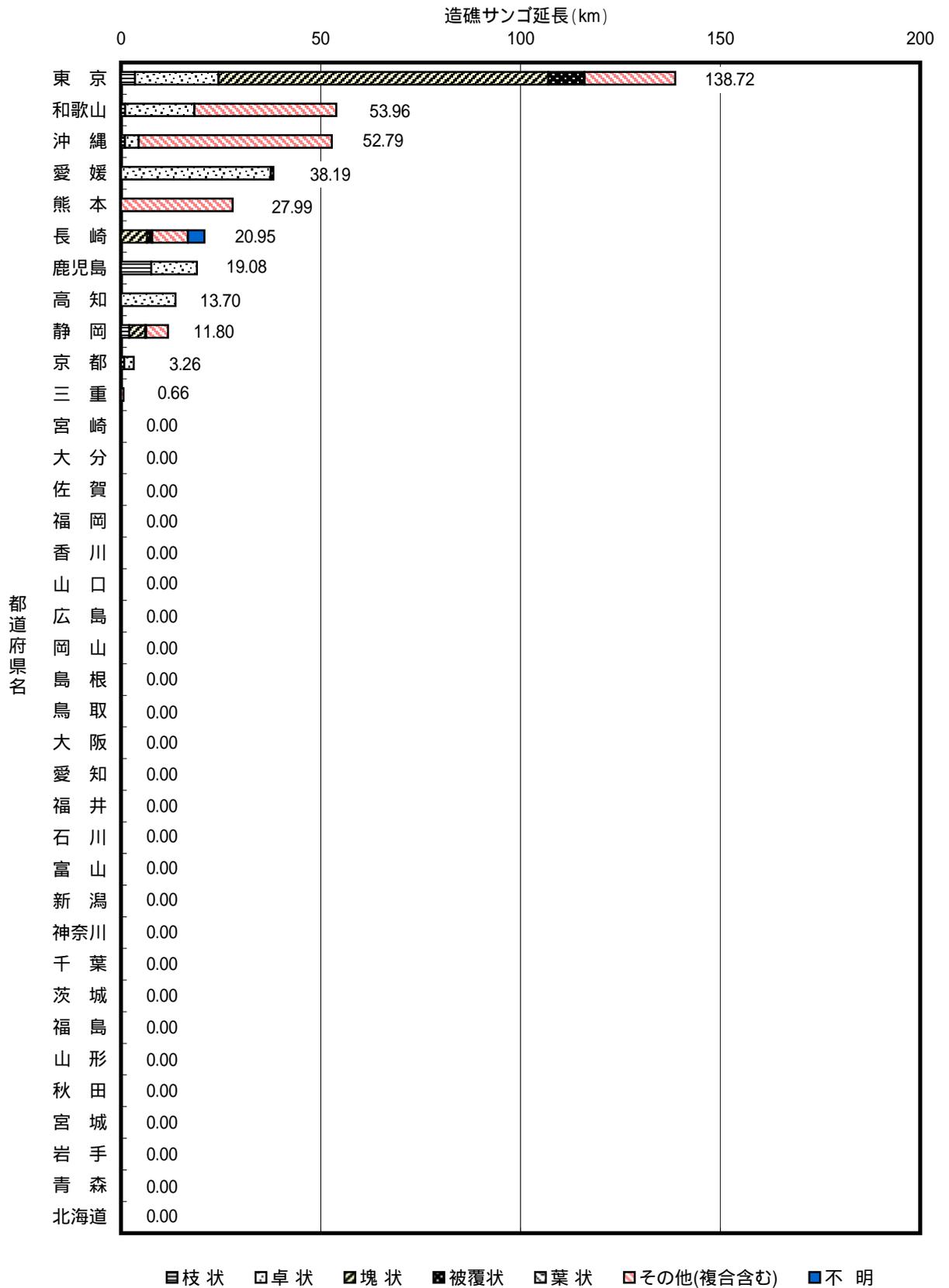
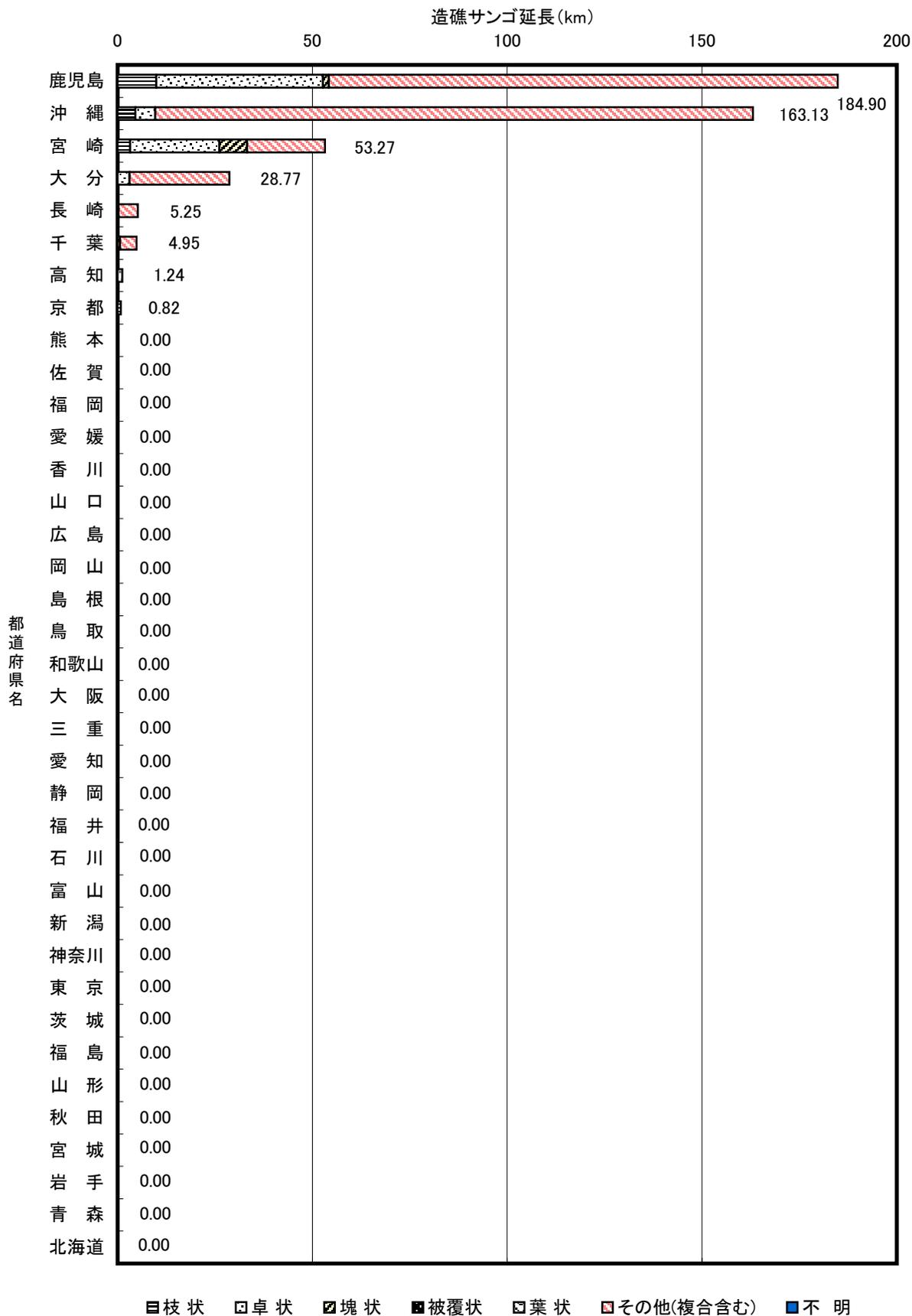
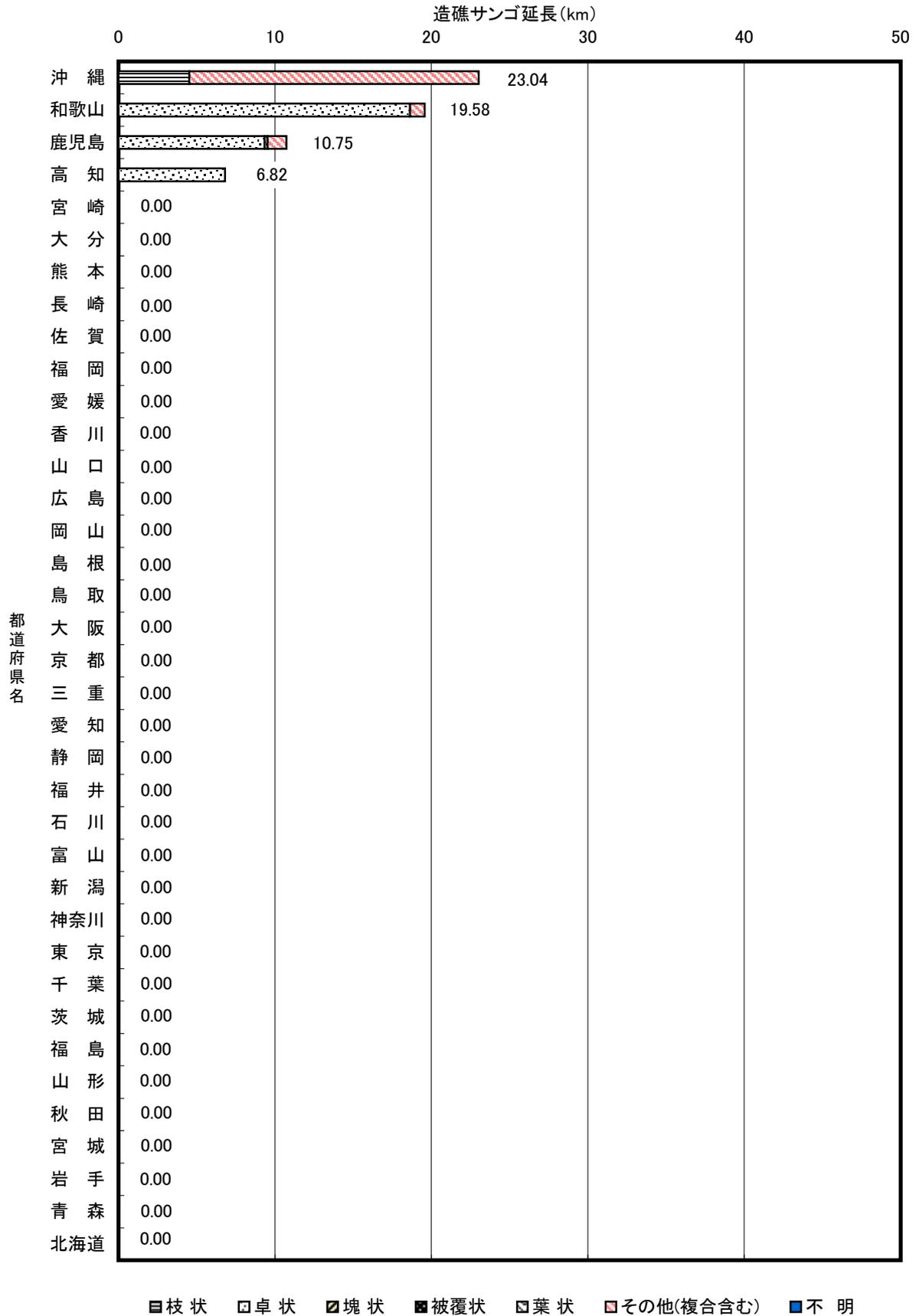


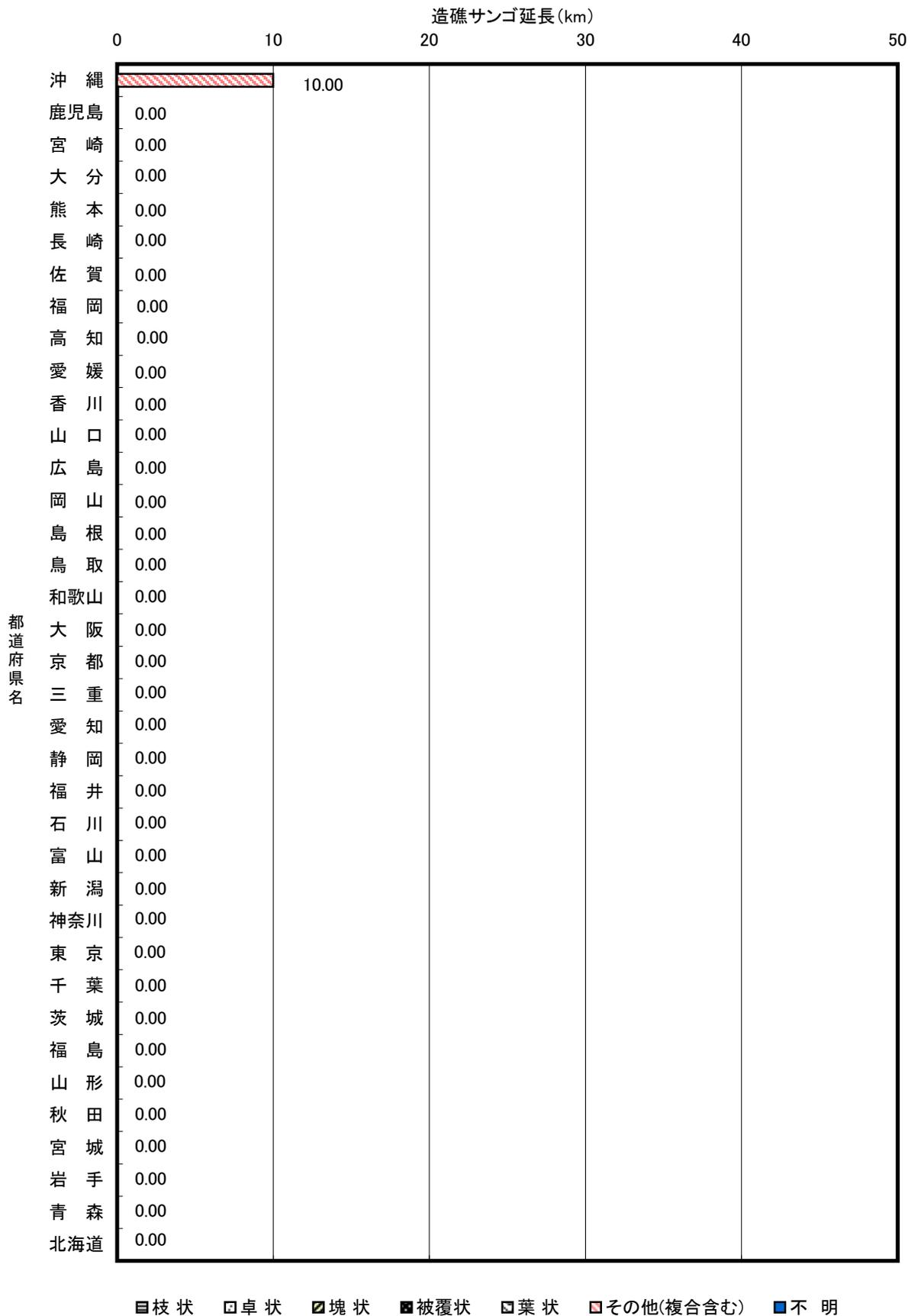
図 -2-108 都道府県別国立公園の造礁サンゴ延長



図Ⅲ-2-109 都道府県別国定公園の造礁サンゴ延長



図Ⅲ-2-110 都道府県別都道府県立自然公園の造礁サンゴ延長



図Ⅲ-2-111 都道府県別都道府県自然環境保全地域の造礁サンゴ延長

2) 自然公園及び自然環境保全地域と海辺利用・法指定等状況

(1) 鳥獣保護区

① 全国

全国の自然公園及び自然環境保全地域の鳥獣保護区の海岸延長を表Ⅲ－２－２４、地種区分別の鳥獣保護区の海岸延長を図Ⅲ－２－１１２に示す。

自然公園の鳥獣保護区の海岸延長は 4,371.30km（全国の鳥獣保護区の海岸延長の 67.30%）、自然環境保全地域の鳥獣保護区の海岸延長は 18.67km（同 0.29%）となっている。

自然公園では、国立公園の鳥獣保護区の海岸延長が 2,182.27km（同 33.60%）と最も長く、次いで国定公園（1,168.78km 同 17.99%）、都道府県立自然公園（1,020.25km 同 15.71%）となっている。

自然環境保全地域では、都道府県自然環境保全地域が 18.67km（同 0.29%）で、原生自然環境保全地域には鳥獣保護区はみられない。

表Ⅲ－２－２４ 全国の自然公園及び自然環境保全地域の鳥獣保護区の海岸延長

		(km,%)	
区	分	鳥獣保護区 海岸延長	割 合
合 計		6,495.48	100.00
自然公園		4,371.30	67.30
	国立公園	2,182.27	33.60
	国定公園	1,168.78	17.99
	都道府県立自然公園	1,020.25	15.71
自然環境保全地域		18.67	0.29
	原生自然環境保全地域	0.00	0.00
	都道府県自然環境保全地域	18.67	0.29
自然公園・自然環境保全地域外		2,105.51	32.42

注) 本年度（第5回）未調査の兵庫県、徳島県を含まない。

自然公園及び自然環境保全地域地種区分別の鳥獣保護区の海岸延長は、国立公園特別地域が 1,225.97 km（全国の鳥獣保護区の海岸延長の 18.87%）と最も長く、次いで国定公園特別地域（770.23km 同 11.86%）、国立公園普通地域（635.12km 同 9.78%）、都道府県立自然公園普通地域（566.97km 同 8.73%）となっており、鳥獣保護区の種別は、都道府県設その他の区域がほとんどである。

② 都道府県別

都道府県別の自然公園及び自然環境保全地域における鳥獣保護区の海岸延長を、図Ⅲ－２－113に示す。

三重県の鳥獣保護区の海岸延長が325.62km（県内鳥獣保護区の海岸延長に占める割合77.46%）と最も長く、次いで長崎県（319.43km 同67.84%）、宮城県（292.12km 同79.97%）、東京都（281.17km 同56.99%）、熊本県（248.97km 同74.19%）となっている。

鳥獣保護区の海岸延長が短いのは、大阪府（0.00km 同0.00%）、神奈川県（2.63km 同9.67%）、茨城県（7.52km 同74.90%）、福島県（9.74km 同100.00%）、富山県（16.61km 同15.55%）などである。

(2) 史跡・名勝・天然記念物

① 全国

全国の自然公園及び自然環境保全地域の史跡・名勝・天然記念物の海岸延長を表Ⅲ－２－25、地種区分別の史跡・名勝・天然記念物の海岸延長を図Ⅲ－２－114に示す。

自然公園の史跡・名勝・天然記念物の海岸延長は617.00km（全国の史跡・名勝・天然記念物の海岸延長の70.82%）、自然環境保全地域の史跡・名勝・天然記念物の海岸延長は14.74km（同1.69%）となっており、全国の史跡・名勝・天然記念物は自然公園に多くみられる。

自然公園では、国立公園の史跡・名勝・天然記念物の海岸延長が275.52km（同31.62%）と最も長く、次いで国定公園（183.60km 同21.07%）、都道府県立自然公園（157.88km 同18.12%）となっている。

自然環境保全地域では、都道府県自然環境保全地域が7.49km（同0.86%）、原生自然環境保全地域が7.25km（同0.83%）となっている。

表Ⅲ－２－２５ 全国の自然公園及び自然環境保全地域の

史跡・名勝・天然記念物の海岸延長

(km,%)

区 分	史跡・名勝 ・天然記念物 海岸延長	割 合
合 計	871.28	100.00
自然公園	617.00	70.82
国立公園	275.52	31.62
国定公園	183.60	21.07
都道府県立自然公園	157.88	18.12
自然環境保全地域	14.74	1.69
原生自然環境保全地域	7.25	0.83
都道府県自然環境保全地域	7.49	0.86
自然公園・自然環境保全地域外	239.54	27.49

注) 本年度(第5回)未調査の兵庫県、徳島県を含まない。

自然公園及び自然環境保全地域地種区分別の史跡・名勝・天然記念物の海岸延長は、国立公園特別地域が 168.08 km (全国の史跡・名勝・天然記念物の海岸延長の 19.29%) と最も長く、次いで国定公園特別地域(109.37km 同 12.55%)、都道府県立自然公園普通地域(92.13km 同 10.57%)となっており、これらの地域では国指定特別名勝、都道府県指定天然記念物が多い。

② 都道府県別

都道府県別の自然公園及び自然環境保全地域における史跡・名勝・天然記念物の海岸延長を、図Ⅲ－２－115 に示す。

宮城県の史跡・名勝・天然記念物の海岸延長が 68.59km (県内史跡・名勝・天然記念物の海岸延長に占める割合 89.28%) と最も長く、次いで広島県(46.25km 同 100.00%)、北海道(41.48km 同 60.17%)、長崎県(40.55km 同 59.58%)、香川県(36.22km 同 92.40%) となっている。

史跡・名勝・天然記念物の海岸延長が短いのは、大阪府(0.00km 同 0.00%)、茨城県(0.37km 同 30.83%)、神奈川県(0.76km 同 8.04%)、熊本県(0.88km 41.51%)、福島県(1.23km 同 34.65%) などである。

(3) 海洋性レクリエーションエリア

① 全国

全国の自然公園及び自然環境保全地域の海洋性レクリエーションエリアの海岸延長を表Ⅲ－２－26、地種区分別の海洋性レクリエーションエリアの海岸延長を図Ⅲ－２－116に示す。

自然公園の海洋性レクリエーションエリアの海岸延長は1,575.03km（全国の海洋性レクリエーションエリアの海岸延長の61.30%）、自然環境保全地域の海洋性レクリエーションエリアの海岸延長は1.28km（同0.05%）となっている。

自然公園では、国立公園の海洋性レクリエーションエリアの海岸延長が662.27km（同25.78%）と最も長く、次いで国定公園（591.38km 同23.02%）、都道府県立自然公園（321.38km 同12.51%）となっている。

自然環境保全地域では、都道府県自然環境保全地域が1.28km（同0.05%）であり、原生自然環境保全地域には海洋性レクリエーションエリアはみられない。

表Ⅲ－２－26 全国の自然公園及び自然環境保全地域の

海洋性レクリエーションエリアの海岸延長
(km,%)

区 分	海洋性 レクリエーションエリア 海岸延長	割 合
合 計	2,569.35	100.00
自然公園	1,575.03	61.30
国立公園	662.27	25.78
国定公園	591.38	23.02
都道府県立自然公園	321.38	12.51
自然環境保全地域	1.28	0.05
原生自然環境保全地域	0.00	0.00
都道府県自然環境保全地域	1.28	0.05
自然公園・自然環境保全地域外	993.04	38.65

注）本年度（第5回）未調査の兵庫県、徳島県を含まない。

自然公園及び自然環境保全地域地種区分別の海洋性レクリエーションエリアの海岸延長は、国定公園特別地域が467.13 km（全国の海洋性レクリエーションエリアの海岸延長の18.18%）と最も長く、次いで国立公園特別地域（363.78km 同14.16%）、国立公園普通地域（249.28km 同9.70%）となっており、国定公園特別地域、国立公園普通地域は海水浴場、国立公園特別地域

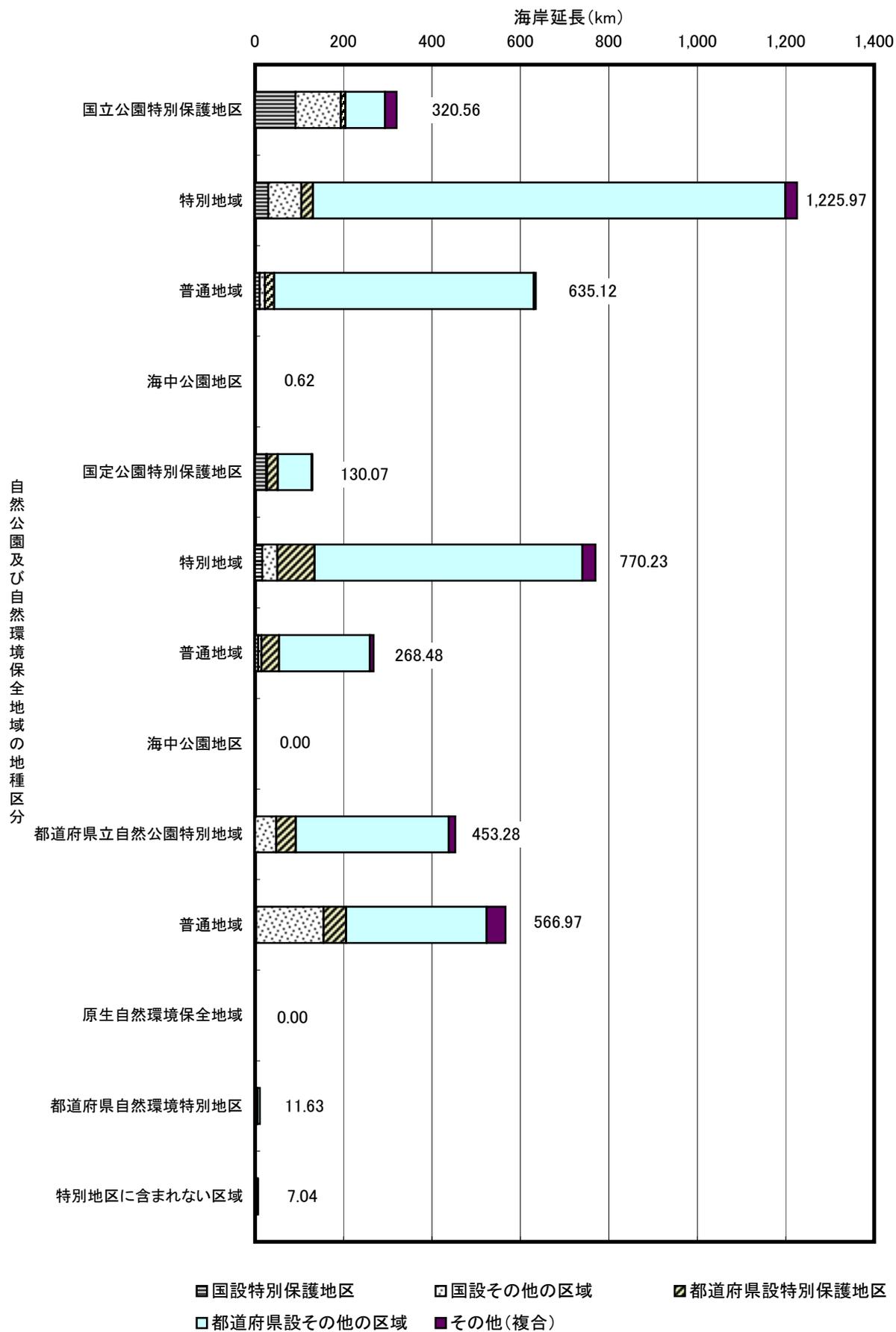
は釣り場が多い。

② 都道府県別

都道府県別の自然公園及び自然環境保全地域における海洋性レクリエーションエリアの海岸延長を、図Ⅲ－２－117に示す。

鹿児島県の海洋性レクリエーションエリアの海岸延長が**263.79km**（県内海洋性レクリエーションエリアの海岸延長に占める割合**47.15%**）と最も長く、次いで広島県（**132.08km** 同**94.36%**）、和歌山県（**125.37km** 同**72.72%**）、東京都（**119.99km** 同**95.88%**）、長崎県（**108.15km** 同**62.81%**）となっている。

史跡・名勝・天然記念物の海岸延長が短いのは、大阪府（**0.00km** 同**0.00%**）、神奈川県（**0.56km** 同**1.09%**）、茨城県（**3.02km** 同**18.18%**）、山形県（**4.14km** **100.00%**）、秋田県（**4.18km** 同**17.56%**）などである。



図Ⅲ-2-112 自然公園及び自然環境保全地域地種区分別鳥獣保護区の海岸延長

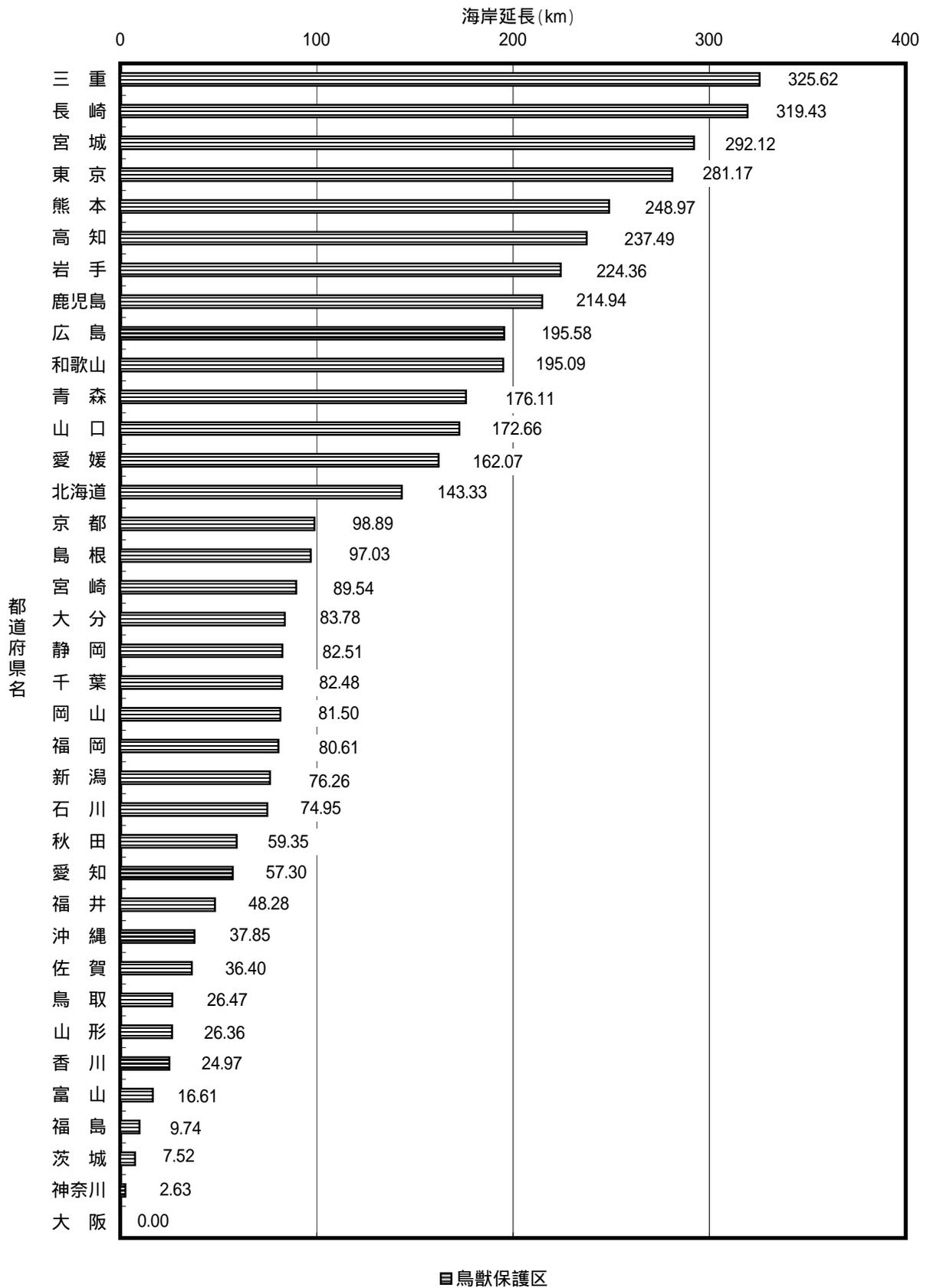


図 -2-113 都道府県別自然公園及び自然環境保全地域の鳥獣保護区の海岸延長

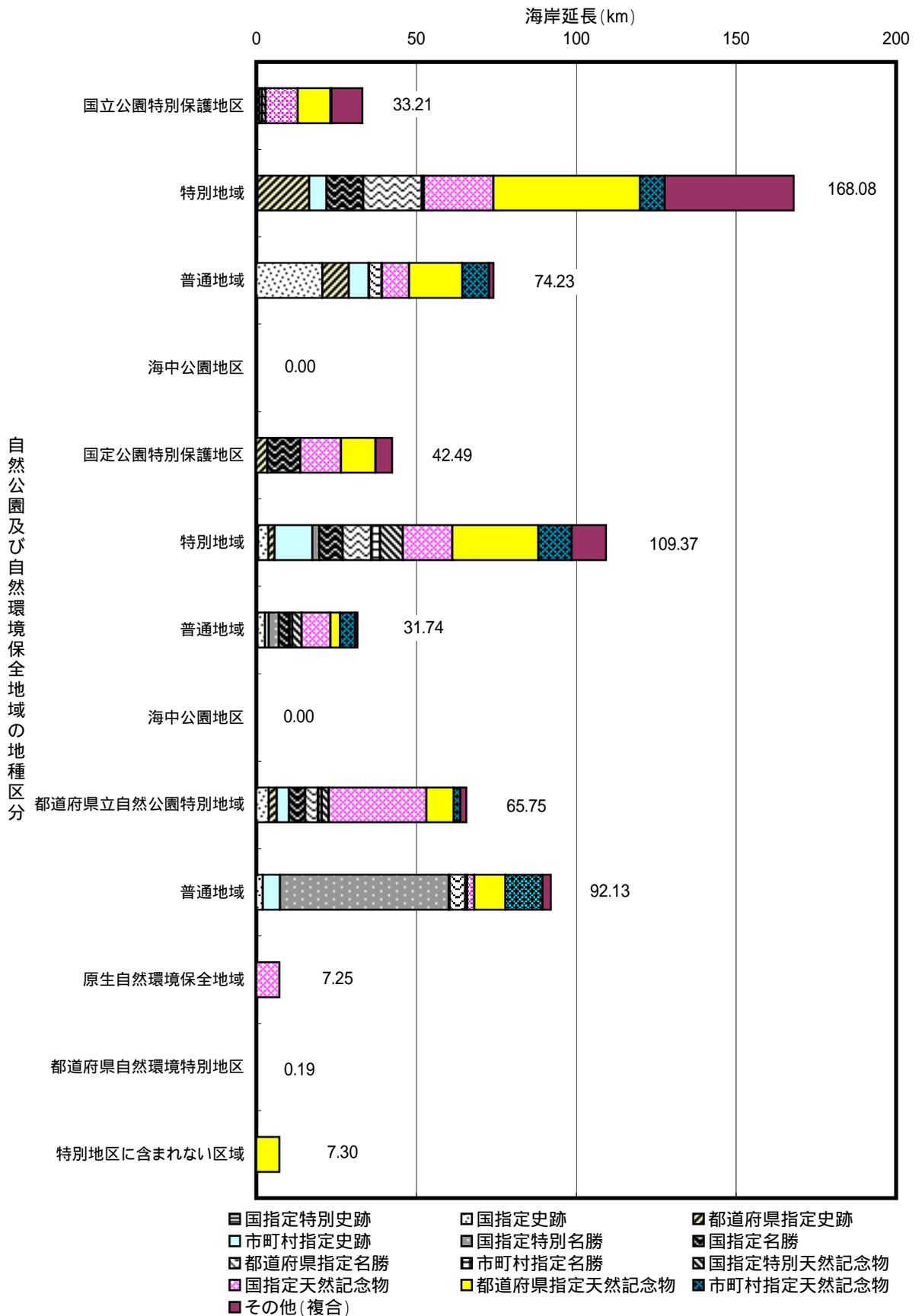
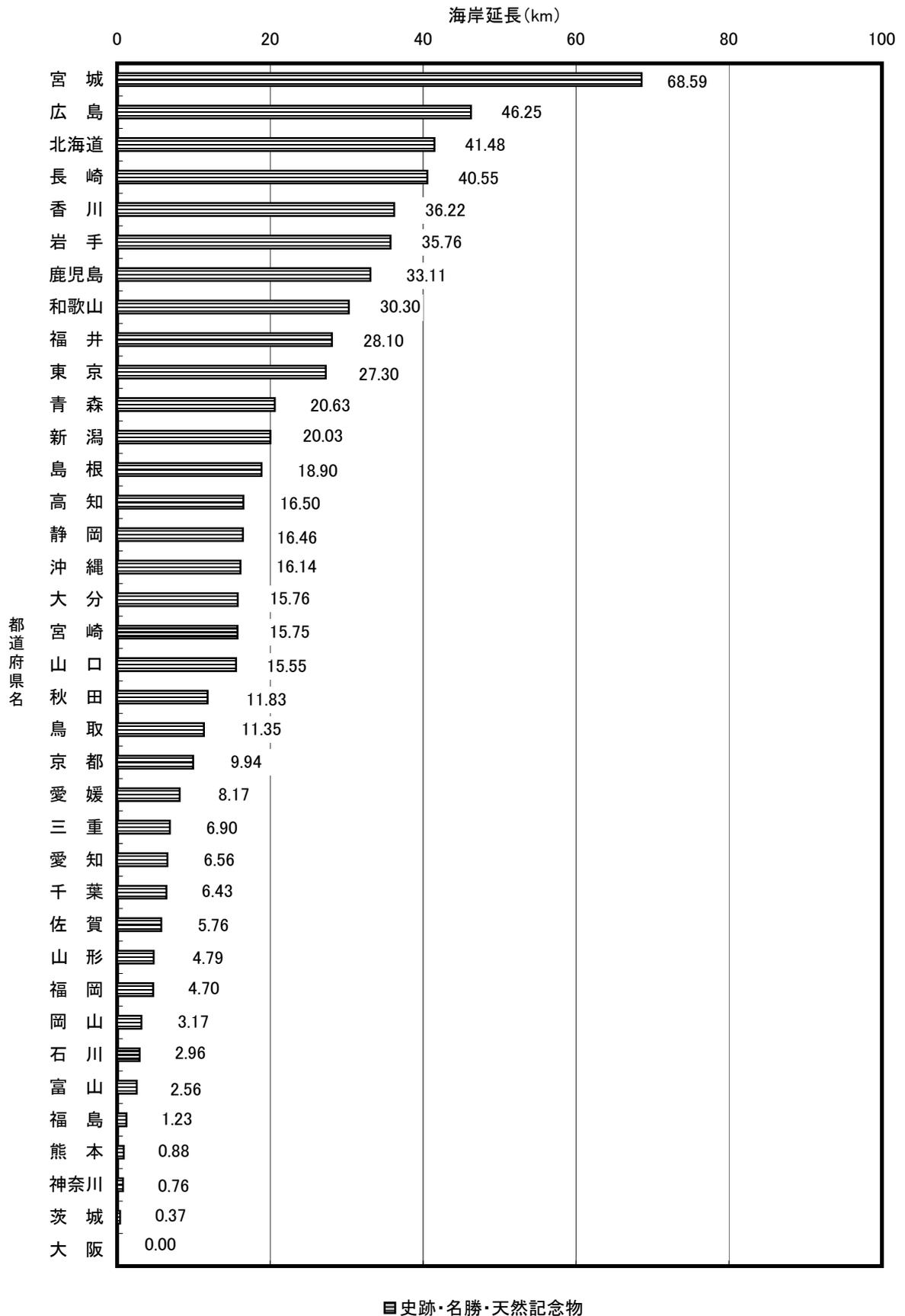
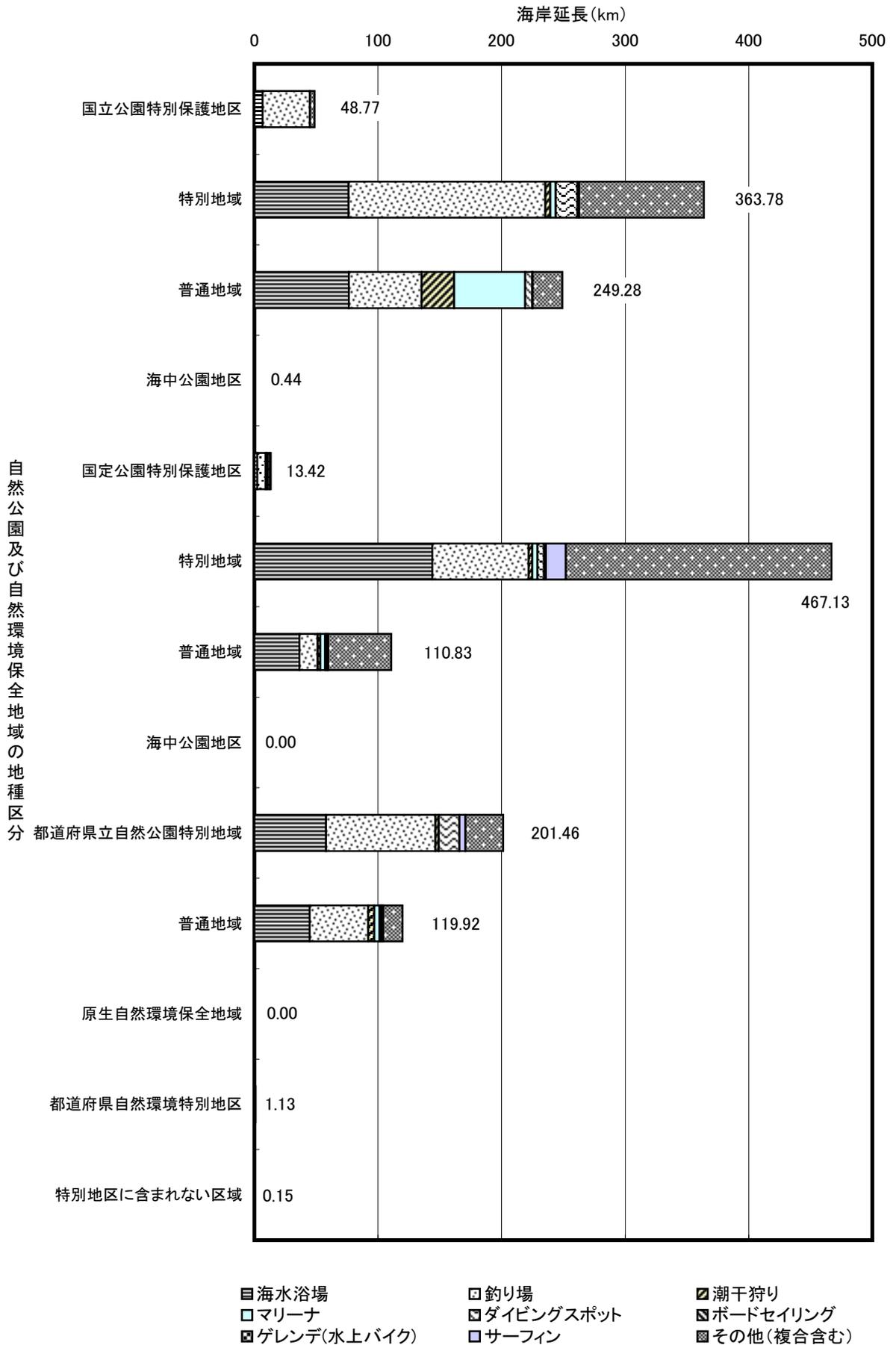


図 -2-114 自然公園及び自然環境保全地域地種区分別史跡・名勝・天然記念物の海岸延長



図Ⅲ-2-115 都道府県別自然公園及び自然環境保全地域の史跡・名勝・天然記念物の海岸延長



図Ⅲ-2-116 自然公園及び自然環境保全地域地種区分別海洋性レクリエーションエリアの海岸延長

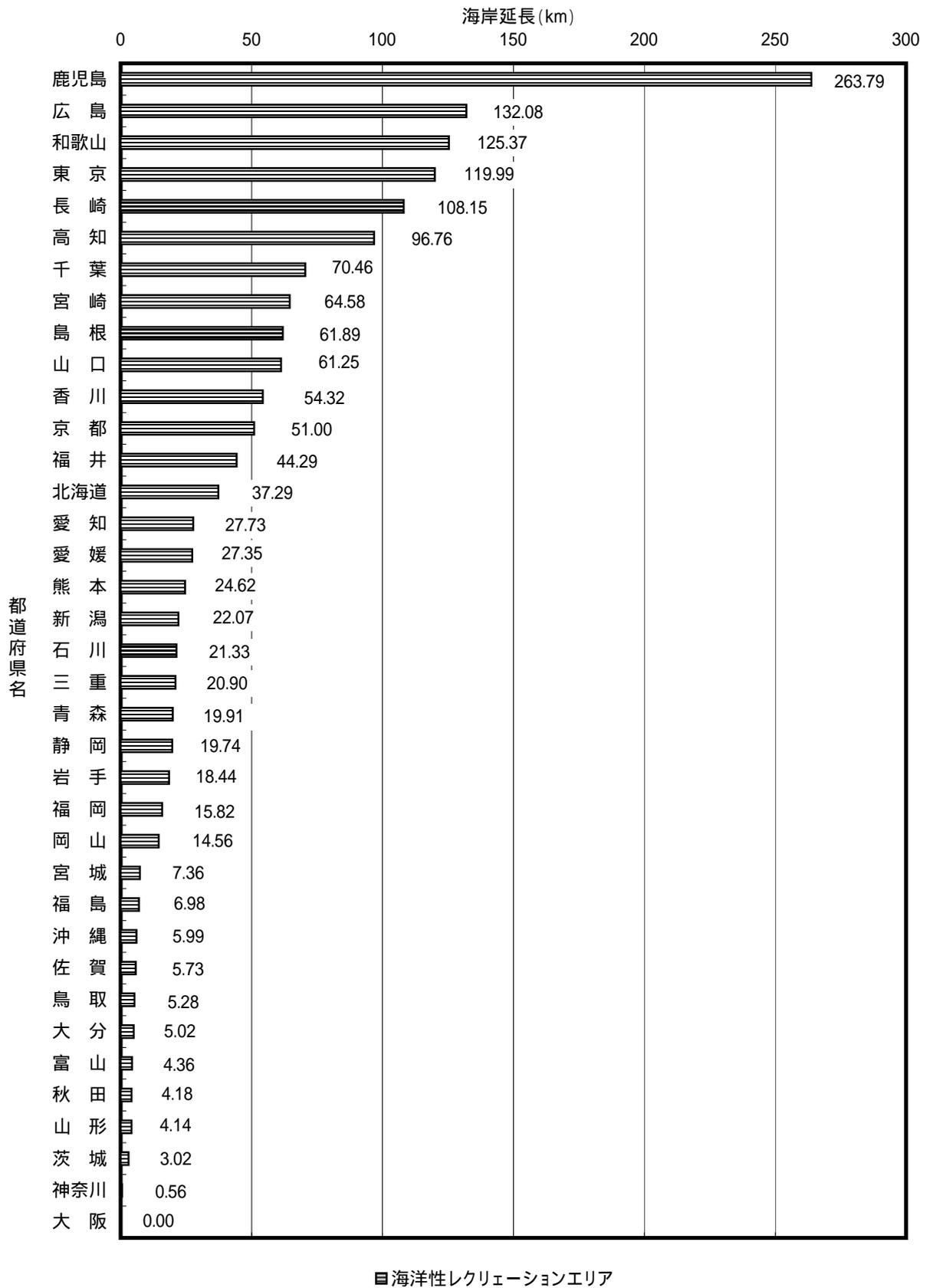


図 -2-117 都道府県別自然公園及び自然環境保全地域の海洋性レクリエーションエリアの海岸延長

3) 浅海域環境と海辺利用・法指定等状況

(1) 地形条件（干潟）

① 海岸保全区域

a. 全 国

全国の海岸保全区域における干潟延長を、図Ⅲ－２－118 に示す。

建設省所管の海岸保全区域の干潟延長が 503.48km（全国の干潟延長の 21.81%）と最も長く、次いで運輸省所管の海岸保全区域（279.79km 同 12.12%）、農林水産省構造改善局所管の海岸保全区域（259.45km 同 11.24%）となっている。

いずれの海岸保全区域も、前浜が多い。

道所管、町所管の海岸保全区域には、干潟はみられない。

b. 都道府県別

都道府県別の海岸保全区域における干潟延長を、図Ⅲ－２－119 に示す。

熊本県の干潟延長が（177.83km 県内干潟延長に占める割合 76.31%）と最も長く、次いで長崎県（172.84km 同 35.49%）、広島県（93.41km 同 45.65%）、大分県（92.96km 同 71.35%）、山口県（92.62km 同 76.66%）となっている。

これらはいずれも、前浜が多い。

② 鳥獣保護区

a. 全 国

全国の鳥獣保護区における干潟延長を、図Ⅲ－２－120 に示す。

干潟は都道府県設その他の区域に集中しており、その干潟延長は 304.26km（全国の干潟延長の 13.18%）である。

干潟の種類は、前浜が多い。

b. 都道府県別

都道府県別の鳥獣保護区における干潟延長を、図Ⅲ－２－121 に示す。

熊本県の干潟延長が 72.64km（県内干潟延長に占める割合 31.17%）と最も長く、次いで広島県（33.42km 同 16.33%）、大分県（31.65km 同 24.29%）、福岡県（31.25km 同 28.35%）となっている。

熊本県、広島県、大分県は前浜、福岡県は前浜、複数種の分布を含む「その他」が多い。

(2) 生物相条件

① 藻場

a. 海岸保全区域

a) 全国

全国の海岸保全区域における藻場延長を、図Ⅲ－２－122 に示す。

藻場延長は、特に建設省所管の海岸保全区域で 2,067.25km（全国の藻場延長の 16.10%）と長く、次いで水産庁所管が 968.44km（同 7.54%）、農林水産省構造改善局所管が 939.64km（同 7.32%）、運輸省所管が 687.14km（同 5.35%）となっている。

建設省所管の海岸保全区域はコンブ場も多いが、全般にアマモ場、ガラモ場が優先している。

b) 都道府県別

都道府県別の海岸保全区域における藻場延長を、図Ⅲ－２－123 に示す。

北海道の藻場延長が 1,076.26km（県内藻場延長に占める割合 61.29%）と最も長く、次いで愛媛県（654.58km 同 77.00%）、長崎県（378.08km 同 26.15%）となっている。

北海道はコンブ場、愛媛県、長崎県は複数種の海藻・海草が生育する区域を含む「その他」が多い。

b. 鳥獣保護区

a) 全国

全国の鳥獣保護区における藻場延長を、図Ⅲ－２－124 に示す。

鳥獣保護区の藻場延長は、都道府県設鳥獣保護区その他の区域が 2,030.87km（全国の藻場延長に占める割合 15.82%）と最も長く、複数種の海藻・海草が生育する地区を含む「その他」が最も多く、次いでガラモ場が多い。

b) 都道府県別

都道府県別の鳥獣保護区における藻場延長を、図Ⅲ－２－125 に示す。

三重県の藻場延長が 226.19km（県内藻場延長に占める割合 42.00%）と最も長く、次いで長崎県（207.16km 同 14.33%）、宮崎県（200.49km 同 40.84%）、岩手県（185.35km 同 43.62%）、青森県（160.95km 同 36.85%）となっている。

三重県、宮城県、青森県は複数種の海藻・海草が生育する区域を含む「その他」、長崎県はガラモ場、岩手県はワカメ場が多い。

② 造礁サンゴ

a. 海岸保全区域

a) 全 国

全国の海岸保全区域における造礁サンゴ延長を、図Ⅲ－２－126 に示す。

造礁サンゴ延長は、建設省所管の海岸保全区域で 140.87km（全国の藻場延長の 6.65%）、運輸省所管の海岸保全区域で 140.77km（同 6.64%）と長い。その他、水産庁所管 65.55km（同 3.09%）、運輸省所管 52.10km（同 2.46%）となっている。

道所管、町所管の海岸保全区域には、造礁サンゴはみられない。

b) 都道府県別

都道府県別の海岸保全区域における造礁サンゴ延長を、図Ⅲ－２－127 に示す。

沖縄県の造礁サンゴ延長が特に長く 255.64km（県内造礁サンゴ延長に占める割合 24.02%）であり、次いで鹿児島県（95.70km 同 16.38%）、和歌山県（21.52km 同 29.02%）となっている。

これらはいずれも、複数種の造礁サンゴが生育する区域を含む「その他」が多い。

b. 鳥獣保護区

a) 全 国

全国の鳥獣保護区における造礁サンゴ延長を、図Ⅲ－２－128 に示す。

鳥獣保護区の造礁サンゴ延長は、都道府県設鳥獣保護区のその他の区域が 98.68km（全国の藻場延長に占める割合 4.66%）と最も長く、次いで、国設鳥獣保護区のその他の区域（75.29km 同 3.55%）、国設特別保護地区（52.89km 同 2.50%）となっている。

都道府県設鳥獣保護区のその他の区域は複数種の造礁サンゴが生育する区域を含む「その他」、国設鳥獣保護区のその他の区域は塊状サンゴ、卓状サンゴ、国設鳥獣保護区の特別保護地区は塊状サンゴが多い。

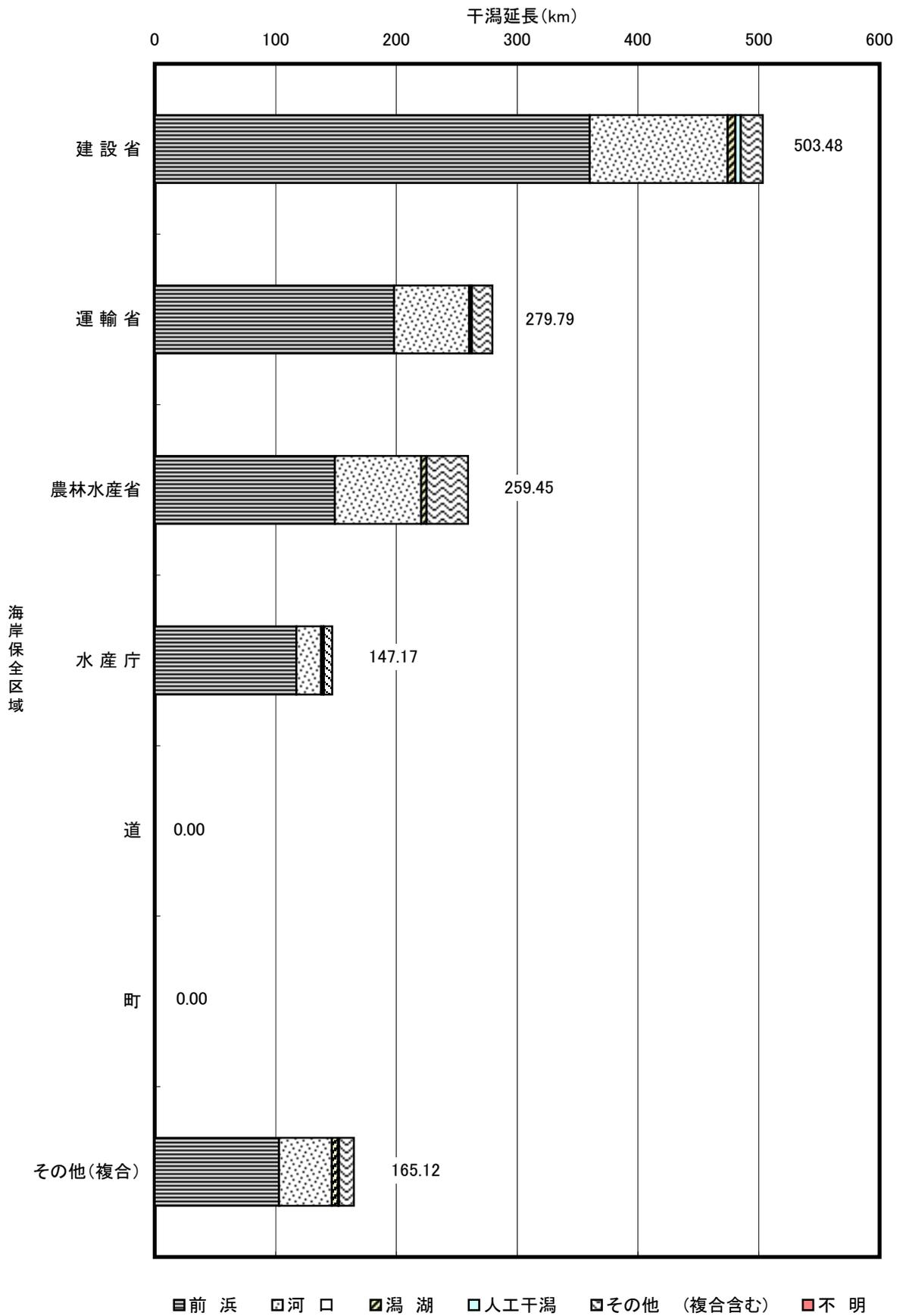
b) 都道府県別

都道府県別の鳥獣保護区における造礁サンゴ延長を、図Ⅲ－２－129 に示す。

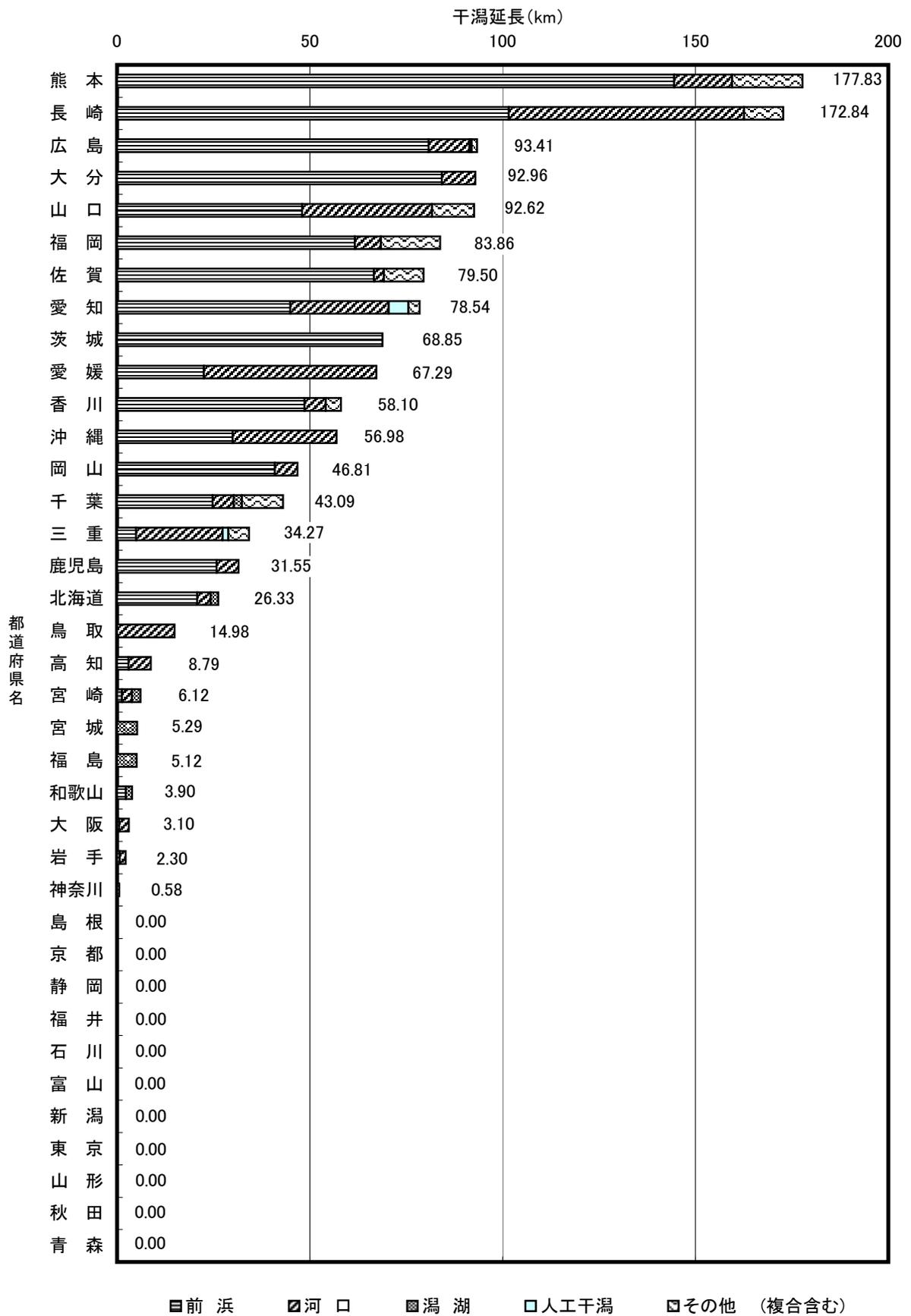
鳥獣保護区の造礁サンゴ延長は、小笠原諸島を含む東京都で特に長く、88.83km（都内造礁サンゴ延長の 64.04%）、次いで鹿児島県（39.56km 県内造礁サンゴ延長の 6.77%）、長崎県（32.92km 同 69.26%）、宮崎県（25.70km 同 41.19%）、和歌山県（16.66km 同 22.47%）などとなっている。

東京都は塊状サンゴ、鹿児島県、長崎県は複数種の造礁サンゴが生育す

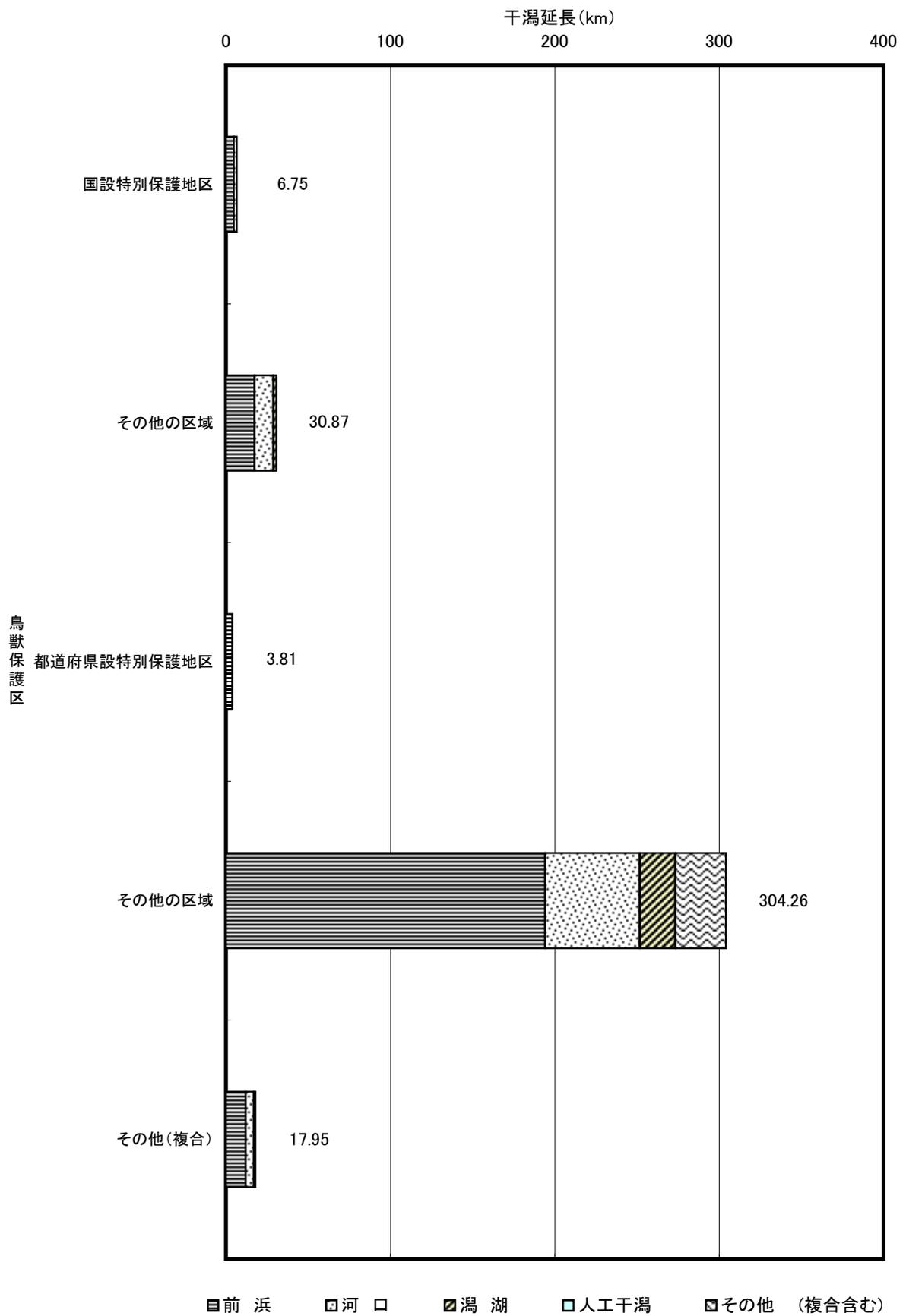
る区域を含む「その他」が多い。



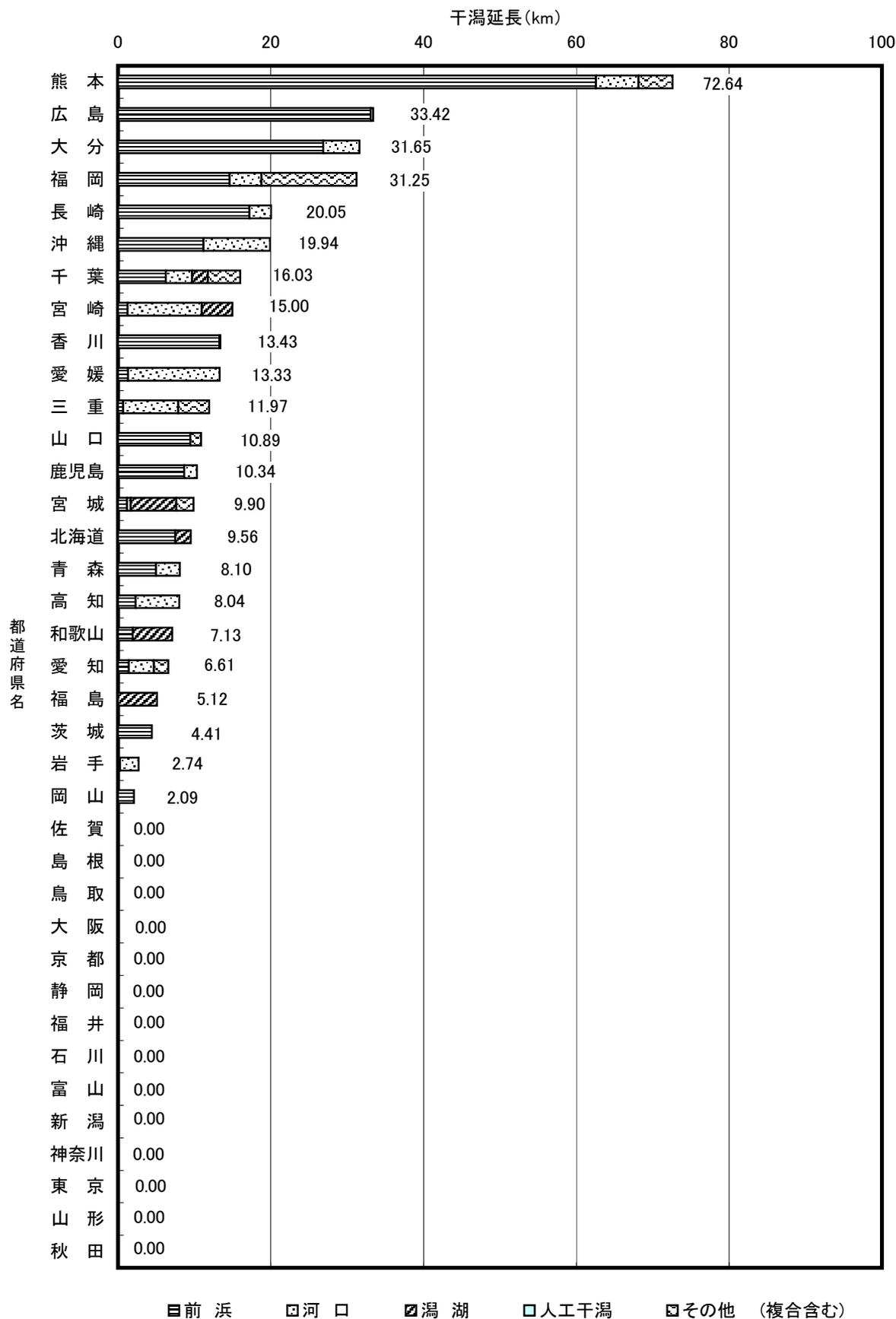
図Ⅲ-2-118 全国の海岸保全区域の干潟延長



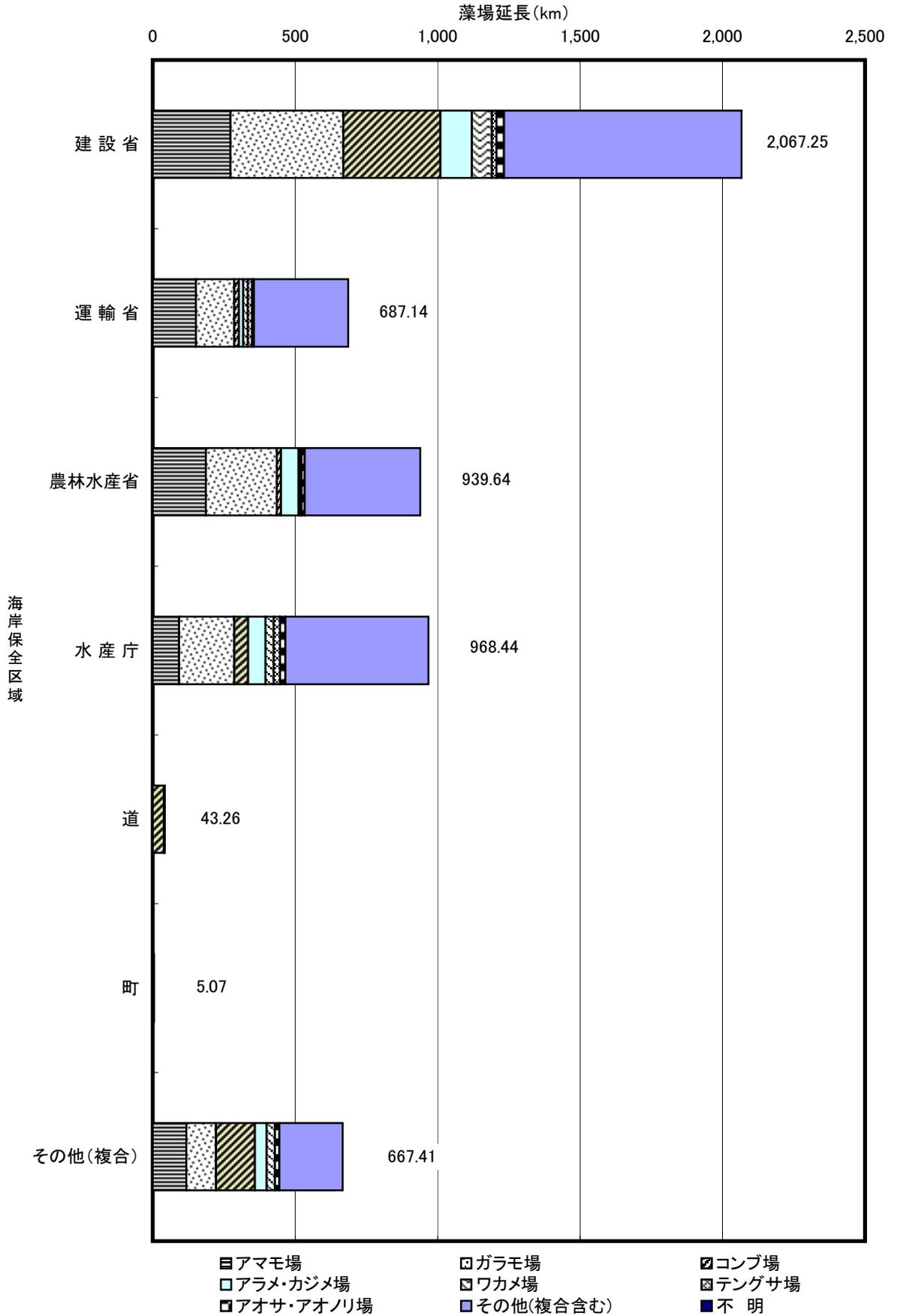
図Ⅲ-2-119 都道府県別海岸保全区域の干潟延長



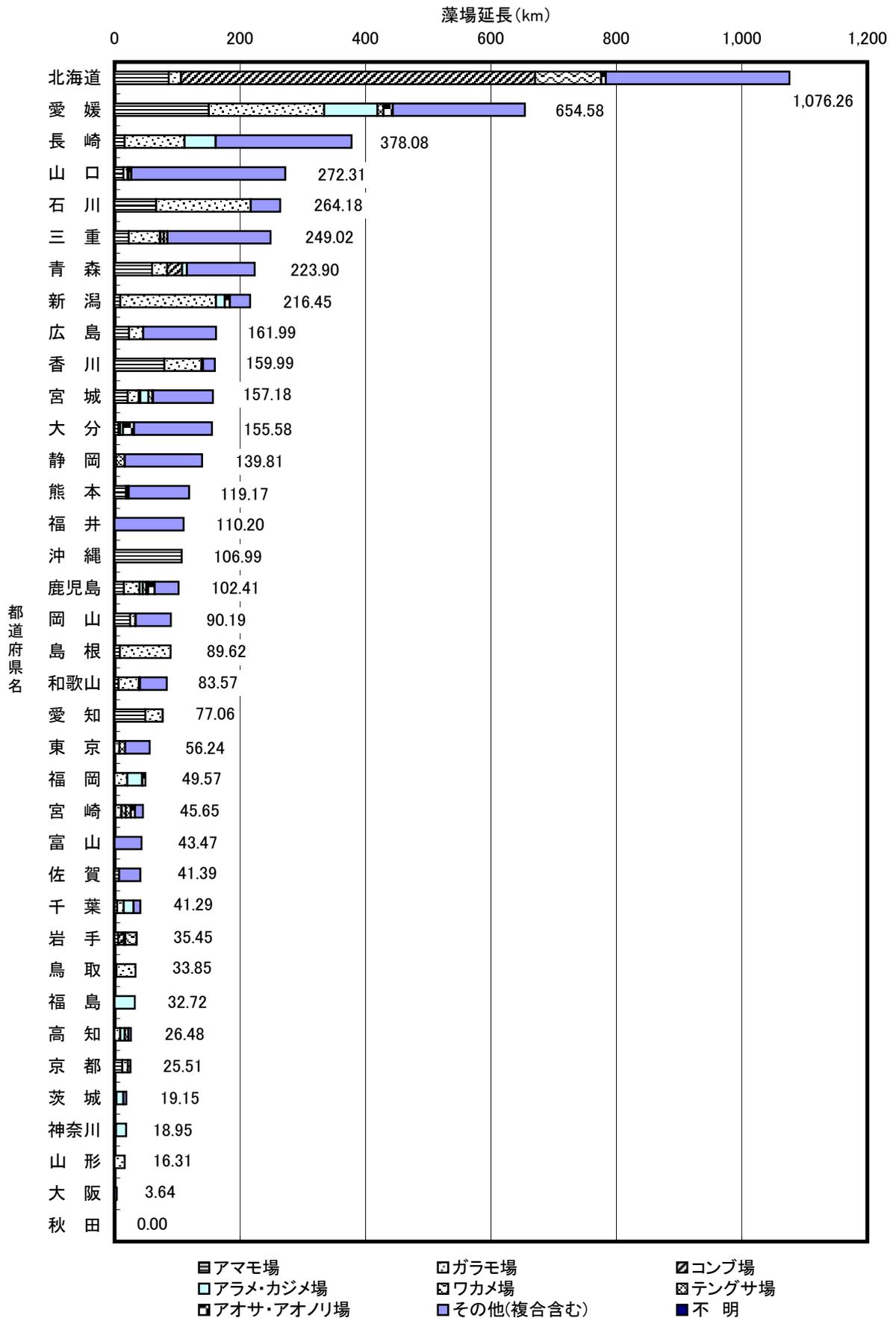
図Ⅲ-2-120 全国の鳥獣保護区の干潟延長



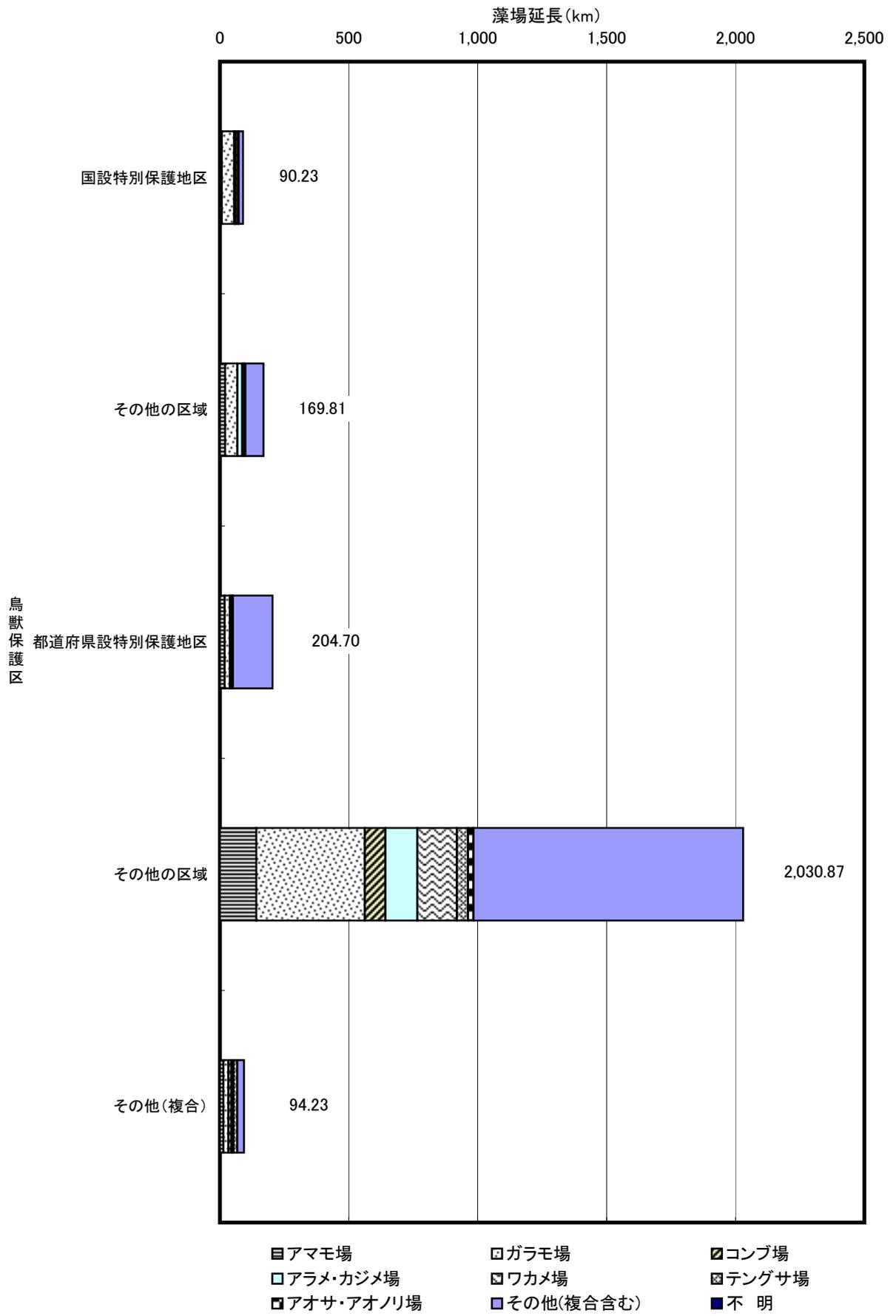
図Ⅲ-2-121 都道府県別鳥獣保護区の干潟延長



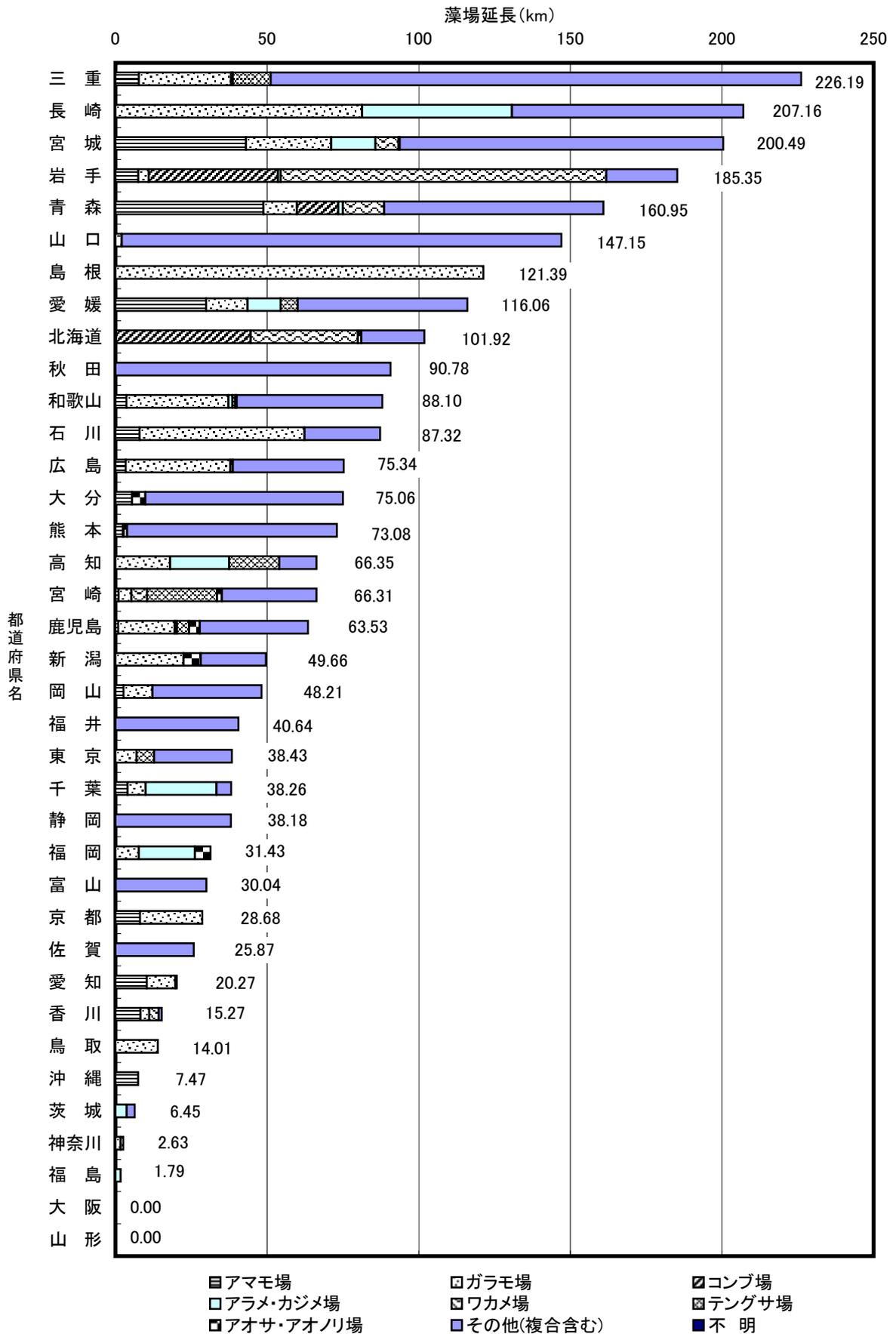
図Ⅲ-2-122 全国の海岸保全区域の藻場延長



図Ⅲ-2-123 都道府県別海岸保全区域の藻場延長



図Ⅲ-2-124 全国の鳥獣保護区の藻場延長



図Ⅲ-2-125 都道府県別鳥獣保護区の藻場延長

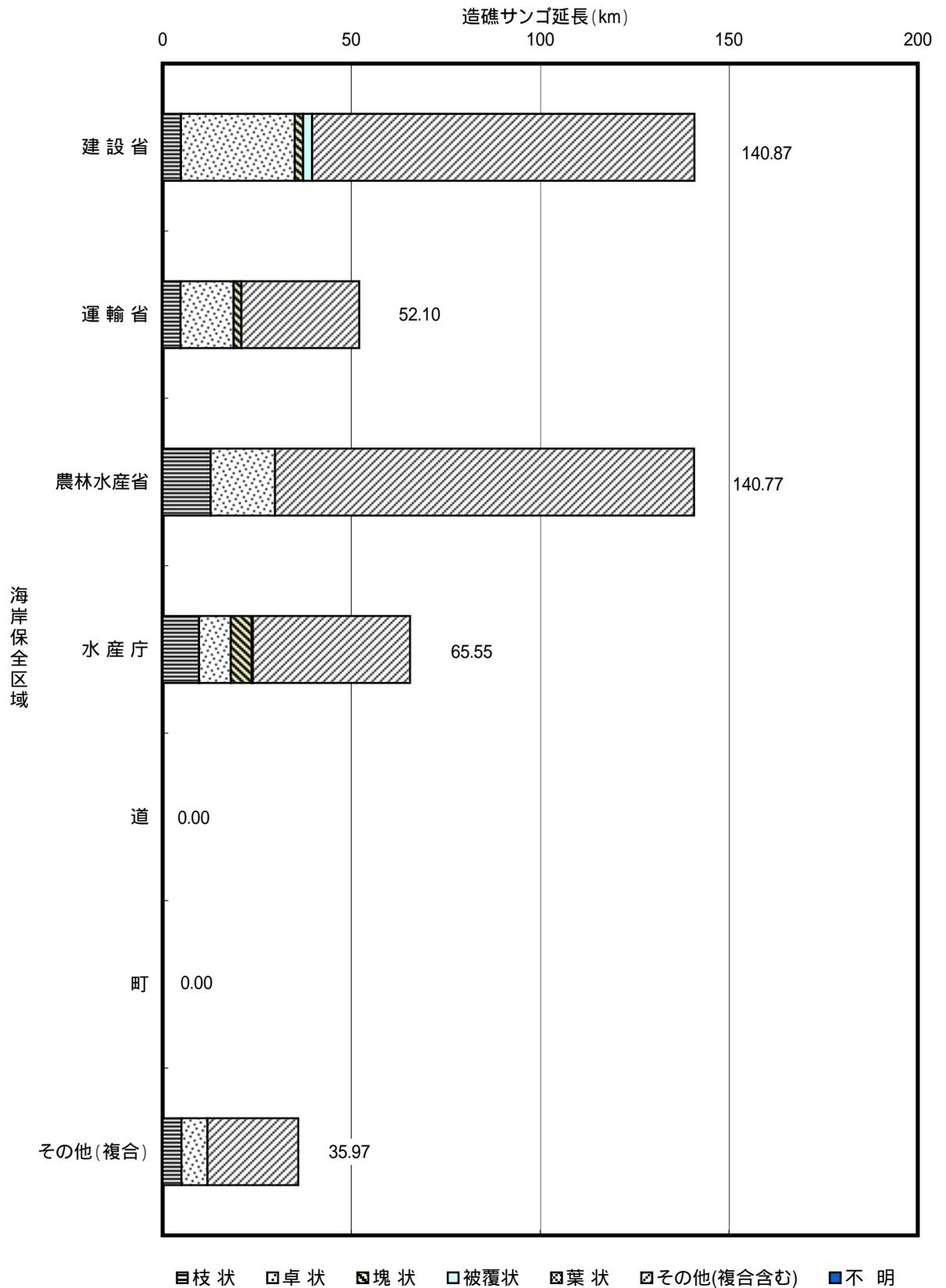


図 -2-126 全国の海岸保全区域の造礁サンゴ延長

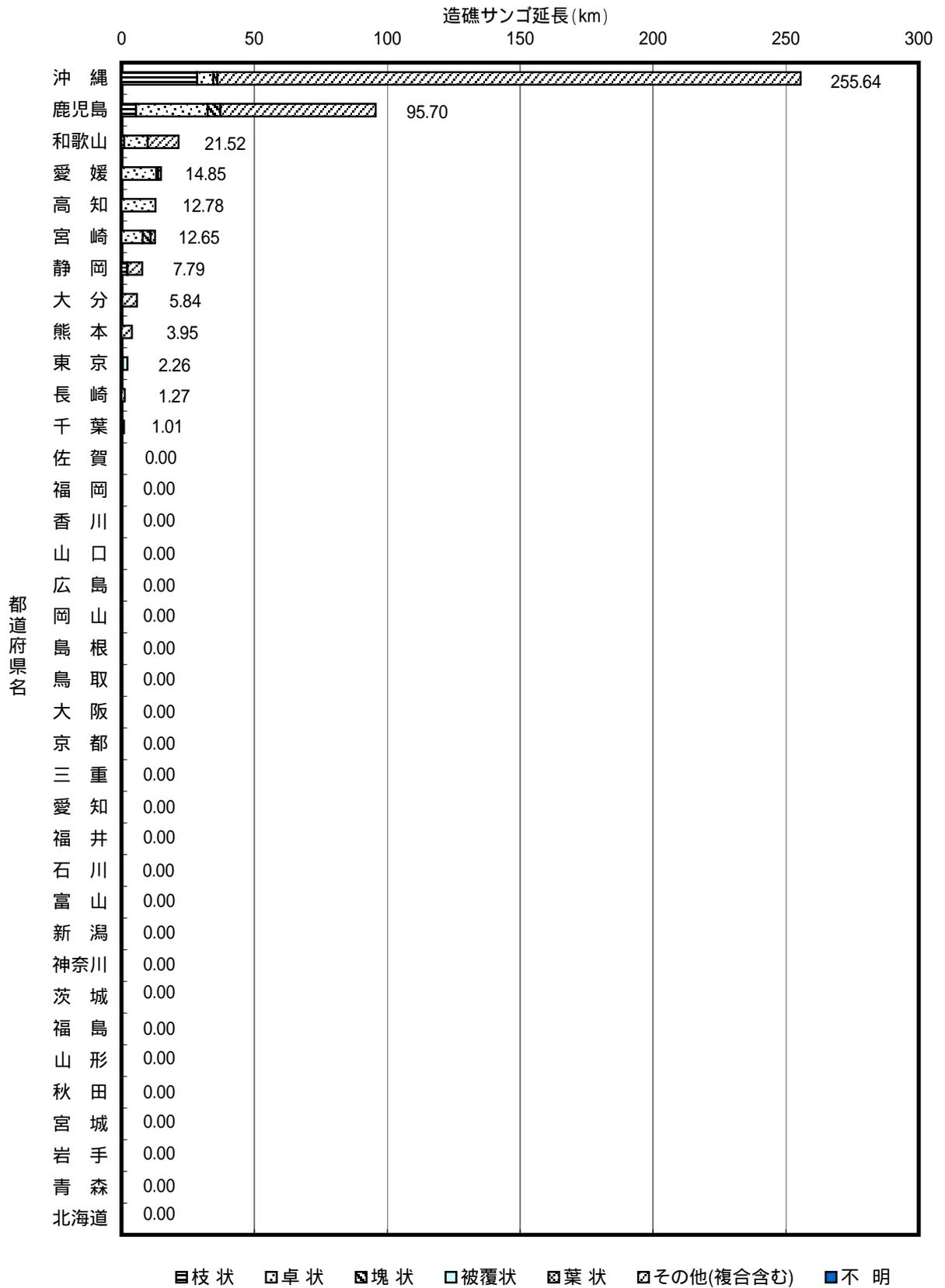
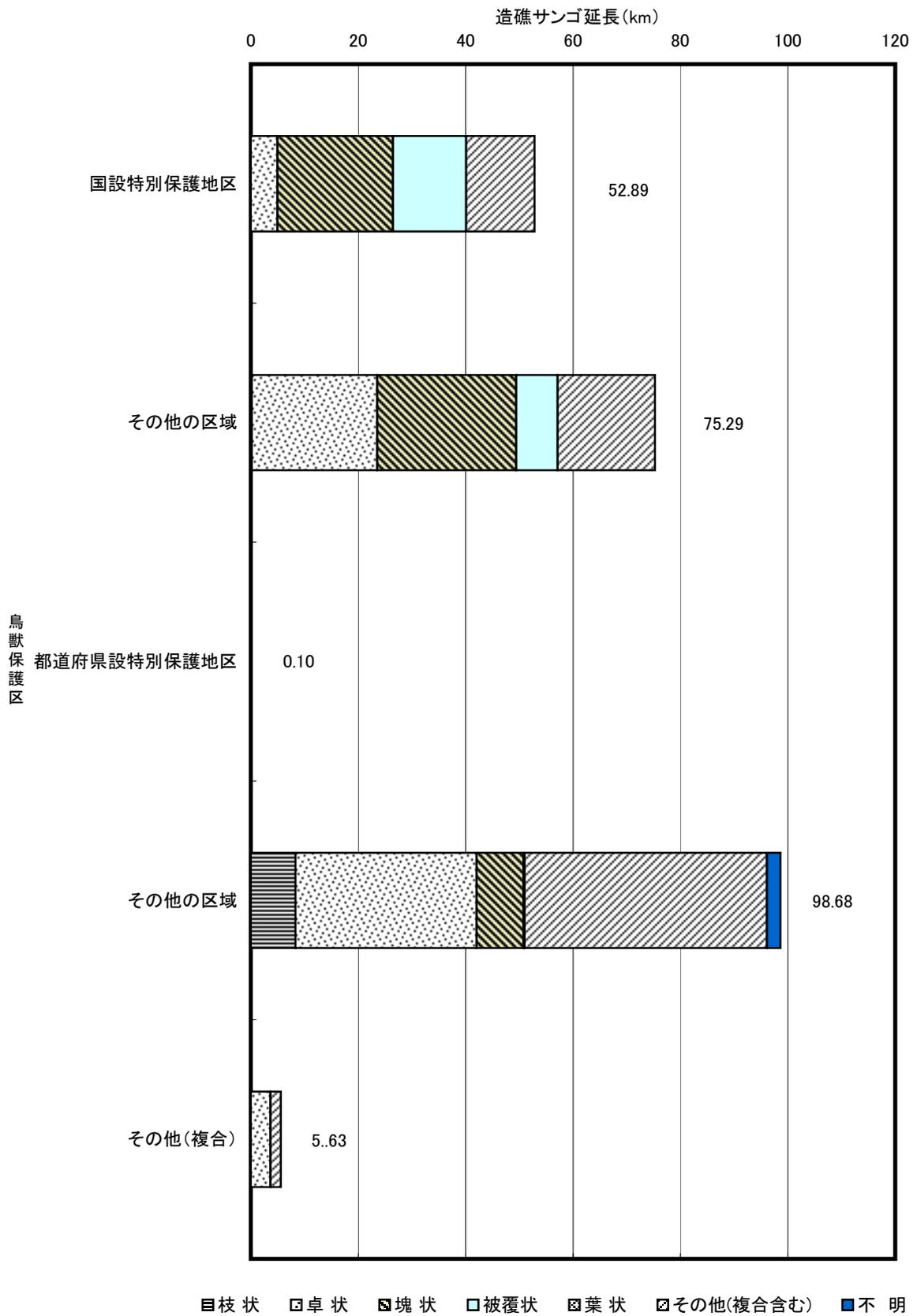


図 -2-127 都道府県別海岸保全区域の造礁サンゴ延長



図Ⅲ-2-128 全国の鳥獣保護区の造礁サンゴ延長

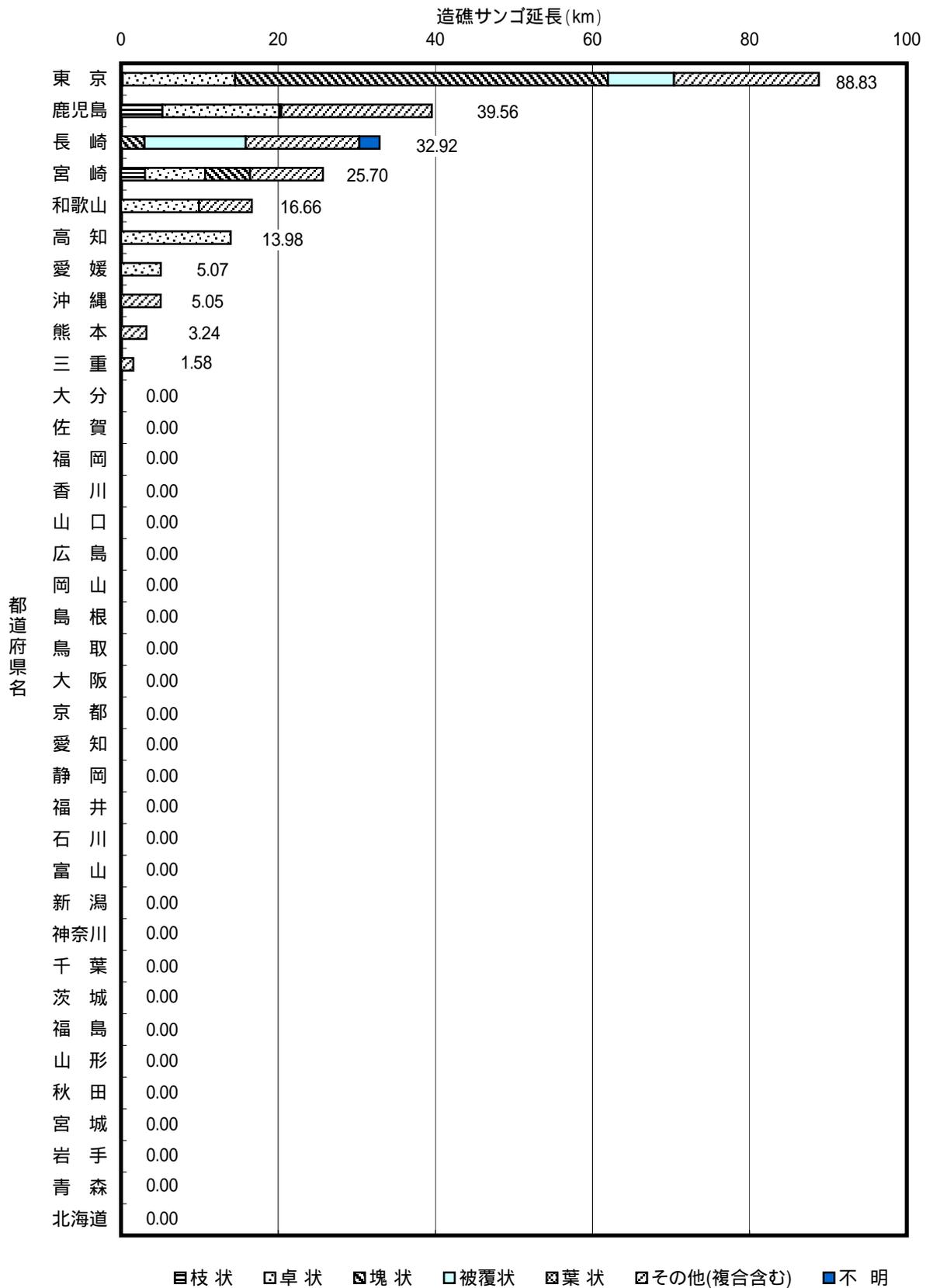


図 -2-129 都道府県別鳥獣保護区の造礁サンゴ延長

4) 浅海域環境と海岸（汀線）区分

(1) 地形条件（干潟）

① 全 国

全国の海岸(汀線)区分別干潟延長を、図Ⅲ－２－130 に示す。

人工海岸の干潟延長が 1,101.39km（全国の干潟延長に占める割合 47.71%）と最も長く、次いで自然海岸（664.71km 同 28.79%）、半自然海岸（460.09km 同 19.93%）となっており、河口部の干潟はほとんどみられない。

干潟の種類は、前浜が多く、次いで河口が多い。

② 都道府県別

都道府県別の海岸(汀線)区分別干潟延長を、図Ⅲ－２－131 に示す。

長崎県の干潟延長が 487.01km と最も長く、次いで熊本県（233.05km）、広島県（204.62km）、沖縄県（182.08km）となっている。

長崎県は自然海岸と半自然海岸、熊本県、広島県は人工海岸、沖縄県は自然海岸に干潟が多い。

(2) 生物相条件

① 藻 場

a. 全 国

全国の海岸(汀線)区分別藻場延長を、図Ⅲ－２－132 に示す。

藻場延長は、特に自然海岸で長く、8,391.89km（全国の藻場延長に占める割合 65.36%）となっている。次いで人工海岸（2,754.89km 同 21.46%）、半自然海岸（1,652.74km 同 12.87%）となっており、河口部には藻場はほとんどみられない。

自然海岸、半自然海岸、人工海岸は、いずれも複数種の海藻・海草が生育する地域を含む「その他」が多いが、自然海岸ではガラモ場も多い。

b. 都道府県別

都道府県別の海岸(汀線)区分別藻場延長を、図Ⅲ－２－133 に示す。

北海道の藻場延長が 1,756.02km と最も長く、次いで長崎県（1,445.66km）、山口県（961.44km）、愛媛県（850.12km）となっている。

これらはいずれも、自然海岸に藻場が多い。

② 造礁サンゴ

a. 全 国

全国の海岸(汀線)区分別造礁サンゴ延長を、図Ⅲ－２－134 に示す。

造礁サンゴ延長は、特に自然海岸で長く、1,732.70km（全国の造礁サンゴ延長に占める割合 81.76%）となっている。半自然海岸、人工海岸、河口部で

は造礁サンゴ延長は短い。

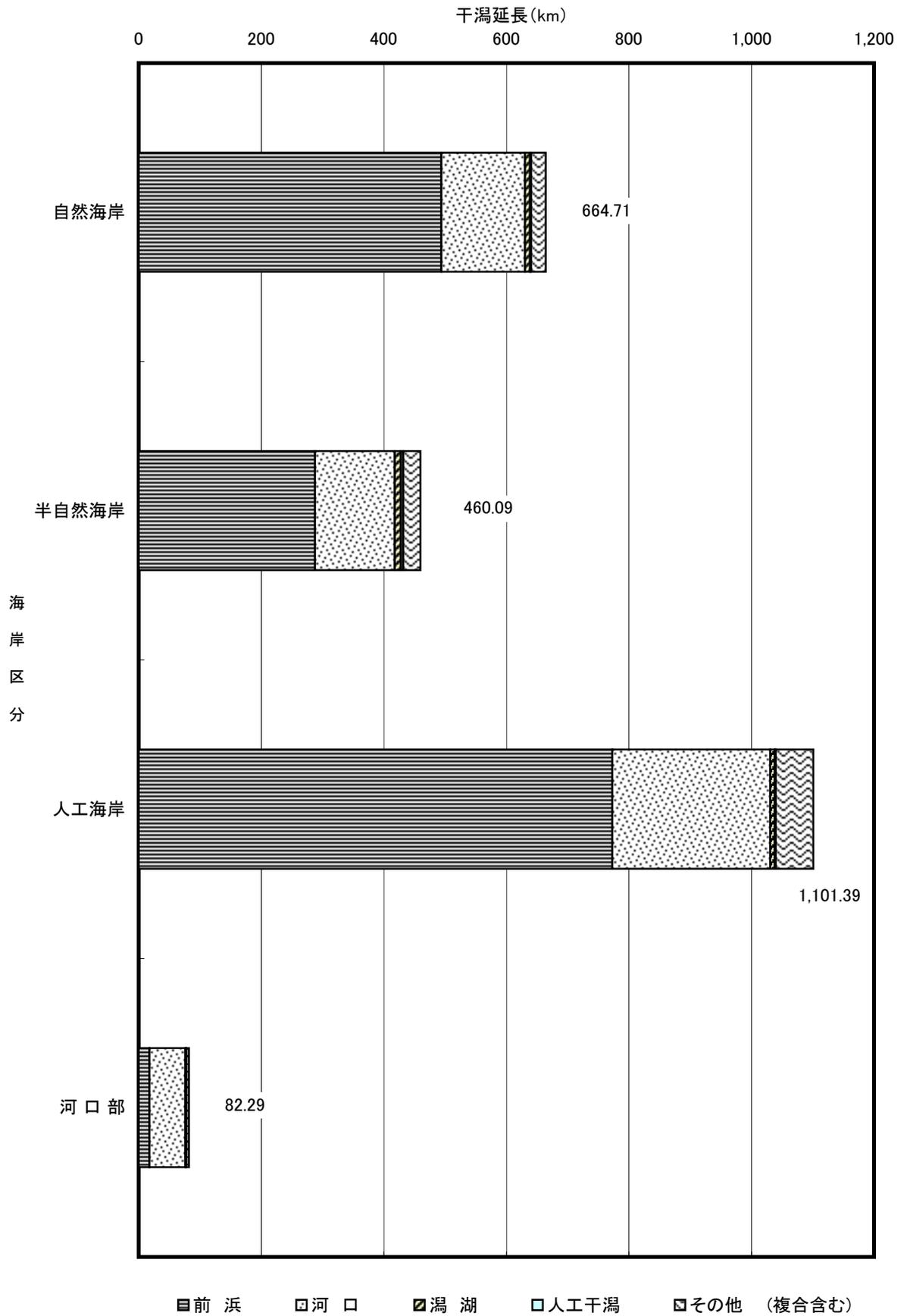
いずれの海岸区分も、複数種の造礁サンゴが生育する区域を含む「その他」が多い。

b. 都道府県別

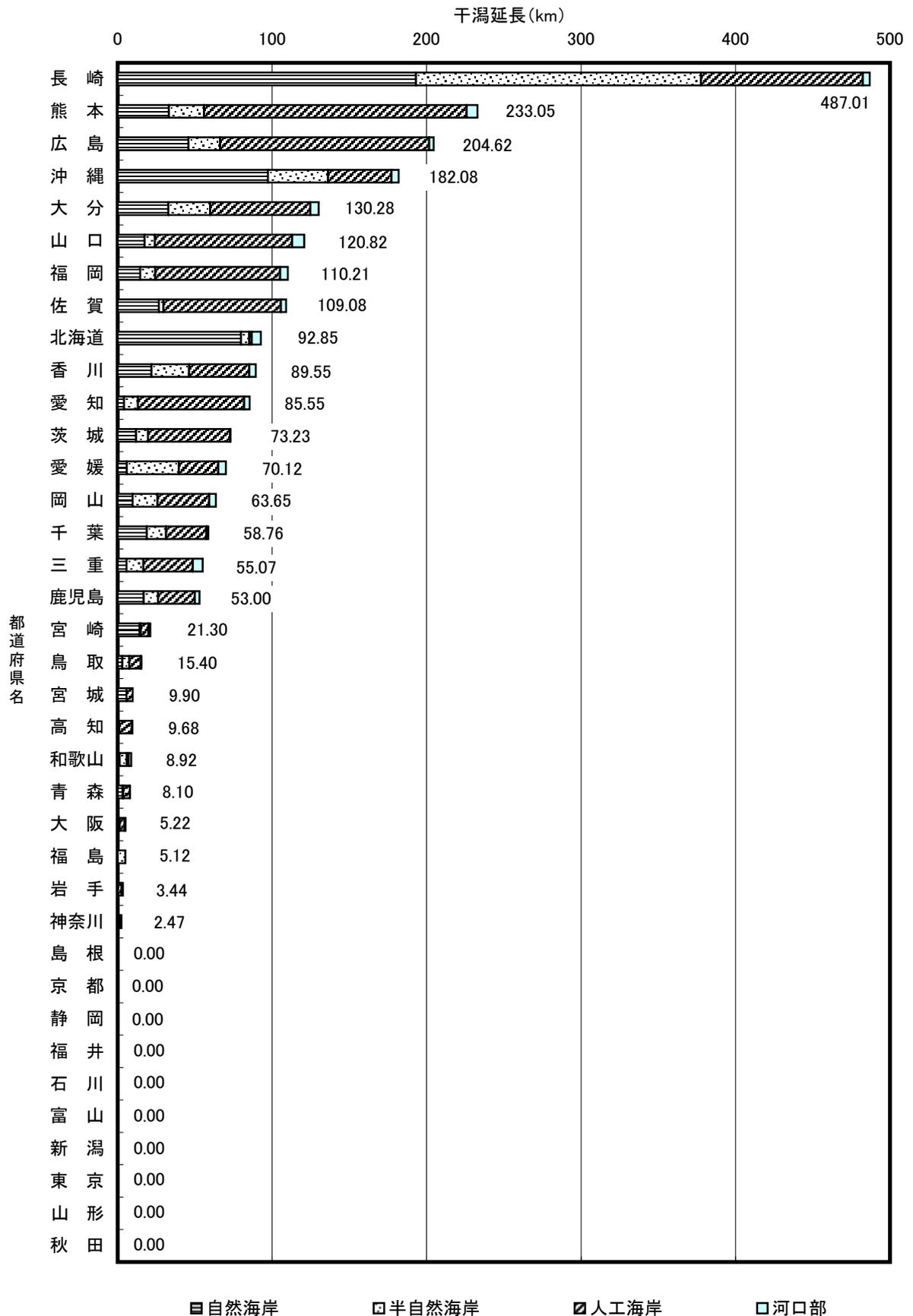
都道府県別の海岸(汀線)区分別造礁サンゴ延長を、図Ⅲ－２－135に示す。

造礁サンゴ延長は沖縄県が1,064.49kmと最も長く、次いで鹿児島県(584.10km)、東京都(138.72km)となっている。

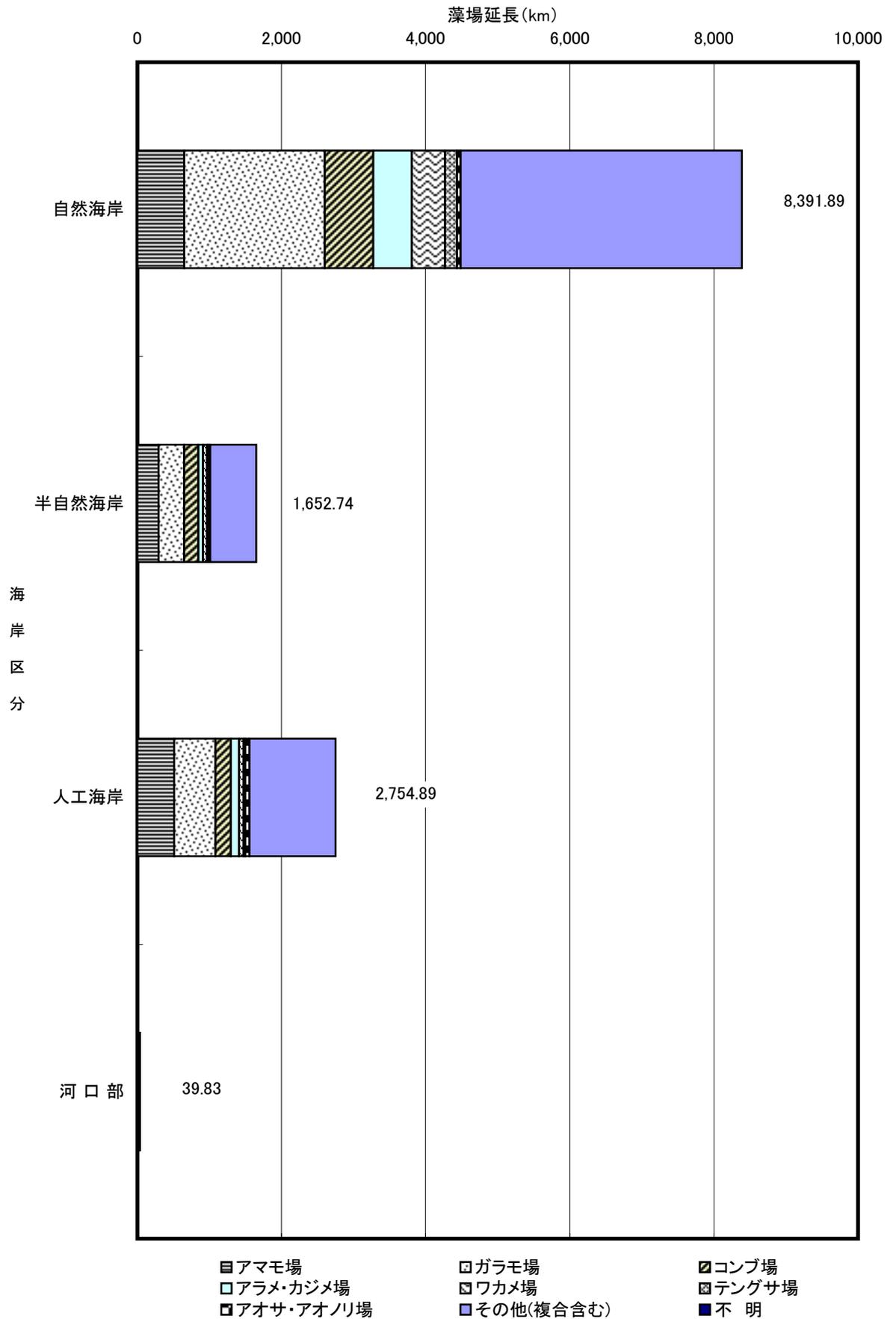
これらはいずれも、自然海岸に造礁サンゴが多い。



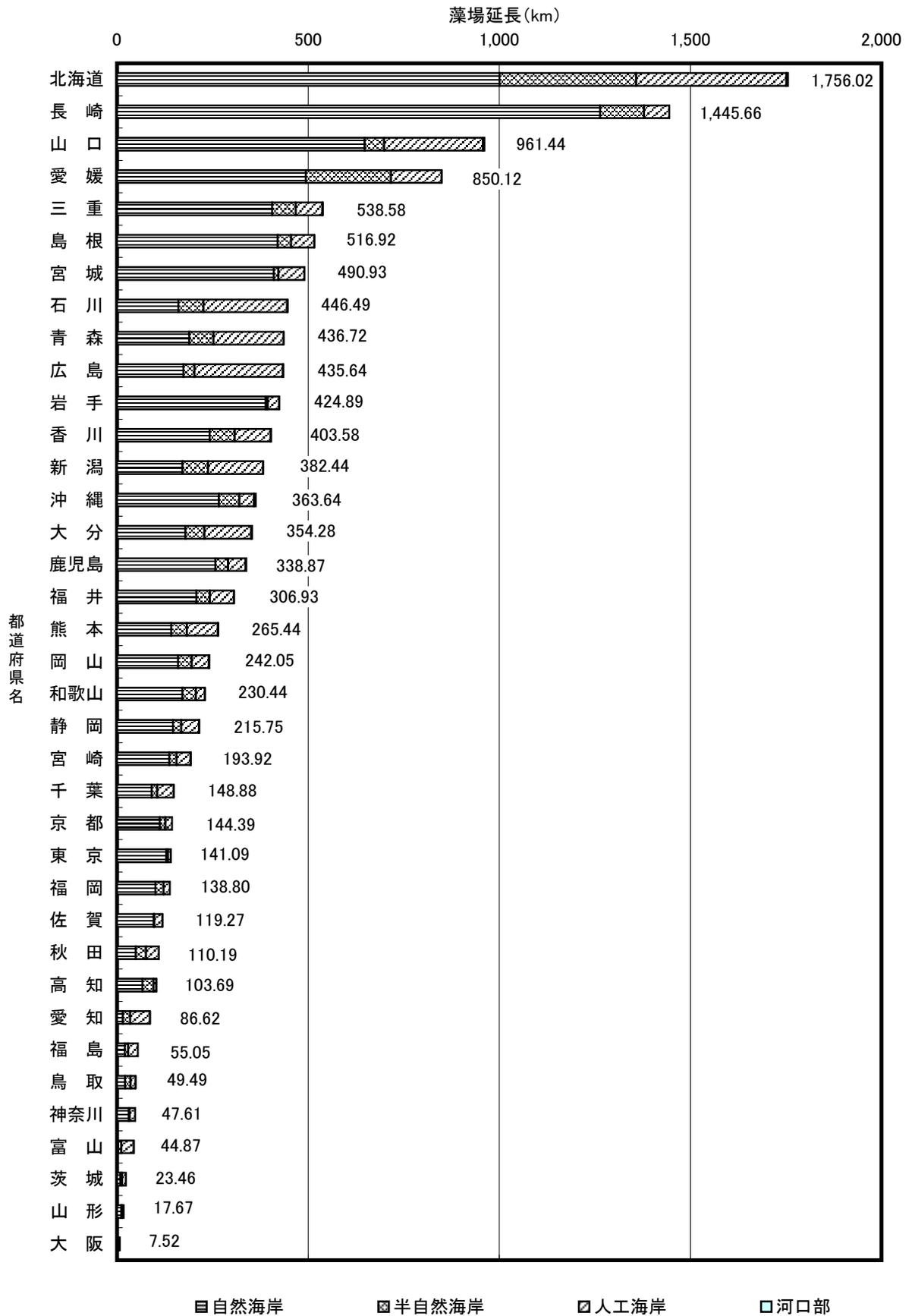
図Ⅲ-2-130 全国の海岸(汀線)区分別干潟延長



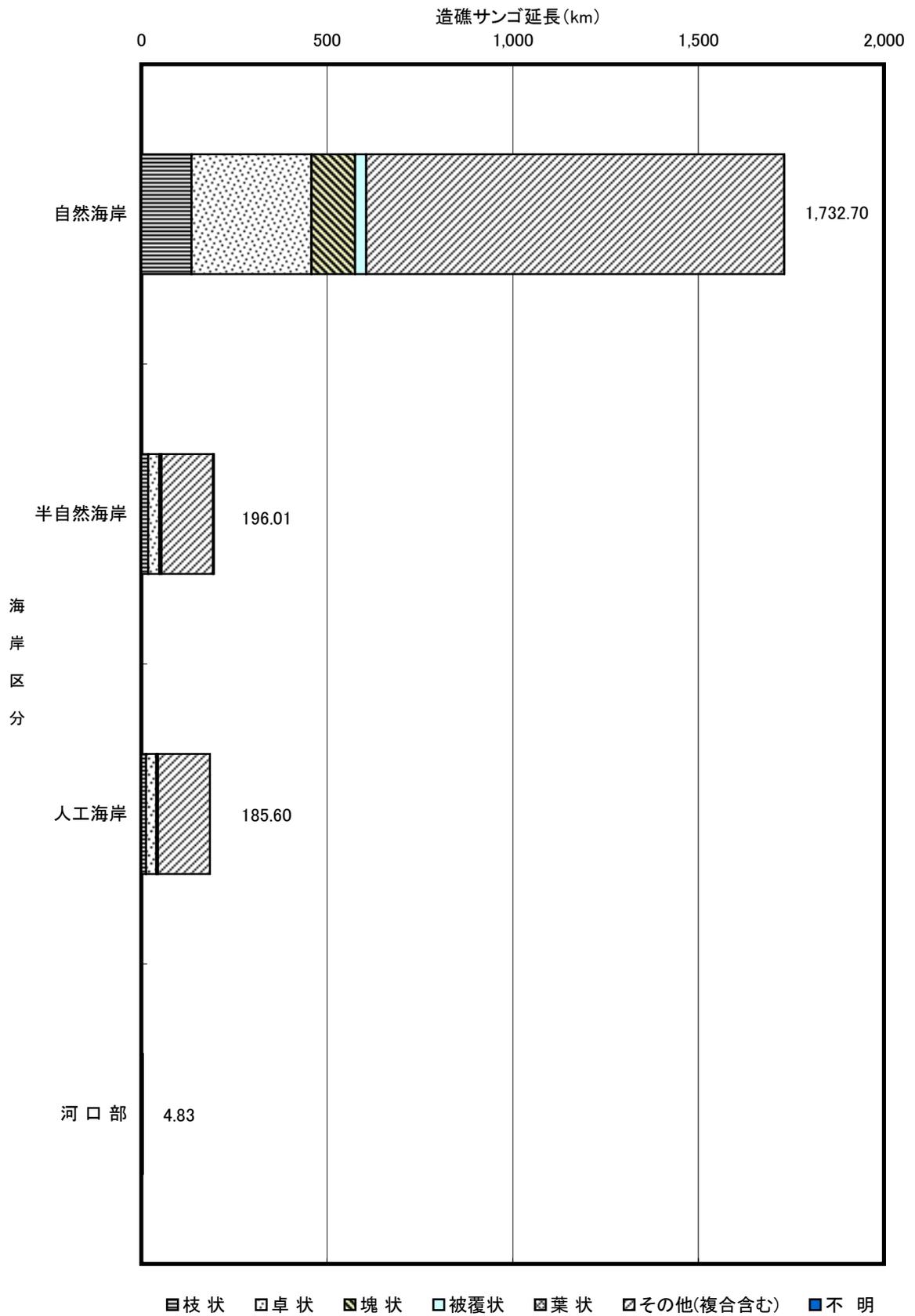
図Ⅲ-2-131 都道府県別海岸(汀線)区分別干潟延長



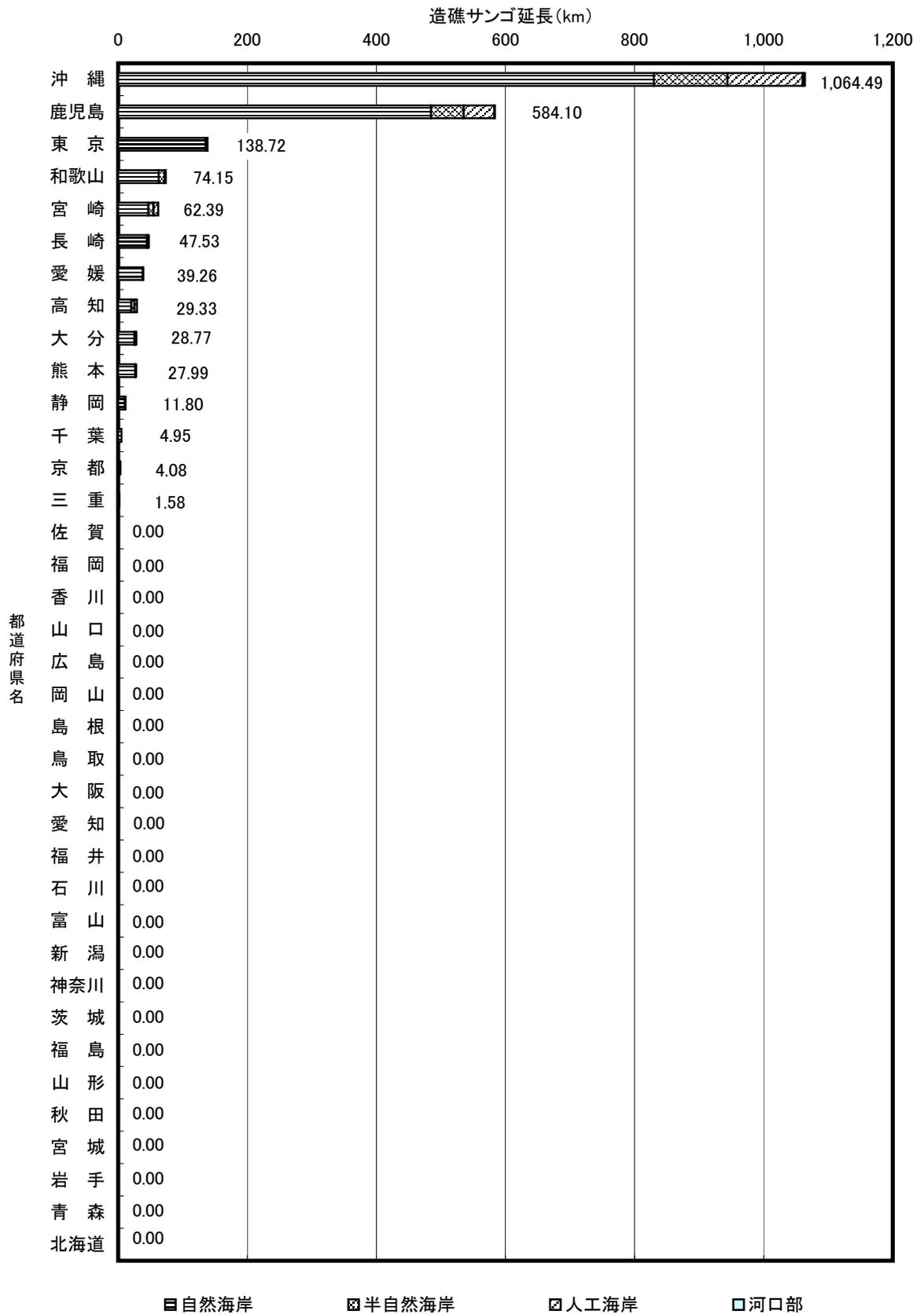
図Ⅲ-2-132 全国の海岸(汀線)区分別藻場延長



図Ⅲ-2-133 都道府県別海岸(汀線)区分別藻場延長



図Ⅲ-2-134 全国の海岸(汀線)区分別造礁サンゴ延長



図Ⅲ-2-135 都道府県別海岸(汀線)区別造礁サンゴ延長

3. 海辺生物調査

海辺生物調査結果は、データ集に示すとおりである。

IV. 今後の課題

1. 海岸(汀線)延長の計測

今回の調査(第5回自然環境保全基礎調査海辺調査)では、将来の電子地図化を想定して、デジタイザーにより計測区間の始終点の座標値及び計測区間の海岸(汀線)延長を明確にしたが、今後はGIS上での各種データの加工(面積・延長の測定、更新、転記等)を視野に入れた調査手法の検討が必要である。

2. 浅海域環境、海岸改変状況

都道府県からの報告データについては、各種図表と帳票との突合せにより、計測区間の属性データとしてデータベースを作成したことで位置データとリンクできたが、一部にはデータ未整備によるデータ欠落も余儀なくされた。これは、今回の調査における定義の変更、調査要領の変更等に起因するものであるが、今後の調査については同一条件でデータの更新・比較が可能となる。

3. 面積情報と海岸(汀線)延長情報のリンク

海辺環境総合解析におけるクロス集計・解析では、干潟、藻場、造礁サンゴを除く調査結果が海岸(汀線)延長であるため、干潟、藻場、造礁サンゴは面積情報ではなく、それらの分布する計測区間毎の海岸(汀線)延長を用いた。そのため、汀線から沖合いまで干潟、藻場、造礁サンゴが広く分布する場合、これらのボリュームが反映されていない。

この解決方法の1つとしては、これまでの計測区間単位の集計から各区間をグリッド(メッシュ)に変換した集計方法が考えられる。グリッド間隔は海岸改変が表現できる距離(間隔)が適切であろう。このような手法は、計測区間単位での集計や経年変化の把握は困難であるが、市町村、自然公園等の単位での集計、比較・解析は可能である。

このように、今後は干潟、藻場、造礁サンゴ等の面的情報と海岸(汀線)延長との評価軸を検討することが必要である。

4. 点情報と海岸(汀線)延長情報のリンク

海辺利用・法指定等状況調査、海辺環境総合解析におけるクロス集計・解析では、例えば点情報のように計測区間全体にわたって分布していなくとも、それらが含まれる計測区間の海岸(汀線)延長を用いた。そのため、たとえば点情報が同じく1ヶ所であっても、含まれる計測区間が長いほうが高評価となる場合がある。

精度の高い調査結果を取得するためには、このような課題を解決するための点情報と海岸(汀線)延長との評価軸についても検討することが必要である。